

⑦ 平成 28 年第 1 回定例会

(3 月 8 日招集)

町議会会議録

益城町議会

平成28年第 1 回益城町議会定例会目次

○3月8日（第1日）

出席議員	2
欠席議員	2
職務のため出席した事務局職員の職・氏名	3
説明のため出席した者の職・氏名	3
開会・開議	3
・ 諸般の報告（議席配付）	
日程第1 会議録署名議員の指名について	3
日程第2 会期の決定について	3
日程第3 議案第1号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第8号 益城町税条例等の一部を改正する条例の一部 を改正する条例の制定について	4
日程第4 議案第2号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第1号 上益城広域連合の処理する事務及び規約の一 部変更について	5
日程第5 議案第3号 平成27年度益城町一般会計補正予算（第5号）	6
日程第6 議案第4号 平成27年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	6
日程第7 議案第5号 平成27年度益城町介護保険特別会計補正予算（第3号）	6
日程第8 議案第6号 平成27年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第3号）	6
日程第9 議案第7号 平成27年度益城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3 号）	6
日程第10 議案第8号 平成27年度益城町水道事業会計補正予算（第3号）	6
日程第11 平成28年度施政方針について	15
日程第12 議案第9号 平成28年度益城町一般会計予算	26
日程第13 議案第10号 平成28年度益城町国民健康保険特別会計予算	26
日程第14 議案第11号 平成28年度益城町後期高齢者医療特別会計予算	26
日程第15 議案第12号 平成28年度益城町介護保険特別会計予算	26
日程第16 議案第13号 平成28年度益城町公共下水道特別会計予算	26
日程第17 議案第14号 平成28年度益城町農業集落排水事業特別会計予算	26
日程第18 議案第15号 平成28年度益城町水道事業会計予算	26
日程第19 議案第16号 益城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条 例の制定について	38
日程第20 議案第17号 益城町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改 正する条例の制定について	38

日程第21	議案第18号	町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の 制定について	38
日程第22	議案第19号	教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一 部を改正する条例の制定について	39
日程第23	議案第20号	議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	39
日程第24	議案第21号	益城町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について	39
日程第25	議案第22号	益城町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定につい て	39
日程第26	議案第23号	益城町税条例の一部を改正する条例の制定について	39
日程第27	議案第24号	益城町水利地益税条例を廃止する条例の制定について	39
日程第28	議案第25号	固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定に ついて	39
日程第29	議案第26号	益城町手数料条例の一部を改正する条例の制定について	39
日程第30	議案第27号	益城町中小企業融資金利子補給に関する条例の一部を改正す る条例の制定について	39
日程第31	議案第28号	益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につ いて	39
日程第32	議案第29号	益城町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の 人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正す る条例の制定について	39
日程第33	議案第30号	益城町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービ スの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防 サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る 基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	39
日程第34	議案第31号	益城町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部 を改正する条例の制定について	39
日程第35	議案第32号	熊本市及び益城町における連携中枢都市圏の形成に係る連携 協約の締結について	39
散会			42

○3月9日（第2日）

出席議員	43
欠席議員	43
職務のため出席した事務局職員の職・氏名	43
説明のため出席した者の職・氏名	43

開議	44
日程第1 総括質疑	44
散会	107

○3月10日（第3日）

出席議員	108
欠席議員	108
職務のため出席した事務局職員の職・氏名	108
説明のため出席した者の職・氏名	108
開議	109
日程第1 一般質問	109
7番 吉村建文議員	109

1 健康マイレージカードについて

平成25年9月議会、また平成26年6月議会で提案された健康マイレージカードの件についてその後どうなっているのかを伺う。

2 空き家対策について

（1）昨年9月議会で答弁された、空き家対策協議会を設置する方向で、役場関係部署と連携し、計画の策定を行うよう検討しているとの事であったが、現在の状況を伺う。

（2）また、データベースの整備を図っていく必要があるとの見解が示されたが、現状はどうなっているのか伺う。

3 地域未来塾について

平成27年度補正予算にひとり親家庭の子どもに対し学習支援を行う場所を開設するため必要な備品の購入費用等の補助が組み込んであるが町の取り組みについて伺う。

4 老朽化している益城町学校給食センターについて

昨年9月議会の総務常任委員会で視察した学校給食センターについて町の計画はどうなっているのか伺う。

8番 野田祐士議員	116
-----------	-----

1 地域包括ケアシステムについて

（1）現時点での地域づくりの状況はどうか。また県内に於ける市町村の地域包括支援センターの設置状況はどうか。

（2）現在の社会福祉協議会の位置づけを、どう考えているか。また、地域支援事業に於ける社会福祉協議会の、将来に向けてのあるべき姿をどのように考えているか。

今後、役割が増加するなか、社会福祉協議会を中心とし

た人員の補強と財政支援の機能強化を図ることが重要であるが如何か。

(3) 地域包括支援事業等の問題と課題について伺う。

2 西村町長の政治姿勢と行政運営の問題と課題

(1) 町民の皆様の意見や考えを、どう取り込んでいるのか。

また、議会に対してはどうか。

様々な施策について、町民や議会への事前説明や周知を行わないことは疑問である。

現在は「開かれた町長室」ではなく「閉ざされた町長室」になっていると思うが如何か。

(2) 木山交差点の改良に絡む問題と行政運営の問題と課題について。

(3) 行政運営の取り組み方についての問題と課題。

4 番 松本昭一議員 128

1 津森地域の活性化の取り組みについて

(1) 平成27年度の「ウーマンドリーム事業」の進捗状況を伺う。

(2) 地方創生加速化交付金を活用して、実施予定の平成28年度の「ウーマンドリーム事業」の取り組み内容を伺う。

(3) 「ウーマンドリーム事業」にアクセスする道路整備について伺う。

2 熊本県民体育祭に向けた取り組みについて

平成30年に県民体育祭が上益城郡で開催されるが施設の整備等について伺う。

5 番 榮 正敏議員 133

1 太陽光発電所工事について

(1) 大雨の時、地すべりなどはないのだろうか。

倒木した木をチップにして敷きならすと聞いたが、水を含んでそのまま地すべりなどの心配はないのか。もし、万が一の場合は、行政としての責任の範囲は。所在は。

(2) 環境に対する影響は。鳥や獣たちの動線はどうなるのか。

(3) 町に対する収入は。固定資産税や営業利益に対する税収は。法人税、事業税は。

2 町財政の今後について

(1) 人口減に伴う税収減はどうするのか。20代、30代世帯の人口減に対して、定住促進事業があるが、シニアタウン

構想や、他の構想はないか。

- (2) 町の老人施設などを含め高齢化による医療や介護にかかる費用は増え、支出は増大するばかりだ。その中で、クラウドファンディングやソーシャルインパクトボンドなどの考え方はないか。

3 児童福祉に関して

- (1) 待機児童対策は進んでいるが、不登校児童・生徒への支援や対策などはどうなっているのか。
- (2) 保育園の入所状況は。

散会 145

○3月15日（第4日）

出席議員	146
欠席議員	146
職務のため出席した事務局職員の職・氏名	146
説明のため出席した者の職・氏名	146
開議	147
日程第1 常任委員長報告	147
日程第2 議員提出第1号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	160
日程第3 議員提出第2号 木山交差点の私有地開発に絡む文化会館第二駐車場との土地交換に係わる調査特別委員会の経費に関する決議	163
日程第4 議員派遣の件	164
日程第5 閉会中の継続調査の件	164
閉会	164

平成28年 3 月 第 1 回益城町議会定例会会議録

1. 平成28年 3 月 8 日午前10時00分招集
2. 平成28年 3 月 8 日午前10時00分開会
3. 平成28年 3 月 8 日午後 2 時48分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 益城町議会議事堂
6. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第 1 号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

専決第 8 号 益城町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 4 議案第 2 号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

専決第 1 号 上益城広域連合の処理する事務及び規約の一部変更について

日程第 5 議案第 3 号 平成27年度益城町一般会計補正予算（第 5 号）

日程第 6 議案第 4 号 平成27年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）

日程第 7 議案第 5 号 平成27年度益城町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 8 議案第 6 号 平成27年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 9 議案第 7 号 平成27年度益城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）

日程第10 議案第 8 号 平成27年度益城町水道事業会計補正予算（第 3 号）

日程第11 平成28年度施政方針について

日程第12 議案第 9 号 平成28年度益城町一般会計予算

日程第13 議案第10号 平成28年度益城町国民健康保険特別会計予算

日程第14 議案第11号 平成28年度益城町後期高齢者医療特別会計予算

日程第15 議案第12号 平成28年度益城町介護保険特別会計予算

日程第16 議案第13号 平成28年度益城町公共下水道特別会計予算

日程第17 議案第14号 平成28年度益城町農業集落排水事業特別会計予算

日程第18 議案第15号 平成28年度益城町水道事業会計予算

日程第19 議案第16号 益城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第20 議案第17号 益城町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第21 議案第18号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第22	議案第19号	教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第23	議案第20号	議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第24	議案第21号	益城町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
日程第25	議案第22号	益城町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
日程第26	議案第23号	益城町税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第27	議案第24号	益城町水利地益税条例を廃止する条例の制定について
日程第28	議案第25号	固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
日程第29	議案第26号	益城町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
日程第30	議案第27号	益城町中小企業融資金利子補給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第31	議案第28号	益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第32	議案第29号	益城町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第33	議案第30号	益城町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第34	議案第31号	益城町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第35	議案第32号	熊本市及び益城町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について

7. 出席議員（17名）

1 番 上 村 幸 輝 君	2 番 下 田 利久雄 君	3 番 富 田 徳 弘 君
4 番 松 本 昭 一 君	5 番 榮 正 敏 君	6 番 中 川 公 則 君
7 番 吉 村 建 文 君	8 番 野 田 祐 士 君	9 番 宮 崎 金 次 君
10 番 坂 本 貢 君	11 番 寺 本 英 孝 君	12 番 坂 田 みはる 君
13 番 石 田 秀 敏 君	14 番 中 村 健 二 君	16 番 渡 辺 誠 男 君
17 番 荒 牧 昭 博 君	18 番 稲 田 忠 則 君	

8. 欠席議員（1名）

15 番 竹 上 公 也 君

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 吉 崎 博 美

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	西 村 博 則 君	教 育 長	森 永 好 誠 君
会 計 管 理 者	福 島 幸 二 君	総 務 課 長	森 田 茂 君
総務課審議員	河 内 正 明 君	秘書広報課長	堀 部 博 之 君
企画財政課長	藤 岡 卓 雄 君	企画財政課審議員	中 桐 智 昭 君
税 務 課 長	緒 方 潔 君	住民生活課長	森 部 博 美 君
子ども課長	花 田 博 文 君	健康づくり推進課長	安 田 弘 人 君
健康づくり推進課審議員	西 口 博 文 君	いきいき長寿課長	後 藤 奈保子 君
福 祉 課 長	坂 本 祐 二 君	農 政 課 長	森 本 光 博 君
建 設 課 長	坂 本 忠 一 君	都市計画課長	杉 浦 信 正 君
下水道課長	富 田 正 秀 君	学校教育課長	田 中 秀 一 君
生涯学習課長	高 森 修 自 君	水 道 課 長	西 村 秀 幸 君
代表監査委員	濱 田 義 紀 君		

開会・開議 午前10時00分

○議長（稲田忠則君） 皆さんおはようございます。

平成28年第1回益城町議会定例会が招集されましたところ、議員の皆さんには大変お忙しい中に御出席いただきましてありがとうございます。

なお、15番竹上議員から、本日から3月14日まで欠席する旨の届け出がっております。

議員定数18名、出席議員17名であります。

これより、平成28年第1回益城町議会定例会を開会いたします。

まず、閉会中における諸般の報告をいたします。内容については議席に配付のとおりです。

それでは日程に従い、会議を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（稲田忠則君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第111条の規定により、6番中川公則議員、14番中村健二議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（稲田忠則君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、本日から3月15日までの8日間といたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(稲田忠則君) 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は8日間とすることに決定いたしました。

なお、日程について申し上げます。本日は、本定例会に提案されました議案の説明を行います。あす9日は総括質疑、10日は一般質問、11日は常任委員会書類審査、12日、13日は休会、14日は常任委員会現地視察、15日は常任委員長報告、質疑、討論、採決、その他ということでまいりたいと思います。

日程第3 議案第1号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

専決第8号 益城町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する 条例の制定について

○議長(稲田忠則君) 日程第3、議案第1号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」、専決第8号「益城町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長(西村博則君) 皆さん、おはようございます。平成28年第1回益城町議会定例会開会に当たり一言御挨拶を申し上げて、提案理由の説明をさせていただきます。

議員の皆様におかれましては、各地域の問題解決、町民の皆様の安心安全確保などに日夜努力をいただいていることに関しまして、厚く御礼を申し上げます。

また、傍聴席には早朝からわざわざお越しいただきまして、本当にありがとうございます。心から感謝を申し上げます。

今年に入りまして、1月10日に益城町文化会館におきまして成人式が実施され、男性149名、女性146名、合計295名の方が晴れて成人式を迎えられ、厳粛な雰囲気の中、成人式を行うことができました。

1月17日は益城町消防団の出初式が開催され、威風堂々の分列入場行進の後、通常点検競技が実施され、残念ながら昼の標的倒し競技は雨天のため中止されました。各分団の威信をかけた真剣な姿と見ていますと、町民の皆様の安心安全を守っていただく存在として非常に心強く感じたところです。

また、3月5日、6日には木山初市があり、6日は雨の天気予報でしたが好天にも恵まれ、さらに5日、テレビの放映もあり、たくさんの来場者でにぎわっていました。また、商工会女性部の皆さんによる名物の市だごも6日の2時ごろには完売となっています。また、第3日曜日、保健福祉センター駐車場で開催しています益城町ふるさと市場はびまるも6日出店され、相乗効果で非常ににぎわっておりました。魅力的なイベントの開催は、まちづくり、ひいては若い世代の定住促進にもつながりますことから、町としても全力で支援してまいります。

さて、今回提案しております議案は、専決処分が2議案、補正予算関係が6議案、平成28年度

当初予算が7議案、そして、条例など17議案、合計32議案となっております。

それでは、早速御説明を申し上げます。

それでは、議案第1号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて、専決第8号、益城町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、昨年、地方税法の改正に伴い、町税条例の一部が改正されましたが、同年に再度、個人番号の利用取り扱いを見直す方針が示されたことを踏まえての税条例の一部改正となっております。よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） これより、質疑を許します。質疑はありませんか。ありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） はい、質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） はい、討論なしと認めます。

これより、議案第1号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」専決第8号「益城町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

この採決は起立によって行います。

これに承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。よって、議案第1号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」専決第8号「益城町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について」は承認することに決定しました。

日程第4 議案第2号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

専決第1号 上益城広域連合の処理する事務及び規約の一部変更について

○議長（稲田忠則君） 日程第4、議案第2号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」専決第1号「上益城広域連合の処理する事務及び規約の一部変更について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第2号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて、専決第1号、上益城広域連合の処理する事務及び規約の一部変更について、御説明申し上げます。

行政不服審査法が改正され、平成28年4月1日から施行されることに伴い、上益城広域連合におきましても行政不服審査についての取り扱いが生じるため、上益城広域連合の処理する事務及び規約の一部を変更する必要があります。

広域連合の処理する事務及び規約を変更する場合、地方自治法の規定により議会の議決、同文

議決を行う必要がありますが、同文議決期間が平成28年1月19日までとなっていましたことから、専決処分を行いました。

よって、地方自治法の規定に基づき報告し、承認を求めるものでございます。

○議長（稲田忠則君） これより、質疑を許します。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これより、議案第2号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」専決第1号「上益城広域連合の処理する事務及び規約の一部変更について」を採決します。

この採決は起立によって行います。

これに承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。よって、議案第2号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」専決第1号「上益城広域連合の処理する事務及び規約の一部変更について」は承認することに決定しました。

お諮りいたします。日程第5、議案第3号「平成27年度益城町一般会計補正予算（第5号）」から日程第35、議案第32号「熊本市及び益城町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について」までを一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。よって、日程第5、議案第3号「平成27年度益城町一般会計補正予算（第5号）」から日程第35、議案第32号「熊本市及び益城町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について」までを一括議題といたします。

日程第5 議案第3号 平成27年度益城町一般会計補正予算（第5号）

日程第6 議案第4号 平成27年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

日程第7 議案第5号 平成27年度益城町介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第8 議案第6号 平成27年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第3号）

日程第9 議案第7号 平成27年度益城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

日程第10 議案第8号 平成27年度益城町水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（稲田忠則君） これより、提案理由の説明を求めます。

まず、日程第5、議案第3号「平成27年度益城町一般会計補正予算（第5号）」から日程第10、議案第8号「平成27年度益城町水道事業会計補正予算（第3号）」までの説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） それでは、補正予算関係ですが、議案第3号、一般会計補正予算（第5

号)は歳入歳出5,759万5,000円を増額しまして、歳入歳出総額110億3,649万円としています。

今回の補正予算は、国が一億総活躍社会の実現に向けた緊急対応として創設された交付金に対応した補助事業費の増額、今回条例改正を提案しています給与改定による給料及び職員手当の増額、入札残などによる減額が主なものになっています。

歳入の主なものは、決算見込みによる税額を5,328万円、地方消費税交付金を1億3,000万円、国が一億総活躍社会の実現に向けた緊急対応として創設した地方創生加速化交付金4,104万8,000円、農業用機械購入及び農業用施設整備のための補助金で、担い手確保・経営強化支援事業補助金9,739万8,000円など増額。また、基金繰入金を2億3,000万円、事業費の確定などにより町債を3,340万円減額しています。

歳出の主なものは、今回創設された地方創生加速化交付金を活用して実施するプロモーション展開業務委託料など地方創生費4,104万8,000円、国保財政安定化支援事業繰出金2,030万3,000円、農業機械購入等に対する補助金で、担い手確保・経営強化支援事業補助金9,739万8,000円、公共下水道特別会計への繰出金1,800万円。また、給与改定による給料、職員手当等を増額、定住促進住宅建設補助金1,470万円、潮井自然公園整備工事費3,300万円、小学校空調整備工事費5,500万円、ふるさとづくり施設整備費補助金1,750万円などを減額しています。そのほか、決算見込みによる不足額の増額及び入札残等による不用額の減額となっています。

次に、特別会計につきましては、議案第4号、国民健康保険特別会計補正予算(第4号)は6,693万6,000円の増額、議案第5号、介護保険特別会計補正予算(第3号)は7,919万8,000円の減額、議案第6号、公共下水道特別会計補正予算(第3号)は1,280万円の増額、議案第7号、農業集落排水事業特別会計(第3号)は149万円の増額となっています。さらには、議案第8号、水道事業会計補正予算(第3号)は、収益的支出を93万円減額、資本的収入を1,725万1,000円減額するものです。

なお、各会計の補正予算の内容につきましては企画財政課長に説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長(稲田忠則君) 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長(藤岡卓雄君) 企画財政課長の藤岡でございます。

今回、提案しております平成27年度の補正予算関係6議案について、私のほうから御説明申し上げます。

まず、議案第3号、平成27年度益城町一般会計補正予算書(第5号)でございます。

1ページをお開きください。平成27年度益城町一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,759万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110億3,649万円とする。

第2条で地方債の補正を記載しております。6ページをお開きください。

第2表地方債補正でございます。

1、追加でございます。起債の目的、情報セキュリティ強化対策事業債、限度額を770万円

としております。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、掲載しているとおりでございます。これは地方公共団体の情報セキュリティを強化するもので、2分の1国庫補助に係る補助裏について充当率100%の限度額となっております。

次に、7ページが変更でございます。

起債の目的、上益城中央2期地区中山間総合整備事業債、限度額を130万円の増としております。これは事業費の増に伴う補正でございます。

起債の目的、基幹水利ストックマネジメント事業債、限度額を420万円の減としております。これは対象事業費の変更に伴う補正でございます。

起債の目的、特定農業用管水路等特別対策事業債、限度額を190万円の減としております。これは事業費の確定に伴う補正でございます。

起債の目的、県営ため池等整備事業債、限度額を240万円の減としております。これは事業費の変更に伴う補正でございます。

起債の目的、橋梁改修事業債、限度額を60万円の減としております。これは起債対象額の確定に伴う補正でございます。

次、起債の目的、潮井自然公園整備事業債、限度額を1,590万円の減としております。これは補助金決定に伴う補正でございます。

起債の目的、小学校空調設備設置事業債、限度額を1,010万円の減としております。これは事業費確定に伴う補正でございます。

起債の目的、益城町公民館トイレ等改修事業債、限度額を730万円の減としております。これも事業費確定に伴う補正でございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じでございます。

次に、10ページをお開きください。10ページからが歳入となっております。

1款町税につきましては、平成27年度の決算見込みによります増額または減額の計上でございます。

6款地方消費税交付金につきましても、平成27年度の決算見込みによります増額の計上でございます。

10款国有提供施設等所在市町村助成交付金につきましては、額の決定による補正でございます。

12款地方交付税につきましても、普通交付税の確定による補正でございます。

それから、14款分担金及び負担金は、決算見込みによる補正でございます。

15款使用料及び手数料も、決算見込みによる補正でございます。

16款国庫支出金1項国庫負担金の1目民生費国庫負担金も、児童手当の決算見込みによる補正でございます。

16款の2項国庫補助金の1目総務費国庫補助金の説明欄、1番目と2番目の社会保障・税番号制度、個人番号カード関連事務委任交付金及び個人番号カード交付事務費交付金は、交付金決定に伴う補正でございます。3番目の社会保障・税番号制度個人システム整備費補助金は、総務省関係分及び厚生労働省関係分をあわせた電算関連の補助金確定に伴う減額補正でございます。次

の地域活性化地域住民生活等緊急支援交付金は、12月補正で歳出分を計上しましたウーマンドリーム事業分でございます。次の地方創生加速化交付金は、津森地区のウーマンドリーム事業関連分、それから、町全域に係る空き家調査関連分で、現在国に申請している事業に係る計上でございます。一番下の地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金は、6ページの地方債で説明しました2分の1国庫補助分でございます。

次に、14ページの16款2項の2目民生費国庫補助金は各交付金等の決算見込みによる補正でございます。3目衛生費国庫補助金は、事業内容の見直しによりクーポン券事業を取りやめたことによる減額補正でございます。5目農林水産業費国庫補助金の担い手確保・経営強化支援事業補助金は、国の補正に伴う農業用機械購入、施設整備補助で、事業費に係る2分の1補助分の計上。次の団体営農業農村整備事業補助金は、事業費確定に伴う減額補正でございます。7目土木費国庫補助金の2節都市計画費補助金は、交付額の決定に伴う減額補正。3節の住宅費補助金は、補助申請がなかったことに伴う減額補正でございます。9目教育費国庫補助金の3節幼稚園費補助金は、法改正に伴うシステム改修で事業費の2分の1国庫補助分でございます。

次に、15ページ、16款3項の2目民生費委託金は、対象者の増加に伴う補正でございます。

次に、17款県支出金1項県負担金の1目民生費県負担金は、児童手当の決算見込みによる補正でございます。

次に、17款2項2目の民生費県補助金の2節老人福祉費補助金は、実績による補正でございます。3節児童福祉費補助金は、決算見込みによる補正でございます。3目衛生費県補助金は、各補助金の内示による増額または減額の補正でございます。5目農林水産業費県補助金も、各補助金の決定による増額または減額の補正でございます。

次に、17款3項1目総務費委託金の3節統計調査費委託金は、交付金決定に伴う補正でございます。

17ページの18款2項の1目不動産売払収入は、里道払い下げ分等の計上でございます。2目の物品売払収入は、町有林の間伐材分の計上でございます。

19款の寄付金は、15名の方から今年度寄附をいただいておりますので、その分の計上でございます。

20款繰入金は、歳入歳出の調整額として基金繰入金の減額を計上しているものでございます。

次に、18ページ、22款諸収入1項の1目延滞金は、就農実績に伴う増額補正でございます。

次の22款5項の5目雑入の説明欄の1番目と2番目の雨水浸透ます設置費補助金、それから、雨水タンク設置補助金は、申請件数の減に伴う補正でございます。説明欄の3番目の県市町村振興協会市町村交付金は、オータムジャンボ宝くじ収益による交付金の計上でございます。次からの教育実習生受け入れ費、地域型保育施設連携費、電気使用料は実績による補正でございます。次の農地保有合理化促進事業業務委託費及び熊本水源の森づくり事業補助金は、額の確定による補正でございます。

23款町債は、6ページ、7ページの地方債の補正で説明したとおりでございます。

次に、20ページでございます。20ページからが歳出でございます。

1 款議会費は、給与改定に伴う補正でございます。

2 款総務費 1 項総務管理費の 1 目一般管理費は、早期退職者 3 人分の計上でございます。3 目電子計算機運用費の 13 節は、社会保障・税番号制度に係る改修費確定に伴う補正でございます。18 節は、地方公共団体情報セキュリティ強化対策に伴う機器購入費の計上でございます。19 節は負担金の確定に伴う補正でございます。

4 目企画費の 13 節福田地区乗り合いタクシー運行業務委託料は、決算見込みによる補正でございます。19 節地方バス運行等特別対策補助金は、補助金決定に伴う補正でございます。10 目男女共同参画センター運営費は、給与改定に伴う補正でございます。11 目地方創生費は、地方創生関係を新しい目として増目したものでございますが、歳入で説明しました地方創生加速化交付金に係る事業の計上でございます。主な内容としましては、22 ページの 13 節及び 17 節でございます。内訳としましては津森地区のウーマンドリーム関連分が 3,479 万 8,000 円、それから町全域に係る空き家調査関連分が 479 万 8,000 円でございます。

次に、23 ページ、2 款 2 項の 4 目就農率向上対策事業費は決算見込みによる減額補正でございます。

次の 2 款 3 項 1 目戸籍住民基本台帳費の 1 節報酬は、マイナンバー制度のカード交付に伴う勤務日数増加による補正でございます。2 節から 4 節は、給与改定に伴う補正でございます。19 節の社会保障・税番号制度、個人番号カード関連事務委任交付金は、全額国庫補助で補助金決定に伴う補正でございます。

次の 2 款 4 項の 1 目選挙管理委員会費は、給与改定に伴う補正でございます。

次に、25 ページ、2 款の 5 項統計調査費は、決算見込みによる減額補正でございます。

次の 2 款 6 項の 1 目監査委員費は、給与改定に伴う補正でございます。

次に、26 ページでございます。3 款民生費 1 項 1 目社会福祉総務費の 2 節、3 節、4 節は、給与改定に伴う補正でございます。13 節の障害者福祉システム導入委託料は、住民からの要望に迅速に対応するための補装具システム及び日常生活用具システムの導入に係る計上でございます。4 目の老人福祉費 28 節は、介護保険特別会計、包括的支援事業・任意的事業繰出金の額決定に伴う補正でございます。

次の 3 款 2 項の 1 目児童福祉総務費は、28 ページまでにわたりますが、給与改定に伴うもの及び決算見込みによる補正でございます。

次の 3 款 2 項 2 目の児童措置費も、決算見込みによる補正でございます。

次の 3 目児童福祉施設費は、給与改定に伴う補正でございます。

次に、29 ページ、4 款衛生費 1 項 1 目保健衛生総務費の 3 節、4 節は、給与改定に伴う補正でございます。28 節は、国保財政安定化支援事業繰出金の額決定に伴う補正でございます。2 目の予防費は、予防接種した等の減による補正でございます。3 目環境衛生費は、説明欄の 1 番目の熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会負担金が事務職員増に伴うもの、説明欄の 2 番目、3 番目は、申請件数の減に伴う補正でございます。

次に、5 目健康増進事業費は、受診件数の減に伴う補正でございます。

次に、30ページでございます。4款衛生費2項1目塵芥処理費の11節は、入札残に伴う補正でございます。19節は申請件数の減に伴う補正でございます。

次の6款農林水産業費1項1目農業委員会費は、農業委員会法の改正に伴う選挙制度廃止による選挙人名簿関連事務費の減に伴う補正でございます。2目農業総務費は、給与改定に伴う補正でございます。3目の農業振興費の説明欄1番目の青年就農給付金（経営開始型）事業補助金は、国の補正に伴うもので、2人分を、説明欄2番目の担い手確保・経営強化支援事業補助金も、国の補正に伴うものですが、こちらは2分の1補助の農業用機械購入、施設整備補助で、事業費に係る分の計上でございます。説明欄3番目の鳥獣被害防止緊急支援事業補助金は、国の補助金増額による減額補正でございます。5目農地費は次のページにわたりますが、事業費確定による減額または増額の補正でございます。

次に、32ページの6目農業振興促進事業費は、実績による減額補正でございます。8目地域農政総合推進事業費は、助成額決定に伴う補正でございます。

6款2項の林業費は、財源組み替えでございます。

7款1項の1目商工総務費は、給与改定に伴う補正でございます。2目の商業振興費は、次のページになりますが、平成27年度の夏祭りを平成26年度予算の繰越事業で実施したことによる減額補正でございます。4目企業誘致推進費は、給与改定に伴う補正でございます。

次の8款土木費1項の1目土木総務費も、給与改定に伴う補正でございます。

次の8款2項の2目道路新設改良費は、県道小池竜田線の改良事業に伴う補正でございます。3目橋梁維持費は、財源組み替えでございます。

次の8款土木費4項1目都市計画総務費の2節、3節、4節は、給与改定に伴う補正でございます。19節の説明欄の上でございます。市町村アスベスト調査分析事業補助金は、申請件数の減に伴う補正でございます。説明欄の下、定住促進住宅建設補助金は、補助金確定に伴う補正でございます。28節は、公共下水道特別会計繰出金の額決定に伴う補正でございます。5目の公園費は、補助金決定による事業費の減に伴う補正でございます。

次に、36ページでございます。8款5項の1目住宅管理費は、給与改定に伴う補正でございます。

次の10款教育費1項2目事務局費の2節、3節、4節、6節は、給与改定に伴う補正でございます。13節の公務支援システム改修委託料は、熊本県教育委員会で平成28年度に改修予定であることに伴う減額補正でございます。3目の語学指導費は、新規のALT採用がなかったことに伴う補正でございます。

次の10款2項小学校費1目学校管理費の2節、3節、4節も、給与改定に伴う補正でございます。15節は、入札残の減額補正でございます。2目教育振興費の13節は、該当がなかったことによる減額補正でございます。

次のページの19節は、転入児童分の補正でございます。

次の10款3項中学校費の1目学校管理費も、給与改定に伴う補正でございます。2目教育振興費は、該当がなかったことによる減額補正でございます。

次の10款5項1目幼稚園費の2節、3節も、給与改定に伴う補正でございます。13節は、法改正に伴うシステム改修分の計上でございます。

次の10款6項1目社会教育総務費の2節、3節、4節も、給与改定に伴う補正でございます。19節は、地区公民館の新築未執行分の減額補正でございます。2目の公民館費は、13節、15節とも入札残の減額補正でございます。

次のページです。9目交流情報センター運営費は、給与改定に伴う補正でございます。

次の10款7項の1目保健体育総務費も、給与改定に伴う補正でございます。2目の体育施設費はバスケットのヴォルターズ試合数が総合体育館指定管理料の設定時から減になったことに伴う補正でございます。3目の学校給食費の2節、3節、4節は、給与改定に伴う補正でございます。13節は、炊飯回数及び児童生徒数の増に伴う補正でございます。

12款公債費は、地方債の元金及び利子の額確定に伴う補正でございます。

42ページの14款予備費につきましては、歳入歳出の調整額としての計上となっております。

以上で議案第3号の説明を終わります。

続きまして、議案第4号でございます。平成27年度益城町国民健康保険特別会計補正予算書（第4号）でございます。

こちら1ページをお開きください。平成27年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,693万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億4,711万5,000円とするとしております。

6ページをお開きください。6ページからが歳入となっております。

5款国庫支出金は、高額医療費共同事業負担金及び特定健康診査等負担金、ともに負担金の確定による補正でございます。

6款療養給付費等交付金も、退職者医療に対する交付金の確定による補正でございます。

8款県支出金の高額医療費共同事業県負担金及び特定健康診査等負担金も、県負担金の確定による補正でございます。

10款共同事業交付金の高額医療費共同事業交付金及び保険財政共同安定化事業交付金、ともに交付金確定に伴う補正でございます。

13款繰入金は、国保財政安定化支援事業費の確定により一般会計繰入金の増額を計上するものでございます。

8ページからが歳出でございます。

2款保険給付費1項療養諸費の1目一般被保険者療養給付費は、一般被保険者の療養給付費が見込みより増加したための補正でございます。2目退職被保険者等療養給付費は、退職被保険者の療養給付費が見込みより減少したための補正でございます。3目一般被保険者療養費は、一般被保険者の補装用具等に係る療養費が見込みより増加したための補正でございます。5目審査支払手数料は、国保連合会審査支払手数料が見込みより減少したための補正でございます。

2款2項高額医療費の1目一般被保険者高額療養費は、一般被保険者に係る高額療養費が見込

みより増加したための補正でございます。2目退職被保険者等高額療養費は、退職被保険者に係る高額療養費が見込みより増加したための補正でございます。3目一般被保険者高額介護合算療養費は、一般被保険者に係る高額介護合算療養費が見込みより減少したための補正でございます。4目退職被保険者等高額介護合算療養費は、退職被保険者に係る高額介護合算療養費が見込みより減少したための補正でございます。

7款共同事業拠出金は、1目及び4目とも拠出金の確定に伴う補正でございます。

8款保険事業費は、財源組み替えでございます。

12款予備費につきましては、歳入歳出の調整額の計上でございます。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

次に、議案第5号、平成27年度益城町介護保険特別会計補正予算書（第3号）でございます。

こちら1ページをお開きください。平成27年度益城町介護保険特別会計補正予算書（第3号）は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,919万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億1,686万8,000円とするとしております。

こちら6ページが歳入でございます。

4款国庫支出金1項の1目介護給付費負担金は、介護給付費国庫負担金の決算見込みによる補正でございます。

5款支払基金交付金1項の1目介護給付費交付金は、社会保険診療報酬支払基金交付金の決算見込みによる補正でございます。

6款県支出金1項の1目介護給付費負担金は、介護給付費県負担金の決算見込みによる補正でございます。

10款繰入金の1項の3目地域支援事業繰入金包括的支援事業任意事業は、包括的支援事業任意事業費の決定等による一般会計繰入金の増額補正となっております。

8ページが歳出でございます。

2款保険給付費1項の1目居宅介護サービス給付費、それから3目の地域密着型介護サービス給付費、5目の施設介護サービス給付費、9目の居宅介護サービス計画給付費、いずれも介護報酬改定に伴う減額または増額の補正でございます。

次の2款2項の1目介護予防サービス給付費も、介護報酬決定に伴う減額補正でございます。

次の2款7項の1目特定入所者介護サービス費も、介護報酬改定に伴う減額補正でございます。

次の5款地域支援事業費の2項の2目任意事業費は、家族介護慰労金支給事業の実績に伴う減額補正でございます。

10款予備費につきましては、歳入歳出の調整額としての計上でございます。

以上で、議案第5号の説明を終わります。

次に、議案第6号でございます。平成27年度益城町公共下水道特別会計補正予算書（第3号）でございます。

こちら1ページをお開きください。平成27年度益城町公共下水道特別会計補正予算書（第3

号)は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,280万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億6,594万3,000円としております。

第2条では地方債の補正を記載しております。

4ページをお開きください。第2表地方債の補正でございます。

1、変更でございます。起債の目的は公共下水道事業でございます。限度額を970万円減額し、1億8,610万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。これは事業費を減額することから起債も減額するものでございます。

7ページをお開きください。歳入でございます。

1款使用料及び手数料は、決算見込みによる増額補正でございます。

5款繰入金は、歳入歳出の調整として一般会計繰入金を増額補正するものでございます。

8款町債は、2表の地方債補正で説明したとおりでございます。

8ページからが歳出でございます。

1款事業費1項1目公共下水道費の2節から6節までは、給与改定に伴う補正でございます。13節委託料は、事業減に伴う減額補正でございます。14節使用料及び賃借料は、津森本線枝線管渠工事に伴う水道管布設がえ時の機械借り上げとしての計上でございます。15節工事請負費は、事業減に伴う減額補正でございます。16節原材料費は、ます設置等に伴う原材料としての計上でございます。

次に、9ページの2目施設費の2節、3節は、給与改定に伴う補正でございます。12節、13節は、発生汚泥の増に伴う運搬費及び処分費の増分の計上でございます。19節の説明欄の2番目ですが、熊本市への区域外流入世帯の把握漏れに伴う補正でございますが、平成18年度分からの延べ476世帯で使用料として町で徴収していた分に係る計上でございます。

3款予備費につきましては、歳入歳出の調整額の計上となっております。

以上で、議案第6号の説明を終わります。

次に、議案第7号、平成27年度益城町農業集落排水事業特別会計補正予算書(第3号)でございます。

こちらも1ページをお開きください。平成27年度益城町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ149万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,696万5,000円とするとしております。

6ページをお開きください。6ページが歳入でございます。

1款使用料及び手数料は、決算見込みによる増額補正でございます。

2款分担金及び負担金も、受益者分担金の決算見込みによる増額補正でございます。

7ページが歳出でございます。1款事業費の1項の1目農業集落排水事業費は、消費税の中間納付分の計上でございます。2目施設費は、給与改定に伴う補正でございます。

3款予備費につきましては、歳入歳出の調整額の計上となっております。

以上で、議案第7号の説明を終わります。

続きまして、議案第8号でございます。平成27年度益城町水道事業会計補正予算（第3号）です。

1 ページをお開きください。総則第1条、平成27年度益城町水道事業会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。次が、収益的収入及び支出でございます。第2条、平成27年度益城町水道事業会計予算（以下「予算」という）第3条に定めた収益的収入及び支出額のうち、支出の予定額を次のとおり補正する。

21款益城町水道事業費用の補正でございます。補正予定額を93万円の減額として計上しております。

次、資本的収入及び支出でございます。第3条、予算、第4条に定めた資本的収入及び支出の括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億3,817万3,000円を2億5,542万4,000円に、当年度損益勘定留保資金2億3,817万3,000円を2億5,547万4,000円に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

31款益城町水道事業資本的収入1,725万1,000円を減額補正するものでございます。

次に、議会の議決を経なければ流用できない経費としまして、第4条予算、第6条に定めた経費の金額を次のとおり補正するものです。職員給与93万円の減額補正でございます。

5 ページをお開きください。平成27年度益城町水道事業会計補正予算書（第3号）実施計画明細書でございます。収益的収入及び支出の支出でございます。

21款益城町水道事業費用1項営業費用4目総係費1節給料、2節手当、5節法定福利費、103節賞与引当金繰入額につきましては、人事異動等による増額及び減額補正でございます。

6 ページをお開きください。資本的収入及び支出の収入でございます。

31款益城町水道事業資本的収入6項補助金1目補助金2節国庫補助金の減額の1,725万1,000円は、これは統合化計画により国庫補助金を使って飯野地区簡易水道及び東南部地区簡易水道施設改修工事を行っておりますが、県内で国庫補助事業を行っている自治体全て要望額の約7割の内示状況で、カットされた約3割分を今回減額するものでございます。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 日程第5、議案第3号「平成27年度益城町一般会計補正予算（第5号）」から日程第10、議案第8号「平成27年度益城町水道事業会計補正予算（第3号）」までの説明が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。11時5分から再開いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時05分

日程第11 平成28年度施政方針について

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで日程第11、平成28年度市政方針についてを議題とします。これを許します。

西村町長。

○町長（西村博則君） 平成28年第1回益城町議会定例会が開催されるに当たり、今年度の町政並びに予算編成、また、これに関連する議案の説明に先立ちまして、まず、私の所信を申し上げ、議員の皆様はもとより、町民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

我が国の人口は平成20年をピークに減り始めておりまして、人口減少が進む中、国では少子化対策や地方の人口増加、地域経済の活性化などを目指した地方創生のための諸施策が推進されております。本町におきましても、昨年11月に人口の将来展望を示す益城町人口ビジョンを策定するとともに、12月には、益城町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、地方創生に特化した施策の基本的方向をお示ししたところでございます。さらに、本年3月には、第5次益城町総合計画・後期基本計画を策定し、町の将来像であります「水とみどり豊かで人安らぐ「夢・創造」のまち」の実現に向け、さまざまな施策に取り組んでまいります。

さて、今回、町長として2回目の予算編成となりますが、町民の皆さんが元気に笑い合えるまちづくりを目指し、町の優先プロジェクトを具体的に実行できるよう、予算編成を行っております。

それでは、早速、今年度の主要施策につきまして所信を述べさせていただきます。

まず、健康・福祉施策についてでございます。

近年におきまして、急速な高齢化が進む中で、本町におきましても超高齢化社会を迎え、高齢者世帯が増加し、あわせて認知症者数も増加しております。今後、高齢者に対する生活支援のニーズはますます高まっていくものと考えられます。

高齢者支援につきましては、地域包括ケアシステムの構築を大きな柱としました第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を基本に、重度な要介護状態となっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、介護予防、生活支援など、多様な施策に取り組んでまいります。また、包括的地域ケア会議にて多職種連携を図ることにより、高齢者虐待防止や生活弱者相談支援を図り、社会福祉協議会などの関係機関並びにボランティア団体など地域住民と一体となって、高齢者が安心して生活できる施策の推進に努めてまいります。

認知症対策としましては、認知症サポーターを増やすなど、認知症に対する理解を熟知する活動を進めていくほか、認知症初期集中支援チームを立ち上げ、認知症の早期発見、早期治療に努めてまいります。

次に、障害者福祉につきましては、ノーマライゼーションの理念のもと、益城町障がい者計画・益城町障がい福祉計画に基づき、障害のある人もない人もともに生き生きと生活し活動できる社会を目指し、誰もが住みなれた地域において自立した生活を送ることができるように、障害への理解を一層深めていくとともに、安心して生活ができるよう、在宅福祉サービスなどの充実に努めてまいります。

これからの福祉施策の推進に当たりましては、町民の皆様の福祉ニーズに的確に対応するため、地域住民を主体とした見守りや、人と人とのつながりから福祉のまちづくりを行うことを理念に

掲げ策定しました益城町地域福祉計画に基づいて、高齢者や障害者、さらには乳幼児から大人まで、全ての町民の皆様が住みなれた場所で安心して暮らせるよう、地域福祉の推進を図ってまいりたいと考えております。

また、交通弱者対策として平成27年度から実施しております高齢者や障害者に対するタクシー券配付事業につきましては、平成28年度も継続して実施してまいります。

なお、町民の皆様の癒やしの場であります町民憩の家につきましては、指定管理者制度の導入によりさまざまなサービス事業を展開しております。今後も、利用者の皆様に楽しんでいただけるよう、指定管理者との連携を図りながら、施設やサービスの充実を図ってまいります。

子育て支援につきましては、益城町子ども・子育て支援事業計画「すくすくえがお益城っこプラン」に基づき、核家族化や女性の社会進出による保育ニーズに対応するため、認可保育所や小規模保育施設などの地域型保育事業の施設を計画的に整備し、待機児童の解消に努めてまいります。

また、ファミリーサポートセンター事業及び放課後児童健全育成事業や病児・病後児保育事業、一時預かり事業など、仕事と子育ての両立ができる環境を整備するとともに、安心して子どもを産み育てる環境づくりに努めてまいります。あわせて、中学校3年生までの子ども医療費助成をはじめ、つどいの広場事業やひとり親支援なども引き続き進めてまいります。

一方、社会問題となっている児童虐待などにつきましては、要保護児童対策地域協議会での関係機関との連携強化を図り、迅速な対応と防止に取り組んでまいります。

次に、町民の皆様の健康づくりに向けた取り組みでございますが、生き生きと心身ともに健康で長生きすることは、全ての町民の皆様の共通の願いです。しかし、ライフスタイルの変化や偏った食事、運動不足などにより、肥満や糖尿病、高血圧など生活習慣病が増え、その結果、個人や健康保険の医療費が増大し、大きな社会問題となっています。

町では、今後も町民の皆様一人一人が自分の健康に関心を持っていただくため、自分の健康は自分で守るという意識の普及、啓発を図るとともに、二つの新たな事業に取り組みます。一つ目は、検診の受診や健康・スポーツイベントなどに参加した場合にポイントを付与して、町内で使える商品券などと交換できる健康ポイント事業で、二つ目は地域の公民館などを利用して行う運動を取り入れた健康づくり事業「元気ましき（仮称）」です。これらの事業を実施することによりまして、地域に即した、ましき版の健康づくり事業を総合的に推進してまいります。

また、少子化対策などの一環として、不妊治療に取り組んでいる方の経済的な負担軽減を図るため、特定不妊治療に要する費用の一部を新たに助成します。

次に、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険についてでございます。

まず、国民健康保険事業につきましては、医療費の急激な増加に対応するため、本町国保の疾病状況を踏まえたデータヘルス計画に基づき、生活習慣病予防対策事業をはじめとした医療費適正化事業などに一層取り組んでまいります。

国民健康保険の財政運営につきましては、高齢化の進展や医療技術の高度化、生活習慣病の増加などに伴う医療費の増加により、非常に厳しい状況にあります。しかし、平成28年度からの診

療報酬などの引き下げや、本年10月からの短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大による被保険者数の減少など、国保財政にとっては明るい材料もあります。また、平成30年度からの国保都道府県化に向けて、ジェネリック医薬品の普及促進、健診の受診による病気の早期発見・早期治療、ましき版の新たな健康づくり事業などに積極的に取り組んでまいります。

後期高齢者医療保険事業につきましては、町の役割であります保険料の徴収事務や申請受付などの窓口業務をしっかりと果たし、また、分かりやすい制度の周知を行うなど、高齢者が安心して医療を受けられるよう取り組んでまいります。特に後期高齢者の疾病予防を図るため、後期高齢者を対象とした人間ドックを引き続き行い、また、新規事業として、歯科口腔健康診査事業を実施します。

介護保険事業につきましては、第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、団塊の世代が75歳以上の高齢者となります2025年に向けて、地域包括支援センターの機能を強化し、引き続き地域包括ケアシステムの構築を図りながら、在宅医療と介護の連携と介護予防事業を推進してまいります。また、認知症高齢者の増加に伴うグループホームの設置、開設を促進するほか、低所得者に配慮しながら費用負担の公平化を図り、持続可能な運営に努めます。

次に、生活環境の整備についてでございます。

地域の魅力ある住みよさが実感でき、安全・安心で快適な生活環境を実現するための生活環境の整備、中でも道路整備は重要な位置づけであると考えております。限られた財源を有効に活用し、町民の多様なニーズを的確に捉え、道路と地域が一体となったよりよいまちづくりのため、今後も引き続き、生活に密着した安全で人に優しい道路の整備、改良に努めてまいります。

平成28年度の道路事業の主なものとしましては、農免道線の早期事業完了を目指してまいります。また、改良工事が必要な幹線町道の事業着手に向けた調査を行ってまいります。今後、老朽化の進む橋梁につきましては、昨年に引き続き、橋梁長寿命化修繕計画をもとに適時適切な長寿命化を図ってまいります。町道テクノ工業団地線におきましては、引き続き整備を進めてまいります。その他、町道、里道、町有道路及び下排水路につきましても、地域の皆様の要望も取り入れながら、引き続き整備を進めてまいります。

都市計画におきましては、益城町のまちづくりの具体的目標を示しました都市計画マスタープランに沿って、計画的に実施してまいります。

特に、市街化調整区域の活性化に向けた地区計画や集落内開発制度を活用し、既存集落のさらなる活性化を推進します。その中で、定住化対策として、中学生以下の子どもがいる世帯が市街化調整区域の飯野、福田、津森地区の指定区域内に家を新築された場合の補助金制度などの普及を図ります。運用開始からの実績は、平成23年度が9件、24年度12件、25年度が27件、26年度が62件、27年度が12月末現在で10件の申請があり、小学生62人、中学生12人、未就学児童131人の増加を見ており、地区別では飯野地区40件、福田地区69件、津森地区11件となっております。

次に、町営住宅につきましては、平成24年2月に策定しました益城町公営住宅等長寿命化計画に基づき、計画的な整備改修を進めてまいります。

次に、益城台土地区画整理事業では、西地区につきましては住居系の区画整理として、ハウス

メーカーの参加を促し、確実な資金計画を策定することにより、早期着工を目指しております。中地区につきましては、組合運営にかかわる方針、事業計画変更を決定し、実施段階へと進めていけるよう支援します。東地区は、昨年5月末に市街化区域編入等の都市計画決定がなされ、本年は区画整理組合を設立予定でありますことから、早期の事業着手ができるよう支援します。また、町の中央部である木山地区を活性するための益城中央地区土地区画整理事業につきまして、平成28年度より事業調査費を計上し、商工会及び地域住民の皆様と一緒に、まちづくりについて考えていきたいと考えております。

次に、公園整備につきましては、平成25年度から進めてまいりました潮井自然公園整備事業が4年目を迎え、平成28年度におきましても、社会資本整備補助金を利用し整備するとともに、既設の公園につきましては適正な維持管理を行います。

次に、公共下水道事業につきましては、公共下水道区域内では北部流域の町道テクノ工業団地線の一部を残し完了しております。

特定環境保全公共下水道区域につきましては、飯野処理区及び津森処理区の下水道整備工事を引き続き進めてまいります。飯野処理区につきましては、飯田地区の管渠布設工事に伴う舗装工事と一部区域における管渠整備を予定しており、平成28年度に整備が完了します。また、津森処理区につきましては、上小谷及び堂園の一部と上陣の管渠布設工事を予定しております。あわせて、平成26年、27年度で管渠布設が進んでおります県道堂園小森線、県道熊本高森線と上下小谷集落内の舗装本復旧工事を予定しております。

浄化センターにつきましては、供用開始後22年が経過した施設の長寿命化計画策定による実施設計を平成27年度に行い、平成28年度から経済的で効率的な改築工事に着手する予定です。

今後も、下水道事業の目的であります快適で衛生的な生活環境への改善並びに公共用水域の水質保全を図るため、着実に事業を推進してまいります。

水道事業につきましては、上水道第4次拡張事業も平成27年度で完了することで、平成28年度からは老朽管更新事業を計画的に進め、耐震化を図ってまいります。

また、簡易水道事業につきましては、平成28年度までに上水道へ統合する方向で国の指導がなされており、本町も順調に進捗しているところです。平成28年度も統合化計画に基づき老朽化した施設の更新などを行い、安全・安心な水道水を安定的に供給してまいります。今後は適切かつ効率的な事業の運営を図り、一層の経営改革と経営基盤強化に取り組んでまいります。

次に、消防・防災対策についてでございます。

町の消防・防災対策につきましては、地域防災のかなめとなる町消防団員の確保と同時に、機械器具の装備充実を図るため、消防積載車2台を更新、配備するとともに、地下式防火水槽及び消火栓の新設も計画的に実施してまいります。

また、災害から町民を守るため、国、県の指針に沿い、町地域防災計画の見直しを行い、また、大規模災害に備え、飲料水及び非常食の備蓄、発電機や投光器などの施設器具などの整備を引き続き計画的に進めてまいります。

さらに、災害に負けない益城町を目指し、地域との合同防災訓練を実施し、自助、共助、公助

による連携を深め、地域での防災力を高めてまいります。

また、引き続き自主防災組織の結成を促進するとともに、育成、強化に関して必要な助言及び指導などを行ってまいります。自分たちの地域は自分たちで守るという意識をさらに高め、行政、町民一体となって災害の予防、町土の保全、町民の生命、身体及び財産の保護に努めてまいります。

次に、環境対策についてでございます。

本町は、水と緑に恵まれた豊かな自然環境の中にある誇れる郷土ですが、近年、特にごみ問題や不法投棄、野焼き、また、河川の水質環境の悪化など、日常生活に密着した環境問題が顕在化しています。

町では、このような環境問題に対し、まずごみ問題につきましては循環型社会の構築を進めており、分別収集の徹底に努めるとともに、資源ごみ回収活動団体への助成や、広報活動などにより減量化やリサイクルを進めてまいります。

また、不法投棄や野焼きなどの不法行為については、県や保健所、警察との連携を強化するとともに、町ホームページなどでの啓発を行い、その防止に努めてまいります。

河川の水質保全につきましては、関係機関と連携し、水質の汚濁防止や監視に努め、啓発活動を行い、地域と一体となり取り組んでまいります。

地球温暖化対策としましては、地球環境の悪化が懸念される中、住宅用太陽光発電などの設置への補助や、身近にできる省エネ・再生可能エネルギーの普及啓発を引き続き行ってまいります。

また、貴重な資源である熊本の地下水を未来に残す取り組みとしまして、県や市町村、企業、地域と連携し、地下水保全対策に取り組んでまいります。雨水浸透施設などの推進をはじめ、企業との産官連携による冬期湛水事業（冬水たんぼ）を実施し、地下水涵養を積極的に進めてまいります。これらの取り組みにより、環境への負荷を少なくし、快適、安全な生活環境を創出してまいります。

次に、ごみとし尿等の処理の広域化の検討についてでございます。

一般廃棄物であるごみとし尿等の処理については、本町及び周辺町村で構成されている一部事務組合で行っておりますが、いずれも施設が老朽化しているため更新する時期となっており、用地確保、処理システムなどに関する事項について、広域的な視点から協議し、効率的、効果的な事業実施を図ってまいります。

次に、消費者生活相談事業の推進についてでございます。

消費者トラブルは、社会情勢の変化により複雑、多様化し、増加傾向にあります。これらに対応するため、弁護士による無料法律相談や上益城郡5町広域連携による消費生活相談窓口を設置し、今後も継続して相談体制の充実と消費生活における安全・安心に努めてまいります。

次に、各種証明発行における住民サービス向上についてでございます。

住民の利便性向上のため、マイナンバーに対応したコンビニエンスストアでの各種証明書発行サービスを実施してまいります。また、住民票や戸籍謄本などの不正請求、不正取得の防止を図るため、本人通知制度を実施します。あわせて、窓口サービスの向上を図るため、平成28年4月

から、庁舎1階の住民生活課に各種証明書の発行に特化したスペースを設けるとともに、「よりよいおもてなし」「住民目線の窓口サービスを目指して」をコンセプトに、来庁された町民の方々のプライバシーに配慮した、分かりやすく、ライフイベントの手続きが可能な限りワンストップでできるような庁舎1階のフロア改修を予定しております。

次に、地方創生の推進に伴う地域活性化についてでございます。

国は平成26年12月に、まち・ひと・しごと創生長期ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、それを受け熊本県は平成27年10月に、熊本県人口ビジョン及び熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しました。

本町におきましても、平成27年6月に学識経験者、町議会、産業、医療団体、官公庁、教育機関、金融機関、報道機関及び公募委員からなる益城町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会を設置し、協議を重ね、平成27年11月に本町の人口の将来展望を示す益城町人口ビジョンを、また、平成27年12月には地方創生に取り組む基本的な計画として、平成31年度までの5カ年の基本目標や具体的な施策を取りまとめた益城町まち・ひと・しごと総合戦略を策定しました。

人口ビジョンでは、全国的な人口減少の流れの中、本町の人口を平成27年度時点で3万人規模を維持することを努力目標に掲げ、総合戦略では、人口減少の抑制を図る観点から、若い世代を中心に、雇用の創出、移住・定住の促進、希望に応じて結婚、出産、子育てができる環境づくり、安全・安心な暮らしと地域間連携の四つを政策目標に掲げ、その政策目標を達成するため47の事業に取り組むこととしております。

そのような中、平成27年11月には他の地方自治体の先進事例となる地方創生先行型事業として、津森地域の活性化を目的とする近代女子教育の発祥地の地から発信するウーマンドリーム事業が国から認可され、既に取り組みを開始しており、平成28年度につきましても継続的に取り組んでまいります。

今後は、地方創生加速化交付金や、新型交付金である地方創生推進交付金などの国のさまざまな補助制度を活用しながら、昨年策定しました総合戦略を本町の地域活性化の起爆剤として積極的に取り組んでいくとともに、新設する政策推進課題内に地方創生係を配置し、地方創生の推進、深化を図ります。

次に、第5次益城町総合計画後期基本計画についてでございます。

平成28年4月から第5次益城町総合計画後期基本計画に基づく行政運営が開始されることになります。この後期基本計画は、計画期間を平成28年度から平成32年度までとしており、策定に当たっては、審議会への公募委員の参画や住民ワークショップの開催、住民アンケートの実施など、住民の皆様が考えるまちづくりへの思いを入れながら策定しています。あわせて、昨年12月に策定した益城町まち・ひと・しごと創生総合戦略についても後期基本計画の中に位置づけ、仕事と人の好循環、それを支える町の活性化を図ってまいります。

また、第5次益城町総合計画後期基本計画策定の基本的方向性として、「まちのにぎわいづくりの推進」「ましきブランドづくりとシティプロモーションの推進」「協働のまちづくりによる人づくりとコミュニティの再構築」などを掲げ、策定しています。これらの基本的方向性はソフ

ト事業に重点を置いており、今後は、地域づくり、人づくりなどに関するソフト事業を推進することで町を元気にし、地域の活性化を図っていくこととしています。

次に、熊本連携中枢都市圏構想の取り組みについてでございます。

国の連携中枢都市圏構想推進要綱に基づく熊本連携中枢都市圏構想の取り組みが、本年4月から実施されることとなります。これは人口減少、少子高齢化社会にあっても、地域を活性化し、経済を持続可能なものとし、住民が安心して暮らしていけるよう、本町と熊本市が連携を図るというものです。具体的には、熊本市を中心とした17市町村で構成する熊本連携中枢都市圏の将来像などを示した熊本連携中枢都市圏ビジョンに基づき、必要な事業を実施してまいります。

次に、商工業の振興についてでございます。

商工業の活性化も先に述べました第5次益城町総合計画及び益城町まち・ひと・しごと創生戦略に基づき進めていくこととなりますが、平成27年度に策定しました益城町中小企業振興基本条例を踏まえ、今年度は、益城町中小企業融資金利子補給に関する条例の一部を改正し、新規事業者の発掘など創業者支援に努めてまいります。

また、益城町の産品販売を目的としました「はびまる」も住民の皆様に着実に定着してまいりましたが、さらに活性化するよう町のホームページに特産品PRサイト「はびまるサイト」を開設し、町の特産品情報はもちろん、町のおすすめスポットなどのPR活動も強化してまいります。

さらには、平成27年度、国の交付金を活用して実施しました住宅リフォーム助成事業の申請状況を考慮し、町の単独事業として引き続き実施してまいります。

また、企業誘致と雇用の場の確保につきましては、新たな産業団地の基本調査に取り組み、その調査結果をもとに、地域再生計画や構造改革特区等を活用し、本町にあった企業誘致をさらに推進してまいります。

次に、農業政策についてでございます。

農業は安全な食糧の安定供給のほか、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観など、有形無形の多面的な機能を有する産業です。しかし、農業従事者の高齢化や担い手の減少、遊休農地の増加など、農業を取り巻く環境は厳しさが増しております。さらに、国内産業などに大きな影響が心配されています環太平洋経済連携協定、TPPが大筋合意されましたが、いまだ不透明で先行きが見えない中、本町にとりましても相当な影響があるのではないかと危惧しており、今後の動向が注視されるところです。

こうした諸問題と真摯に向き合い、地域農業の持続的な再生、発展に向けて、平成28年度においては次のような取り組みを行います。

農地政策の基盤として作成した人・農地プランを定期的に見直し、農地の中間的な受け皿として、新たに創設された農地中間管理機構との連携による農地利用集積、集約化への取り組みを積極的に支援するとともに、担い手対策として、国などの事業の活用による新規就農者の育成、確保を図り、農業所得の向上並びに経営の安定化による農業後継者の増加を推進してまいります。

また、農業経営の安定と食料自給率の向上を図るための経営所得安定対策につきましては、より一層の定着充実を促進してまいります。

また、農村基盤の整備につきましては、地域住民が参画した農地・水保全管理支払交付金事業により、日本型直接支払制度の多面的機能支払交付金事業を推進してまいります。

6次産業化ネットワークの取り組みとしましては、西日本フレッシュ株式会社や株式会社マースなどの工場の操業に伴い、地域の生産者と連携した農産物の活用により、農業生産者の経営の安定化と収益性の向上、さらには新規就農者の増加や新規雇用も創設され、若者の定住化など、地域の活性化につながることを期待される6次産業化ネットワーク活動に、今後も積極的に取り組んでまいります。

次に、農林整備につきましては、県営事業の農業用管水路特別対策事業として福原地区かんがい排水事業として、井寺排水機場の改修を実施いたします。

中山間地域総合整備事業につきましては、次期計画を要望するために、広域連携型構想及び基本計画の策定に取り組んでまいります。

また、既存の農業用施設である農道、水路等につきましては、多面的機能支払（長寿命化）により、老朽化した施設の更新を推進してまいります。

林業に関しましては、益城町森林整備計画に基づき、飯田山林道や川内田、船野山林道、その他、作業道などの整備や町有林の間伐など、実状に応じた適正な整備を行ってまいります。また、町有林を含む116ヘクタールにつきまして、昨年8月にサントリーホールディングス株式会社と、森づくりを共同で進めるための企業・法人などとの協働の森づくり「サントリー天然水の森 阿蘇」の協定を提携しました。今後は、さらに185ヘクタールに協定の面積を拡大し、植樹及び間伐等の森づくり活動を実施することにより、豊かな地下水を守り、生物多様性の向上を図っていきたいと考えております。

農地に関しましては、農用地利用集積計画に基づく農用地の利用権設定等を通じた担い手への農地利用集積や耕作放棄地の発生防止、解消に向けた指導などを継続して実施しながら、農地の保全、有効活用を図ります。

次に、教育関係についてでございます。

平成27年度より新教育委員会制度がスタートし、総合教育会議の設置及び教育大綱の策定が義務づけられました。平成28年度は、昨年策定した教育大綱に沿った教育行政を進めてまいります。

学校教育においては、子どもたちにとって安全で安心できる教育環境を整えることが最重要課題であると考えています。本町では、小中学校の1学年の学級に補助職員を配置するいきいき益城っ子育成事業、そして、各小中学校に学年を問わず授業補助や生徒指導などを行う補助職員を配置するドリーム益城っ子事業を行っておりますが、きめ細かで行き届いた教育につながっていると学校や保護者の皆様からも大きな評価をいただいているところであり、平成28年度におきましても、学校等の意見を聞きながら改善を行うとともに、引き続き実施してまいります。

また、特別支援教育の充実のために、各小中学校に配置しております特別支援教育支援員につきましても、平成28年度も引き続き配置するとともに、学校における教育課程や学習指導などの学校教育に関する専門的事項の指導に当たる指導主事については、平成27年度に常勤の職員として迎え、大きな成果を上げているところです。

次に、学校施設につきましては、子どもたちが1日の大半を過ごす活動の場であり、よりよい環境のもとで教育が受けられるよう、施設整備の充実を図ることは重要な課題です。平成26年度に二つの中学校に、平成27年度には五つの小学校にも、空調整備をすることができました。さらに、各小中学校におきましても、電子黒板や大型テレビなどを備えつけるとともに、全職員にノートパソコンを備えて行っている通知表・指導要録などを電子化する校務支援システムを導入しておりますが、このICT教育の充実についても、ICT支援員の配置とともに、引き続き取り組んでまいります。

次に、学校給食センターにつきましては、老朽化に伴う施設整備について、基本構想に沿って建設計画を進めてまいります。施設の建設用地につきましても、建設検討委員会からの提言を受け、候補地を選定したいと考えております。

次に、町内五つの小学校の児童数に大きな差が生じている問題につきましては、現在、飯野小学校と津森小学校に導入している小規模特認校制度の充実に努めてまいります。

また、教育に対するニーズの多様化に合わせて、学校間、地域と学校という形で、教育、防犯、防災などの連携を進める必要があります。このような状況を踏まえ、教育委員会と、学校、家庭、地域などが連携しながら、子どもたちの安全確保や子どもたちが楽しく生き生きとした学校生活を送れる学校、さらには、家庭や地域社会に開かれ、信頼される学校づくりを目指すコミュニティ・スクール事業の推進に努めてまいります。

次に、生涯学習につきましては、町民の学習活動支援が十分に行えるよう、公民館を核とした生涯学習のまちづくりの実現に向けた推進体制の充実を図ります。また、学習ニーズの把握に努めるとともに、地域の課題や現代的課題に対応した短期講座等などを実施し、多様な学習機会の提供に努めます。あわせて、平成27年度から始めた益城町ふれあい出前講座の内容の充実を図り、町民の要請に応じ、町職員などを派遣し、町民と行政との協働のまちづくりを推進してまいります。

地域のボランティアが学校を支援する学校支援、子どもの安全・安心の居場所確保とそろばんによる学力充実を図る放課後子ども教室などの事業を通して、益城町の学校、家庭、地域の教育力の向上を目指します。

次に、スポーツ振興につきましては、スポーツ推進委員の役割や活動状況を広く周知し、積極的な活用を図ります。各種スポーツイベントやスポーツ教室を通じて、健康の維持、増進を目指し、豊かな活力ある地域社会の確立を図ります。

オープン8年目を迎える交流情報センター「ミナテラス」では、各種イベントやIT学習講座などを充実させ、施設利用者の拡大を図ります。

図書館におきましては、入館者が平成28年1月末現在で69万人を超えており、大変好評を博しているところです。平成28年度は、特に子どもの読書活動を推進するため、新たな益城町子ども読書活動推進計画を策定するとともに、小中学校図書室、保育園、幼稚園への配本事業などを継続的に実施することにより、子どもの読書環境の整備、充実を図ります。

文化財保護につきましては、町内に所在する埋蔵文化財をはじめとした有形・無形文化財の調

査及び研究を実施し、保存と活用を図ります。特に、益城町史において欠くことのできない重要な文化財、遺跡につきましては益城町指定文化財とし、恒久的な保護と積極的な活用を行います。

健康増進や文化財活用のために設定しました益城三十三カ所めぐりにつきましては、益城町の新たな観光資源として活用していきます。四賢婦人記念館につきましては、地方創生事業の一環として取り組んでおりますウーマンドリーム事業と連携した事業展開を図るとともに、ふるさと学芸員による案内や展示物を充実させ、多くの来館者が訪れるよう努めていきます。

基本的人権が尊重されることは、明るく住みよいまちづくりの基盤です。各種関係団体と連携し、人権教育及び人権啓発の推進に努め、差別のない明るい社会を目指します。

平成27年度より体育施設、文化会館に指定管理者制度を導入しました。今後は指定管理者との連携を図りながら、経費の削減はもとより、民間の能力やノウハウを活用し、さらなる住民サービスの質の向上に努めてまいります。

終わりにとしまして、平成27年は地方創生元年といわれ、全国の自治体が、人口減少、少子・高齢化対策をはじめ、地方における仕事の創出、地方への移住・定住促進などによる地域の活性化を図るための地方版総合戦略を策定しています。平成28年度からは、計画からいよいよ実行の段階に入ります。

平成20年に始まった人口減少は、今後、加速度を増して進み、現状のまま推移すると、35年後には現在の居住地の約6割以上の地域で人口が半分以上に減少し、2割の地域で無居住化すると推測されています。

本町の人口は、平成22年の国勢調査で平成に入って初めて減少しましたが、昨年実施された国勢調査の速報値によりますと、前回の調査時と比較して956人増と増加に転じております。しかし、現状に満足するのではなく、本町を移住・定住先として選んでいただけるような、さらなる魅力的なまちづくりが必要です。

一方、国においては昨年、一億総活躍社会の実現に向けて、新三本の矢が発動され、第一の矢は希望を生み出す強い経済として、2020年ごろに名目GDP600兆円の達成、第二の矢は夢をつむぐ子育て支援として、2020年代初めに希望出生率1.8への回復、第三の矢は安心につながる社会保障として、2020年代中ごろに介護離職0にするという目標が掲げられましたが、具体的な対応策がはっきりしていない状況です。

また、中国経済の景気後退、TPP問題、消費税問題など、国、県、町を取り巻く環境は厳しいものがあります。

今後は、地域の活性化を図るため、そして出生率1.8の達成を目指すため、地方に仕事をつくり、若い世代が安心して、結婚、子育てができる社会をつくるとともに、高齢者になっても安心して暮らせるまちづくりに積極的に取り組む必要があります。そのためには、雇用環境、住宅環境、教育環境、子育て環境、道路環境、医療・介護環境、食育環境、イベントなど、若い世代に選んでもらうような魅力的なまちづくりを、町、議会、企業、町民の皆様が一緒になって知恵を出し、取り組むことが重要になってきます。

町民の皆様が将来にわたって希望が持てる益城町となるよう、議員各位及び町民の皆様の御協

力をお願い申し上げ、平成28年度の施政方針といたします。

御清聴ありがとうございました。

○議長（稲田忠則君） 日程第11、平成28年度市政方針についてが終わりました。

午前中はこれで終わります。午後は1時30分から会議を開きます。

休憩 午前11時51分

再開 午後1時30分

日程第12 議案第9号 平成28年度益城町一般会計予算

日程第13 議案第10号 平成28年度益城町国民健康保険特別会計予算

日程第14 議案第11号 平成28年度益城町後期高齢者医療特別会計予算

日程第15 議案第12号 平成28年度益城町介護保険特別会計予算

日程第16 議案第13号 平成28年度益城町公共下水道特別会計予算

日程第17 議案第14号 平成28年度益城町農業集落排水事業特別会計予算

日程第18 議案第15号 平成28年度益城町水道事業会計予算

○議長（稲田忠則君） 午前中に引き続き、午後の会議を開きます。

続いて、日程第12、議案第9号「平成28年度益城町一般会計予算」から日程第18、議案第15号「平成28年度益城町水道事業会計予算」までの説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） それでは、議案第9号から御説明をいたします。

平成28年度予算は、施政方針及び平成28年度予算編成要領に基づき予算編成に当たっています。

まず、議案第9号、益城町一般会計予算の規模は111億6,453万7,000円で、前年度当初予算に比べ4億9,840万2,000円、率にして4.7%の増となっています。

歳入では、町税が、固定資産税などで6,546万3,000円の増加により、2.0%の増。地方消費税交付金が、平成26年4月から消費税5%から8%へ引き上げられた影響で1億3,000万円の増加により35.1%の増。地方交付税は、国勢調査人口の速報値が増加したことに伴い、7,000万円の増加で3.3%増。国庫支出金は、保育所・認定こども園運営費国庫負担金、地域型保育事業給付費国庫負担金及び保育所等整備交付金などで3億3,160万1,000円の増加により、26.4%の増。町債は、普通建設事業費が減少しましたことにより2億1,240万円の減少で、22.3%の減となっています。

自主財源は45.4%で、主なものは、町税が33億7,325万4,000円、繰入金が9億2,000万円、分担金及び交付金が2億2,327万9,000円、繰越金が3億円となっています。

一方、依存財源は54.6%を占め、主なものでは、地方交付税が22億円、国県支出金が24億7,758万8,000円、町債が7億3,950万円となっています。

歳出では、民生費が臨時福祉給付金、障害者福祉関係の扶助費、介護保険特別会計繰出金、保育所・認定こども園運営費、地域型保育事業給付費などにより、前年比6億2,941万2,000円、率

にして16.5%の増。衛生費が、国民健康保険特別会計繰出金などにより前年比6,696万1,000円、率にしまして6.6%の増。商工費が住宅リフォーム助成事業補助金、産業団地整備計画業務委託料、土地取得奨励金などにより前年度比2,438万5,000円、率にして44.5%の増。土木費は、地域再生道路整備事業費の減少により1,871万6,000円の減。教育費は、津森小学校トイレ改修工事、益城中学校外壁改修工事、県民体育祭開催に向けた陸上競技場改修設計業務委託料、建てかえを予定している学校給食センター建設地の用地購入費などの事業を計上。前年度比は、小学校空調機整備事業が終了したことで2億2,048万9,000円、率にして15.3%の減となっています。

また、役場庁舎1階フロア改修業務委託料、障害者及び高齢者タクシー券交付事業、広安西小学校放課後児童クラブ建設、認可保育所を整備する民間保育所整備事業補助金、健康づくり事業を実施するための運動指導士の人件費、軽自動車購入費及び健康ポイント事業負担金、特定不妊治療に要した費用の一部を助成する不妊治療助成金を新たに計上し、提案をさせていただきます。

次に、特別会計につきましては、議案第10号、国民健康保険特別会計予算は、総額を46億6,914万2,000円、議案第11号、後期高齢者医療特別会計予算は、総額を3億5,242万6,000円、議案第12号、介護保険特別会計予算は、総額を29億942万6,000円、議案第13号、公共下水道特別会計予算は、総額を15億6,710万7,000円、議案第14号、農業集落排水事業特別会計予算は、総額を8,635万1,000円、議案第15号、水道事業会計予算の収益的収入及び支出につきましては、水道事業収益を4億5,550万2,000円、水道事業費用を4億5,103万2,000円、また、資本的収入及び支出の資本的収入を2億9,925万円、資本的支出を6億1,308万8,000円とするものでございます。

それでは、平成28年度の会計ごとの当初予算につきまして、予算書により、企画財政課長より説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡卓雄君） 企画財政課長の藤岡でございます。私から平成28年度に計上しております当初予算について御説明申し上げます。議案第9号から議案第15号まででございます。

まず、予算書の1ページをお開きください。議案第9号、平成28年度益城町一般会計予算書でございます。

平成28年度益城町一般会計予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ111億6,453万7,000円と定める。これは、昨年と比べますと、4億9,840万2,000円の増、率にいたしまして4.7%の増でございます。

第2条で債務負担行為を、第3条では地方債を、第4条では一時借入金の最高額を5億円と定めております。また、第5条では歳出予算の流用について定めているところでございます。

7ページをお開きください。第2表の債務負担行為でございます。

事項としまして、定住促進補助金交付事業でございます。期間を平成29年度から平成31年度まで、限度額を5,500万円で計上しているところでございます。

8ページをお開きください。第3表の地方債でございます。

まず、起債の目的、臨時財政対策債でございますが、平成27年度は発行可能額5億858万7,000

円に対しまして、5億円を計上しております。28年度は4億9,000万円を計上しております。

次の地域活性化事業債は、健康づくり事業用の軽自動車1台購入に係るものでございまして、事業費の90%を限度額としております。

次の緊急防災・減災事業債は、消防積載車2台の購入に係るもので、100%の限度額の計上でございます。

次の放課後児童クラブ建設事業債は、広安西小児童クラブの増設に係るもので、充当率75%を限度額として計上しております。

次からの井寺排水機場改修に充てるための基幹水利ストックマネジメント事業債、それから福田地区水田用水路の石綿管入れかえに充てるための特定農業用管水路等特別対策事業債、それから、土地改良区事業に充てるための農業農村整備推進交付金事業債、それから、潮井自然公園整備事業債につきましては、充当率90%を限度額として計上しております。

また、津森小学校トイレ改修事業債、益城中学校校舎改修事業債につきましては、充当率75%を限度額として計上しております。

一番下の学校給食センター用地取得事業債は、100%の充当率でございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、ここに掲載しているとおりでございます。

次に、11ページをお開きください。11ページからが歳入でございます。

1款の町税です。町税につきましては、調定見込み額に収入見込み率を掛けて計上したところでございます。

次に、13ページの2款地方譲与税から14ページまでの5款株式等譲渡所得割交付金までは、平成27年度決算見込み額からの予算計上でございます。

14ページの6款地方消費税交付金でございますが、平成26年4月から消費税が5%から8%へ引き上げられた影響により、1億3,000万円増の計上となっております。

次に、16ページの12款地方交付税についてですが、説明欄の2番目の特別交付税は昨年と同額の計上でございますが、普通交付税を昨年度との比較で7,000万円増の21億5,000万円で計上しております。これは、先日、平成27年国勢調査の速報値が報道されておりますように、前回調査から956人の人口増となっている分を見込んでの計上でございます。

14款分担金及び負担金は、あじさい保育園が認定こども園に移行され、園で直接保育料を徴収するため、減額の計上となっております。

18ページでございます。15款使用料及び手数料5目教育使用料は、子ども・子育て支援新制度移行で幼稚園授業料が改正され、所得に応じた授業料になることからの増額計上でございます。

19ページの16款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金は、平成27年11月からのぞみの丘保育園の開所、あじさい保育園の認定こども園への移行、それから小規模保育事業所、3園開所などにより、2億1,713万7,000円の増となっております。

20ページの16款2項2目民生費国庫補助金は、平成27年度で実施した受給対象者に低所得高齢者等を追加し、対象者を拡大して実施される臨時福祉交付金、それから、私立保育所を整備するための保育所等整備交付金などにより、2億1,892万8,000円の増となっております。

21ページの16款2項7目土木費国庫補助金は、地域再生道路整備事業債の減等により、4,415万8,000円の減となっております。

16款2項9目教育費国庫補助金は、小学校空調整備のための交付金を平成27年度に計上していたことなどにより、5,275万円の減となっております。

次に、22、23ページでございますが、17款県支出金1項1目民生費県負担金は、保育所・認定こども園運営費県費負担金、それから地域型保育施設給付費県費負担金が、民生費国庫負担金と同様の内容で、1億348万1,000円の増となっております。

次に、25ページでございます。17款県支出金2項7目土木費県補助金は、土砂災害危険住宅移転促進事業補助金等により、705万6,000円の増となっております。

次に、28ページをお開きください。18款財産収入2項2目物品売払収入は、平成29年4月からの消費増税前の駆け込みでのごみ袋の売却増加を見込んで、886万円の増となっております。

次に、32ページの23款町債につきましては、8ページの第3表地方債で御説明したとおりでございますが、33ページの合計の欄をごらんいただきますと、平成27年度で実施した小学校の空調機整備事業と普通建設事業の減少によりまして、2億1,240万円の減となっております。

続きまして、34ページをお開きください。34ページからが歳出でございます。

1款議会費1項議会費1目議会費でございます。比較の欄、総額で1,453万円の減額となっておりますが、主な要因としましては4節共済費の議員共済負担金の減額が主な要因でございます。

次に、36ページでございます。2款総務費1項総務管理費1目一般管理費でございますが、説明は38ページになります。38ページの13節委託料の説明欄の一番下でございます。電子入札システム改修業務委託料は、最低制限価格設定の算定率等をランダムに選択して自動的に設定するためのシステム改修でございます。

次に、40ページでございます。2目の財産管理費でございます。説明は42ページの13節委託料の説明欄、一番上でございます。1行目でございます。庁舎1階フロア改修業務委託料でございます。これは、現在の役場庁舎は昭和56年に開庁しておりますが、各種証明手続等で来庁されたお客様に窓口をワンストップ化して対応できるように改修するものでございます。

次に、3目電子計算機運用費でございます。43ページの14節の説明欄でございます。1行目の業務系電算機器リース料と2行目の業務系システム使用料は、昨年度は合算して業務系電算機器等リース料としていたものを分離して計上したものでございます。

次に、44ページでございます。4目企画費でございます。比較の欄で前年度比マイナスの678万7,000円でございますが、主な要因は総合計画の後期基本計画策定の関係分の減でございます。

次に、47ページの6目防災費でございます。11節の災害備蓄用消耗品費が前年より増えておりますが、2年ごとの隔年購入としております毛布、マット各300枚等の増に係るものでございます。

次が、55ページまでお開きいただきたいと思います。2款総務費2項徴税費2目の賦課費、13節委託料の説明欄の下から二つ目の固定資産実地調査補助資料作成業務委託料は、補助資料として住宅地図関係を2年ごと、隔年で実施しているものでございます。

次に、58ページでございます。2款総務費3項1目戸籍住民基本台帳費の1節報酬の非常勤職員報酬は、個人番号交付、それから総合案内関係で、5,600円掛ける15日掛ける5人の12カ月分でございます。

次に、61ページでございます。2款総務費4項の4目参議院議員選挙は、平成28年7月に任期満了となる参議院議員の選挙に係る計上でございます。

次に、65ページでございます。3款民生費1項社会福祉費の1目社会福祉総務費でございます。比較の欄で1億6,148万6,000円の増となっております。

これは、説明は70ページになります。19節の負担金補助及び交付金の説明欄の上から五つ目でございますが、臨時福祉給付金でございます。これは、低所得者に対する消費税の引き上げによる影響を緩和するために交付されるもので、昨年度に引き続き給付され、対象者を拡大して実施されるものでございます。それから、下の20節の扶助費の増が主な要因となっております。

次に、71ページの3目国民年金事務費でございます。比較の欄が前年比で増になっている部分は、1節報酬の非常勤職員報酬で、5,600円掛ける17日掛け3人の12カ月分でございます。

次に、同じく71ページの4目老人福祉費でございます。比較の欄で1,201万4,000円の増となっておりますが、説明は73ページでございます。19節の説明欄の一番下の高齢者タクシー券交付事業は、平成27年度は国の交付金を受け、平成26年度予算の繰り越し事業で行っていた事業を28年度は単独事業で継続する分、それから、28節ですが、介護保険特別会計への繰出金の増額等が主な要因でございます。

次に、75ページです。9目後期高齢者医療費でございます。比較の欄で1,360万3,000円の増額となっておりますが、説明は76ページ、次のページの19節の説明欄一番下の広域連合療養給付費負担金、それから、28節で後期高齢者医療特別会計への繰出金の増額等が主な要因でございます。

次に、76ページの3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費でございます。比較の欄で4億1,973万1,000円の増となっておりますが、説明は80ページをお開きください。

80ページの15節工事請負費の放課後児童クラブ建設工事請負費でございます。これは現在、広安西小学校児童クラブの児童数が増加して、入らないということから増設するものでございます。それから、19節の説明欄の1行目、保育所・認定こども園運営費で1億5,472万9,000円の昨年から増、それから、2行目の小規模保育や家庭的保育事業に係る分でございますが、地域型保育事業給付費で、昨年比でいきますと1億1,680万9,000円の増。

それから、81ページの4番目になりますが、民間保育所整備事業補助金の1億4,284万7,000円、これらが主な増の要因となっております。

次に、85ページでございます。4款民生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費でございます。比較の欄で7,696万4,000円の増となっておりますが、説明は86ページの18節の健康づくり事業に伴う軽自動車の購入費、それから、19節の説明欄一番下の不妊治療助成金でございますが、これは県の助成を受けて、特定不妊治療を受けた女性の方に対し、助成額上限5万円の延べ40人分を計上しているものでございます。それから、28節の国民健康保険特別会計への繰出金増額等が主な要因となっております。

次に、92ページでございます。4款1項5目健康増進事業19節の健康ポイント事業負担金でございます。これは町民の方の健康づくり事業への取り組みをポイント化し、そのポイントを還元する事業の計上でございます。

次に、95ページでございます。4款2項1目塵芥処理費でございます。比較の欄で597万2,000円の増額となっておりますが、これは11節の消耗品費、ごみ袋で、平成29年4月からの消費税増税前の駆け込み購入増が見込まれることによるものでございます。

次に、98ページでございます。6款農林水産業費1項農業費の3目農業振興費でございます。比較の欄で1,571万4,000円の増となっておりますが、これは100ページでございます。100ページの19節の説明欄3行目でございます。青年就農給付金（経営開始型）事業補助金等の増によるものでございます。

次に、105ページの6款2項の1目林業振興費でございますが、比較の欄で265万9,000円の増となっております。これは106ページの22節の説明欄1行目です。県分収林解約補償金でございます。これはサントリーとの協定による地下水涵養活動に支障があるため、町有林の中の県出費による管理部分を解約するものでございます。

次に、107ページの7款商工費1項の2目商工業振興費でございます。比較の欄で416万6,000円の増となっておりますが、説明は109ページの19節の説明欄2番目の住宅リフォーム助成事業補助金でございますが、平成27年度は国の交付金を受けて平成26年度予算の繰り越し事業で行っていた分を、平成28年度は単独事業で継続する分が主な要因でございます。

次に、110ページでございます。7款商工費1項の4目企業誘致推進費でございます。比較の欄で1,741万円の増額となっておりますが、説明は111ページ、13節の産業団地整備計画業務委託料でございます。これは、積極的な企業誘致活動を展開するために現況の課題整理や各業種または各企業の進出動向及びその最適地の検討など基本調査を行うための計上分、それから、19節の益城町土地取得等奨励金は、飯野地区に立地した西日本フレッシュフーズに係るもので、交付要項に基づいて交付する分、これらが主な要因でございます。

次に、114ページでございます。114ページの8款土木費2項道路橋梁費の1目道路維持費でございます。比較の欄で2,334万3,000円の増額となっておりますが、説明は、15節の道路等補修工事費の増でございます。この中には、本年1月に操業を開始しました株式会社スクリーンホールディングスから県道堂園小森線までのテクノ1号線防犯灯設置工事等が含まれております。

次に、同じく115ページの1目道路新設改良費でございます。比較の欄で1,171万6,000円の増額となっておりますが、説明は、116ページの15節の町道改良費及び19節の県道の道路改良に伴う負担金の増分が主な要因でございます。

次に、117ページの5目地域再生事業費でございます。比較の欄で1億4,973万7,000円の減となっておりますが、グランメッセ木山線の工事完了に伴う減額が主な要因でございます。

次に、118ページの6目社会資本整備総合交付金事業でございます。13節の設計委託料は、町道府内安永線及び高速道西線の測量設計分でございます。

次に、119ページの8款4項の1目都市計画総務費でございます。比較の欄で2,565万円の増額

となっております。説明は120ページでございます。13節の建築物耐震改修促進計画業務委託料でございますが、これは平成23年度作成分の見直し、それから地震ハザードマップ全戸配付分でございます。それから、28節の公共下水道特別会計への繰出金の増額等が主な要因でございます。

次に、5目公園費でございます。比較の欄で4,725万6,000円の増額となっておりますが、説明は122ページでございます。13節及び15節の潮井自然公園関連分の増が主な要因でございます。

次に、123ページの6目土地区画整理費でございます。比較の欄で542万1,000円の増額となっておりますが、主な要因は13節の益城中央地区土地区画整理事業調査委託料でございますが、これは木山商店街における土地区画整理事業成立の可能性調査に係る計上で、3分の1国庫補助でございます。

次に、124ページ、8款5項の1目住宅管理費でございます。比較の欄で1,128万8,000円の増額となっておりますが、これは15節の辻団地避難ハッチ改修工事分が主な要因でございます。

次に、127ページでございます。9款消防費1項の2目消防施設費でございます。比較の欄で3,997万9,000円の減となっておりますが、これは13節の熊本市消防局常備消防事務委託料及び18節の備品購入費の減額が主な要因でございます。

次に、129ページでございます。10款教育費1項の2目事務局費でございます。比較の欄で803万5,000円の増額となっておりますが、説明は132ページになります。132ページの14節の説明欄です。2番目になりますが、教務支援システム等リース料、これは児童生徒の指導要録等を管理するシステム料及び次の公務用パソコンの資産管理システム使用料、これはU S B等使用に伴う情報セキュリティに対する増分が主な要因でございます。

次に、134ページ、10款教育費2項小学校費の1目学校管理費でございます。比較の欄で2億7,565万円の減額となっておりますが、これは平成27年度に整備した小学校空調整備に係る減が主な要因でございますが、平成28年度の計画としましては、137ページでございます。137ページの15節工事請負費ですが、益城中央小学校は玄関東側に屋根つき遊具置き場の設置工事、それから、津森小が校舎トイレの改修工事及びプールろ過機改修。広安西小学校が校舎及び体育館の雨漏り改修工事を計画しておるところでございます。

次に、139ページの10款3項中学校費の1目学校管理費でございます。比較の欄で8,022万5,000円の増額となっておりますが、説明は141ページの15節の工事請負費です。平成28年度においては中学校の施設整備としまして、木山中学校の自転車置き場改修工事、それから益城中学校の校舎の外壁・屋上防水工事を予定しているところでございます。

次に、143ページでございます。10款教育費の5項1目幼稚園費でございます。比較の欄で1,297万9,000円の減となっておりますが、説明は145ページの19節の説明欄3番目でございますが、私立幼稚園就園奨励費助成金で、あじさい幼稚園の認定こども園移行に伴う減額が主な要因でございます。

次、146ページでございます。10款の教育費6項の1目社会教育総務費でございます。比較の欄で776万5,000円の増となっておりますが、説明は148ページの19節です。説明欄3番目のふるさとづくり施設整備費補助金で、地区公民館等の整備補助金の増が主な要因でございます。

次に、149ページ、10款教育費 6 項の 2 目公民館費でございます。比較の欄で2,320万4,000円の減額となっておりますが、これは平成27年度実施の中央公民館改修工事に係る減が主な要因でございますが、平成28年度の計画としましては、150ページの18節でございます。150ページの18節の施設器具ですが、平成28年度は中央公民館講堂の空調分を計上しております。

次に、151ページの10款教育費 6 項の 3 目文化会館運営費でございます。比較の欄で687万9,000円の増額となっておりますが、これは11節の修繕料で、文化会館のつりものモーター制御器交換等で増額になっているものでございます。

次に、160ページでございます。10款教育費 7 項の 2 目体育施設費でございます。比較の欄で2,368万2,000円の減額となっておりますが、これは平成27年度実施の15節工事請負費、運動公園道路増設工事に係る減が主な要因でございますが、28年度の計画としましては、13節の説明欄の一番下でございます体育施設改修設計業務委託料です。これは県民体育祭に伴う陸上競技場の観覧席増設及び人工芝張りかえの設計委託料を計上しております。

次に、161ページ、10款教育費 7 項の 3 目学校給食費でございます。比較の欄で1,710万9,000円の増となっております。説明は163ページでございます。17節の学校給食センター建設用地購入費でございます。これは建設場所については未定でございますが、用地面積5,000平米分の計上をしているところでございます。

164ページの14款予備費につきましては、歳入歳出の調整額の計上となっております。

以上で、議案第9号の説明を終わります。

続きまして、議案第10号、平成28年度益城町国民健康保険特別会計予算書でございます。

179ページをお開きください。平成28年度益城町国民健康保険特別会計予算は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ46億6,914万2,000円と定める。これは、昨年と比べますと1億1,995万1,000円の減、率にいたしまして2.5%の減でございます。

第2条で、一時借入金の最高額を3億円と定めております。

185ページをお開きください。185ページからが歳入でございます。

1 款の国民健康保険税は、平成27年度収納見込みにより積算したものでございます。

187ページでございます。5 款の国庫支出金です。こちらは一般被保険者の給付等に係る国庫支出金の計上でございます。

次に、188ページでございます。188ページの6 款療養給付費等交付金です。こちらは退職被保険者の減少を勘案しての計上となっております。

7 款前期高齢者交付金です。65歳から74歳までの国保被保険者に係る交付金の計上でございます。

8 款の県支出金です。国保一般被保険者の療養給付費等に係る県の支出金の計上でございます。

189ページの10款共同事業交付金です。国保一般被保険者の高額医療に係る国保連合会からの交付金の計上でございます。

次に、119ページです。13款繰入金です。各項目に対しての一般会計からの繰入金の計上とな

っております。

14款繰越金は、平成27年度からの繰越金の見込み額の計上となっております。

192ページからが歳出でございます。

1 款の総務費につきましては、一般管理費の増額により、平成27年度と比べまして増額の計上となっております。

次に、194ページをお開きください。2 款の保険給付費です。平成27年度の決算見込みにより計上したものでございますが、平成28年度は退職被保険者の新規適用がないため大幅な減額となっております。

次に、197ページをお開きください。3 款後期高齢者支援金です。ここから、198ページの4 款前期高齢者納付金、それから、5 款老人保健拠出金、それから6 款の介護納付金につきましては、平成27年度決算見込みにより計上したものでございます。

199ページをお開きください。7 款の共同事業拠出金です。国保連合会からの拠出見込み額の通知により計上しております。

202ページの12款予備費につきましては、歳入歳出の調整額の計上となっております。

以上で、議案第10号の説明を終わります。

次に、議案第11号、平成28年度益城町後期高齢者医療特別会計予算書でございます。

203ページをお開きください。平成28年度益城町後期高齢者医療特別会計予算は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3億5,242万6,000円と定める。これは昨年と比べますと607万6,000円の増、率にいたしまして1.8%の増でございます。また、2条では一時借入金の最高限度額を5,000万円と定めております。

208ページをお開きください。歳入でございます。

1 款後期高齢者医療保険料は、27年度収納見込みにより計上しております。

また、4 款繰入金は、一般会計からの繰入金の計上でございます。

209ページの5 款の繰越金は、平成27年度からの繰入金の見込み額の計上でございます。

210ページからが歳出でございます。

1 款の総務費につきましては、27年度から大きく変わった点はございません。

211ページ、2 款の後期高齢者医療広域連合納付金は、療養給付等の伸びによりまして増加傾向にあります。

10款の予備費につきましては、調整額の計上となっております。

以上で、議案第11号の説明を終わります。

次に、議案第12号でございます。平成28年度益城町介護保険特別会計予算書でございます。

213ページをお開きください。平成28年度益城町介護保険特別会計予算は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ29億942万6,000円と定める。これは昨年と比べますと1,203万5,000円の減、率にいたしまして0.4%の減でございます。第2条では一時借入

金の最高額を3億円と定めております。

218ページをお開きください。歳入でございます。

1款保険料は、第1号被保険者の増加に伴い、昨年より増額の計上となっております。

219ページ、4款の国庫支出金です。介護給付費等に係る国庫支出金の計上となっております。

220ページの5款の支払基金交付金です。介護給付費等に係る支払基金からの交付金の計上となっております。

6款県支出金も、介護給付費等に係る県支出金の計上でございます。

221ページの10款繰入金は、一般会計からの法定の繰入金となっております。

次に、222ページでございます。11款繰越金は、27年度からの繰越金の見込み額の計上となっております。

223ページからが歳出でございます。

1款総務費です。1項1目の一般管理費が増加しておりますが、13節の介護保険システム改修委託料は、番号制度導入に伴う改修で、これが主な要因となっております。

226ページの2款の保険給付費です。こちらは各項とも平成27年度決算見込み額に伸び率を掛けた計上でございます。

次に、231ページです。5款の地域支援事業費でございます。こちらは次ページになりますが、13節の説明欄の1番目の地域包括支援センター運営委託料ですが、これは28年度の地域包括支援センターが東部圏域と西部圏域の2センター制になることの増、それから、説明欄下から2番目の新しい総合事業に向けた生活支援コーディネーター委託料が増額の主な要因となっております。

234ページの10款予備費は、調整額の計上でございます。

以上で、議案第12号の説明を終わります。

続きまして、議案第13号でございます。平成28年度益城町公共下水道特別会計予算書でございます。

235ページをお開きください。平成28年度益城町公共下水道特別会計予算は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ15億6,710万7,000円と定める。これは昨年と比べますと2億2,836万8,000円の増、率にいたしますと17.1%の増でございます。第2条で債務負担行為、第3条で地方債を定めております。また、第4条では一時借入金の最高額を10億円と定めたところでございます。

238ページをお開きください。第2表の債務負担行為です。

事項としまして、益城町公共下水道に伴う水洗便所等の改造のため借り入れた金融機関に対する損失補償としております。期間、限度額につきましては掲載のとおりでございます。

次に、239ページ、第3表の地方債でございます。

起債の目的を公共下水道事業。限度額を3億5,450万円。内訳としまして、下水道事業に2億7,840万円、特別措置分に7,610万円の起債でございます。起債の方法、利率、償還方法については掲載のとおりでございます。

242ページをお開きください。歳入でございます。

1 款使用料及び手数料です。こちらは加入件数を見込んで計上したものでございます。

2 款の分担金及び負担金は、新築家屋及び新規加入の件数を見込んで計上しております。

243ページ、3 款の国庫支出金は、津森地区及び飯野地区の事業に係る国庫支出金の計上となっております。

5 款繰入金は、公共下水道事業に係る一般会計からの繰入金となっております。

244ページの8 款町債は、第3 表地方債で説明したとおりでございます。

245ページからが歳出でございます。

1 款事業費1 項1 目公共下水道費が増加しておりますが、説明は次のページの13節の処理場長寿命化実施工事委託料及び15節の工事請負費の増が主な要因となっております。

次に、247ページの2 目施設費の増ですが、説明は次のページの11節の修繕料です。ポンプ修繕等の修繕料の増及び249ページの19節の説明欄の2 番目ですが、区域外流入負担金の増が主な要因となっております。

250ページの2 款公債費は、地方債の元利償還の計上となっております。

3 款予備費は、歳入歳出の調整額の計上でございます。

以上で、議案第13号の説明を終わります。

次に、議案第14号でございます。平成28年度益城町農業集落排水事業特別会計予算書でございます。

255ページをお開きください。平成28年度益城町農業集落排水事業特別会計予算は次に定めるところによる。

第1 条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ8,635万1,000円と定める。これは昨年と比べますと11万9,000円の増、率にしまして0.1%の増でございます。第2 条で一時借入金の最高額を5,000万円と定めているところでございます。

260ページをお開きください。歳入でございます。

1 款使用料及び手数料は、平成27年度決算見込みからの計上でございます。

2 款分担金及び負担金は、受益者分担金の計上でございます。

261ページの5 款繰入金は、事業費に係ります一般会計からの繰入金の計上でございます。

次に、262ページからが歳出でございます。

1 款の事業費につきましては、昨年と比べ大きく変わることはありません。

264ページの2 款公債費は、地方債の元利償還の計上となっております。

3 款の予備費は、歳入歳出の調整額の計上でございます。

以上で、議案第14号の説明を終わります。

続きまして、議案第15号、平成28年度益城町水道事業会計予算書でございます。

1 ページをお開きください。平成28年度益城町水道事業会計予算ですが、総則です。

第1 条、平成28年度水道事業会計予算は次に定めるところによる。

第2 条で、業務の予定量は次のとおりとすることを記載しております。

2 ページをお開きください。収益的収入及び支出です。

第3条で、収益的収入及び支出の予定額は次のとおりとしてしております。

3 ページでございます。資本的収入及び支出。

第4条で、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりとする。資本的収入額は資本的支出額に対して不足する3億1,383万8,000円は当過年度損益勘定留保資金3億1,383万8,000円で補填すると定めております。

4 ページをお開きください。地方債です。

起債の目的は水道整備事業です。限度額を2億1,500万円としております。起債の方法、利率、償還の方法につきましては掲載のとおりでございます。

この水道整備事業につきましては、平成25年度から進めております簡易水道事業と上水道事業に統合する統合化計画によって行うもので、平成28年度が最終年度でございます。その簡易水道再編推進事業、上水道老朽管更新事業に対して限度額を定めたものでございます。

また、第6条で議会の議決を経なければ流用することのできない経費としまして、職員給与を上げております。

次に、23ページをお開きください。平成28年度当初予算実施計画明細書でございます。収益的収入及び支出の収入でございます。

11款益城町水道事業収益1項営業収益1目給水収益1節水道料金3億9,004万円を見込んでおります。新たな項目として、2項営業外収益3目雑収益2節有価証券売却益2万円、これは県公債が満期を迎えますので、その売却益でございます。また、5目の長期前受金戻入1節国庫補助金長期前受金戻入2,790万6,000円は、これは国庫補助金等で取得した固定資産については、地方公営企業法の改正でみなし償却制度が廃止され、減価償却するようになりました。その分は減価償却にあわせ、貸与年数の期間にわたって各年度に収益として計上しますが、現金を伴わない収益となっております。その他の項目は前年並みとしております。

24ページです。収益的収入及び支出の支出の部でございます。

21款益城町水道事業費用1項営業費用1目原水及び上水費19節修繕費、修繕費については、簡易水道施設を整備しておりますので、新しくなった分、機械及び装置、電気計装機器の修繕等を前年より減額して計上しております。

2目排水及び給水費16節委託料、備考欄にメーター器取りかえ委託料512万600円を計上しております。これは計量法で水道メーターは8年で交換するようになっておりますので、平成28年度で交換する戸数が前年より1,300戸ほど増えて、増額となっております。19節の修繕費、20節の路面復旧費は、漏水件数が増えており、前年より増額計上としております。

4目総係費では、給料、手当で前年より増えておりますが、他の項目は前年並みとしております。

26ページをお開きください。5目減価償却費41節有形固定資産減価償却費2億650万7,000円。上水道ではグランメッセ木山線に配水管の布設、簡易水道では飯野地区簡易水道、東南部地区簡易水道の施設整備を行いましたので、新しい資産が増え、新たに減価償却が始まりますので、増

えているところです。

27ページをお開きください。資本的収入及び支出の収入の部です。

31款益城町水道事業資本的収入 1 目企業債 1 節の企業債でございます。4 ページの地方債で説明したところで、事業別借入詳細は備考に掲載しているところです。

4 項工事負担金 1 目工事負担金 2 節加入分担金1,373万7,000円は、新規加入件数として174件を予定しているところです。

6 項補助金 1 目補助金 2 節国庫補助金は4,259万2,000円は、補助率4分の1でございます。3 節補助金870万円は、県道小池竜田線改良に伴う小池地内と惣領橋歩道橋に伴う水道管布設費の補償費を計上しているところです。

28ページです。資本的収入及び支出の支出の部です。

41款益城町水道事業資本的支出 1 項建設改良費 3 目改良事業費34節工事請負費 4 億3,201万7,000円。内訳としまして、水道センターの老朽化に伴います屋根防水工事、テクノ第1水源地取水ポンプ取りかえ工事、これは絶縁抵抗値が下がっているため取りかえるものです。総合団地内排水管布設がえ工事は、4年計画で老朽管を耐震管に更新するものです。益城町簡易水道再編事業推進事業施設改良工事 2 億5,500万円は、簡易水道事業を上水道に統合するため、老朽化した施設等を国庫補助を受けて整備するものです。平成28年度が最終年度となります。主な工事内容は、福田簡易水道、潮井簡易水道の遠方監視装置の更新、老朽化した流量計、水位計などの更新、上水道では全施設、遠方監視装置の更新を行います。テクノ専用水道については、ポンプ制御器の更新などを予定しているところです。上陳、小谷、飯田地区の排水管布設がえ工事は、下水道工事予定にあわせて計上しているところです。県道小池竜田線改良に伴う分と惣領橋歩道橋新設に伴う水道管布設工事については、県工事にあわせて行うもので、県から補償費を受けて行うものです。水道センターの交流無停電電源装置取りかえ工事はバッテリーの耐用年数が来いますので交換するものです。

4 目固定資産購入費71節有形固定資産購入費1,708万6,000円。内訳は、新規分の量水器購入、計量法による交換分の量水器の購入でございます。また、水道課でトラックを所有しておりますが、15年が経過し、荷台等が傷んでおりますので、同じクラスのトラックの買いかえを予定しているところでございます。

以上で、議案第15号の説明を終わります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 日程第12、議案第9号「平成28年度益城町一般会計予算」から日程第18、議案第15号「平成28年度益城町水道事業会計予算」までの説明が終わりました。

日程第19 議案第16号 益城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第20 議案第17号 益城町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第21 議案第18号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定につ

いて

- 日程第22 議案第19号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第20号 議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第21号 益城町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第22号 益城町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第23号 益城町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第24号 益城町水利地益税条例を廃止する条例の制定について
- 日程第28 議案第25号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議案第26号 益城町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議案第27号 益城町中小企業融資金利子補給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議案第28号 益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 議案第29号 益城町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第33 議案第30号 益城町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第34 議案第31号 益城町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第35 議案第32号 熊本市及び益城町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について

○議長（稲田忠則君） 続いて、日程第19、議案第16号「益城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」から日程第35、議案第32号「熊本市及び益城町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について」までの説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第16号、益城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

今回の改正は、人事院勧告などにに基づき、一般職の給与改定を行うものでございます。

改め文の第1条は、民間給与との較差を埋めるため、給料表の水準を引き上げるとともに、勤勉手当について、再任用以外の職員は0.1月分、再任用職員は0.05月分引き上げるものでございます。

改め文の第2条は、熊本県が給与制度の総合的見直しを実施することに伴い、給料表の改定を

行うとともに、勤勉手当について、平成28年度以降は6月期及び12月期が均等になるよう配分するものです。

なお、この総合的見直しによる給与の減額分、平均2.0%には、所要の経過措置が講じられます。

その他、行政不服審査法の全部改正に伴う法令番号及び引用条文の整備を行うものでございます。

議案第17号、益城町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

今回の改正は、人事院勧告に基づき、一般職の任期付職員の給与の改定を行うものでございます。給料表につきましては、本町の任期付職員の給料の格づけは、再任用職員の給料額を適用しているため、今回の人事院勧告に基づく給料表の改定としています。

また、手当につきましては、期末手当の支給月数を0.05月分引上げるものでございます。

議案第18号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

今回の改正は、人事院勧告に基づき、町長等の期末手当について、所要の改正を行うものです。

改正点は、町長等の期末手当の支給月数を0.05月分引き上げるものでございます。

議案第19号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

今回の改正は、議案第18号と同様、人事院勧告に基づき、教育長の期末手当の支給月数を0.05月分引き上げるものでございます。

議案第20号、議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

今回の改正は、特別職と同様、人事院勧告に基づき、議員の期末手当の支給月数を0.05月分引き上げるものでございます。

議案第21号、益城町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

行政不服審査法が平成28年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

主な改正点は、行政処分に対する異議申し立てなどの不服申し立ての手續が審査請求に一元化されることに伴い、異議申し立てを審査請求に改めるなどの文言の整備を行うものでございます。

議案第22号、益城町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案第21号と同様、行政不服審査法が平成28年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

主な改正点は、行政処分に対する異議申し立てなどの不服申し立ての手續が審査請求に一元化されることに伴い、異議申し立てを審査請求に改めるなどの文言の整備を行うものでございます。

議案第23号、益城町税条例の一部を改正する条例の制定について。

今回の改正の主な内容は、改正不服審査法の施行に伴う文言の修正でございます。

議案第24号、益城町水利地益税条例を廃止する条例の制定について。

水利地益税とは、地方自治体が都市計画事業などの実施費用として使うことを目的として、その事業で利益を得る人に対して課税する地方税です。益城町では昭和31年に条例化されましたが、施行以来課税対象事業がなかったため、課税の事実がなく、現在に至っております。全国的にも水利地益税条例を廃止された自治体が増え、現在課税を行っているのは4市町となっております。

廃止の理由として、水利に関する事業などにより利益を受ける事業客体が今後見込めない状況を踏まえ、条例を廃止する理由といたします。

議案第25号、固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

本案は、行政不服審査法施行令の一部改正に伴い、町の固定資産評価審査委員会の審査手続に関する事項について、固定資産評価審査条例に盛り込む内容となっております。

議案第26号、益城町手数料条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

行政不服審査法が平成28年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものです。

改正内容は、審理員などが行う書類などの写し等の交付に係る手数料の額及びその免除について規定するものです。

なお、手数料の額は、書類等の写し、コピー代として、10円としております。

議案第27号、益城町中小企業融資金利子補給に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

これから、益城町まち・ひと・しごと創生総合戦略を実施していくこととなりますが、現在、この益城町中小企業融資金利子補給に関する条例の利子補給の対象者の規定は、「事業を営む者が1年以上引続き町内に居住し」との規定、それから「町内に事業所を有するものであって、同一業種に属する事業を1年以上引続き行っている」となっており、町内への移住促進及び新規創業に支障を来すことから、条例の改正を行うものでございます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

議案第28号、益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

今回の改正は、地方税法の改正などに伴い、徴収の特例に係る仮徴収税額算定方法の変更及び国民健康保険税の減免規定の改正でございます。徴収の特例に係る仮徴収税額算定方法の変更につきましては、保険税における仮算定の算定方式を見直すことによって、本算定以降の期別税額との平準化を図り、納税者の納付環境を改善するものでございます。

また、国民健康保険税減免規定の改正につきましては、減免申請期限を納期限前7日までにと規定していますが、納期限までにとし、納税者にとって有利になるものでございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議案第29号、益城町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

国が定める指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、

条例の改正が必要となりました。

主な改正点としましては、利用定員が18人以下の指定通所介護事業所が、指定地域密着型通所介護に移行される点でございます。以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

議案第30号、益城町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

国が定める指定地域密着型サービスの事業の人員、整備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正に伴い、条例の改正が必要となりました。

主な改正点としましては、認知症対応型通所介護事業所に運営推進会議をおおむね6カ月に1回以上開催する点でございます。以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

議案第31号、益城町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

今回の改正は、行政不服審査法が平成28年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものです。

改正点は、審査請求期間を現行の60日から3カ月に延長するとともに、異議申し立てを審査請求に改めるなどの文言の整備を行うものでございます。

議案第32号、熊本市及び益城町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について御説明申し上げます。

連携中枢都市圏の内容につきましては、昨年6月及び12月の町議会時に担当課から経過報告などをさせていただいておりますので、皆様、御承知のことと思います。今回の提案は、新年度から住民サービスの向上などに資する事業を熊本市と連携して実施するに当たり、地方自治法などに基づき、議会の議決が必要になるため、連携協約を上程させていただいたところです。

なお、連携協約の締結につきましては、熊本市と益城町の一对一の協約となり、熊本市及び益城町での同文議決となります。

以上で議案の説明を終わります。

○議長（稲田忠則君） 提案理由の説明が終わりました。

以上をもちまして、本日の日程を全部終了しました。

これにて散会します。

散会 午後2時48分

平成28年3月第1回益城町議会定例会会議録

1. 平成28年3月8日午前10時00分招集
2. 平成28年3月9日午前10時00分開議
3. 平成28年3月9日午後5時16分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 益城町議会議事堂
6. 議事日程
日程第1 総括質疑

7. 出席議員（17名）

1番 上村幸輝君	2番 下田利久雄君	3番 富田徳弘君
4番 松本昭一君	5番 榮正敏君	6番 中川公則君
7番 吉村建文君	8番 野田祐士君	9番 宮崎金次君
10番 坂本貢君	11番 寺本英孝君	12番 坂田みはる君
13番 石田秀敏君	14番 中村健二君	16番 渡辺誠男君
17番 荒牧昭博君	18番 稲田忠則君	

8. 欠席議員（1名）

15番 竹上公也君

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 吉崎博美

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	西村博則君	教育長	森永好誠君
会計管理者	福島幸二君	総務課長	森田茂君
総務課審議員	河内正明君	秘書広報課長	堀部博之君
企画財政課長	藤岡卓雄君	企画財政課審議員	中桐智昭君
税務課長	緒方潔君	住民生活課長	森部博美君
子ども課長	花田博文君	健康づくり推進課長	安田弘人君
健康づくり推進審議員	西口博文君	いきいき長寿課長	後藤奈保子君
福祉課長	坂本祐二君	農政課長	森本光博君
建設課長	坂本忠一君	都市計画課長	杉浦信正君
下水道課長	富田正秀君	学校教育課長	田中秀一君
生涯学習課長	高森修自君	水道課長	西村秀幸君

開議 午前10時00分

○議長（稲田忠則君） 皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、皆さんのお手元に配付してあります通り、昨日説明を受けました議案の総括質疑を行います。なお、質疑に先立ち申し上げます。会議規則に従い、発言は簡明にし、自己の意見は差し控えられるようにお願いします。

日程第1 総括質疑

○議長（稲田忠則君） それでは、日程第1、総括質疑を行います。

初めに、議案第3号「平成27年度益城町一般会計補正予算（第5号）」から、議案第8号「平成27年度益城町水道事業会計補正予算（第3号）」までの質疑を行います。

議案に対する質疑はありませんか。

1 番上村幸輝議員。

○1 番（上村幸輝君） おはようございます。1 番の上村です。私からは3 点お伺いしたいと思います。

1 点目が、議案第3 号、ページにして17ページ、18款財産収入2 項財産売払収入1 目不動産売払収入1 節不動産売払収入、これに207万2,000円とございますが、説明会では、里道の払い下げ分とのことでしたが、これについてですね、場所と面積と単価等こういったものが分かればお願いします。

2 点目がですね、同じく議案第3 号のページ21、2 款総務費1 項総務管理費4 目企画費13節委託料、これの福田地区乗り合いタクシー運行業務委託料、これが70万円の減額補正となっております。これのですね、実績と金額等の利用状況をですね、これが分かれば説明会のほうをお願いします。

それと3 点目。3 点目はですね、議案第7 号の農業集落排水事業特別会計補正予算書についてですけど、これについてはですね、加入率のほうを教えてくださいと思います。

私からは。以上3 点となります。よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） 森田総務課長。

○総務課長（森田 茂君） 総務課長の森田でございます。1 番上村議員の御質問にお答えいたします。

議案第3 号平成27年度益城町一般会計予算書17ページでございます。12款財産収入2 款財産売払収入、この1 節の不動産の売り払い収入の内訳について御説明いたします。

まず、町有地の田んぼでございますけども、馬水字上野添871番地353平米、価格が106万9,000円697円でございます。

続きまして里道払い下げ、砥川でございます。番地が1967の9、32.68平米、23万2,878円でご

ざいます。

もう1点、里道の払い下げでございます。古閑字崎久保198の6番地、46.89平米、価格が76万9,746円でございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡卓雄君） おはようございます。企画財政課長の藤岡でございます。1番上村議員の予算第3号の21ページでございます。

4目企画費の中で、福田地区乗り合いタクシー運行業務委託料で70万の減になっておりますが、利用状況、実績等ということでございますが、当初予算で161万8,000円計上しております。70万減額しておりますので、差し引きの91万8,000円が状況でございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 富田下水道課長。

○下水道課長（富田正秀君） 下水道課長の富田でございます。1番上村議員の質問に対してお答えいたします。

農業集落排水会計特別補正予算（第3号）の中の6ページ、分担金及び負担金1負担金、分担金ですかね。これの加入率ということでの間いだったと思いますが、現在ですね、27年の10月末現在の加入率ではございますが、加入世帯が626件の79.85%と、未加入が20.15%となっております。以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかにありませんか。

2番下田利久雄議員。

○2番（下田利久雄君） おはようございます。2番の下田でございます。私のほうからは2点ほど質問したいと思っております。

議案第3号のページ22ページ、2款の総務費1項の総務管理費17節公有財産購入の件ですが、820万円で古民家を購入するということでありましたが、購入した古民家の具体的な利用法とか何か決まっているのでしょうか。その辺をちょっとお尋ねしたいと思っております。

それと、平成27年度の定期監査報告書で、木山橋南側の交差点改良に絡む移転問題が未解決のままに既に5カ月以上経過しており、法的手段も考慮して、早急な解決を図るべきであると監査報告で指摘されておりますが、私もこのことは一般質問で質問したことがありますが、その後の経過をお知らせしてもらいたいと思います。以上です。

○議長（稲田忠則君） 中桐企画財政審議員。

○企画財政課審議員（中桐智昭君） おはようございます。企画財政課審議員の中桐でございます。2番下田議員の御質問にお答えいたします。

平成27年度の議案第3号でございます。ページでは22ページ、2款総務費1項総務管理費の17節公有財産購入費のこの購入後の利活用についてということでございます。

一応、これはウーマンドリーム事業の一環として、あそこの津森記念、四賢婦人記念館の横の古民家を取得して利活用したいということでございます。利活用の方法につきましては、今後詳細なことは、今回の過疎化交付金の中で検討してまいりますけれども、今想定している分につきましては、津森地域に人を呼び込む、稼ぐ力をまず目標に、女性の視点に立った地元農産物を活

用した農家レストラン、あるいは農家カフェ等の整備や、あるいは商品開発、販売開発等によるブランド化の推進とそれに伴って町全体の産業振興に寄与する本町初の益城版地域商社の設立に向けて、そこを活用したいというふうに考えております。

本年度につきましては、28年度につきましては、そのリーダー育成のための研修会、あるいは組織体制、収益確保等の検討を行う予定でございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 坂本建設課長。

○建設課長（坂本忠一君） おはようございます。建設課長の坂本でございます。2番下田議員の御質問にお答えいたします。

今、御質問いただきましたのは、平成27年度定期監査及び行政監査結果について報告ということで、本議会で報告されております報告書の中の4ページの下ほどでございます。

2番目、経営的事務の執行についてという項目の中で、一番下の2行ぐらいのところに書いてございますが、「木山橋南側交差点改良に絡む移転問題が未解決のまま既に5年以上が経過しており、法的手段も考慮して早急な解決を図るべきである」という御指摘を受けとる件につきまして、今後どうするか。それから、今までの経緯ということについてということでございました。

下田議員におかれましては、12月議会にですね、この問題について御質問いただいております。かねてよりですね、気配りをさせていただいております。本当にありがとうございます。私どももですね、もう長年の課題でございますので、常にですね、どういうふうに解決するかということで解決策をこう模索してるところでございますが、具体的な交渉内容ということについてはですね、この場ではちょっと控えさせていただきますが、昨年末にですね、御訪問した際に、具体的なちよっとこう案を今いただいております、解決案をですね、これがうちだけではちょっと、役場だけではですね、ちょっと解決し得ない問題がございますもんですから、それをどのようにこう解決するか、現在検討をしております。

今後ですね、もう一日も早く問題が解決できますように、努力を続けてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

5番榮正敏議員。

○5番（榮 正敏君） 5番榮です。

議案第3号、3款1項1目13節、27ページ。放課後児童対策事業委託料、この金額が1,059万7,000円減額となっておりますが、通常だったら補正組んで金が足らんって言ってくるような事業だと思うんですが、なぜこの減額になったのかちゅうことをちょっとお尋ねしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（稲田忠則君） 花田子ども課長。

○子ども課長（花田博文君） 子ども課長の花田です。5番榮議員の御質問にお答えします。

議案第3号の中の27ページです。3款民生費2項1目児童福祉総務費の中の13節委託料でございます。放課後児童対策事業委託料1,059万7,000円の減額ということでございますが、平成27年度でですね、放課後児童クラブにつきましては、五つの小学校に八つのクラブがございます。そ

のクラブへの委託料でございます。

当初予算では、八つのクラブ合計で4,287万2,000円で計上をしておりました。

ところがですね、決算見込み額が3,227万5,000円となりまして、差し引き1,059万7,000円の減額となったわけでございます。この減額の理由というのが、一クラブに対してのですね、委託する基準額が定められております。これが一クラブを利用する人数はですね、36人から40人、これが一番高いですね。基準額となっております。それが370万ということですので、この金額が一番高い金額というふうになります。

当初の予算の段階ではですね、この370万、一番高いこの金額ですね。3校につきまして、広安西、それから広安、それから中央、この5クラブについて、その370万でですね、当初は組みました。実際ですね、この36人から40人というのは、これ、なかなかありません。36人を下回ってもですね、40人を上回ってもですね、この370万を減額せにやいかんとですよ。そういうことになってですね、この3校につきましてそれぞれ減額をしたということでございます。

それからもう一つにつきましては、大きいのがですね、障害者加算というのがありまして、これは障害を持っておられる方がですね、利用される場合にですね、人を雇ってもいいですよ、人件費みたいなもんですけど、これを当初全クラブにですね、計上しておりました。この一クラブの予算が171万2,000円でございます。

実際は、27年度ですね、四つのクラブでしか利用がなかったということで、四つのクラブでですね、落としております。これがもう684万8,000円の減額で、これが一番大きいのかなということで思っております。

この障害者、補正ということでは言われましたけども、障害者が入ってきてから補正ということも考えられますけども、4月にですね、クラブから人を雇いますと言われたときに、予算がないとですね、どうしても雇えません。これ、こういったやつは補正すべきものではないと思っておりますので。以上が減額の理由ということになります。

○議長（稲田忠則君） 榮正敏議員。

○5番（榮 正敏君） 今、学校の中で37から40満たないと予算がつかないというところでしたが、将来的にこの予算についてそれだけ子どもたちをしていくという目安といいますか、そういうところは、どんなふうでしょうか。

人数的に満たされて、今3校減額になってますけれど、それを今から減額じゃなくて、福祉のほうの児童福祉で充実して人数をちゃんとこう、何ですかね、確保できていくかというところですね。よろしいですか。

○議長（稲田忠則君） 花田子ども課長。

○子ども課長（花田博文君） 子ども課長の花田です。榮議員のですね、2回目の質問にお答えします。

36人から40人というのがですね、要するに、委託する基準額というのがありまして、それが一番高いわけですよ。だから35から下回る、41から上回った場合、これを基準額というのがなくなるとじゃなかですよ。あくまでも幾らかはですね、あるですよ。はい。全くなくなるという

意味ではございませんのでですね。はい。全くなくなるという意味じゃありません。何万か何十万かなくなるということでございます。済みません。説明の仕方が悪うございました。

○議長（稲田忠則君） ほかにございませんか。

8 番野田祐士議員。

○8 番（野田祐士君） おはようございます。8 番野田です。

議案第3号、済みません、一般会計補正予算書の中から、ページのほうが、まず32ページですね。済みません。32ページ、31ページからでいいですか。31ページの5目の農地費の中の南・中尾地区促進事業計画委託料について、減に、627万9,000円の減ですかね、についての理由を説明いただきたいと思います。

次が35ページ、これは以前聞いたこともあるんですけども、詳細が分かりませんので。35ページの公園費の潮井公園整備費3,300万の減について、これについても再度説明をお願いいたします。

次が37ページ、10款の教育費の中の15節の工事請負費小学校空調設備工事請負費5,500万減についての説明をお願いいたします。

次が41ページ、体育施設費、2目の体育施設費13節委託料185万についての説明をお願いいたします。それとですね、27年度定期監査及び行政監査についての報告の中で、ページ的には5ページ、町営住宅滞納についての所見を書いておりますけれども、そこについて所見なり、意見でもよろしいんですけども、よろしくをお願いいたします。以上です。

○議長（稲田忠則君） 森本農政課長。

○農政課長（森本光博君） 農政課長の森本でございます。野田議員の御質問に答えさせていただきます。

6 款農林水産業費 1 項農業費 5 目農地費の中の13節委託料南・中尾地区促進計画書策定料等委託料の627万9,000円の減額の件についてでございます。これは中山間事業におきましてですね、南中尾地区で圃場整備等ですね、計画推進のほうをですね、やってきておりましたけども、この促進計画がですね、どうしても基盤整備がですね、地元のほうから厳しいということで、この促進計画が未実施による減額でございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 杉浦都市計画課長。

○都市計画課長（杉浦信正君） 都市計画課長の杉浦です。8 番野田議員の御質問にお答えいたします。

一般会計のほうの補正予算、ページ35ページ、公園費、一番下ですが、潮井公園整備工事減額の3,300万、これにつきましては、当初6,200万の予定をしておりました。それとですね、関連がありますので、ページの14ページ、歳入のほうになります。これで社会資本整備交付金、これが減額1,760万をしております。これは当初ですね、6,000万に対しまして、3,000万の補助ということで申請しておりましたけれども、配分の減によりまして、1,240万しかつかなかったということで、その補助がつかなかったの、この整備工事のほうをですね、減額したと。補助がつかなかったの、工事を減額したということでしております。

一般財源でするにはですね、予算的なものがやっぱり会議でやりますので、補助をしながら公園を進めていくということではしております。これに伴って、工事のほうはですね、少し遅れはいたしますけれども、計画どおりやっていくということは、ここで申し上げておきます。

次に、質問の中で、27年度定期監査及び行政監査の結果報告についてのページ5 ページの中で、町営住宅の家賃滞納についてということで書いてございます。これにつきまして、毎回決算時期と当初の時期にはですね、この問題が浮上してきております。これにつきまして、滞納者に対する町としての処置である明け渡し整理費と住宅明け渡し訴訟委託料が未執行であり、数年前から何度も指摘をしているにもかかわらず、改善されていないという指摘がっております。

「今後は滞納者と連帯保証人への弁護士名での催告状を早急に送付するとともに、明け渡しのための裁判訴訟を起こす等の措置が必要であると思われる」というふうにしてあります。今現在ですね、私どものほうでどういうふうにしてるかといいますと、前回でも質問あった中で、これは数的にいきますと、2月末の時点なんですけども、20万以上からの方がですね、今57件決算時期からしてもそういうふうにありました。

今57件の方に対してまして誓約書をとって、1年前に誓約書をとっておりまして、その分がどういうふうになってるかというふうなのを今調査しております。払う、払っているか、払っていないかというふうな調査をしながら、本人、連帯保証人等にもですね、連絡をしながら1年間やってまいりました。

このうち約半数の方がですね、滞納、現年度分も払いつつ、過年度分も払い始めた。そういう状況にあります。あと残り2分の1ありますけど、そのうちの半分、4分の1の方がですね、今まで払ってなかった分を払い始めたというふうなのがございます。あと残りその4分の一についてですね、この指摘にもあるように、弁護士名で出すのと、その後の経過を見ながら訴訟にしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 田中学校教育課長。

○学校教育課長（田中秀一君） 学校教育課長の田中です。8 番野田議員の御質問にお答えいたします。

平成27年度一般会計補正予算、ページ37ページの10款教育費 2 項小学校費 1 項学校管理費の15 節工事請負費の5,500万の減額の要因はということかということですが、こちらにつきましては、昨年度小学校の空調設備を整備を行いました。予算では、3億891万6,000円を計上しておりますけれども、入札の結果、2億5,276万1,040円ということで、残額が5,615万5,496円が残額として出ております。

ですから、5,600万円ほど予算が残ったわけですが、ただ、今から先学校等古くなっておりますので、どんな修繕が出てくるか分かりませんので、その分の100万円を残した、100万円を流用する可能性がありますので、100万円を残した5,500万円を不用額として減額補正をしたところでございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 高森生涯学習課長。

○生涯学習課長（高森修自君） 生涯学習課長の高森です。8 番野田議員の御質問にお答えいた

します。

ページ41ページですが、10款教育費 7 項保健体育費 3 目体育施設費13委託料の指定管理料185万円の増額は、プロバスケットチーム熊本ヴォルターズの試合数減によるもので、指定管理者基本協定書の規定により補充するための金額でございます。

これは指定管理料金計算時に、熊本ヴォルターズの試合収入を一試合平均30万円と予想し、20試合分を計上しておりましたが、本シーズンは諸事情により 8 試合減となったため、8 試合分の240万円分を補填する必要がありますが、試合数減にかわり、ほかの団体の使用料が入りましたので、その分の55万円を差し引き、185万円を補正したいというものでございます。以上です。

○議長（稲田忠則君） 8 番野田祐士議員。

○8 番（野田祐士君） 1 回目の回答ありがとうございました。

済みません。2 回目にもう一度確認をさせていただきたいと思います。

まず、農地費については、これ未実施ということですか。未実施。これは行われないということになるんですかね。もう取りやめということになるんですかね。あ、もう取りやめということになるんですかね。ああ、そうですか。分かりました。

次が、潮井公園の分なんですけれども、1,760万が補助が来なかったというお話しされたんですかね、今。補助が来なかった。それはその言い方は正解ですか。補助額が来なかったという。補助がついてた分を減したんじゃないんですか。補助が来なかった。6,600万のうちの、それはもともとついていた分ですよ。

済みません。もう一度だけちょっと済みません。分かりにくかったんで、もう一度だけ済みません。説明のほうお願いします。補助がつかなかったとおっしゃったのが、正解かどうかだけでもいいですけども、ちょっとそれについてはですね、済みませんけども、もう一度説明をお願いします。

それと、同じ分なんで、都市計画課長のほうに。20万円、さっき御説明あったのは20万円以上の滞納の分ですか。未満とおっしゃったんですかね。以上。以上。20万円以上の滞納の分です、いろんな形でですね、連帯保証人等をですね、お願いしながら、支払いをされている部分があるということなんですけども、これで、この表です、表がありますけれども、表で見ますとですね、最高滞納者は250カ月、500万なんです。507万7,000円。250カ月ですね。ましてやですね、200万以上も13件、100万から200万を17件、50万以上100万未満が16件、20万以上50万円未満を10件というお話になっております。今言われた分は、ちなみに20万円未満は252件です。

あとで、補正一般会計の予算書にもありますけれども、裁判費用とですね、一応訴訟費用といえますか、上げてございます。これ毎回、毎年上げられております。250カ月もですね、支払われていない部分について、そういう可能性、今後ですね、支払われる可能性があるのかということところが争点になると思いますので、ぜひですね、今言われた分についてですね、20万以上についてはですね、約1年だと思えるんですけども、1年近くの幾らかに、その1件1件によって違う部分はありますけども、約1年以上についてはですね、ある程度ですね、町の姿勢として、訴訟を起こすなりの形をですね、とるような形をですね、やろうと思うのか、思わないのかというところ

ろをですね、もう一度ですね、お尋ねいたします。

それと済みません。体育施設費の委託料の件なんですけども、これ185万入れんといかんんですけども、指定管理料の規約といいますか、今結ばれてる状態の中でですね、実際予算はもう上がってるわけですね。これは予算を入れてたのに、その試合がなかったから、その予算を差し引きますよという意味だったら分かるんですけども、そうではなくて、もともと予算を入れてなかったけれども、計画はあったと。その分を予算を払ってなかったから、でも、計画はあったから185万を入れるというお話なんですか。

もともとの予算というのに、この185万じゃない、済みません。何十回分の金額ですね。それは入ってたのかどうかをですね、ちょっと確認をさせてください。

もともとあったのを差し引くというイメージ、私はですね、持ってたんですけども、それを入れるということになれば、その分はもともと見てなかったんだよという話なのかですね。予算の中でですね。そういう、ちょっと考え方が反対なのかもしれないんで、ちょっと私がですね、分からないんで、それを2回目の質問にさせていただきます。以上、2回目です。

○議長（稲田忠則君） 杉浦都市計画課長。

○都市計画課長（杉浦信正君） 2回目の野田議員の御質問にお答えいたします。

ちょっと済みません。私の言い方が悪かったかもしれませんが、歳入のほうでの説明会のほうで、当初3,000万、当初予算で3,000万のところ組んでたんですが、県のほうからですね、配分が3,000万で一応申請してたんですけども、交付決定のほうで1,240万で来たということで、県のほうから補助金が来なかったということで、減額するものでございます。いいでしょうか。

それと滞納のほうにつきましては、じゃあ、町が本当にする気あるのかということとをまずお聞きなさってるのかなというふうに思います。これ絶対にやらなきゃいかんというふうに思っております。

それと、この監査報告の中でですね、1カ月、3カ月未満ですかね。報告のやつであって、308件というふうに載ってたかと思うんですけども、これ1月5日締めでやっておりますので、12月の引き落とし、いわゆる1月3日までは金融機関とかもお休みでされておきませんので、引き落とし分のがですね、ちょっと処理的に遅れているということで。毎月のやつでいきますと、約1カ月か、2カ月分とかの部分につきましては、20件程度というふうにおおむねなってます。20件から25件の間を移行しておりますけども、1カ月、2カ月の滞納部分はそれだけぐらいになっております。

それと、長期の滞納、250カ月ということ、最高の方いらっしゃいます。この方はですね、今年金生活になっております。誓約的にはですね、年金の入った月に払うと。今までの分も含めて払いますという誓約はあっておりますが、今月確認したところでは、本人にもなかなか連絡がつかない。この方については、訴訟的にはやるというふうに思っております。

今後、訴訟にするにしまして、訴訟をしたときにですね、反対に向こうから不服申し立てとかいうふうなのを逆にされたときには、今の条例の形からすれば、臨時議会を開かなければならないというふうになりますので、それをすぐにでもできるような形で、町長の専決処理的なもの

の中にですね、この訴訟したときにはすぐできるような形で、そういう条例の変更もですね、今後検討して出していかなければならないというふうに思っています。

これはこの訴訟をする自治体に関しましては、そこの部分の専決の部分もですね、変更して行われるというふうなのが一般的でやっておりますので、そのような方向でいきたいというふうに思っております。よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） 高森生涯学習課長。

○生涯学習課長（高森修自君） 生涯学習課長の高森です。野田議員の2回目の御質問にお答えします。

本町で指定管理を募集するときにですね、指定管理料の計算の中で、収入としてヴォルターズの試合が20試合以上はあるだろうというところで、600万を計上しておりました。ですが、もう実際には、12試合しかなかったということでですね、この予算の中には、この減った8試合分の予算っていうのは組んでおりませんでした。以上です。

○議長（稲田忠則君） 野田祐士議員。

○8番（野田祐士君） 2回目の御回答ありがとうございます。

3回目の最後の質問です。

町営住宅家賃滞納につきましてはですね、裁判をすると。250カ月の方については裁判をしようというお話ですけども、これ、250カ月の方は最高滞納者でですね、500万という大きな部分がありますけれども、これ全体でですね、滞納額9,629万1,000円なんですよね。前回、済みません、何月議会だったか分かりませんが、不納欠損を600万した経緯もございますよね。

だからですね、これについては250カ月の方にはですね、のみを裁判をしようというお話ではないと思うんですね、例えば、さっき言ったように、20万以上の方はですね、内容証明なり送った後にですね、もうすぐ踏み込む。踏み込むというか、裁判にですね、やるというようなですね、形でですね、これは考えないとですね、いろんな形でですね、難しくなっていくんではないか。町の姿勢もですね、難しくなっていくんではなかろうかと思っておりますので、3回目の質問として、これ、町長にいいですか。町長、これどういうふうに、すぐするとか、しないとはいいいですけども、どういうふうにお考えでですね、やれる、やろうとするのかぐらいはですね、町長のほうからですね、所見でもいいですよ、お願いしたいと思います。

それと、生涯学習課長、済みません。20回分の予算は組んどったと。その中の12回しかなかったと。だったら8回分余るんじゃないんですかね。ちょっとそこ、違う。違う。

（自席より発言する者あり）

○8番（野田祐士君） 指定管理料の中に20回分が入ったということですか。

○議長（稲田忠則君） ちょっと待ってください。

○8番（野田祐士君） いいです。済みません。はい、分かりました。

○議長（稲田忠則君） 野田議員、簡潔にですね、質問してください。

○8番（野田祐士君） この件に関しましては、ちょっと私だけが分かってない部分があるのかもしれないからですね、またですね、別途でですね、お話を聞かせていただきますので、よろ

しくお願いいたします、はい。

じゃあ、町長、済みませんけどもよろしくをお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 8番野田議員の所見をとということで、この滞納問題、町営住宅の滞納問題につきましては、もう長年来の懸案だと思ひまして、ずっと歴代の町長さん方も頭を痛められてると思います。

先ほど担当のほうも話しましたとおり、いろいろ問題がありますので。ただ、滞納者についてもいろいろ問題もある方もいらっしゃると思います。一つ一つまた丁寧に中身を精査して、また対応していきたいと思ひますので、どうぞよろしくお願い致します。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

14番中村健二議員。

○14番（中村健二君） 14番中村です。議案第3号益城町一般会計補正予算のほうから二、三点質問させていただきます。

まず最初にですね、ちょっと歳入のほうですけども、何ページかな、10ページかな。10ページ、10ページですね、歳入のほうで町税の町民税のほうですね。この中でですね、個人の町民税のほうは増えてきてるんですが、これはもうずっと。それから法人のほうがですね、本年度、27年度の当初予算で多分3,500万ぐらいうったかな。3,000万ぐらいか。少なくなるという予算の組み方をして、今回また2,000万減額ということですけども。

これ、法人のほうが減って個人のほうが増えてますけど、何か、これどういう理由かな。ちょっと。それまではですね、26年度の当初予算ぐらいまでは、ずっとこう法人のほうも増えてきてたんですね。27年度の当初予算、本年度の当初予算からちょっと減額、減額できてるものですか、その辺がどういうあれなのかなと。企業からのですね、あれが減ったということは、地元雇用が減ったのか、何なのか。その辺がどうかちょっと分かりませんが、その辺ちょっとお聞きしたいということ。

固定資産税については、これはもうどんどん増えてきてますけども、これは新しく家が建った分もあるでしょうけども、ほかにかなり今度の5,000万ぐらいうプラスになってますが、補正組んでありますが、このあたりも、家が100軒以上は増えてきてるんで、その分もあるでしょうけど、それ以上に何かがあるのかなと思って、もし何かあれば、ちょっとお答え願ひたいと思ひます。

それから、ページ12ページ、これはもう財政課長答えてよかですけども、9月議会で地方交付税は決定ですと。もうこれで決まりですというふうに言われたけど、ここで640万、六百何十万か増えとんですけどもね、これは11月に来た分だろうと思ひますけども。9月議会では2億5,451万3,800円、これでもう決定ですよっていう答えがあつたんですよ。実際には、何百万だけでも、11月にまたその分が来たのかなと思ってですね。

9月議会で決定というのはちょっとどうかなって思つたんで、あのときはちょっと執拗に言つたんですけども。まあ、そういうことです。これはもう別に答えてもいいです、はい。

それからですね、ページ22ページ、22ページの2款の1目13節かな。この13節委託料、プロモ

ーション展開業務委託料というのが1,000万ほど組んでありますけど、このウーマンドリーム作戦の中の一つだと思うんですが、観光ビジョンの何か立てるとか、いろんなことのお話がちょっと説明であったんですが、ちょっともう少し詳しくどういうことなのか、お聞かせ願いたいと思います。

それから、先ほど同僚議員からも質問がありましたが、ページ37ページの15節の小学校の空調ですね。5,500万ほど余っておりますけど、これは前の中学校の空調のときも4,000万ぐらい余って、あんときも30%ぐらい余った。今度も30%ぐらい余ってるということだけでも、予算を立てるときに、この辺はもう少しちゃんと積算してあげられるんじゃないでしょうか。

入札率は90%ちょっとぐらい、九十何%ぐらいあったと思うんですよね。だから、あくまで予算立てるときは、ちょっとえらいオーバーに立てたよなって思うんだけど。余りにも、余ることはよかことですよ。しっかり余って残ったほうがいいんですが、もう少しちょっとぴしゃつとした予算を立ててほしいなということで、その辺ちょっとどういう状況か聞かせていただきたいと思っております。

それからですね、これはもう、ちょっとページ40ページの指定管理者のヴォルターズの件ですけど、これは今説明があったんですけど、結局、指定管理料を払うときに、20試合分は、20試合あるでしょうと。だけん、この分はもう金はそういうことで収入が入るからその分はあげませんよということだったということですね。あげてないということですね、でしょう。金払ってないということでしょう、その分。20試合を予定して、金を払ってないと。だから、20試合のうち12試合しかなかったから、あと8試合分なら予定しとったけど、8試合分はまた後で金をあげますというような意味なんでしょう。そういうことですかね。そうじゃなかったら、もう1回答えてください。以上、1回目の質問とします。

○議長（稲田忠則君） 緒方税務課長。

○税務課長（緒方 潔君） 税務課長の緒方でございます。14番中村議員の質問にお答えいたします。

補正予算書のページ10ページ、まず、町税に関しまして、町民税、個人町民税、それから法人町民税の金額の補正額について御説明いたします。

まず、個人町民税につきましては、2,400万ちょっと伸びているということで、法人税のほう約2,000万ほど減額と、この理由につきましては、法人税率の引き下げあたりが非常に大きな理由になっております。通常12.3%から9.7%へ引き下げ、約2.6%に引き下げられたということで、法人町民税につきましては世帯割と所得割という二つの算定方式がございます。世帯割につきましては、資本金1,000万以下とか、約1億円以下、それから1億円以上の企業に対する課税の仕方、それから従業員数50人以下なのか、そこらあたりが算定の基本になりますけども、世帯割に関しましては、ある程度金額が決まっております。ただ、所得割に関しましては、その企業の売り上げ金額あたりが非常に大きな要素を占めております。

やはり設備投資あたりが非常に当初厳しい状況でそこを解消するまでに、営業利益が非常にこう追いつかないような企業も結構増えているんじゃないかということで、当初は今回2,000万ほ

ど減額をしておりますけども、最終的にはですね、歳入欠損を招かないように徐々にはですね、ちょっと上がってくるような形にはなってくると思います。

それから固定資産税につきましては、やはり5,000万ほどちょっと増収ということで、やはり家がですね、年間約200軒ぐらい建っております。非常に益城のほうに子育てのしやすい状況といますか、新しい熊本市さんあたりからですね、益城のほうに家を建てられる方が非常に増えてきてるんじゃないかと思います。そこらあたりでの家屋に、土地家屋に対する税収がこう増えてきているというような状況ではないかと思います。以上で説明を終わります。

○議長（稲田忠則君） 中桐企画財政課審議員。

○企画財政課審議員（中桐智昭君） 企画財政課審議員の中桐でございます。14番中村議員の御質問にお答えしたいと思います。

議員御質問の議案第3号平成27年度一般会計補正予算（第5号）の22ページでございます。2款総務費1項総務管理費11目地方創生費13節の委託料の中の一番上のプロモーション展開業務委託料の内容についてということの御質問でございました。

これは議員のほうからも言われましたとおり、今回、国に申請をしております地方創生加速化交付金を活用して実施予定のウーマンドリーム事業に係る分でございます。この委託料につきましては、女性の活躍を念頭において、現行の女子教育、四賢婦人関係ですよねと、就業支援、子育て支援等の各種取り組みの一本化を図るということです。ワンストップ提供に向けた仕組みづくりやバックアップ体制を具体的に検討するというのがまず第1点でございます。

二つ目が津森地域等の地域資源等を活用した、生かした観光ルートの開発と、三つ目が先ほど下田議員のほうからも御質問がございましたとおり、古民家を活用した本町初の地域商社設立に向けた勉強会、あるいは研修会、あるいは組織体制、収益確保等の検討を行うということでございます。その委託料ということで組ませていただいております。

検討に当たりましては、当然、委託業者に丸投げということは考えておりません。本事業の推進母体としまして、地元住民、あるいはふるさとの学芸員の皆さん、あるいは地元農家の方々、商工会、農協、地元産業、あるいは地元金融機関と役場職員等多くの関係者で構成するウーマンドリームの推進協議会を早々に立ち上げて、具体的、より具体的な検討のほうに入っていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 河内総務課審議員。

○総務課審議員（河内正明君） 総務審議員の河内でございます。14番中村議員の御質問にお答えをさせていただきます。

議案第3号平成27年度益城町一般会計補正予算書、ページ37ページでございます。10款教育費2項小学校費1目学校管理費の15節工事請負費についてのお尋ねですけども、減額が5,500万ということで、かなり多くの金額が減額されてるということでの御質問でございますけども、私のほうからはこの分に関して入札の部分でですね、一部御説明を申し上げたいというふうに思っております。

小学校の空調設備につきましては、5校分で一般競争入札、それから指名競争入札ということ

で、工事の本数としましては7本で発注をさせていただきました。各社ですね、精いっぱいのところでお札をしていただきまして、低いやつですと89.6%程度。高いやつは98%程度での落札率もありましたけども、全体でいきますと7本ですね、合計しますと、入札残が2,340万ほど出ております。ですから、5,500万減額分の全てということではもちろんございませんけども、入札残の部分が2,340万円は含まれてるということで、御説明を申し上げたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 高森生涯学習課長。

○生涯学習課長（高森修自君） 14番中村議員の御質問にお答えいたします。

指定管理料がですね、当初1年前に計算しておりましたが、そのときの計算ではヴォルターズの試合が20試合ありまして、一試合30万になりますので、600万の収入がありますよという説明をしておったわけですが、これを受けて指定管理者のほうから今年の指定管理料4,150万ですか、を出されたんですが、実際行われた試合が8試合も減ってしまって、12試合しかなかったということで、その分補填しなければいけないんじゃないかという話になりまして、協議をしました結果、240万そっくり払うんじゃなくて、そのあいた日にほかの試合もできるということですね、55万を差し引いて185万という答えを出しております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 14番中村健二議員。

○14番（中村健二君） 2回目の質問をいたします。

町民税のことについては、法人税率が引き下げられたのは分かってましたけど、その辺の町民税のほうまでこうやっぱりこういうふうに引き下げてなるわけですかいいね。法人のほうというのは。法人の法人税の引き下げというのは。だから、法人税の引き下げっていうのは、普通考えるところの売り上げに係る税金などの引き下げかなと、そんだけをおもったんですけど、こういうところにまでなるということですね。こういうところちとおかしいけど。もう全てそういうふうに引き下げになってるということですね。

それから、固定資産税はもう分かりました。やっぱり住宅がそれだけ増えとるということで、当然これは増えてくるだろうということは、もう予測してましたけど。ちょっと法人税ほうがかなり下がってきてるもんだから、ちょっと心配したとこでした。地元雇用あたりがどんどん減ってきたのかなというような心配があったもんですから。その辺をちょっとお尋ねしたところでした。内容的にはよく分かりましたので。

それから、その次のプロモーション展開事業だか、中身については大体どういうふうなあれだと分かったんですが、ウーマンドリームですね。これを今からウーマンドリームのその検討委員会とか立ち上げて、しっかりと中を精査していくということですけど、まだこういう形でやるといのが分かってない。夢、まだ。だけん、大体大体もうできればさっき言った古民家を利用してどうだこうだとか、いろいろ四賢婦人の云々とかいろいろありますが、その辺、ウーマンドリームについては、もうちょっと詳しく内容が分かるならですね、説明していただければ。どうも何かはつきりこう、うんうんうんって構想は何となく分からんじゃないですけど、ちょっと詳しく分からないんで、その辺をちょっと教えていただければと思います。

それから小学校の空調については入札残が2,340万ということで、残りが過大見積もりだったのかなというような感じですね。これは今後ちょっと、さっき言ったように、余るのはいいですけど、余り極端にこういうふうにはぼんと出てくるとですね。中学のときも4,000万以上出てきたし、あんときもやっぱり30%ぐらいあったと思います。あのときは繰越明許費ですからどうだこうだって言われたけど、結局、今度はこういうふうに出てきたもんですから。この辺はもう少し予算組むときにですね、しっかり注意をしていただきたいなと思っております。

それからヴォルターズの試合のほう、それは分かるんですけども、今後もそういうふうな形でやっていくのか。その規約のほうはどぎゃんとなつかですたい。この、引き出して見てみらんといかんけど、幾らかその辺が規約の中にあるならば、あとでよかばってんが、規約がこういうふうになってますんでということで、ちょっとコピーにして、帰って引き出せばあるかもしれんけど、もしあれば、その契約の中でどういうふうになってるか、その辺をちょっと教えてもらえと思いますが、よろしく。2回目は以上です。

○議長（稲田忠則君） 中桐企画財政課審議員。

○企画財政課審議員（中桐智昭君） 企画財政課審議員の中桐でございます。14番中村議員の2回目の御質問のほうにお答えさせていただきます。

実は現在、津森地域の地域ビジョンを策定中ございまして、それとちょっと非常に関係してくるものですから、なかなか明確なお答えをすることはできませんので、今こちらのほうでお答えできる範囲でお答えさせていただきたいというふうに思います。

まず、ウーマンドリーム事業につきましては、四つの柱があります。女子教育の推進と女性が活躍する場づくりと移住定住の促進と津森地域等の観光事業を含めた稼ぐ力を創出すると、その4本柱ということでございます。

その中で、では、どういう形で方向性として持っていくかということでございますけれども、まず、女子教育の推進につきましては、まず四賢婦人という歴史的偉人が益城町にはおられます。その方のまず功績を発信する事業を行うというのが、まず第一でございます。

もう一つが、それを含めて学校教育と社会教育との連携を図っていくというのが二本柱になってきます。女性が活躍する場づくりとしましては、今想定しているのがウーマンドリーム関係のそういう教育をできるような簡単に言えば学習塾、あるいは大学と言ったらまたちょっと大げさになりますけど、そういうのが、学校みたいのができないかなというふうには考えております。

移住定住促進につきましては、こちらのほうにつきましては、もう一つのほかの事業のほうで空き家関係を行いますので、それに絡めた形で津森地域の古民家、特に古民館ですよね、とか空き家の対策を行っていきながら、そちらのほうの移住定住を促進していくと。

もう一つは、まだ今想定しておりますけれども、地域おこし協力隊というのが国の組織でございます。要するに、都市圏の中から人を、いろいろな専門家を呼んできて、外の目から津森地域を見てもらうという方策もございまして、そういうのも一つ考えていきたいというふうに考えております。

津森地域のもう一つの稼ぐ力につきましては、先ほど申し上げたとおり、まず地域商社の設立

ができないかということで検討を行いたいというふうに思います。地域商社といいますのは、地域のブランド化を図りながら、いろいろな物流、商品関係を開発して、それを外に出していくと、稼ぐ力を発揮するというものでございます。そういうところの具体的な検討を今後この委託料の中で検討してきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 14番中村健二議員。

○14番（中村健二君） 3回目の質問を行いますが、ウーマンドリームについては、四つの柱でやっていくということで、いろんな四賢婦人をもとに女性の教育というか、いろんなものをしながらですね、女性の活用とかそんなものを考えていくんでしょうけど。なかなか分かるようで分からないようで、非常に難し過ぎるかなというような形で思っております。しっかり頑張っていてですね、益城町の地域発信というか、益城町の名前をですね、しっかりと売り出していくような形で持っていければなど。女性の活用ということで。なかなかですね、女性の活用ちゅうのもいろんな形で難しい部分があるでしょうけども、その辺しっかり取り組んでいただきたいなど。そして移住定住、この辺が進んでいけばですね、非常にいいことかなと思いますけど。

地域おこし協力というのは、これはもういろいろ聞きますけども、この辺しっかりまたですね、何かをしてやっていうかんと、どうもこう全てやってはいるんだけど、こう見えないような形ではっきりしてこないんで、もうちょっとこうぼんとはっきりできるようなですね、議会で視察に行ったところの女性のパワーと力、あれ女性の就労なんかつくってですね、観光大使みたいなのを女性がやって、自分とこの町はこうやるというようなですね、その辺なんかも、ああいうふうにはぼんと何かをつくって、はっきりあらわしていくのが大事なかと、その辺を今検討されておるんでしょうけど、ぜひともしっかり頑張っていていただきたいなと思っております。

それから、指定管理のあれはまだこのような形で次もやっていくわけ。その辺をちょっと。同じような形で契約をするのか。してるのかどうなのか。その辺ちょっと。もう1回答えてください。済みません。以上です。

○議長（稲田忠則君） 高森生涯学習課長。

○生涯学習課長（高森修自君） 生涯学習課長の高森です。14番中村議員の御質問にお答えします。

ヴォルターズの試合開催に関しましては、今後減少すると思われますので、毎年補填するということは、指定管理者の営業努力を損ねることにもなりかねないと思います。よって、次年度以降の補填については指定管理者と協議し、決めていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（稲田忠則君） まだ質疑がありましたらですね、ここですね、暫時休憩をしたいと思います。11時25分から再開します。

休憩 午前11時12分

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

16番渡辺誠男議員。

○16番（渡辺誠男君） 16番渡辺でございます。先ほどから地方創生、ウーマンドリームについては、津森校区の活性のために我々も協力を惜しまないつもりでございます。全力を尽くして頑張っていたきたいと思っております。

私は1点だけお尋ねいたします。議案第3号平成27年度益城町一般会計補正予算（第5号）の中ですね、35ページです。

35ページの土木費都市計画費の都市計画総務費の中の定住促進住宅建設補助金の1,470万の減額ですね。これについてお尋ねをいたしますが、定住促進は飯野、津森、福田の地域活性化のために23年度からまず5カ年ということで28年度まで計画され、今延長されて31年までということになっておりますが、常に3年ごとに予算を組んでありますが、今まで定住促進で利用された、利用といたしますか、新しく建築された件数とそれから年間を通しての総額的な金額をまずお尋ねいただきたいと思っております。以上で、1回目をよろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 杉浦都市計画課長。

○都市計画課長（杉浦信正君） 都市計画課の杉浦です。18番渡辺議員の御質問にお答えします。

○16番（渡辺誠男君） 16番。

○都市計画課長（杉浦信正君） 済みません。16番ですね。申しわけございません。

この定住促進建設補助金、ページ35ページの19負担金補助及び交付金の中で定住促進減額の1,470万という、この中で関連ということで、今までどれくらいあつてるかということでの御質問です。これは平成23年度から始めまして、27年度、本年で一応切れますけれども、3年間の延長するというようになっております。

今までの実績から言いますと、全部で2月末時点までですね、123件の申請がもうあっております。だから123件、家が建ったということです。そのうち、飯野がですね、42件。福田が70件。それと津森が11件。津森のほうがですね、少のうございますけれども、福田地区のほうは天神免のほうで59区画のやつがですね、ありましたので、そちらのほうが相当な件数になっております。

あと今後ですね、どういうふうになるかと。関連しまして、この補助金の減額に対してもちょっと関連ありますので。27年度当初ですね、土山が今、集落内開発のやつで16区画、テレビ等で宣伝等もしておりましたけれども、その16区画がですね、27年であるだろうというふうに思っております。それともう一つ、下砥川ですね、お宮の前のところ、そのところは、これは地区計画なんですけども、これが31区画のやつが27年で、これも造成終わるだろうというふうに思っておりましたところ、その開発予定地とこの申請等がですね、遅れたり、造成の関係でちょっと遅れたのかもしれませんが、その分がありました。

今後、その土山と下砥川のところでですね、約40、50戸弱の部分がまた出てくると。あと話が上がつてるのが、福田のほうがですね、地権者の方、区長さん等にはですね、説明がしてあるみ

たいですけども、まだこちらのほうには申請は上がっておりません。

そういう状況で、今飯野と福田のほうがあと予定されているところがあると。飯野のほうはさっき言いました現実的に、あと50戸弱のほうが上がってきてるということになっております。

渡辺議員の津森地区に関しましてはですね、まだこちらのほうに申しわけございませんが、そういう話はまだ上がっておりません。本当に津森地区のほうはですね、小学校の人数も余り変わっておりません。どうにか町のほうでも増えるならばというふうに思っております。

飯野のほうはですね、もともと予定しておりました120人に達しようというところでして、あと5年以内には120を超えるという予測が一応出ております。飯野に関しましてはですね、この計画的にやれたのでよかったかなというふうに思っておりますが、渡辺議員のところは地元の議員さんも一生懸命頑張っていただきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 16番渡辺誠男議員。

○16番（渡辺誠男君） 2回目の質問をいたします。

逆質問をいただきまして、ありがとうございます。頑張っていきたいと思っております。

それからですね、非常に津森はまだ下水道がようやく今小谷をやっているような状況でございますので、なかなか昨年から考えていましたけれども、下水道工事でまだできていないということで難しゅうございましたので。いろいろ考えてはおります。ぜひ執行部も御協力のほどよろしくお願いいたします。

それからですね、この定住促進は3年ごとに予算、3年ごとに予算組んでありますね。当初は50万で、3年後に50万ということであろうかと思いますが、そういう方向であります。常に1年1年いにまた組み替え、組み直すというような状況でございますが、1年ごとに予算というのは、生まれんわけですか。そういう予算はしてないというのが今の現状で、23年度からですね、そういうことでずっと、24年です。25年から27年に24年度を組んで、26年から28年が5,300万ですかね、ずっと組んでありますが、毎年、年度はそういうふうに組んでありますが、減額になっておるのが実情ではないかと思っております。そういうことで、その根拠ですね、それちょっと教えていただきたいと思います。以上です。

○議長（稲田忠則君） 杉浦都市計画課長。

○都市計画課長（杉浦信正君） 渡辺議員の2回目の質問にお答えいたします。

要綱ですね、補助金要綱の中で、申請があつてから半年後に100万のうちの50万と付加の部分、子どもさんたちがいた分については半年後に一応払うという要綱になっておりまして、3年間で定住の基本として、3年以上住み続けることというふうになっておりますので、3年後にちょうど申請があつて、3年後にですね、残りの50万を支払うということになっております。

決定がですね、その申請があつたときに、一応決定はいたします。予算の確保として、当初予算等に載っておりますけれども、債務負担行為と。その予算的なものは債務負担行為によって過年度分まで予算を確保するという形になっております。

交付的のがですね、仮に1月に申請があつたとすると、決定しまして半年後にするので、6月

に支払うということになります。次の年度になります。単年度からするならば、申請があった年は支払いはないんだけど、次の年に50万プラス20万とかですね、そういうのが出てくる。それからまた3年後に出てくるというふうな積み重ねが、その債務負担行為に出てきております数字的なものになっております。

あと減額的なものっていうふうなのが、途中でですね、該当しなくなったとか、そういうのが出てくるおそれがありますので、その減額等も発生する可能性はあるということになります。あくまでも半年ごと、3年後というふうに分けておりますので、そういうふうな予算の組み方に一応なるということです。それでよろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） 渡辺誠男議員、行きますか。

○16番（渡辺誠男君） 御答弁ありがとうございます。津森も全力を尽くして今からやと思いますので、ちょうどそのときはぜひ御協力お願いし、そしてすばらしいこの宅地造成をやっていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。どうもありがとうございました。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

9 番宮崎金次議員。

○9 番（宮崎金次君） 御苦労さまです。9 番宮崎でございます。

今回はまず議案第3号関係で3点、それから議案4号関係で1点、4点質問をさせていただきます。

まず、議案第3号27年度補正予算関係のページ3ページです。

この中の歳入の補正で、今回は国庫の補助金1億2,000万円、それから消費税、これが1億3,000万円、これが追加をされまして、これによって基金からの繰入金が2億3,000万円減額をされております。さらに、町債も3,340万円ほど減額されて、非常に財政的にはですね、望ましい方向だと思います。

そこで質問なんですが、これで本年度末の基金の残高、特に財政調整基金は幾ら確保されているのかを教えてくださいたいと思います。これが第1点です。

続いて、第2番目の質問ですが、これは、ページ31ページ補正予算の。第6款農林水産業費の中の1項農業3目農業振興費。それでこの項目の一番備考の欄に、説明の欄に書いてございますが、農業振興費の中の担い手確保・経営強化支援事業補助金9,739万8,000円、これの内訳をですね、これは例年多分やられとるし、国の補助だろうとは思いますが、ほとんどちょっと中身がよく分かりませんもんですから、これは具体的にどういうところにどういうふうに金が配分がなされてるのかということを教えてくださいたいと思います。これが2点目。

次、3点目、同じページのその行の下ですけども、鳥獣被害防止緊急支援事業補助金、これが48万ほど減額をされています。この減額の理由、そしてもし、減額をされても、これは大丈夫かと。こういうことであります。御承知のとおり、益城町の特に山手のほうは非常に鳥獣被害今出てきております。

私が一般質問をした後にも、随分いろんな人から電話をいただいて、非常に困っておると。こういうことで、力を入れてくれとこういう相談がいっぱいあってます。多分県が削減したんだろ

うと思うんですけども、その穴埋め的なことがなされてるかどうか、これについて質問をしたいと思います。これが3点目です。

次に、最後の質問4点目ですが、議案第4号国民健康保険ですが、ここの10ページ、一番最後のページですが、ここに、一番最後のところに予備費というのがございます。皆さんも御承知のように国民健康保険は今年度基金が多分0になっております。

ですから、唯一この予備費の残りが多分来年度非常に重要な要素を占めてくると、こういうふうに思います。それで、この予備費がですね、今年度、今の現段階で1億1,893万4,000円ほど残っておりますけども、これはどういう使い方になるのか。来年度繰り越しという話になるのか。基金ちゅう形になるのか。ここについて説明をしていただきたいと思います。以上、4点よろしくをお願いします。

○議長（稲田忠則君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡卓雄君） 企画財政課長の藤岡でございます。9番宮崎議員の御質問にお答えいたします。

補正予算議案第3号の3ページの歳入のところで基金についての御質問というふうに捉えてよろしいでしょうか。

財政調整基金の残高ということでございますが、今手元の資料でいきますと、11億4,372万1,000円というところが財政調整基金の残高ということでございます。なお、基金につきましては、起債を充当できるものであってもですね、交付金措置がないものについてはできるだけ起債はしないで基金で充てるようにはしております。

今、議案第3号でいきますと、今議員のほうから3ページ、2ページのところいただきましたけど、17ページが、補正予算の17ページで基金繰入金のところでございますが、補正をして基金繰入金が現在のところ3億5,300万という形になっている状況でございますが、最終的に決算の段階でですね、実際に繰り入れるのは今何千万かになるのではないかという予測ではおります。一応、予算的には3億5,300万を基金繰り入れという形になっております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 森本農政課長。

○農政課長（森本光博君） 農政課長の森本でございます。9番宮崎議員の御質問にお答えいたします。

6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費19節負担金補助及び交付金の中で2点お尋ねでございます。

まず、1点目の担い手確保・経営強化支援事業補助金9,739万8,000円分について御説明をいたします。これはTPPに絡みまして、国の補正予算に伴うものでございまして、農業用機械購入施設整備費の補助でございます。

まず、一次要望分がございまして、3経営体8事業分の施設整備機械購入費ということで、事業費の2分の1が国の補助になります。個人での上限が1,500万、法人の上限が3,000万ということで、一次要望額の事業費が5,950万9,600円、その分の国費が2,973万円でございます。

それと、追加的信用供与事業ということで、保証協会を通した融資関係に対しての15分の1の

補助ということで、その分が138万2,000円でございます。それと、二次要望分につきましては、旧経営体の18事業費合計の1億5,988万4,108円での国費2分の1で6,543万円でございます。それと、追加的信用供与事業の融資希望額が85万6,000円で、合わせまして9,739万8,000円分でございます。

それと、2点目の鳥獣被害防止緊急支援事業補助金の48万の減額でございますけども、これは昨年宮崎議員からも御質問がありましたけども、国の補助金ですね、年間大体120頭分で通常予算を組んでおりましたけども、昨年がですね、県の内示が60頭分しか来ておりませんでしたので、60頭分を町で補填するということで48万の補正をさせていただきましたけども、12月に国の補正によりましてですね、60頭分をですね、追加補正が決まりましたものですから、その分の48万を減額させていただく分でございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 安田健康づくり推進課長。

○健康づくり推進課長（安田弘人君） 健康づくり推進課長の安田でございます。9番宮崎議員の御質問にお答えをさせていただきます。

議案第4号平成27年度国民健康保険特別会計補正予算書（第4号）でございます。一番最後の10ページになります。

12款予備費の件につきましては、翌年度の繰越金として厳しい国保財政に備えていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 9番宮崎金次議員。

○9番（宮崎金次君） 1回目の答弁ありがとうございました。

まず1番目に質問しました基金についてはですね、今、財政企画課長のほうから財政調整基金は約11億ぐらいじゃないかと、こういうことだったんですが、多分11億ちゅう話はないと思うんで、もう一度ですね、今度、明日以降委員会がございますので、そのとき再度確認をしていきたいと思います。

それから2点目のですね、2点、3点目の農業振興費のところですが、まず、金の担い手確保・経営強化支援事業の分については、大体どういう金の配分かというのは分かりました。ただ、その3経営団体ちゅうのは、これは名前を公表することができるんですか。それから、3経営体と8団体、大体ここにほとんど金が集中するわけでしょう。これについて、答えられる範囲で教えてください。

それから、鳥獣関係ですね。鳥獣被害防止緊急支援事業補助金、この48万は国から12月の補正予算でついたから、これは減額してもプラスマイナス0だと、こういうことでよろしいんですか。これよろしければ、そういうふうにお答えをお願いします。

それから、最後の国民健康課のほうですが、繰り越しのほうに全額ちゅうか、ということで考えておられるようですが、新年度予算のところ繰り越しがまだ入りますので、それとの関連で、また午後にも確認をさせていただきますが、それでよろしいですか。もし繰越額が変わるのであれば、その分を説明をよろしくお願いします。以上、2回目の質問です。

○議長（稲田忠則君） 森本農政課長。

○農政課長（森本光博君） 9番宮崎議員の2回目の御質問にお答えさせていただきます。

担い手確保・経営強化支援事業補助金の3経営体、二次募集の旧経営体の氏名の公表についてはできるかということでございますけども、一応個人情報関係がございますので、公表のほうは控えさせていただきます。委員会等で質問等があれば、お答えさせていただきたいと思います。

経営体につきましては、個人とかですね、法人とか、基本的には人・農地プランに参加されている方、また認定農家という、その中から融資を受けられるということでございます。

それと2点目の鳥獣被害防止緊急支援事業の補助金48万の減額しても、猟友会あたりにですね、ちゃんといくのかという御質問かと思いますが、120頭分が猟友会のほうにですね、ちゃんと入っていくということございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 安田健康づくり推進課長。

○健康づくり推進課長（安田弘人君） 健康づくり推進課長の安田でございます。9番宮崎議員の2回目の質問にお答えをさせていただきます。

来年度の当初予算につきましては、繰越金を6,000万円と見越しております。理由につきましては、これから予想されます国、県の調整交付金の減額や、さらには、国民健康保険税の収納に関しまして、恐らく減額するだということで、厳しい国保財政でありますので、最悪の場合の6,000万円を組んでおります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員、いいですか。

○9番（宮崎金次君） はい。ありがとうございました。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

13番石田秀敏議員。

○13番（石田秀敏君） 13番石田です。

議案第3号ですね、41ページの指定管理料185万円に関連してお尋ねしますが、この内容についてはですね、理解したところでございます。この管理委託契約書で20試合の見込みということがうたってあると。そしてこの分については町が補填するような形、これははっきりその部分は契約書に明記してあるのか否かですね。そこをまずお尋ねしたいと思います。

それと、総合体育館と同じ時期に指定管理契約した町民憩の家、それに文化会館についてもですね、そのような内容が、契約内容になっているのか。例えば町民憩の家について、契約前は、何百人か何千人、年間の入場客がありますよと、そういうことをもとに管理契約がなされたと思いますが、それに達しなかった場合も今回のように減について補填するようになっておるのか。

それと、体育館、文化会館ですね。文化会館についても、自主事業の増減とか何とかについて、減が生じた場合に町が補填するようになっておるのか。そこらあたりをお尋ねしたいと思います。できれば、その管理委託契約の写しでも公表していただければと思います。

また、逆にですね、総合体育館の場合、減が出た場合は町が補填するということでございますが、逆に、試合予定回数が増えた場合、上回った場合は、その分を逆に町に入るようになっておるのかいないのか、そこら辺もお尋ねします。以上です。

○議長（稲田忠則君） 高森生涯学習課長。

○生涯学習課長（高森修自君） 生涯学習課長の高森です。13番石田議員の御質問にお答えします。

石田議員のほうから言われました質問に対しまして、町と今の熊本YMCAのほうで指定管理者基本協定書というのを結んでおります。その中の第9条に、指定管理料の額の変更という部分がございます。

これ読み上げますと、「第9条指定管理量の額を変更すべき特別な事情が生じたときは、その都度甲乙協議の上定めるものとする」というふうに書いてございます。ですので、今回の場合に追加でということでございますが、逆の場合には、むしろマイナスでということになるかと思えます。文化財会館に対しまでの資料は現在ちょっと持ってきておりませんので、また後でお見せしたいと思えます。以上です。

○議長（稲田忠則君） 坂本福祉課長。

○福祉課長（坂本祐二君） 福祉課長の坂本です。13番石田議員の御質問にお答えいたします。

町民憩の家指定管理料についてですけれども、協定書をですね、今ちょっと手元に持っておりませんので、詳しくはどう書いてあるかというのはちょっとはっきり分かりませんが、一応何かあった場合はですね、やはり町と指定管理者との話し合いで決定するというような形になるかと思えます。

それから、指定管理料についてはですね、事業計画書というのを募集のときにかけておりますので、その金額で3年間はいくということになっております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 13番石田秀敏議員。

○13番（石田秀敏君） 2回目の質問をいたします。

私が質問しているのはですね、指定管理料の問題じゃなくして、使用料関係のところですね。その部分でございますので。町民憩の家について今答弁がございましたが、何かあったら話し合いをするって、それはもう何にしても最後ですよ。同じですよ。最後の条文で甲乙疑義が生じた場合は、甲乙話し合いの上解決するというのは、それが条文の締めであります。

だけん、それ以外に町民憩の家においてもその見込み、お客さんの数が見込みより少なかった場合は補填するように明記してあるのかなのか、そこです。

○議長（稲田忠則君） 高森生涯学習課長。

○生涯学習課長（高森修自君） 13番石田議員の2回目の御質問にお答えします。

使用料に関して明記してあるかという御質問でございますが、指定管理料の精算としまして、第10の8条、第10条8条2項に規定する指定管理料は当該年度における管理に要した経費及び利用料金その他の収入に増減があっても、増額または減額しないものとする。ただし、益城町総合運動公園の電気料金のうち、交流情報センターの使用分についてはこの限りではない。なお、詳細は仕様書によるというふうに記してございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 13番。そこから言ってください。

○13番（石田秀敏君） 契約書ですね、契約書ですね。それを1回示してください。そして説明をいただきたいと思えます。以上で終わります。

○議長（稲田忠則君） 課長よろしくお願ひ申し上げます。

ほかに質疑ありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ないようですから、議案第3号「平成27年度益城町一般会計補正予算（第5号）」から議案第8号「平成27年度益城町水道事業会計補正予算（第3号）」についての質疑を終わります。

午前中はこれで終わります。午後は1時30分から会議を開きます。

休憩 午後0時02分

再開 午後1時30分

○議長（稲田忠則君） 午前中に引き続き午後の会議を開きます。

次に議案第9号「平成28年度益城町一般会計予算」から議案第32号「熊本市及び益城町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について」までの質疑を行います。

議案に対する質疑はありませんか。

14番中村健二議員。

○14番（中村健二君） 14番中村です。平成28年度益城町一般会計の中から数点質問しますが、質問の中身は1回で明確に答えられるような質問をしますので、質問が1回で終わるようによろしくお願いします。

まず、ページ42ページですね、42ページの16款の2項の2目、42ページの2款の1項2目の13節ですかね。13節の中の。これ、42ページの一番上ですね。庁舎1階フロア改修業務委託料の5,500万ということですが、これは1階のフロアを、ワンフロアというか、広げてですね、住民の方がワンストップでされるということで改修されると思うんですが、もうかなり改修には金額が5,500で大きいんですね、どのような改修をされるのか。その辺の改修をどのようにされるのかをちょっと形にされるのかを、ちょっとお聞きしたいと思います。

それからページ52ページですね、男女共同参画センター駐車場の舗装費400万とありますが、あそこは余り広くないけども、男女共同参画センターの舗装だけですかね。その辺ちょっとお伺いします。

それからページ70ページ、70ページですね、19節だな、これは。19節かいね。19節のだから最後のほうですね。臨時福祉給付金ですね。1億1,604円というのがありますが、これは低所得者向けというふうのあれですけども、その基準というか、所得の幾ら以下とか、いろいろ交付金、給付金の基準ですね。どれぐらいにするのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

それから、92ページ、92ページの19節負担金補助及び交付金のところ、一番下ですね。健康ポイント事業負担金300万ですけども、これについては何かずっと前の議員さん。以前の同僚議員さんが一般質問で何かされたような気がしますけど、ポイント事業というのは、実際どんな事業なのか、ちょっとお教え願いたいと思います。

それからページ115ページのですね、15節の工事請負費、道路等補修工事費の中の6,600万、これは街灯工事というふうに、防犯灯工事というふうに言われたけども、こっちのほうから、テクノのほうから、あそこの道路をずっと堂園小森線のほうまでずっとひかれるということだったんですが、防犯灯工事にしては、6,600万って大きいんで、何かほかの工事も補修工事費と書いてあるから、何かほかの工事も含まれてるのか、それとも防犯灯というのがちょっと普通の防犯灯じゃなくて、高いやつというか、大きい防犯灯をつけるのか、何かその辺分かっていれば、お教え願いたいと思います。

それから123ページ、13節の委託料のところですが、熊本中央地区土地区画整理事業調査委託料ということで、土地区画整理事業ということで、中央地区ということは木山地区のことでしょうけども、これで可能性の調査ということだったけども、その可能性の調査というのはどういうことなのかですね。ちょっとお伺いしたいと思います。

県のほうが一応幾通りか計画をしてたというか、計画というか、あるいは計画図をつくったようですが、それが可能かどうかを調べるのか、何なのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。以上、1点の質問とします。

○議長（稲田忠則君） 中桐企画財政課審議員。

○企画財政課審議員（中桐智昭君） 企画財政課審議員の中桐でございます。

行政改革に関連する分でございますので、私のほうから14番中村議員の御質問にまず、フロア関係についての御回答をさせていただきたいというふうに思います。

御質問は、議案第9号の平成28年度一般会計補正予算中42ページでございます。42ページの2款総務費1項総務管理費2目財産管理費13節委託料の一番上の、40ページの一番上の庁舎1階フロア改修業務委託料、この内容についてということだと思います。

役場庁舎につきましては、平成56年建築でございますけれども、それからもう35年が経過しております。しかし、その間全く改修等を行われておりません。その間、本町を取り巻く社会情勢とか、行政サービスの増加、あるいは高齢化の推進、進展、住民のニーズの高度化、多様化によって非常に町についても課題に即応できる体制整備が求められてるということが言えると思います。

このような状況を踏まえまして、町でフロア改修に向けての職員によるプロジェクトチームを立ち上げました。窓口改修の先進地である大分県玖珠町、あるいは福岡県大刀洗町、大野城等への視察を行うとともに、住民の皆さん方への窓口に関するアンケート調査、あるいは、1階職員フロアの職員に対するアンケート調査を実施しまして、現在、益城町窓口整備計画を策定してるところでございます。

なお、アンケート調査の中では、玄関から入って暗いイメージがあるとか、あるいは、案内表示が分かりにくい、あるいは目的の窓口が分かりにくい、あともう一つが、プライバシーの配慮が全くされてないじゃないかと、証明関係でも時間がかかるというような意見が多々出ております。

今回のフロア改修の具体的な方策につきましては、まず、フロア改修につきましては、専門的

知識や技術力や調整力、あるいは短期間で改修をしないといけないというような状況がございます。それを含めまして、過去にフロア改修の実績がある業者を条件に、プロポーザル方式で選定したいというふうに考えております。その選定についても、包括的な業務委託契約を結んで検討に入りたいというふうに考えています。

じゃあ、業務内容はどんなふうな形かということでございますけど、まず、フロアレイアウト関係と空間プランの作成、環境整備の設計、施工、これに伴う業務工程立案、各種調整業務と竣工図面の作成等を考えてます。

それにあわせて、まず整備の範囲としましては、窓口のカウンター周り、仕切りパネルですね。プライバシーに配慮した仕切りパネル、あるいは今1階のほう見ていただくと分かるとおり、ハイカウンターが多いです。それをローカウンター化へ図る。それにあわせて、椅子等をかえていくと。

あと、総合案内の強化ということで、総合案内のところの整備を行います。あとは、今度は執務室内の整備ということで、OAフロア化とか、職員用の椅子と机、椅子とあるいは収納具関係を行いたいというふうに考えています。

そのほかにも相談ブース、あるいは案内表示等のサインの明確化と発券機とキッズスペース、子ども課が今2階にありますけど、1階におろしたいというふうに考えておりますので、4月1日から4月、5月、4月の後半から一応おろす予定はしておりますけども、それをあわせた形でキッズスペースをつくりたいと。来庁者用のスペースのフロア。椅子、記載台について包括的に業務委託を行うという予定にしております。

他自治体の先進地におきましても、こういう形での包括的な業務委託を行っている。短期間のうちに、役場を閉めることはできませんので、短期間のうちに改修を行っているという状況でございます。

5,500万円についてでございますけど、今プロジェクトチームのほうでどういうレイアウトにするかということで検討しております。今現在の形を継承した形で、フロア改修を行うのか。あるいは、全く違う形のフロア改修を行うのか。要するに、動線の確保をちょっと違う形で持っていきたいというような案もございます。

今回の5,500万については、その高いほうの金額をちょっと上げさせていただいていると。まだどちらになるかまだはっきり分かりませんので、高目、高いほうの算定の基礎の金額を上げさせていただけるというところでございます。

庁舎フロアの改修につきましては、議員の皆さん方、昨年の議員研修のほうで、長野県の松川町のほう、たしか行かれて、視察のほうを行われておられると思いますので、改修後のイメージ等はお分かりだと思います。本町もですね、よりよりおもてなし、あるいは、住民目線の窓口サービスを目指して、住民の方々プライバシーに配慮した分かりやすく、ライフイベントの手续が可能な限りワンストップでできるようなフロア改修をしたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 森田総務課長。

○総務課長（森田 茂君） 総務課長の森田でございます。14番中村議員の質問にお答えいたします。

平成28年度益城町一般会計予算書の52ページでございます。男女共同参画センターの15節工事請負費駐車場舗装工事保守補修工事についての御説明をいたします。

現在、あそこの駐車場ですけれども、雨天時にはかなり水たまりができております。そして、白線もほぼ消えております。このような状況ですので、舗装を全部剥ぎとりまして、再舗装を行います。そして新たに白線入れまで行いたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（稲田忠則君） 坂本福祉課長。

○福祉課長（坂本祐二君） 福祉課長坂本です。14番中村議員の御質問にお答えいたします。

一般会計予算の民生費社会福祉総務費の中の70ページですね。19節臨時福祉給付金についてということでお答えさせていただきます。

この給付金ですけれども、28年度は簡素な給付金ということで、住民税が非課税の方に一人6,000円の給付を支給しております。28年度はですね、まず低所得の高齢者向けの給付金ということで、支給対象は27年度の簡素な給付金の支給対象者のうち、平成28年度中に65歳以上となられる方が対象となります。こちらは一人に3万円の給付を支給いたします。受け付けのほうをですね、5月の連休明けから3カ月間を予定しております。

次にですね、28年度の簡素な給付金と同様に、28年度の住民税が非課税の方については一人3,000円ということですね、ちょっと額が少なくなりますが、給付金を支給いたします。

さらに、先ほどの低所得者の高齢者向け給付金の支給対象者は除きますけれども、障害者基礎年金、または遺族基礎年金を受給している方へは一人3万円を加算して支給するということになります。こちらの受け付けがですね、9月から3カ月を予定しております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 安田健康づくり推進課長。

○健康づくり推進課長（安田弘人君） 健康づくり推進課長の安田でございます。14番中村議員の御質問にお答えをさせていただきます。

28年度の一般会計予算書の92ページの一番下です。19節負担金補助及び交付金ですが、300万の健康ポイント事業負担金の関連しまして、健康ポイント事業とはどんなものかということについてお答えをさせていただきます。

健康ポイント事業とは、個人の運動や食生活の改善、健康診断の受診結果などに応じて、特典が受けられる仕組みでございます。自治体や健康組合では進められており、実施内容に応じてポイントを受け取り、商品券や景品と交換できる事業でございます。

この300万につきましては、町内で使用できる商品券などを一人3,000円と計算しまして、28年度で1,000人の参加を見込んでおりますので、3,000掛ける1,000名、300万で計上しております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 坂本建設課長。

○建設課長（坂本忠一君） 建設課長の坂本でございます。14番中村議員の御質問にお答えいた

します。

議案第9号平成28年度益城町一般特別会計予算の中のページ115ページ、8款土木費2項道路橋梁費1目道路維持費の中の15節の工事請負費ということで6,600万という予算を計上させていただいておりますが、この中身と防犯灯についてという御質問でよかったかと思います。

この6,600万の内訳と申します内容におきましては、要望があった箇所、去年平成27年度です、ちょっと積み残したようなところもございまして、そういうのもちょっと計上しとるわけなんです、最も大きいのが先ほど御指摘いただきました防犯灯ということで、設置を予定しとるわけなんです、場所がテクノポリスセンターから第二空港線のほうまで通じております町道がございまして。テクノ1号線ということで、路線名が続いておりますが、テクノ1号線が延長がですね、大体1,100メートルほどございまして、この道路、もしくはその先のテクノポリスセンター内が全て電線を地下埋設ということで対応してございます。通信ケーブルも、電気ケーブルも全部地下埋設という形で埋設してございまして、企業が今回立地したことをきっかけに、防犯灯をつけようということになってるわけでございますが。

今年度です、大体調査を行いまして、延長が約1,100メートルで、それを地下埋設したときにどういう予算が必要かということをお計上させていただいておりますが、大体32基ほどの防犯灯の設置が必要になるかと思っております。これは照度の関係とかも関係いたしますが、一番その間隔ですね、防犯灯と防犯灯の間隔によりまして、おおむねそのくらいの間隔、本数が必要ではないかと。これを計上いたしますと、約2,300万ほどの予算になるということでございます。

今年度です、そのケーブルを埋設する位置については、現場のほうでちょっと調査しようかと思っております。それによつては、額が若干こう上がるのか、下がるのか。防犯灯の位置によりますけど、その辺は今後ちょっと詳細な調査が必要かなというふうに考えております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 杉浦都市計画課長。

○都市計画課長（杉浦信正君） 都市計画課長の杉浦でございます。14番中村議員の質問にお答えします。

質問については、一般会計の当初予算の中で、ページが123ページ、下から二つ目の委託料600万、益城中央地区土地区画整理事業調査委託料600万。この財源の内訳としまして、国庫補助が3分の1、200万。残り400万が一般財源からの持ち出しというふうになります。

この調査の地区でございまして、中村議員言われたように、木山地区でございまして。東は寺迫、文化会館の付近のところから、西側が下町ですね。歩道がないところまでの分。それと、この益城菊陽線のほうになりますけれども、役場の手前からきやま座あたりにまでというふうなことで、しております。

これは、前年、熊本県の都市計画課のほうから、議員の皆様方のほうに説明があったかと思うんですけども、この道路のほうの拡幅工事をやるのがいいか、区画整理のほうをやったほうがいいのかというふうな内容、整備手法の検討をですね、熊本県のほうでされて、この区画整理方式のほうがいいのではないかというふうな提案等もありましたので、本年28年度の当初予算にこう

いうふうに計上させていただいたと。

この周辺は、役場とか商業施設、文化会館等があつてですね、都市計画のマスタープランにおいても、こういうふうに整備したほうがいいのではないかなというふうな位置づけもされております。生活拠点としてですね。

近年、中心地としてのにぎわいもなくなつてきており、この地区の中心の交差点における朝夕のピークも渋滞、歩行者等の安全確保もできていないということで、そういう課題があつてると。そのために、区画整理手法によって、住環境の整備を実現して、事業化に向けた調査を行おうということで、今回上げているわけでございます。

調査の概要としましては、前年度までの調査成果ですね。県のほうが行ったその調査成果をもとに、事業化に向けた地域住民の説明及び意向調査等、ほかに関係機関とのですね、調整をするための調査を行うということでございます。設計で言うならば、基本設計といいますかね、その準備段階というふうに思っていたらよろしいかなというふうに思います。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 14番中村健二議員。

○14番（中村健二君） 14番中村です。2回目の質問をいたします。

役場1階のワンフロア化についてはですね、これ、松川町、私、本当見てきました。非常に使いやすく、プライバシーも守られたしですね、大体そのままを改装したような感じだったんですけど。

もう少しここで感じたのは、さっきウーマンドリームっていう話がありましたけど、女性職員も非常に多かったなというのを見受けたんですけどもね。非常に使いやすい。お金を云々よりも、せっかくするんですから、やっぱり町民とっても分かりやすく、使いやすいというようなものをしっかりとやってもらいたいと思っておりますので、よろしくお願いしておきます。

それから、男女共同参画センターの駐車場のあれですけど、一応剥いでしまつてきれいにやるということですけど、面積はどれくらいあつたのかな。もう1回、後でいいですから、ちょっと答えてください。面積についてですね。

それから、臨時給付金については、住民税非課税の人の前がそうだったですけど、今度はこの平成28年65歳以上、3万円というの、これ、住民税非課税ですか。これもですね。これも同じ住民税非課税。

障害者の方にはその3万プラスまた3万ということなるわけですか。障害者、これは障害者の方はそういう形で、65歳以下でも障害者とか、遺族とかなん方には3万円来るとのことですね。年齢は関係ないということですね。はい、分かりました。

それから、健康ポイントについては、まあ大体分かりました。どんな景品を用意されてるのか。どんなもんなんだか。考えてらっしゃるなら、ちょっとまた。点数っていうのが、大体健診受ければ何点とか、何点に達したらどうだとか、そういうのも、もうちゃんと決めてるわけですか。決めてればよろしくお願いします。

それから、道路の補修費工事等6,600万については、要望のあつた箇所ですでできてないところ

ろがいるから、そこもまた今からやっていくという部分と、防犯灯については2,300万で32基ということですね、言われとったですが、分かりました。その要望のあった箇所ちゅうのは、いろいろ不便なこともあるでしょうから。もうすぐせんと事故でも起きたら困るようなところもあるでしょうから、その辺ですね。早急に対応できるようにやっていただきたいと思っております。

それから区画整理事業、この中央地区の区画整理の可能性についてですけども、県のほうから見て、基本設計みたいなもんだというような話がありました。場所は寺迫、下町、役場の下から木山座のところまでというその範囲で、前に県のほうから話しがあったように、交差点改良というのは活性化にはつながりませんよと。今まで見てきたら過疎化傾向になったほうが多いということで、あわせて一緒に区画整理事業と、そういうものを開発をしたほうがいいんじゃないかというのが県の意見だったと思いますけどもね。

そういうことですね、そういうことができるかどうかというのを、まず、基本的に調査してみることなんですかね。そしてその後、住民説明会、いろいろ開きながら意見を聞いて、どういう形でやるのかというのをやっていくということですね。はい、分かりました。

それから、先ほどはまた聞かずにやいかんと、ちょっと聞き漏れておりましたので、2回目で聞きます。

ページ123ページの19節負担金及び交付金のところでですけども、土地区画整理運営費補助金270万というのがありますけども、27年度では西地区が90万、東区、これは何や。東区やったかな。東区が85万だったかな。合計の175万組んであったんですが、今度はちょっと100万増えて、100万ぐらい増えて95万。95万を上げとるのかな。270万になってますが、この100万ぐらい増えた理由でちうのは、分かれば教えていただきたいということです。

それから、163ページ、3目の17節公有財産購入費、学校給食センター建設用地購入費3,350万と上がっていますが、3,350万というちょっと細かいところまで上がってるんですが、大体の場所、この辺だという予定がついてるのかどうかですね。何かプロジェクトチームをつくって検討されているという話ですけども。大体そういうようなものが分かって、大体この辺だったらこれくらいということで予算は出しておられるのかなと思いますけど、どの辺を考えてるのか、分かれば、教えていただきたいと思います。以上です。

○議長（稲田忠則君） 森田総務課長。

○総務課長（森田 茂君） 総務課長の森田でございます。14番中村議員の2回目の御質問にお答えいたします。

男女共同参画センターの駐車場面積でございますが、手元にちょっと資料がございませんので確認して、またお答えしたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 安田健康づくり推進課長。

○健康づくり推進課長（安田弘人君） 健康づくり推進課長の安田でございます。14番中村議員の2回目の質問にお答えをさせていただきます。

健康ポイント事業の対象事業とか、ポイント数につきましては、現在検討中でございます。また、交換の商品につきましては、私の中では町内で使用できる商品券のみを考えております。以

上でございます。

○議長（稲田忠則君） 杉浦都市計画課長。

○都市計画課長（杉浦信正君） 14番中村議員の2回目の質問にお答えいたします。

先ほどと同じページで123ページの今度は19節負担金補助及び交付金の中で、土地区画整理組合運営費補助金270万というふうになってて、前年よりも95万増えておりますけれども、これはなぜかということでの御質問でした。

27年まではですね、この区画整理組合という組合ができたのが、できていたのが、西地区と中地区でございます。この部分でですね、90万と85万をしておりまして、175万という予算に一応なっております。

それと27年度は、準備組合、準備組合のやつに東地区のほうに40万というふうな部分を準備組合のほうで立ててありました。今回はこれがなくなって、東地区のほうがですね、予算的に今度は95万というふうなことで上げております。東地区が増えたということで、このような金額になっております。

○議長（稲田忠則君） 田中学校教育課長。

○学校教育課長（田中秀一君） 学校教育課長田中です。14番中村議員の御質問にお答えいたします。

一般会計当初予算のうち、163ページ、学校給食センターの予定地について場所は決まってるのかという御質問ですけれども、今回の給食センターの予定地につきましては、今現在プロジェクトチームで職員間で検討を行っております。

また、先日学校給食センター建設検討委員会を立ち上げまして、その中で検討をお願いしていくことになっております。

一応、今回の予算につきましては、一応5,000平米分ということで、単価6,700円で予算を計上させていただきました。ただ、まだ検討委員会等で建設場所については決定していただきたいと思っておりますので、場所について具体的な場所については決まっておりませんが、一応こちらと執行部との考えでは、一応幹線道路沿いがいいのではないかというふうには考えております。先ほど言いましたように、まだ具体的にどこという場所は決まっておりません。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 14番中村健二議員。

○14番（中村健二君） 3回目の質問をいたします。

あそこの男女共同参画の面積については、予算組むときには面積は分かったらんやったですか。面積なしで400万という予算を組んだんですか。ちょっと面積ぐらいいはやっぱり分かっとかんと、組めんのじゃなかろうかと思うんですがね。

（「手元がない」と呼ぶ者あり）

多分予算組むときには、こしこだからこれっていうようなですね、やると思いますが。ちょっとその辺ですね。

それから、あれは商品券等予定しているということですね。しっかり健康に興味を持って、し

っかりやってもらうといいですね。皆さんに運動したり、健診は必ず受けてもらうというふうにですね。そして、医療費の削減されることを期待しております。

それから、今、区画整理事業のほうで、東地区のほうに今度確か準備組合で40万組んでありましたですね。27年度40万組んでありました。それは、組合を立ち上げてあれだから、95万と今度東区のほうに95万ということ。

それと、あとは西区、中地区もまだ85万、95万、90万と85万で中地区が85万で組んであるということですね。今、中地区の活動はちょっとストップをしてる状態じゃないですか。まだ活動あってますか。その辺がどうなのかと。しかし、動きだすといかんから、一応予算は組んだ。進めないかんから、組んでるということですか。はい、分かりました。

それから、給食センターの件ですけども、これ、いろんな場所があるでしょうけど、今幹線道路沿いということでは言われました。平米の6,700円って言われたかな。平米の6,700円で予定してということですけど、市街化調整区域のうちということですね。幹線道路沿いということは、新しく今やがてでき上がる地域再生道路も含めてということですかね。あの辺が大体一番いいだろうというような感じで計画されてるということですかね。

その辺で、できれば、これから先の地域再生道路沿いのですね、開発にももろもろつながってくるんで。あの辺はなかなか、まあ、どの位置になるかは分かりませんが、その辺は今からでしょうけども。プロジェクトチームのほうでしっかり検討されてですね、皆さんが便利でしやすく、今後の町の開発にもうできれば役立つような場所ということですね、やってもらえば非常にいいかなと思っておりますし。

今できるだけ今でも3,000万ぐらいであればですね、新しく土地買っても、新しいとこに建てたほうがいいと。余りにも金が多くかかるようであればですね、中央小学校の跡地あたりも検討されてはどうかというようなことなんですけどもね。そういうことで、できれば後につながるような場所を探していただきたいと思います。以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

5 番 榮正敏議員。

○5 番（榮 正敏君） 5 番 榮です。ちょっと暖房をおとされんとでしょうか。

議案第9号一般特別会計予算について質問します。

まず、歳出の10款2項1目の15節、ページの137ページ。津森小施設整備費3,018万7,000円か。これはトイレ改修工事と聞いておりますが、これは別棟に建てるのでしょうか。今の校舎内とか、トイレ改修でしょうか。

それと、トイレの今の現在の状況ちゅうのが、私が把握してませんので、どんな状況なのか。

それと、整備後の建物、建物とは、トイレのどういうプランで、どういう形でできるのか、ちょっと青写真みたいなところを説明していただければと思います。

もう一つは、議案第13号下水道特別会計の1款1項1目19節、249ページですね。区域外流入負担金902万5,000円。この区域外流入の区域外というこの地域はどこでしょうか。多分熊本市の下水につないで料金を払ってることだと思いますけど。

それと、この区域外流入地域の今の下水道を町の下水道として整備する予定の計画はあるのか、ないのか。以上の2点について伺います。

○議長（稲田忠則君） 田中学校教育課長。

○学校教育課長（田中秀一君） 学校教育課長田中です。5番衆議員の御質問にお答えいたします。

平成28年度益城町一般会計当初予算中のページ137ページですけれども、小学校費の学校管理費工事請負費の中の津森小学校の施設整備費のトイレ改修工事の概要ということでお答えさせていただきます。

今現在、津森小学校には児童用のトイレが4カ所ございます。一応、津森小学校は北棟と南棟にありますけれども、北棟に2カ所、そしてそれぞれ1階、2階に1カ所ということで、南とも同じように、1階と2階に1カ所ずつということでなっております。

ただ、この4カ所のトイレにつきましては、男女用の区分が天井途中までの仕切り板で仕切られているということで、ちょっとなかなか説明しにくいんですけども、途中までしか板がないということで、はっきり言って、隣の音が筒抜けみたいな感じになっております。

特に、今回の改修につきましては、1カ所の面積が狭いものですから、同じ1カ所に男女の男子用と女子用のトイレというのをちょっとなかなか設置するのが難しいということで、できればその1カ所は、もう男子専用、例えば2階は女子専用だけということで整備できればというふうに考えております。

ということで、北棟も同じような形、南棟も同じような形で、北棟に、ちょっとどういうふうになるか分かりませんが、北棟の1階が男子だったならば、2階が女子ということになりまして、逆に、南棟は1階が女子、2階が男子ということで、その間は渡り廊下でつながっておりますので、ちょっと子どもたちにはトイレに行きたいとき、移動することが必要になってくるかと思っておりますけども、そういう形で整備していきたいと思っております。

一応、工事費につきましては2,500万ということで上げております。あとの五百何十万はほかの工事、518万7,000円ですかね。こちらにつきましては、津森小学校のプールがありますけれども、こちらのろ過機がかなり古くなっておりまして、もう建設以来改修がされてなくて、老朽化しておりますので、こちらの更新をということで、トイレ工事につきましては、2,500万を予定しております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 富田下水道課長。

○下水道課長（富田正秀君） 下水道課長の富田でございます。5番衆議員の質問にお答えいたします。

質問の内容は区域外流域についての区域はどこかということと、その次に区域の下水道の計画はあるのかという質問でございますけども、この二つをまとめたところで、ちょっと御回答というかですね、説明させていただきたいと思っております。

議案第13号平成28年度益城町公共下水道特別会計予算、これは予算書の249ページでございます。歳出1款事業費1項公共下水道費2目施設費19節負担金補助及び交付金区域外流入負担金

902万5,000円について御説明いたします。

まずこの区域外流入負担金につきましては、平成17年9月に益城町と熊本市との間でですね、この区域外流入に関する協定を結んでおりまして、同一路路に熊本市と益城町の下道管を布設するのではなく、先行して下水道管を布設してあります熊本市の下水管へ町内世帯の汚水等の流入を行い、その処理費について町が熊本市に対して支払うものでございます。

益城町と熊本市の行政界に隣接しております広崎1町内、それから広崎3町内、それから広崎4町内、それから小峯の一部について、現在247世帯について、熊本市のほうに処理を依頼しておるものでございます。この処理経費につきましては、下水道使用料として町のほうで一旦徴収しておりまして、その後熊本市私のほうに支払うという形になっております。

ちなみに逆にですね、熊本市から益城町のほうで区域外流入というところは、現在はございません。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 2番。済みません。5番榮正敏議員。

○5番（榮 正敏君） 津森小のトイレの事情ちゅうのは大変よく分かりました。1階と2階を交互についておる。非常に使うのには、使い勝手が悪いと思いますが、金がかかることで、そういうふうになったんだと思いますが、今後やっぱり児童生徒、保護者の皆さんも大変喜ばれると思いますので、早急の完了を目指して頑張っていただきたいと思います。

それから、下水道に関しまして、今は100%の完了率は菊陽とどっかありましたかね。益城町も100%の処理区域の完了に目指して、町民の衛生環境整備構築に全力を挙げていただきたいと思います。以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

7番吉村建文議員。

○7番（吉村建文君） 7番吉村でございます。最初に6点聞きたいと思っております。後の分は常任委員会で質問させていただきます。

まず、44ページの。

○議長（稲田忠則君） 議案何号ですか。

○7番（吉村建文君） 平成28年度益城町一般特別会計予算のうち2款総務費1項総務管理費18節報償費職員提案制度優秀者表彰費がこれは5万計上されております。今までも、昨年もこれはあったと思うんですけども、今までの実績がどうだったのか。この職員提案制度優秀者表彰費というのは、非常にいい制度だと思っておりますので、その辺の実績状況をお聞きしたいと思います。

次、2点目です。ページは55ページになりますけども、2款総務費2項町税費13節の委託料、固定資産評価がえ、固定資産課税、土地評価委託料856万5,000円、それからその下の固定資産家屋評価委託料150万、この分が全面的な委託なのか、それとも、町のほうでもされてる分なのかお聞きしたいと思います。

それから、ページは90ページ、4款衛生費1項保健衛生費19節の負担金補助及び交付金の中の太陽光発電設備費補助金が210万、太陽熱温水器設置補助金が60万、ペレットストーブ設置補助金が10万って書いてありますけども、これも多分単年じゃなくて昨年もあったと思うんですけど

も、この実績がどうなのか、お聞きしたいと思います。

それから、148ページの10款教育費 6 項社会教育費19節負担金補助及び交付金の中のふるさとづくり施設整備費補助金として2,744万計上されております。これは地区公民館ということをお願いしておりますけども、具体的にどこなのかお聞きしたいと思います。

それから、10款教育費 7 項保健体育費19節負担金補助及び交付金の全国九州大会出場者助成金が250万計上されております。これも毎年のもんだと思うんですけども、昨年までの実績がどうだったのか。この250万で足りると思ってるのか、その辺のことをお聞きしたいと思います。

それから、5 款地域支援事業費 2 項包括的支援事業任意事業費で、ページは232ページの13節委託料で地域包括支援センター運営委託料として3,000万円が計上されております。具体的にどうなのかをお聞きしたいと思います。その下に生活支援コーディネーター委託料が800万が計上されております。これは何人の人に対して800万なのか。その数字をお聞きしたいと思います。以上です。

○議長（稲田忠則君） 中桐企画財政課審議員。

○企画財政課審議員（中桐智昭君） 企画財政課審議員の中桐でございます。7 番吉村議員の御質問にお答えいたします。

一般会計予算の44ページでございます。2 款総務費 1 項総務管理費 4 目企画費の中の 8 節報償費の中の職員提案制度優秀者表彰の昨年度の実績はどうかという御質問だったと思います。昨年、職員提案制度につきましては、昨年の 4 月 1 日から制度化を図りまして、開始したものでございます。一応、俗名ひらめきましきということで、毎現在行ってる事業でございます。

昨年の 4 月 1 日から本年の11月までなんですけど、まだ数字のほうですね。一応、18件職員のほうから提案がっております。そのうち条件つきで採用したのが 7 件、保留、もう少し考えてくださいということで差し戻したのが 6 件と不採用が 5 件の一応18件ということでございます。

支出につきましては、奨励賞につきましては、1 件当たり3,000円の図書券のほうということで支出しておりますので、2 万1,000円の支出ということでございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 緒方税務課長。

○税務課長（緒方 潔君） 税務課長の緒方です。7 番吉村議員の質問にお答えします。

議案第 9 号一般会計予算書の中の55ページになります。この中で、固定資産評価がえ、固定資産税固定資産税土地評価委託料856万5,000円。それから固定資産家屋評価委託料150万円、これが計上されております。

まず、856万5,000円、これは評価がえが 3 年に 1 回ございます。そのうちの 3 分の 1 の金額を毎年このような形で計上しております。これは九州鑑定不動産に一応委託ということで、土地の変動毎年ございます。そこら辺に対応した評価がえを全て業者のほうに委託している分でございます。

それから、固定資産家屋評価委託料150万、この分に関しましては、やはり非常に費目増、コンビニとか、病院、そこら辺の増設、そこら辺の費目分に対しての家屋の評価委託料ということ

で、これも一応外部のほうに委託しているような状況でございます。以上です。

○議長（稲田忠則君） 森部住民生活課長。

○住民生活課長（森部博美君） 住民生活課長の森部です。7番吉村議員の御質問にお答えいたします。

90ページになります。4款衛生費1項保健衛生費3目環境衛生費の19節の負担金補助及び交付金の中の大陽光発電設置補助金、28年度が210万、太陽熱温水器設置補助金、28年度が60万、ペレットストーブ設置補助金が10万で、これまでの実績はどうかということなんですけれども、平成26年につきましては、大陽光発電設置補助が84件、太陽熱温水器設置補助が13件、ペレットストーブ設置補助が1件となっております。

今年度の状況なんですけれども、今年度につきましては、大陽光発電が72基に予算を減額しておりますけれども、72基全部申し込みが、申請が終わっております。それと、太陽熱温水器設置補助が30基全部申請が終わっている状態です。ペレットストーブについては、まだ申請があっておりません。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 高森生涯学習課長。

○生涯学習課長（高森修自君） 生涯学習課長の高森です。7番吉村議員の御質問にお答えします。

10款教育費6項社会教育費1目社会教育総務費19節負担金補助及び交付金の中のふるさとづくり施設整備補助金の2,744万円の内訳的に、公民館はどこをするのかという御質問でございましたが、通常の部落公民館の補助として100万円、あと行政区分割であります、今度予定されております安永5町内公民館の新築に1,000万、それと櫛島と飯田の公民館の新築に各750万の2カ所ですので1,500万。あと津森地区の上下水道が今度通りますので、そっちの工事費が22万円掛けの2カ所で44万。あとは文化財等でございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 課長、九州大会の。全国大会の。

○生涯学習課長（高森修自君） 同じく生涯学習課長の高森です。7番吉村議員の九州大会、全国大会についての質問にお答えいたします。

10款教育費7款の保健体育費1目の保健体育総務費19節の負担金補助でございますが、全国大会に出場するのに二百数十万で足りるのかという御質問でございましたが、平成26年度の九州全国大会の助成金の合計額が197万でございますので、これは各年度によって上下はいたしますが、大体50万ほど余るような金額を組んでおりますので、来年度も大丈夫ではないかというふうに考えております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 後藤いきいき長寿課長。

○いきいき長寿課長（後藤奈保子君） いきいき長寿課長の後藤と申します。よろしくお願いいたします。7番吉村議員の御質問にお答えいたします。

まず、地域包括支援センターの運営委託料3,000万となっている分でございます。今までは益城町全体を見ることとして、社会福祉協議会1カ所に委託しておりましたが、28年度からは西部圏域の飯野、広安、広安西、それから東部圏域、木山、津森、福田地区2カ所に分けまして委託

することといたしました。

地域包括支援センターは、高齢者が住みなれた地域で生活できるよう、医療、介護、生活、生活支援、介護予防が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指しております。そうした中で、医療介護推進法により、在宅医療介護連携の推進、認知症施策の推進、地域ケア会議の推進等の充実が求められております。

さらには、今後の高齢化の進展に伴い、相談件数の増加等の業務量が増えることから、地域包括支援センターの機能強化が必要となっております。このまま1カ所設置した場合、運営方針が業務に反映しやすく、情報共有しやすいのですが、高齢者数の増加に伴い、困難事例で緊急対応を要する虐待や認知症高齢者の徘徊などの事件、事故が同時多発した場合、適切に処理することが困難であります。

また、今後高齢者の増加に伴い、これまで以上に多くのケースを抱えることになり、組織をコントロールすることが難しくなることが考えられます。

日常生活ごとに2カ所設置した場合は、高齢者も二分割されるため、困難事例に陥りやすいひとり暮らし高齢者、高齢者世帯も分割されます。また、人員も日常生活圏域それぞれに3専門職を設置することができますので、担当区域も狭まり、より地域に密着した高齢者支援ができ、早急な対応、細やかな対応ができるものと考えております。

それから、地域包括ケアシステムの構築が日常生活圏域ごとを想定されております。また、29年度から実施する新しい介護予防日常生活支援事業に、生活支援コーディネーターを設置し、高齢者のニーズ把握、地域資源の把握、関係者のネットワーク化などが生活圏域ごとに必要となっておりまいます。そのため、28年度から日常生活圏域ごとに、地域包括支援センターを設置し、これらの事業を進めていくことといたしました。

それから、生活支援コーディネーターの委託料に関してです。こちらは何人の人に対してかということですが、二人になります。1包括支援センターに一人を予定しておりまして、400万円の2名分、それから、これには人件費と活動費が入っております。

済みません。それから地域包括支援センターの運営委託料ですが、東部圏域を1,400万、西部圏域を初年度経費を加えました額で1,600万円を予定しております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 7番吉村建文議員。

○7番（吉村建文君） どうもありがとうございました。

最初の職員提案制度優秀者表彰費の件ですけれども、3,000円の図書券でやるということで、今18件のうち7件が採用されて、保留が6件、不採用が5件ということで、ぜひもっと予算的に上げたほうがいいんじゃないかと思うんで、やっぱり若い人の新しい発想で町をよくしていこうという、そういった気概を持たせることは非常に大事だと思いますので、今後、また増額を目指して頑張っていただきたいと思います。

それから、固定資産税の家屋評価の件ですけれども、全て全面委託ということでございますけれども、今から空き家問題とか出てまいります。空き家問題に関しては、税制の分で固定資産税が優遇されてたんですけれども、特定空き家になるとその優遇の制度がとられませんので、そういった

部分で財政の面からも空き家問題等アプローチできると思いますので、その辺考慮していただきたいと思います。

3点目の太陽光と太陽温熱器、ペレットストーブですけども、ペレットストーブは今年度はまだ申請が出てないということですけども、ペレットストーブも多分まだ認知度が少ないと思いますんで、ペレットストーブも省エネという形でしていただければと思います。

4番目のふるさとづくり施設整備費の分に関しては、今度新しく益城のだと思うんですけども、そこに予算が組んでありますので、これは12月の議会で同僚議員の方から提案された分が可決成立いたしましたので、スムーズな設置をよろしくをお願いしたいと思います。

それから全国九州大会出場者の助成金ですけども、26年度197万と。27年度は大体50万ぐらい余裕を持って予算化されてるっていうことですけども、ぜひこれも益城町は熊本市と比べると、この報償、助成金が高いんですね。九州大会、また全国大会に行く小学生、中学生等も一生懸命頑張っておりますので、ぜひこの助成金は続けていただきたいと思います。

最後に、地域包括支援センターの分ですけども、非常に1カ所、ワンストップで、また利用者のことを考えて2カ所にするっていうことでございますので、ぜひこの事業が成功するように取り組んでいただきたいと思います。以上です。

○議長（稲田忠則君） ここで暫時休憩いたします。2時50分から再開します。

休憩 午後2時41分

再開 午後2時50分

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

9番宮崎金次議員。

○9番（宮崎金次君） 9番宮崎でございます。私のほうは、今回予算関係で5点、それから条例関係で5点、合わせて10件質問をさせていただきます。質問に入る前に、今回ふるさとづくり施設整備費、御配慮いただきまして本当にありがとうございます。心から御礼を申し上げます。

では、質問に入らせていただきます。

まず、議案第9号の平成28年度益城町一般会計予算1ページの歳入歳出予算の総額が111億6,453万7,000円の予算が計上されましたが、まず、今年度の予算の特色についてお伺いしたいと思います。これが第1点目であります。

第2点目、ページ80ページです。

3款民生費第2項の児童福祉費19節の負担金補助金及び交付金の中で、保育所認定こども園運営費っていうのが今回6億8,362万9,000円、これ計上されております。昨年度よりも若干増えておりますけども、これの内訳について教えていただきたいと思います。

それから同じくページ81ページ、下のほうですが、民間保育所の整備事業補助金、これが1億4,284万7,000円ほど組まれてます。特に、今回のこの予算で計上されている新規の保育所、ここ

らあたりはどこになるのか、これを教えていただければありがたいと思います。

それから3点目、これは86ページです。4款の衛生費1項保健衛生費保健衛生総務費の中で、18節備品購入費軽自動車購入費120万円が予算計上されてます。これは、古いのを更新されるのか、もしくは新規に不足するので買われるのか。つまり、今現状はどうなってんのか。そして、どうしてこの1台が買わなきゃいかんのか。ここらあたりを説明していただきたいと思います。

それから4番目に、ページ113ページ、8款土木費1項土木管理費2目の地籍調査事務費、これが3,594万9,000円で、昨年度よりも58万ほど減っています。これは、先般の一般質問の中でも、地籍調査は町のため、スピードアップをしないと、これは非常に大事なことですよ。町長もたしかなるべくスピードアップを図るように努力をしたいというような答弁があったかと思います。にもかかわらず、今回ほとんど、少し減額されたような状況になってます。これはどういうことかということで質問をいたします。

次に、一般質問、予算の中のページ232ページ、今の質問でも若干出ました。要は、包括支援センターの話です。これが今まで1カ所だったところを二つにお分けされると。るる今理由については説明を受けましたけれども、本当に二つに分けたほうがいいのか。一つでやったほうがいいのか。ここらあたりについては、甚だちょっと疑問があります。

二つに分けて大きく金をかけて、大きくはどうか分かりませんが、金はですね、多分に要ると。それから、いろんな情報、それから利害関係、これはですね、非常に難しくなるんじゃないかと。二つに分けることによって。それで、この件について、もう1回、二つに分けなければならない理由。それとあわせてですね、付近の同規模の町、益城町と同じ規模の町がですね、どういう状況になってんのか。二つ以上に分けてる町がどういうところがあるのか。分かったら教えていただきたい、こういうふうに思います。これが予算関係です。

続きまして、条例関係、条例の改正関係です。

まず、1点目はですね、議案第16号の益城町一般職の職員給与に関する条例の一部を改正する条例の制定から、議案第20号まで。これは説明によりますと、人事院勧告に基づく給与改定、こういうことでございます。

ただ、我々にはこの人事院勧告の中身が分かりませんので、ここにいる挙げられてるのが、正しいのか、間違ってるのか、さっぱり分かりません。コメントのしようがないということで、人事院勧告の中身、これはどういうのがあったのか、教えていただきたい。これが第1点です。

どうしてもきょう間に合わないんであれば、総務委員会の中で審議をいたしますので、そのとき間に合わせてください。それがないと、給与方法がるる書いてあるのが、正しいか、間違ってるのかはよく分かりません。チェックのしようがありません。

次に、2点目、条例改正の。議案第16号です。益城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これの附則部分です。附則、最後のほうですね。

今回の改定は、1条と2条に区分けをされてます。2段階に区分けされて、改定されてるようで、つまり、1条で平成27年4月1日で給料を上げますよと。そして、2条では、今度の28年度4月1日でその上げた分を下げますよと、こういう改定になってると思います。

何でこういう２段階になってるのか。普通我々が今まで給与改定とかなんかで経験したのはですね、給料を上げたら大体上げっ放しでいくか。これが一つの条例で上げて下げる。これがちょっとよく分からないんで、そこらあたりはどうなってるのか。

つまり、27年の4月1日に給料上げたことになりますよね。そうすると、去年の4月1日からさかのぼって、この3月まで今年度は差額分をもらおうと、こういう話になるんですよね。その差額とは別に、今度は4月1日付でもっとそれがまた下がりますから、今度は下がった分で、新年度予算の人件費は組むと。多分4月1日から上げた分で、この補正予算は組まれてるんでしょうね。修正して。

ですから、この条例が通過をしないと、補正予算もこの本予算も全部ボシャると、こういうことになるんでしょう。余りこういう説明がなかったんで、そこらあたりは確認したいと思います。

それからですね、その中で、議案第16号の中で、ただし書きの中に、19条第2項第1号及び第2号の規定は、27年12月1日から適用すると。また、月日がですね4月1日、12月1日、それから28年の4月1日、こう三つが出ています。この関係をですね、教えていただきたいと思います。多分12月1日というのは、12月のボーナスに影響を及ぼす多分値上げだろうと思うんですよね。そう思いますので、よろしくお願いします。

3点目、議案第18号です。これは町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてというところで、この中の第2条、これがですね、よく意味が分かりません。これを教えてください。第2条です。第1条はよく分かります。第2条はちょっとよく分からない。何で突然その係数が出てくるのかがですね、ここがちょっとよく分かりません。

続いて4番目です。議案第27号です。益城町中小企業融資金利子補給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。よろしいですか。

この中の4条の（1）町内に住所及び事務所を有する中小企業であることへ改正した理由。これがですね、前の分では先般、昨日町長がちょっと御説明なされましたように、かなり制約があったんです。制約が。それをですね、非常に益城町に企業等を誘致するためにという理由だったと思うんですが、そういう理由でですね、非常に簡略化されました。

すっきりした文章にはなってるんですが、本当にこういうすっきりした文章で、業務処理は大丈夫かと。来てすぐ出て行くとか、そういう人たちにどういうふうにするのか。これ、ちゃんと大丈夫なんかなというのがちょっと心配なものですから、あえて質問をさせていただきます。

それから最後、これは熊本市及び益城町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について。議案第32号です。これの別表の第2、第3条第2号関係であります。

（2）で中心拠点施設の整備というのがあります。この中心拠点整備で、多分、熊本市は桜町の開発、その中心市街地をですね、整備しようという構想であられると思います。

しかしながら、我々郊外の者は本当にそれに追随していいんだろうかと。嘉島はクレアがあります。菊陽は光の森があります。もう既にできていますから問題ないんですが、これから益城町が何かそういうですね、ああいうモールみたいなをつくらないとしても、若干ですね、商業地をつくる時、影響を受けないという保証があればいいんですけども、本当に大丈夫なんですか

と。これが32号の疑問点であります。

以上、もう1回言いましょうか。いいですか。はい、よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡卓雄君） 企画財政課長の藤岡でございます。9番宮崎議員の御質問にお答えしていきたいと思っております。

まず予算関係でございますが、当初予算の議案第9号の当初予算の1ページでの平成28年度予算の特色についてという御質問かと思っております。

平成28年度当初予算の特色につきましては、昨日西村町長のほうからも説明がありました。議員もおっしゃいましたように、前年比でいきますと4億9,840万2,000円の増。総額で111億6,453万7,000円ということになります。歳入歳出の面で見ていきますと、特色といいますと、民生費、これは主に民生費の中でもですね、待機児童解消に組みの強化ということで、保育所、認定こども園運営費、それから小規模保育事業所の運営費、私立認可保育所の施設整備費の増でございます。

それから款別でいきますと、衛生費の増も見られますが、国保財政の安定化っていう形で、歳出の部分ではそういうところが特色があるかなと。それから歳入につきましては、きのうの説明もしましたように、それぞれ今申し上げましたような部分の国、県の負担金の支出金のほうも増えてきております。

あわせて、地方消費税の交付税のほうで1億3,000万、それから国勢調査に伴う地方普通地方交付税の増が見込んでるところが、28年の特色かなというふうに考えておるところでございます。

続きまして、条例のほうでございますが、議案第27号中小企業融資金利補給に関する条例の一部改正でございますが、4条の1号のところで、以前はですね、1年、よそから入ってこられても1年以上住民であること、それから同じ業種に、住民の方でも一つの業種に1年以上携わっていないとこの対象者にならないということでした。

一応、これはですね、金融機関では金融機関なりに当然金を貸す以上はしっかり審査をされます。それに対する利子の補給でございます。きのうの町長の説明にもありましたように、地方創生の中で、移住、それから起業ですね。起こす者の創業、起業。そういうのを考えるときにですね、ここの分が支障になるというよう御意見がありましたので、今回、地方創生、そういう形を進める上では、そこの付近をもう取り外そうという趣旨の改正でございます。

それから、議案第32の中核連携でございますが、今ちょっと議員がおっしゃったのは、別表の第2のところ。

○9番（宮崎金次君） 別表の第2ですね。

○企画財政課長（藤岡卓雄君） 別表の第2ですね。これは全員協議会の中でも説明させていただいたと思いますが、連携事業の中にこう別表第1、別表第2、別表第3と、こういうふうに分けてあります。

別表第1、別表第2についてはですね、条文のほうでいきますと3条の1号ですね。圏域全体

の経済成長の圏域に係る政策分野。それから2号が高次の都市機能の集積評価に係る政策分野ということで、この上二つはですね、熊本市が主にやる部分です。熊本市が中心となって、やるという内容でございます。

第3表のところがですね、近隣17、熊本市を外しますと16になりますが、それぞれの自治体の中で取り組む内容という形になります。それぞれ乙の役割も書いてございますが、予算的措置とか、その部分が発生する部分は、第3表の18項目です。

18項目、別表第3の1の生活機能の強化という部分が13分野。それから2の結びつきやネットワーク強化に関する政策分野が4分野。それから圏域マネジメントの強化に係る政策分野というところが1分野。合わせて18分野が第3表のところが予算措置を伴うという形になります。

ちなみに、この中枢連携によりまして、熊本市のほうには1億2,000万の地方交付税の措置、それから関係自治体には1,500万の交付税措置というのができるというふうにうたわれております。

この3表の中で、今現在、消防は広域やっていますが、その部分も入っておりますので。1表、3表の11番ですかね。災害等の対応というところで、今広域で取り組んでいる消防の部分も含んだところの協約という形になっております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 花田子ども課長。

○子ども課長（花田博文君） 子ども課長の花田です。9番宮崎議員の質問にお答えします。

議案第9号一般会計補正予算書です。80ページ、3款民生費2項の1目児童福祉総務費の中のですね、19節負担金補助及び交付金、保育所認定こども園運営費6億8,362万9,000円ということで計上しております。確かにですね、27年度当初と比べますと、1億5,472万9,000円ですね、アップを、増額になっております。

この主な原因としましてですね、まず一つが、本年度4月1日からですね、子ども・子育て支援制度がスタートしております。その中で、子ども一人のですね、平均保育単価、これ、専門用語で言えば公定価格と言いますが、これがですね、かなりスタートする前よりも上がっております。

そのアップ分と、あと4月1日からあじさい保育園と幼稚園さんが認定こども園に合体します。その認定こども園の幼稚園部門、今までは私学助成ということで受けておりましたが、これが幼稚園部分については、町からの運営費負担になります。その分。

それからもう一つは、のぞみの丘保育園、これが昨年11月に認可保育所になりました。27年度の予算には反映されておられません。この28年度予算にですね、それが反映されたということでのアップでございます。

それから同じくですね、81ページの民間保育所整備事業補助金ということで1億4,284万7,000円計上してございます。これは、29年度開設予定の民間保育に係るの施設整備に対する補助金でございます。

歳出のですね、20ページをちょっと見ていただけますかね。済みません。歳入のですね。

その中の16款国庫支出金の中の2目のですね、民生費国庫補助金ということで、説明書きの下

から2番目ですね、保育所等整備交付金、国からの交付金になります。1億2,697万5,000円ですね。これプラスですね、この内訳は今のやつとあと町の持ち出しがですね、国の交付金の8分の1というふうになってます。町の交付金が、町の持ち出しが1,587万1,875円と今の1億2,697万5,000円。これがこの1億4,284万7,000円の内訳でございます。

それからですね、あと場所とかということでございますが、場所はですね、寺迫。産交さんがありますよね。あの南側になります。これ、ちょっとその計画の段階でですね、ちょっと数字的なものは若干変わるのかもしれませんが、定員が100名ですね。敷地面積が3,263平方メートル。それから建物が重量鉄骨造の768.5平方メートルということでございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 森本農政課長。

抜かした。済みません、失礼しました。

後藤いきいき長寿課長。

健康づくり。ああ、済みません。済みません。ちょっと間違えて、済みませんでした。

安田健康づくり推進課長。

○健康づくり推進課長（安田弘人君） 健康づくり推進課長の安田でございます。9番宮崎議員の御質問にお答えをさせていただきます。

平成28年度益城町一般会計予算書の86ページになります。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費18節備品購入費の軽自動車購入費120万計上に関連した御質問にお答えをさせていただきます。

まず現状ですが、現在、保健福祉センターに軽自動車が3台ございます。3台は訪問指導とか、保健師が使っており、現在も不足してる状況でございます。購入理由としましては、健康づくり推進課が4月から全部保健福祉センターのほうに行きますので、現在は総務課管理の軽乗用車を使用しておりますが、それが使用できなくなるという点と、28年度から運動を取り入れた健康づくり事業を計画しておりますので、その事業につきましても自動車が必要になります。ということで、計上をさせていただきました。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 坂本建設課長。

○建設課長（坂本忠一君） 建設課長の坂本でございます。9番宮崎議員の御質問にお答えしたいと思います。

議案第9号の平成28年度益城町一般会計予算の中の113ページ、地籍調査事業費ということで計上してございます。昨年度からすると、58万4,000円減ってるではないかということでございまして、スピーディーにやっていくということでですね、お話をさせているのに、させていたでいるのに、なぜ減っているのかという御質問だったかと思います。

それで御説明いたしますと、この地籍調査事業費の内訳が、節で言いますと、報償費から旅費、需用費、役務費ずっときまして、19節までございまして、事業全てが補助対象になるわけではございませんで、一部単独費も入っておるわけなんですけど、昨年度のですね、実績似合いで単独分については削減させていただいております。

しかし、最も大切なですね、調査をやるという場所におきましてはですね、13節の委託料にな

ります。これが3,000万、3,007万6,000円ということになっております。これは昨年度よりも増えておりまして、昨年度がですね、2,860万9,000円という計上でございましたが、今年が3,047万8,000円ということで、180万ほど増加させていただいております。

急いんですね、しなければもうならないということで、もう県のほうにもヒアリングの折に積極的にそういうお話をさせていただいて、若干ですけれども、増えた結果がこの結果ということでございます。

面積にいたしますとですね、昨年度は2カ所で、0.83平方キロ、これは分かりやすく言いますと83町歩ですね。今年が3カ所ありまして、安永、それから福原方面、それから字で言いますと、下陳方面の3カ所をですね、やると。調査をやるということで、面積にいたしますと、130町歩ほどの調査をやるということになっております。

そういう意味で、可能な限り、補助補助対象となる予算は増やさせていただいております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 後藤いきいき長寿課長。

○いきいき長寿課長（後藤奈保子君） 9番宮崎議員の質問にお答えいたします。地域包括支援センターの運営という関係でございます。

まず、地域包括支援センターの他市町村の状況についてお答えいたします。

上益城郡内は今のところ全部1カ所でございます。それから、複数の委託をしているところは天草市と、天草市が6施設、八代市が6施設、それから熊本市が27施設となっております。

それから、なぜ二つに分けたほうがいいのか。一つのままでいったほうがいいのかということですが、地域包括ケアシステムが2025年度をめどに、日常生活圏域に分けておおむね30分以内に医療、介護、福祉、健康などのサポートができるような形をとることになっております。

いずれ日常生活圏域に分けることを考えますと、それから、29年度から新しい介護予防事業、生活支援日常生活支援事業を始めることも考えますと、今28年度に分けて進めていったほうが最適だと思っております。

それから、その中で生活支援コーディネーターも設けますが、こちらも日常生活圏域での生活支援、介護予防サービスのコーディネート等をする役割を持っておりますので、日常生活圏域に分けて包括支援センターも設置するところで、運営協議会にお諮りをいたしました。

委員さんからも、圏域ごとに分けるのではなくて、業務ごとに分けるとか、そういうのもあるのではないかという御意見もございましたが、包括的業務は分けられないということになっておりますので、圏域ごとに分ける提案をさせていただきました。

そして、包括支援センター運営協議会で承認をいただき、二つの圏域に分けさせて募集をいたしました。そして、5法人が説明会に参加され、2法人が応募されました。その後、選定委員会でのプレゼンテーション等により、受託法人を選定し、運営委員会の方承をいただき、受託法人を社会福祉法人慈光会に決定したところでございます。この報告が私の知識不足により、認識不足により議会での報告が遅れましたことはまことに申しわけございません。

今後の地域包括支援ケアシステムの日常生活圏域での事業を考えますと、今のうちに日常生活

圏域ごとに2カ所に分けて、包括支援センターを設置することが最適だと考えております。

また、東部に、社会福祉協議会にあります地域包括支援センターの役割なんですが、虐待等で役場窓口においでになったとき、包括支援センターを呼んでもなかなか担当者がいないとか、相談しても回答が遅いとかいう御意見もときどき耳にします。それで人員を増やすとかの検討もいたしました。

それから、法人母体であります、母体法人であります社会福祉協議会にも一応相談をいたしましたが、2センターに分けて、それぞれにいい面などの共有、情報共有をして、切磋琢磨をしながらやっていくのもいいのではないかという御意見もいただいております。

なので、今回28年度から2センター方式をとらせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 森田総務課長。

○総務課長（森田 茂君） 総務課長の森田でございます。宮崎議員の御質問にお答えいたします。

条例関係でございます。第16号から20号、人事院勧告の中身でございますが、人事院勧告につきましては、平成27年の8月6日に勧告が出されております。これは民間給与との格差を埋めるために、これが大体0.4%ございますけども、世代間の給与配分の観点から、若い層に重点を置いて、給与表の水準の引き上げが行われております。これが第1条の給与表の引き上げになります。

それから、同じくボーナスの面につきましても、勤務実績に応じた配分というところで、一般職については、勤勉手当のほうに0.1月分年間増えております。ただし、再任用職員と任期付職員、それから特別職については0.05ということで、月分期末手当のほうに配分されております。

これが人事院勧告の主な中身でございますが、ちょっと複雑になってますのは、第2条を今回つけております。これは、給与制度の総合的見直しというのが、昨年、一昨年ですね、人事院勧告で行われております。これは国家公務員においては、公務員の給与が高いのではないかと、50歳代の後半層の給与差を踏まえまして、国では平成27年4月からこの見直しが行われております。

ただし、熊本県におきましては、昨年の県の人事委員会の報告で、引き続き検討課題となっております。まだ熊本県においては、この総合的見直しを行っておりませんでしたが、今年、昨年ですね、昨年10月の県の人事委員会の勧告で、熊本県でもこのいわゆる総合的見直しを行うと。平成28年4月から行うということになりました。そこで、益城町においても県と同様に、この給与表の見直しを行うものでございます。

この総合的に見直しにおいては、第2条にありますけども、給与表が下がっております。これは平均で2%のマイナスというふうになっております。ですから、おっしゃるとおり、第1条で人事院勧告で、給与表を0.4%水準上げて、第2条では逆に2%下がるということになります。

これ、例で申しますと、これ40歳の例ですけども、基本給が31万600円の場合、第1条ではですね、2,100円の給与が上がります。ただし、総合的見直しをしますと、来年の4月以降は7,000

円の給料の減額というふうになっております。２段階でこういうふうにしております。

それから第16号ですけども、１条と２条を分けている理由につきましては、同じ条項の場合ですね、施行期日が違う場合ですけども、より分かりやすくするために、１条では施行を４月１日、28年４月１日から。ただし、第２条につきましては、27年４月１日に遡及して支給しますよというふうに、分かりやすくするために２段階方式としております。

それから３問目ですけども、附則の第２項ただし書きの説明ですけども、これはですね、おっしゃるとおり、第19条につきましては、これは勤勉手当になります。人事院勧告自体が８月に発令されますので、もう既に６月は終わっております。というわけで、人事院勧告が適用されるのは、その後の時期的には12月しかありませんので、平成27年12月から適用するということで、このただし書きがついております。

それから、もう１点ですけども、議案第18号町長等の給与につきましてですけども、これにつきましては、先ほど申しましたけども、町長の期末手当につきましても、0.05月分年間で上がっております。これは27年度は12月だけ上がりますので、0.05になりますけど、28年度は２回あります。６月と12月、２回ありますので、0.05を二つに分けるというところで、0.025が二つに分けてあるというところでございます。以上です。

○議長（稲田忠則君）　　９番宮崎金次議員。

○９番（宮崎金次君）　　第１回目の答弁ありがとうございました。

議案が多いもんですから、かなり多くの質問をしてしまいまして、私だけで時間をとって本当に申しわけなかったんですが、大体皆さんの答弁を聞いて、かなりの分野は理解することができました。ただ、まだまだちょっとですね、分からないところについて、２回目の質問をさせていただきます。

まず一つはですね、１番目に質問しました今年度予算の特色なんですけど、これについてですね、るる今説明していただきました、企画財政課長から。町長に今度質問しますが、町長の六つの約束の一つであります財政を立て直す。これを町長はマニフェストで言っておられます。この財政を立て直すという意味から、今年度の、平成28年度の予算、もう案が出てきましたけど、この予算は立て直すということに自信を持ってお言いになれるのかどうか。ここらあたりについて町長の所見をお伺いしたいと思います。

それから、２番目の質問、児童福祉の保育所、認定こども園、それから民間保育所整備事業、これよく分かりました。子ども課長の説明でよく理解できました。

それから、軽自動車の購入についてもよく分かりました。現在、不足をしてると。どこまでが不足と言えるのかどうか分かんないんですが、辛抱しながら使っていないとですね。ですけども、現状は不足をしてるので、１台新しいのを購入すると、こういうことでございます。

それから、地籍調査についても、直接金をかける分野は110万上がってるんだと。だけど、どれくらいスピードアップできるかちょっとよく分かんないんですが、やり方、これも含めてですね、なるべくこれはスピードアップしていかないと、多分今のままの状態ですいたら、尻切れになるんじゃないかと、こういうふうに思いますので、よろしくお伺いしたいと思います。

それからですね、あとは条例関係ですけども、条例関係につきましてはですね、今総務課長の説明で大体分かりましたが、まだちょっとですね、少し疑問なところがありますんで、これ常任委員会のところですね、もう少しまた詰めていきたいと思います。

ともかく、27年の4月1日に人事院勧告で給料を上げて、そして、今4月までさかのぼって、職員さんに給料を払います、差額分を。それがために補正予算でその増額分を組まれてる。そして、今度は来月ですか、4月1日から給料は県の勧告に基づいて下げると。その下げた部分の配慮は全部新年度予算の中に組まれてると。こういうことでよろしいですね。これだけはちょっと確認したかったもんですから。そういうことであります。あと細部については、また委員会のところで聞かせていただきます。

それから、中小企業の融資金利のやつでございしますが、企画財政課長からですね、お答えいただいたでありますけども、だったかな。中小企業、誰だったっけ。これについてはですね、大体そういう趣旨だろうとは思うんですけれども、前にわざわざこういう長いやつでですね、規制しとったわけですね。これはこれなりの目的があったと思うんですよ。だから、これをですね、非常にそれをこんな誤解をされないようにですね、していかないと、ちょっと心配だなと、こういうに思います。よろしく御配慮をお願いします。

それから、最後の議案32号ですけども、これはですね、私の質問は、中心拠点施設の整備ということで、別表第2、第3条第2号関係で、ここはあくまでも熊本市がやると、こういうふうなお答えだったんですが、益城町がやるところもあるわけですね。だから、そこを引っかかるから気をつけてくださいと、こう言ってるんです。

そりゃあ、中心市街地のあれは、整備は、益城町はやりませんよ。それはもう熊本市がやるんだけど。ただ、その関連で、お前たち、協定したじゃないかと。だから、益城町がここに商業施設なんか建てるのはおかしいじゃねえかと。また、中心市街地が空洞化するぞと。そういう話に持っていかれると困るので、それはよく慎重に対処しなきゃいかんのじゃないかと。

ただやみくもに熊本市がつくったから、はい乗りますと言ったら、後でですね、大変なことになってしまいますよ。こういうのをちょっと危惧するもんですから、質問をしました。今後、これ協定結ぶかどうかは別にしてですね、そこらあたりは心配ですから、やっぱりもう少しみんなで詰める必要があるのかなと。

ということで、2回目の質問は、まあ、いろいろあったんですが、町長にですね、今年度予算の特色につかえて、町長の何ていうんですかね、マニフェスト、これから見て、どうなんだということだけ、所見を伺って私の質問を終わりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 9番宮崎議員の御質問にお答えします。

マニフェストで財政の立て直しということで、どう考えてるかということで、今回の予算もですね、まず財政の立て直しということで、まずは予算についてはですね、臨時財政対策債、これはいつも言ってるんですが、今まで地方交付税でできてやったやつが、市町村に臨時財政対策債で1回借り入れて、後で交付税で措置するというやつなんですけど、これがどうも借金になって残っ

ていくんです。これは各いろんな自治体がこれで悩ませるところであります。

ただ、これも実行可能額については、なるだけ実行の可能が例えば5億あったときは、4億5,000万ぐらいということで、なるだけ借りないような形で財政運用をやってもらいたいということで、財政のほうには指示してるところです。

それと、今定住を進めております。そういったことで、今回の予算も見ますと、956人、人が増えたということで、7,000万の交付税措置もあります。ここを、やっぱり人口あたりを増やしていくと、やはり収入も増えていくということで、見ていただくと分かるように、福祉予算がかなり今回は上がっております。

保育所、認定こども園の運営費1億5,272万円、それと地域保育園事業の給付費が1億1,680万、そして認可保育所の整備事業費の補助金ということで1億4,284万ということで、今国会のほうでも「保育園に入れなかった。国は死ぬ」とかそういった書き込みもあってるみたいで、非常に議論をされております。そういったことで、ここあたりが民生費あたり、保育園関係が4億円ぐらい増えております。

一方で、高齢者、先ほど地域包括あたりも出ましたが、やはり高齢者の方にも安心して暮らしていただくようにということで、高齢者虐待とか、いろんなことが今起きております。これをいろんな方面で医療、介護、住まい、そういったことを含めて、そして、若い世代が高齢者になっても安心して益城町は住めるなということで選んでもらえるようにということで、今回予算を組んでおります。どうしても今回は保育所、福祉のほうはかなり上がったということで、その一方で、建設予算とか、土木費あたりは削るところは削ってやっていってるところでございますので、どうぞ御理解のほうよろしくをお願いします。

○議長（稲田忠則君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡卓雄君） 企画財政課長の藤岡でございます。9番宮崎議員の議案第32号の中核連携のところですね、全員協議会でも説明させていただいた分をもう1回ちょっと確認させていただきたいと思います。

資料をお渡したところの3ページをちょっと見ていただければと思いますけど。熊本連携中核都市圏ビジョンで概要等のその3という形をごらんいただいていると思いますけど、その上のほうですね、目指す圏域の姿、真ん中に取り組みの方法、目指すべき圏域人口102万という形で、全員協議会の中で説明させていただいたと思います。102万という数字が、16町村の上がってきているということですね。

その真ん中のところにですね、圏域全体の経済成長の牽引、それからこれが今、第3条の1号に当たる場所です。高次の都市機能の集積の強化、これが第2号に当たる部分でございます。圏域全体の生活関連機能サービスの向上、これが第3表に当たる、先ほど私が18項目といった部分でございます。

下のほうを見ていただきますと、1番目と2番目のところは、近隣市町村と連携しながら主に熊本市が担うべき役割と。さっき第3表のところが、熊本市で近隣市町との協働をして担う役割という形になっております。

先ほど地方財政措置の部分も申しましたが、16市町村には連携した中で、特別交付税への1,500万の措置が可能と。熊本市のほうには1億2,000万と言いましたけど、この（１）と（２）ですね。２つのところでは、熊本市のほうには２億円だったですかね。また別に、こちらは普通交付税の措置があるということで、そういう関係もあって、今財政措置が、どちらかというと熊本市のほうにもメリットは十分あると。

そういう今までの16市町村の中でですね、協議をする中で、議員がおっしゃったようなことはですね、私どもも申し上げましたし、16市町村の中でもそういう意見はいっぱい出てきております。そういう関係があって、消防なんかも上がってるような状況でございます。

今、全員協議の中でも言いましたが、ビジョン協議会、今まで熊本都市圏協議会っていうのがありましたが、これからはビジョンの協議会になっていきます。今まで14市町村だったのが、16市町村、熊本市も入れて17市町村の中で、毎年成果を見ていくということになりますので、今、宮崎議員がおっしゃったような部分にならないように、私どもしっかり進めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） ９番宮崎金次議員。

○９番（宮崎金次君） ９番宮崎です。町長から所見をいただきました。

町長言われるとおりでありますけども、ただ、私の見解は少し違います。町長は財政を立て直すということと言われたんで、これはですね、もう本当に立て直していただくちゅうのは、やっぱり町民の願いだろうと思うんです。

たまたま今年はですね、先ほど町長が述べられましたように、昨年度よりもですね、総予算で５億円ほど増えてます。そして、町債は２億円ほど減ってます。町の借金は。だけど、トータル的に見ると、新規事業は余り大したものはないと。

歳入歳出ではですね、人口増、それから消費税、これでだいぶん金が増えてます。国からの支出金も３億3,000万増えてます。

歳出は、民生費は増えてますけども、教育費のエアコンとか、それから地域再生事業、これが終了しましたんで、そういうのがなくなりました。

非常に条件はいいです。ですから、先ほど言いましたように、借金は減ってるし、それから基金的なやつもですね、だいぶん積み上がっておる。こういう状況。

ただ、新規事業ちゅうかですね、将来に向けて、ここらあたりばちっと手を打たなきゃいかんっていうのが、ちょっと乏しいかなと。こういうふうには感じます。

だから、そういう観点から財政を立て直すちゅうのは、ちょっと乏しいかなと。私の見解はそうです。

それから、先ほど企画財政課長のやつは、また委員会でですね、その中身を審議していきましょう。以上です。終わります。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

16番渡辺誠男議員。

○16番（渡辺誠男君） 16番渡辺でございます。時間もだいぶんたちました。少々御辛抱お願い

いたします。

まず18ページ。18ページですね。

○議長（稲田忠則君） 議案第何号ですか。

○16番（渡辺誠男君） 済みません。28年度益城町一般特別会計予算書です。18ページです。18ページですね、教育使用料の中の授業料。幼稚園授業料ですね。これが1,764万8,000円ですかね。この分について、大体何名分の月額と年間でこういうふうになったと思いますが、それをちょっと教えていただきたいと思います。

それから、98ページです。98ページの農林水産費、農業費、農業振興費の中の補正にも、前年度の27年度の補正に載っていましたが、有害鳥獣買上金37万5,000円。これは大体1頭につき、幾らなのかと、それと、その申請ですね。申請の方法、ちょっと教えていただきたいと思います。

それから、その下の99ページ、これも農業振興費の中の19節の有害鳥獣捕獲隊の補助金40万ですかね。これもちょっと教えていただきたい。そういう方向づけで教えていただきたいと思っております。

それから、117ページの土木費、目の地域再生事業費の中の15節工事請負費道路改良工事請負費1,000万。17の公有財産購入費道路拡幅用地購入費770万、この説明をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（稲田忠則君） 花田子ども課長。

○子ども課長（花田博文君） 子ども課長の花田です。16番渡辺議員の質問にお答えします。

議案第9号の中の歳入の18ページですね。使用料及び手数料1項使用料5目の教育使用料2節の授業料、幼稚園授業料でございます。

これにつきましてはですね、27年度までは3,000円一律でございました。28年度から改定を行いまして、新しい授業料をとってまいります。段階的なものでですね、まだ今のところ分かりませんので、平均をとらせていただきました。

子どもの数はですね、259人で計算しております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 森本農政課長。

○農政課長（森本光博君） 農政課長の森本です。16番渡辺議員の御質問にお答えいたします。

6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費のうちの8節報償費有害鳥獣買上金のことについての御質問ですが、これは昨年、平成27年度におきましては、イノシシの駆除120頭分についてですね、1頭当たり2,500円の助成をしておりましたけども、近年、イノシシ等ですね、出没が多いということでですね、昨年はですね、宮崎議員からも質問がございましたけども、今回28年度の予算におきましては、イノシシ駆除をですね、一応30頭増やしまして、150頭の1頭当たり2,500円ということで37万5,000円を計上させていただいております。

それと、同じく19節の有害鳥獣捕獲隊補助金ということで、これも平成27年度におきましては、30万円の補助でしたけども、今回10万円をですね、上乗せさせていただきまして、40万円の補助をするようにしております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 坂本建設課長。

○建設課長（坂本忠一君） 建設課長の坂本でございます。16番渡辺議員の御質問にお答えしたいと思います。

議案第9号ですね、平成28年度一般会計補正予算、ページが117ページ、地域再生事業というところで、この中の15節と17節の中身を御質問だったかと思います。

地域再生事業と申しますと、これまでこれ、前年比で1億4,900万ほど減っておりますが、グランメッセ木山線ということで事業を進めてまいりまして、本年度末、もう今月ですけど、今月末に完成いたして、通行可能になるということでございます。

本体のグランメッセ木山線の事業はないのでございますが、まずこの15節で申し上げますと、再生道路のですね、工事に伴いまして、潮井公園のほうにきいどした、掘削した土を持って行っておりますが、農道をですね、杉堂地区の農道を使って廃土を運搬しております。この部分のですね、ちょっと補修を考えております。全部やるのか、部分的にやるのかは、ちょっと現場のほうを精査してやりたいと思うんですが、その分の補修費をまず15節で計上させていただいております。

それから、17節の公有財産購入費と、これの778万におきましては、道路の路線名でいきますと、農免道路線、日赤のグラウンドから空港まで、この部分をですね、現在、まだ工事を行っておりますが、一部ですね、どっちか言うと、どちらかといいますと、日赤グラウンド寄りのほうにもう2軒ぐらい未買収地がございまして、そこの交渉を随時やっております。

この分、それからグランメッセ木山線で、先ほど申し上げましたように、3月末に開通いたします惣領のですね、惣領の交差点がございまして、それから北側に行った交差点ですね、再生道路と交差する、これ惣領北交差点というふうに名づけてありますが、この部分で一部買収が必要な箇所が、応じていただいていない箇所がございまして。この分におきましても、随時ですね、交渉を行っていくということでございます。

ただし、この惣領北交差点におきましては、供用開始、道路のですね、信号の点灯、その辺におきましては、問題はないということで、警察と協議が進んでおります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 16番渡辺誠男議員。

○16番（渡辺誠男君） 1回目、お答えありがとうございました。それでは、2回目に移ります。

18ページの幼稚園の授業料、27年度は3,000円だったけど、28年度は少し上げるだろうということで、まだ未定ということですかね。授業料としては。28年度は。計算で、人員がまだ。

（「人員は分らないです」と呼ぶ者あり）

はい。

分かりました。そうしますと、去年はだいぶ減っていたように感じますが、去年、27年度。予算書は五百何十万だったのか、補正でまた上げて何かしてあったですかね。予算書としては、去年はですね、503万6,000円になっとるじゃないですか、昨年度は。すると、26年度が1,066万、25年度が1,066万、24年度が1,061万。昨年度こういう状況だったからどうだろうかって思って、まずお尋ねをいたしたわけでございます。そういうことで、ちょっとその点もお聞かせ願いたいと思います。

それから98ページ、有害鳥獣買上金ですね。これ大体、昨年は1頭2,200円だったですかね。

(「2,500円」と呼ぶ者あり)

2,500円、昨年も。

頭数が今年150頭にしたっていうわけですね。非常にこう、皆さん御承知か分かりませんが、津森は特に最近増えている。もう昼も相当見かけるわけですよね、イノシシあたりは。で、もう非常にこう皆さん困って、特に、私とこの小谷あたりは、甘藷が主でございますので、一番大好物の甘藷の畑に相当荒らしているような状況でございますので。

そして、小谷地区はちょうど禁止のところでもんね、だから、なかなか難しいところがあるということで、捕獲のわなあたりはちょっとかけていただいておりますけども。そういうことで、何とか頭数を増やす。金を上げたからどうのこうではないと思いますけれども、そういうところはちょっとどういう考えか見て、先を。非常に、特に太陽光の高野原の件もあるかなとも思っておりますけれど、相当増えています。もう去年、おとしごろまでは全然いなかったのが、もう最近は去年ごろからだいぶ小谷地区にも見えるようになりましたので、その点を何とかこうしていただきたい思います。

それから、117ページの工事請負費道路改良工事、地域再生道路、これはもうそろそろ開通するわけですかね。そうしますと、ひいては小谷の農免道路を通して、飛行場に上がる予定ですが、最近、物すご、特に小谷の農免道路は通りの多なりまして、ダンプカーですね。そして、農免道路ですから、非常にこうアップダウンがひどいわけですよ。

だから、もう物すご、少し今田原地区あたりの農免道路のようにちょっと広げていただくとですね、一、二メートル広げてもらおうと、だいぶんよくなると思っておりますが、その点は大体いつごろ。もう特に開通するならば、小谷あたりの農免道路はもうひっきりなし通ります。朝から物すごい危ない。もう私も危険に思ったこともだいぶんありますけれども、早急にしたいだかんと、やっぱり特に開通するならば、どんどん飛行場に入ってくると思います。その点を大体いつごろになるか、ちょっとお聞きしたいと思います。

公有財産、公有財産は、これは惣領地区って言ったですかね。ここはまだ少しできないところがあるということですかね。はい、分かりました。以上でございます。今の件について何かあったらお聞かせ願いたいと思います。

○議長(稲田忠則君) 花田子ども課長。

○子ども課長(花田博文君) 子ども課長の花田です。16番渡辺議員の2回目の質問にお答えします。

25年度と26年度の額を言われましたけども、25年度から26年度にかけてですね、多子世帯、いわゆる二子は半額、それから三子は無料、その制度が始まっていますので、半額になっていると思います。

ただ、28年度、ここに上がるとる額はもともとの授業料が3,000円からずっと上がっていますので、軽減はありますけども、この金額になつとるということでございます。

○16番(渡辺誠男君) 27年。

○子ども課長（花田博文君） 27年度もそのまま3,000円で。今年度もですね、はい。

○16番（渡辺誠男君） 予算の額として。

○子ども課長（花田博文君） ちょっと27年度の予算の額は、ちょっとここではちょっと分かりません。ちょっと後で詳しく報告します。

○議長（稲田忠則君） 森本農政課長。

○農政課長（森本光博君） 16番宮崎議員の2回目の御質問にお答えをいたします。

議員おっしゃられますとおり、益城町でもですね、イノシシ、鹿等ですね、数がかなり増えております。一応、買い上げですね、頭数とか、補助金の額の上乗せとですね、それと意外にですね、ページでいくと100ページになりますけども、同じ負担金補助の中でですね、鳥獣被害防止総合対策推進事業補助金9万7,000円ということで、これは国と合わせましてですね、有害鳥獣捕獲用ですね、くくりわなをですね、28年度におきましても10機購入する予定にしております。

それと、100ページの一番下なんですけども、平成28年度にですね、狩猟免許取得助成金ということで、駆除隊ですね、高齢化とですね、なかなか免許を取っていただかんとですね、どうしても駆除数がですね、減らないということで、狩猟免許を取られる方にですね、助成を行いまして、まずは狩猟免許を取って、くくりわな等ですね、免許取っていただくと。その一つの方法としてですね、農協あたりの青壮年部あたりにですね、御協力をいただきながらですね、免許の取得に関してですね、まずは取る方をですね、増やさんことにはですね、イノシシの数が減っていかないということで、そういう形で考えて助成を行っております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 坂本建設課長。

○建設課長（坂本忠一君） 16番渡辺議員の2回目の御質問にお答えいたします。

農免道路は今現在の空港の東側からずっとおりてきまして、まず県道と交差いたしますが、その部分も3月末に開通する予定でございますが、そこから畑の中をずっときまして、日赤のグラウンドのところに通ったといたしますが、その日赤のグラウンドから北側の部分で、まだ用地ができていないところがございますので、農免道路との全面開通といえますか、は次年度以降ということだと思えます。この用地交渉という意味は、そういう意味でですね、17節に予算を計上させていただいております。

グランメッセ木山線におきましてはですね、広安西小学校から、国道443を経まして、ずっと農免道路行きまして、堂園小森線という旧県道がございますが、今、議員御指摘の西原のほうに、空港線のほうに行く道路がございますが、そのちょっと手前までがですね、二車線、中央線のある道路として改良が終わっておりますが、そこから今言いました日赤のグラウンドまでがまだ実施設計とかですね、そういう具体的な計画がですね、まだなされていないということで、全線開通ということで、空港から広安西小学校までというような区間でですね、全線開通というのは、またちょっと先なのかなと。

今、まだ二車線になっていない部分におきましては、今後ですね、また補助工事費等でヒアリングを受けながらですね、補助金のほうをいただきながら整備する必要があるのかなというふう

に考えております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 16番渡辺誠男議員。

○16番（渡辺誠男君） 2回目の答弁ありがとうございました。

幼稚園授業料については、またお世話になります。いろいろ。

それから、工事請負の農免道路については、日赤のグラウンドから上にちゃんとその土地のですねまだ買収ができていないということでした。それはもう御存じでございますが、それまでもですね、大体農免道路からだけでも早急にやっぱりしていただかんと、非常に事故等が多くなりやせんかと今思っております。

確かに、朝から物すごう通りの多かです、あそこは。だから、空港にはまだ行かれないけれども、やはり、農免道路ばかりでもですね、田原のところから小谷農免道路、特に、小谷農免道路はアップダウンがひどうございますんで、その点は十分心得て早急をお願いしたいと思っております。

それから、猟銃の件のですね。非常にこう、もうそういういろいろ捕獲のわな等も何隊か増やしてやるということでございますけん、非常にこう努力されていることは十分承知はしております。それで、こう今早急に、やっぱりその免許を取得していただいて、そのほうを推進していただくことで、なるべく早目に。やはりもうみんな、非常に、特に先ほど申されましたように、小谷地区の甘藷あたりを荒らされておられるということでございますので、どうかそういうところを配慮しながら、お願いしたいと思っています。以上でございます。どうもありがとうございました。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（稲田忠則君） それではですね、まだ質問があるようでございますので、ここです、暫時休憩始します。4時20分から再開します。

休憩 午後4時08分

再開 午後4時20分

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

8番野田祐士議員。

○8番（野田祐士君） 8番野田でございます。

まず、28年度益城町一般特別会計予算書中、まず21ページでございます。

7目土木費国庫補助金、説明の中に益城中央地区土地地区画整理事業補助金200万とございます。これは先ほどの600万の県の3分の1補助分というお話でしたけども、これは27年5月にですね、県のほうが委託で、資本について検討をしているという説明を全員協議会の中だったのでしょうか、受けました。

今回、この200万の申請ですけれども、これはいつ行われたのかをお答えしていただきたいと思います。そして、県とのお話はどうなってるのかも、あわせてお尋ねいたします。

次がですね、これも一緒に122ページ、土木費、都市計画費13節委託料潮井自然公園工事設計管理業務委託料、この説明をお願いいたします。

続きまして124ページ、125ページにわたりまして、住宅管理費の中で、先ほどもちょっと質問させていただきましたが、住宅明け渡し整理費50万、住宅の明け渡し訴訟委託料30万、これは何件分を上げてあるのか、御説明ください。

次がですね、232ページ、地域包括センター運営委託料ということで、先ほど来同僚議員のほうからですね、質問があつてございました。西地区1,600万、東1,400万という分け方であったと思いますけれども、先ほどの説明では、熊本市、八代市、天草市ですか、は数カ所設けているけれども、あとの県内市町村で数カ所設けていることはないということよろしいでしょうか。まずその分をお尋ねですね。

運営協議会というふうにおっしゃいましたけれども、運営協議会で決まったことについてですね、どこかで報告、もしくは説明、もしくはなされたのかですね、についてお尋ねです。

また、この圏域について、30分圏内というお話先ほどありましたけれども、東については社会福祉協議会と役場のある場所ということだと思いますけれども、30分以上ある圏域ですね、30分以上かかる場所というのは、益城町どの辺まで考えていらっしゃるのかをお尋ねしたいと思います。

それと、この東についてですけれども、慈光会さんというお話でしたけれども、この場所についてもお尋ねしたいと思います。以上が、一般特別会計予算書ですね。

次、先ほど、済みません。議案32号の件で、もう一度だけ済みません。お尋ねいたします。

この32号については、これ熊本市と益城町の連携協約を締結するというふうになっております。この連携協約の説明が先日いただいた分の、今も説明いただいたですけど、この分だという認識でございます。

連携協約を締結する上でですね、別表1、別表2、別表3について、熊本市が取り組む、益城町が取り組むというふうな御説明がありましたけれども、どこが取り組もうと、これは連携協約、連携協定をする上ではですね、同じことではないだろうかという認識でありますけれども、もし違うということであればですね、その説明をいただきたい。

というのがですね、先ほど同僚議員、宮崎議員のほうからも言われましたとおり、中心拠点の整備、特に桜町、もしくは熊本駅白川口ということについては、益城町については丸が描いてあるんですよ。この分ですね。丸が描いてあります。これは丸が描いてあるということは、先ほどの連携協定ということで、益城町も認めたという判断になるんでしょうか。これはお尋ねでございます。1回目の質問でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 杉浦都市計画課長。

○都市計画課長（杉浦信正君） 都市計画課長の杉浦でございます。8番野田議員の質問にお答えいたします。

一般会計の当初予算案で、これは歳入と歳出ありますので、歳出のほうの内訳から申し上げたいというふうに思います。

ページは123ページ、土地区画整理費の中の委託料13節ですね。600万円、中央地区土地区画整理事業調査委託料ということで、この600万のうち、3分の1が補助で、200万というふうなのがあります。

これにつきまして、先ほど御説明したとおり、県のほうがですね、26年で事業を行って、27年でですね、議会のほうに説明されたということで、これは27年度ですね、先月の初めにですね、県のほうにヒアリングがありましたので、28年中の補助ということでヒアリングさせていただいていっているところです。申請を出しているところでございます。

それと次、上のページにいきまして、公園費、公園費の中での工事請負費潮井自然公園の整備工事についてです。1億500万ということで、今回予算上げさせていただいております。前年が6,000万について、今年は1億ということでしております。国庫補助が2分の1でございます。

去年も6,000万円に対して1,200万しか、6,000万の控除に対して2分の1、3,000万について1,240万しかついておりませんでしたので、今回28年度ではどれだけつくかというふうなのは、ちょっと分かりませんが、一応半分ということで申請は行っております。

その工事の内訳でございますけれども、本年度28年度ではですね、今、道路のですね、橋をかけておりますけれども、橋のかけております手前側、入り口のほうからおりてきまして、右側のほうになります。こちらのほうを工事、駐車用広場等をですね、やります。それと、今度は橋が今年ででき上がりますので、橋を渡った先、今度は左岸側ですね、そちらのほうを造成に一応入ります。その分で大体1億ということと、委託料にもございますけれども、設計業務委託料管理業務ということで委託のほう上げております。

29年度以降でですね、最終でなりますけれども、29年度では左岸のほうをやった残り、広場のほうとかですね、植栽等そういうふうなのを考えております。大体29年度の今予測からするならば、1億9,000万程度をですね、29年度で行っていきたいというふうに思いますが、本年度の補助がどれだけつくかによって変わってきますけれども、一応、そういう予定でしているということでございます。

それと、住宅管理費の部分ですけども、住宅の明け渡し整理費、明け渡し整理ですね、この分は、無断退去をしたりとかですね、そういうふうにしたときに、家財道具が残っておったりとかするのはいけませんので、一応明け渡し整理費ということで、まだどこをするということはありませんが、その50万を予算立てしてるということでございます。

それと、委託料のところで、住宅明け渡し訴訟の委託料、これ弁護士の手数料になります。これがまだ何件分等はありませんので。全体で1件として30万を予定しております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 後藤いきいき長寿課長。

○いきいき長寿課長（後藤奈保子君） 8番野田議員の御質問にお答えいたします。質問内容と前後するかもしれませんが、申し訳ありません。

まず、複数事業所委託についてですが、先ほどもお答えしましたように、八代市、天草市、熊本市以外に複数包括支援センターを委託しているところは県内にはございません。

それから、30分以内ということなのですが、地域包括ケアシステムは、おおむね30分以内に必要なサービスが提供される日常生活圏域、具体的には、中学校区を単位として想定とありますので、益城町内であれば、一応30分以内には車ではほとんど行けるかなと思うんですが、具体的には中学校区を単位となっておりますので、そのところでお答えさせていただきました。

そして、その日常生活圏域は東部が福田、津森、木山。それから、西部が飯野、広安、広安西というふうに益城町では分けてありますので、日常生活圏域として分かれております。

それと、運営協議会についてです。

まず、平成27年1月の地域包括支援センター運営協議会で、事務局から今後の包括支援センターの機能強化について、どのようにしていけばいいかということを考えている旨の説明をいたしております。

この時点で、包括支援センターと在宅介護支援センターを融合する案とか、東部圏域、西部圏域2カ所に分ける案などもお示しました。一人の委員さんから、全業務を分けるのではなく、認知症に関しては、町、町内全体で見ていくことも考えてほしいとの意見も出ております。

その後、平成27年6月の運営協議会で、町として地域包括支援センターを日常生活圏域東部圏域、西部圏域に1カ所ずつ設置することを提案いたしまして、東部圏域は現在の社会福祉協議会に委託、西部圏域を新たに法人から公募することを説明いたしました。公募内容もあわせて説明し、運営協議会の承認をいただいております。

その後、ホームページ等で公募いたしまして、公募説明会、それから提出書類を受け付けいたしまして、27年8月に選定委員会をいたしました。書類審査、プレゼンテーションをいたしました。そして、27年9月に、また運営協議会で審査結果報告と経緯を説明いたしまして、委託先の慈光会への承認をいただきました。その後、9月にホームページにて選定結果を公表、それから10月から引き継ぎを開始しております。大体の流れでございます。

このことに関しまして、先ほどもお答えしましたように、議会への報告は、前回の12月の議会での簡単な報告のみに終わっておりますので、済みません。

それから、西、西部圏域の場所ということですが、惣領になります。惣領の黒潮市場の手前、肥後銀行とか、農協の葬儀場とかがございますが、その手前のマンションの1階になります。以上です。

○議長（稲田忠則君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡卓雄君） 企画財政課長の藤岡でございます。8番野田議員の議案第32号の熊本市及び益城町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結についての御質問にお答えさせていただきます。

まず提案理由に、冒頭に、地方自治法252条の2第1項ということをお上げておりますが、ちょっとそこを読ませていただきますと、252条の2でございます。1項でございます。

ちょっと長くなりますので、間はちょっと省きますけど、「地方公共団体は協議により、当該普通地方公共団体及び当該他の普通地方公共団体が連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定める協約を当該他普通公共団体と締結することができる」という、この

条項からおこってきております。

今、野田議員がおっしゃいました全員協議会でお渡しした資料で、（１）の圏域全体の経済成長に資する圏域。それからおっしゃったのは②です。（２）ですね。高次の都市機能の集積強化にするところの②の中心拠点施設の整備についてで、桜町なんかというところも丸がついとるからという御質問ですね。

もう先ほどの説明の繰り返しになりますけど、（１）と（２）については、なるということで、この表も見ていただくと分かるようにですね、これ、益城町もついてますけど、16町村、都市圏は14市町村でしたけど、今度それには入ってなかった阿蘇市とか、郡内でも山都町あたり、全部の町村が入っております。

予算書。歳出、財政的なところでですね、一つの例と申し上げますとですね、今度の28年一般当初予算の48ページをごらんいただくとですね、そこに、これは総務関係ですけど、防災関係で連携中枢都市圏構想事業費で9万円というのが入ってますけど、これはやはり防災、ＩＣＴ関係ですかね、災害時受信関係のインターネットラジオの部分という形で、当然こう入ってきますし、桜町の開発に対しては町のほうがですね、負担するようなことはないという考えでございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君）　８番野田祐士議員。

○８番（野田祐士君）　済みません。２回目の質問でございます。

済みません。都市計画課長のほうにですね、言ったのは、プレゼンをいつしたとかいう話じゃなくてですね、申請日ですね、と県の打ち合わせ内容についてお尋ねしたいということですので、その答弁をよろしくお願いいたします。

それと、住宅明け渡しは１件でいいんですかね。訴訟は。１件。この30万は１件分ですか。はい、分かりました。この答えをお願いいたします。

それと、今のちょっとそっちのほうとで。32号、多分企画財政課長とですね、多分私と先ほどの質問者がですね、ちょっと違う部分はですね、これはどちらかするとかいう意味じゃなくてですね、どちらで予算を配分するとかいう意味ではなくて、協定だから、これについてやりますよということについてはですね、丸がついてますよと。これにほかについてない部分もございます。丸がついてなくてですね、例えば、益城町で丸がついてない部分でですね、図書館云々であったり、地産地消であったり。これは丸がついておりません。

だから、この協定を結ぶということ、同文議決ということは、これを丸をつけてるということは、それについて予算の問題ではなくて、協議をするんだよと。協議に乗ったんだよというお話でよろしいんですかということです。ちょっとそれはもう一度、ちょっと済みませんけれども、お尋ねですのでよろしくお願いいたします。お尋ねしたいと思います。

それと、包括支援センターですけども、これは議会への報告はやってないという捉え方でよろしいですか。もう一度、議会への報告、どこでやったかという意味合いですけども、今言われたのは時系列で多分運営協議会のお話をされてると思うんですよね。協議会についてですね。これは議会への説明についてのお尋ねですけども、もう一度よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 杉浦都市計画課長。

○都市計画課長（杉浦信正君） 8番野田議員の2回目の御質問です。

この区画整理事業についてのヒアリングは、どのような内容をしたか。協議内容ということですね。協議内容ということで。内容はですね、先ほども説明しておりますけども、調査の必要性及び調査の内容についてですね、この木山交差点の道路改良を含めた内容でですね、区画整理をどうやって進めていくためにはどうしたらいいかという区画整理を進めるための方策として、どのような形が一番いいのかということでの調査費をもらうためのヒアリングを行ったということです。

それから、28年度の調査概要、簡略して言いますけども、前年度まで、いわゆる熊本県が調査した調査結果をもとに、事業化に向け、地域住民への説明及び一応意向調査などを関係機関との調整を進めて、施工の区域設定を行うための調査ということです。そういうことを検討、協議したということです。

○議長（稲田忠則君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡卓雄君） 企画財政課長の藤岡でございます。野田議員の2回目の質問の意味でございます。

丸がついてるから取り組むのかという御質問でございますと、3条の（１）、（２）はもう17市町村全部丸がついてますので、17市町村で全部で取り組むということでございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 後藤いきいき長寿課長。

○いきいき長寿課長（後藤奈保子君） いきいき長寿課長の後藤です。よろしくお願いいたします。

先ほど8番野田議員の御質問ですが、議会への報告はということですが、12月の福祉委員会での下田委員の簡単にお答えした程度で、議会への報告はいたしておりません。

○議長（稲田忠則君） 杉浦都市計画課長。

○都市計画課長（杉浦信正君） 済みません。もう一つあったのに、私が言い忘れておりました。住宅の訴訟の件について30万、これについてはですね、今のところ1件を予定しておりますけれども、今後、弁護士との話し合いの中でですね、どこまでしていくかというふうなのは詰めなかりません。これも、補正もあり得るかもしれませんので、そのところは一応、今1件のところでしております。

○議長（稲田忠則君） 8番野田祐士議員。

○8番（野田祐士君） 3回目の最後の質問をさせていただきます。

よく分かりました。済みません。最後にですね、申請日、ヒアリングじゃなくて申請日を教えてください。済みません。都市計画課長ですね。申請日のほうですね。ヒアリングなんかのお話じゃございませんので、申請日を教えてくださいということでございます。

そして、企画財政課長に、これはですね、32号の件ですけども、これ、同文議決をしたら、ここに丸を描いてあるのは全て協議を認めたということになるんですよということを今おっしゃ

ったわけですかね。よろしいですか。そういう理解でですね。はい、ありがとうございました。

地域包括センターについてはですね、ちょっと今、課長のほうからですね、説明がございましたので、これについてはまたちょっといろいろ委員会等でですね、またいろいろ検討も必要なのかなということで思っております。以上でございます。最後、都市計画課長だけお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 杉浦都市計画課長。

○都市計画課長（杉浦信正君） 済みません。3回目の野田議員の質問にお答えいたします。

その200万の申請というふうに言われましたけれども、あくまでも28年度要望ということで、要望を提出しているということです。済みません。日にちはちょっと覚えておりませんが、2月の初めだったと思います。

○8番（野田祐士君） 委員会でも、じゃあ。

○都市計画課長（杉浦信正君） はい。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

13番石田秀敏議員。

○13番（石田秀敏君） 13番石田です。議案第9号の中で2点ほどお尋ねいたします。

1点目はですね、106ページ。107ページですね。107ページの一番上の町有林造林事業委託料106万9,000円。これ、委託料ですので、植林については、森林組合かなんかに委託されると思いますが、植えつけ場所、場所と面積、それに植樹の種類と数量をですね。そこをお尋ねいたします。

それと、もう1点はですね、款項目の中の町有林管理費、これに関してですね、町の町有林がかなりあるわけですが、福田校区においては川内田の上とか、袴野にございますね。津森については、下陳や北向の柿迫。町外は西原にも元木山財産区のヤエ山がございしますが、福田、津森、西原においての町有林の所在と面積ですね。トータル面積をひとつ教えていただきたいと思います。合計面積で、どれくらいの面積になるのか。何年生の杉、ヒノキが主だと思いますけど、何年生の樹木か、そのうちの何%ぐらいになるのか。

それと、これはですね、津森の下陳の今、太陽光で伐採してありますが、あそこに町有林がございましたですね。その町有林は以前ゴルフ場ができる予定で、ゴルフ場予定地として当時の企業と賃貸借を結んであったと思いますが。私の勘違いでしたら申しわけございませんが。そのゴルフ場と賃貸契約がしてあって、それがまだ生きていたとすればですよ、ゴルフ場との契約が一度破棄して、まだ太陽光との契約を結び直さなにかいかならうと思いますけど、その契約の存在といいますかね、それがどうだったのか。ゴルフ場のときには確かにしてありました。それが、どのように変わっているのか、お知らせいただきたいと思います。

それとですね、122ページ、一番下の15節工事請負費1億6,610万、潮井公園自然公園整備費に關係してですね、12月議会の一般質問の中で、公園の利用道路を質問をさせていただきました。そのときの町長答弁は、北側の農免道からくだる農道を利用を考えておるということでございました。

また、その道路には、離合危険箇所等が何カ所もあるので、拡幅工事をしたいと。それもその公園整備が完了してからではですね、地元の人たちに大変な迷惑がかかると思うので、公園整備はあともう２年間で完成予定ということで、公園整備と道路整備は同時進行で進めていただくということだったと思いますが、この予算書の見方がですね、私もよく分かりませんので、このときの公園への道路整備費は今回の予算書のどこに反映してあるのかお尋ねしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（稲田忠則君） 森本農政課長。

○農政課長（森本光博君） 農政課長の森本でございます。石田議員の質問にお答えさせていただきます。

6 款農林水産業費 2 項林業費 6 目町有林管理費の13節委託料の106万9,000円町有林造林事業委託料でございますけども、これは緑川森林組合に委託している分でございます。今回の委託する場所は、袴野地区になります。

まず除伐がですね、4.78ヘクタールと間伐が4.68ヘクタールでございます。主に杉、ヒノキでございます。

それと、ゴルフ場との契約関係についてはですね、ちょっと資料を持ってきておりませんので、委員会あたりで説明させていただきたいと思います。以上です。

○議長（稲田忠則君） 杉浦都市計画課長。

○都市計画課長（杉浦信正君） 13番石田議員の質問にお答えいたします。

一般会計当初予算中の122ページ、公園費でございますけども、工事請負費の中で潮井自然公園の整備工事に関連して、アクセス道路についてはどうなってるかということなんですけども、この工事請負費の中には、もちろん工事費は入っておりません。今、どうしても上のほうに行く農道部分でございます。農道ですので、将来的には町道に変更しながらでも、町道の整備ということですね、今農政のほうと、建設のほうと、私どものほうでのですね、今調整を行っているところです。まだはっきりと、どういうふうにするということはまだ決まっておりませんで今調整段階ということでございます。

○議長（稲田忠則君） 石田議員、2回目の質問されますか。

○13番（石田秀敏君） はい。

○議長（稲田忠則君） ちょっと待ってください。

本日の会議はですね、5時までに終了しないと見込まれますので、あらかじめ会議時間を延長します。

どうぞ。

○13番（石田秀敏君） 2回目の質問をいたします。

まず、これですね。ゴルフ場との賃貸契約、これについては、総務課の管財のほうが管理じゃないかと思いますよ。

それとですね、校区別の町有林の面積ですよ。福田地区には、川内田袴野、合計どのくらいの面積があるのか。津森校区には、合計どのくらいの面積があるのか。西原にもあるはずですよ。

元木山財産区の山、これが西原にありますよ。これの総体の面積。何年生ぐらいの樹木が植えてあるのか。

これ、一番最後に町有林として取得されたのがですね、川内田の民間の山でした。それを買って上げられたのが、反の3万か何かだったんですよ。そのときの川口町長の話では、もう杉は50年たつと売られるもんなど。これで、やっと50丁になったからですね、毎年1丁ずつ売られると、そういうふうな自慢話もしておられました。

特に、川内田の上の川より右側の山、あそこはもう40年ぐらい前に、一人では抱きこなさんような杉がかなり植わってりましたですもんね。それからもう40年ぐらいたっております。やはり財政がこう、こういうふうになりましてですね、やはり一年に1丁ぐらいの流木は、売れば売りさばいて、やっぱり財源確保といいますかですね。また植林するよりはまた、それは50年先にまた利用できるというふうなことで。

これで50丁になったから毎年一丁分な伐採して売られるたいというふうなことを言っておられた思い出がありますので、そこら辺も今後の財源確保のために、考えていったほうがいいじゃないのかなという気もいたします。

それと、公園整備ですね。道路、公園自体が29年度末に完成予定ということでございますので、実質あと2年ですね。今年予算に、当初予算に入っていないということになれば、29年度残された分は、29年度単年度、1年でございますので。1年で整備が、公園ができるまでにですね、整備をしていただかんと、これは本当に地元は大変迷惑だと思いますので、そこら辺を考えていただいて、今後の予算に反映していただけたらと思っております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 森本農政課長。

○農政課長（森本光博君） 16番石田議員の2回目の質問にお答えさせていただきます。

済みません。町有林の面積のほうがですね、言い忘れておまして、済みません。

まず、金山団地ですね、が面積が18。公社造林の金山団地が18.62ヘクタールですね。それと県行造林の同じく金山団地が18.02ヘクタールですね。

○13番（石田秀敏君） 県行造林が。

○農政課長（森本光博君） 18.62ヘクタール。18.62と18.02ですね。県行造林が18.02です。はい。同じく下陳団地の県行造林のほうが14.08ヘクタールです。町有林の川上羽迎団地ですね。これが12.72ヘクタールですね。同じく町有林の城山雪野団地が34.47ヘクタールです。

それと西原のほうですね、県行造林道の南原団地ですね。これが37.16ヘクタールですね。あわせまして約135ヘクタールほどになるかと思います。各団地のですね、木の年数についてはですね、資料持ってきておりませんので、委員会あたりで報告させていただきます。

それと、だいぶ大きくなってるので、それを処分して、町の財産ですね、に入れたらどうかということでございますけども、きのう町長の施政方針でも述べられましたけども、昨年8月にはですね、町有林を含みます116ヘクタールについてですね、サントリーホールディングスと森づくりを協働で進めるための企業法人等ですね、協働の森づくり、サントリー天然水の森阿蘇のですね、協定を締結いたしまして、今後はさらにですね、185ヘクタールに協定を拡大してです

ね、豊かな地下水を守ってですね、生物多様性の向上を図っていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 河内総務課審議員。

○総務課審議員（河内正明君） 総務審議員の河内です。13番石田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

インターナショナルさんがゴルフ場建設を予定されておった分の賃貸借契約等についてのお尋ねですけども、手元にですね、ちょっと詳細な資料、今持ってませんけども、議員さんおっしゃられるとおり、恐らく平成の初めぐらいからだったと思います。流木についてはですね、全てもうそのとき売り払いをしております。土地については、おっしゃられるように、賃貸借契約ということで、20年来ぐらいお貸しをしてやってきたところです。

最終的にはですね、今回太陽光発電ということで、予定がなされまして、面積が大体約5ヘクタールぐらいあったというふうに記憶しておりますけども、その分については、一応売却をしないと。平成26年度中だったというふうに記憶しておりますけども、もう既に売却をしておると。当然、賃貸借契約はもうその時点で切れるというところで記憶をしております。

また、詳細についてはですね、資料出しまして、御報告申し上げたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

○13番（石田秀敏君） ゴルフ場だったときの契約書はもう完全に切れるという感じですか。

○総務課審議員（河内正明君） そうですね。売却ということになる前の時点で、賃貸借契約はもう解除ということになります。

○議長（稲田忠則君） 石田議員さん、いいですか、もう。よございますか。

○13番（石田秀敏君） はい。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

11番寺本英孝議員。

○11番（寺本英孝君） 11番寺本です。1点だけお尋ねいたします。

平成28年度当初予算です。ページが44ページです。

先ほどの同僚議員から質問がありましたけど、4目企画費の中の8節報償費ですね。職員提案制度優秀者表彰費5万円ですか。私はですよ、この5万円ですね、確かに、これ先ほどの審議員の報告では、4月から11月末まで18件の応募があつて、7件採択されて、7×3、21か。2万1,000円の図書券が配付されたということだったでしょう。私は、これは昨年も予算に計上してあったんですかね。そこんところ私もはっきり覚えておりませんけど。

ただ、どうも私は合点がいかとですよ。やっぱ執行部の方は行政のプロでしょう。確かにですね、よか提案をなさったら、3,000円の図書券はあげますよって。職員が提案なさると思います。何らかの形で。

しかしながら、やっぱ課というものはですよ、流れに沿って仕事するわけじゃないですか。忙しい課もあれば、暇な課もある。なら、毎日の、日々ですよ、行政に追われてですよ、こういう提案もですね、しょうともできない方もいらっしゃるわけですよ。

ただ、私が一番基本的言いたいことは、去年は、これは正直言いまして、町長に申し上げました。いかがなもんかって。おかしいじゃないですか、こういうのは。町民提案型ならいいと思いますって。町民が。ただ、行政のプロがですよ、提案してですよ、それがまた3,000円の商品券かなんかばですよ、給料のほかにですよ。

私はですね、基本的にですね。ですから、私はですね、当初予算に5万円計上してありますけどですね、自分の思いは議長がですね、注意なさると思いますけどもですね、やっぱり吉村議員が先ほどですね、質疑なさってありましたけど、私はですね、全く相反する立場でですね、正直、基本的に考え方が違うのじゃないか。課長さん、行政の方もですよ、おかしいと思われるのが何人かいらっしゃると思うんですよ。だけん、そのあたりはですね、予算が5万円計上してありますけど、失礼ですけど、町長の所見をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 11番寺本議員の1回目の御質問にお答えをさせていただきます。

提案制度、ちょっとこれおかしいんじゃないかということで。今、同じ自治体を見てもみると、熊本県が今やっています。これ、ある意味、やはり県の職員の方も行政のプロと思うんですが、蒲島賞とか出してですね、立派な木の表彰状を出して、提案で最優秀賞を受けた人は、その名札もちょっと違う名札にしていると。

皆さん方、民間経験の方もいらっしゃいます。いらっしゃると思います。この提案というの、これをやってかないと、なかなか変わらない。極端に言うなら、本田技研とか、世界のホンダ、もう1カ月1提案やってもらっております。そこで、仕事をつくり出して、本当にいい職員はこの現場に異動させてというのもやっております。

そういった状態ですので、先ほど仕事が忙しいと。職員は忙しいからやる暇もないと。逆に職員には言ってるんですが、提案の中には改善も含んでます。職員の、仕事の改善というのもあります。ここもいい提案して、その改善を提案した人は、いつも改善あたりも言うのは、自分たちが楽になるためでも改善というのがあるというのを、いつも職員のほうには話をしています。改善です。

本来、半日かかったのがひと工夫でそれが1時間で終わると。そういったのも改善ってことで、そういったのも提案してもらって、変えております。ですから、寺本議員がおっしゃる、行政のプロはもちろん給料ももらってというのがありますが、逆に、勤務評定もやっていくと思うんですが、そういったのも含めてですね、やはり職員がやる気出していかないと町は私は変わらないと思いますので、ぜひ御理解のほどよろしくお願いします。

そして、そうすれば町民の皆さん方のためにもなるし、職員自体が逆に仕事量が減っていくということも考えられますので、みんなで知恵を出し合いながらやっていってほしいという思いがありますので、私の所見とさせていただきます。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ないようですから、議案第9号「平成28年度益城町一般会計予算」から

議案第32号「熊本市に及び益城町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について」までの質疑を終わります。

なお詳細につきましては、各常任委員会において十分審査をしていただきたいと思います。

議案第3号「平成27年度益城町一般会計予算（第5号）」から議案第32号「熊本市及び益城町における連携中枢都市の形成に係る連携協約の締結について」までの30議案につきましては、皆さんのお手元に配付してありますとおり、常任委員会付託区分の表のとおり、各常任委員会に付託します。

これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。よって議案第3号から議案第32号までの30議案につきましては、常任委員会付託区分表のとおり、各常任委員会に付託します。

以上をもちまして、本日の日程を全部終了しました。これにて散会します。

散会 午後5時16分

平成28年3月第1回益城町議会定例会会議録

1. 平成28年3月8日午前10時00分招集
2. 平成28年3月10日午前10時00分開議
3. 平成28年3月10日午後2時54分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 益城町議会議事堂
6. 議事日程

日程第1 一般質問

- 7番 吉村建文議員
8番 野田祐士議員
4番 松本昭一議員
5番 榮 正敏議員

7. 出席議員（17名）

- | | | |
|-----------|-----------|------------|
| 1番 上村幸輝君 | 2番 下田利久雄君 | 3番 富田徳弘君 |
| 4番 松本昭一君 | 5番 榮正敏君 | 6番 中川公則君 |
| 7番 吉村建文君 | 8番 野田祐士君 | 9番 宮崎金次君 |
| 10番 坂本貢君 | 11番 寺本英孝君 | 12番 坂田みはる君 |
| 13番 石田秀敏君 | 14番 中村健二君 | 16番 渡辺誠男君 |
| 17番 荒牧昭博君 | 18番 稲田忠則君 | |

8. 欠席議員（1名）

- 15番 竹上公也君

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

- 議会事務局長 吉崎博美

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

- | | | | |
|-------------|-------|-----------|--------|
| 町長 | 西村博則君 | 教育長 | 森永好誠君 |
| 会計管理者 | 福島幸二君 | 総務課長 | 森田茂君 |
| 総務課審議員 | 河内正明君 | 秘書広報課長 | 堀部博之君 |
| 企画財政課長 | 藤岡卓雄君 | 企画財政課審議員 | 中桐智昭君 |
| 税務課長 | 緒方潔君 | 住民生活課長 | 森部博美君 |
| 子ども課長 | 花田博文君 | 健康づくり推進課長 | 安田弘人君 |
| 健康づくり推進課審議員 | 西口博文君 | いきいき長寿課長 | 後藤奈保子君 |

福祉課長	坂本祐二君	農政課長	森本光博君
建設課長	坂本忠一君	都市計画課長	杉浦信正君
下水道課長	富田正秀君	学校教育課長	田中秀一君
生涯学習課長	高森修自君	水道課長	西村秀幸君

開議 午前10時00分

○議長（稲田忠則君） 皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、本日の会議を開きます。

本日の日程は、一般質問となっております。

なお、本定例会の一般質問通告者は4名でございます。

質問の順番を申し上げておきます。

1番目に吉村建文議員、2番目に野田祐士議員、3番目に松本昭一議員、4番目に榮正敏議員、以上の順番で進めてまいりたいと思います。

日程第1 一般質問

○議長（稲田忠則君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

最初に、吉村建文議員の質問を許します。

7番吉村建文議員。

○7番（吉村建文君） おはようございます。7番公明党の吉村建文でございます。

本会議におきまして、質問の機会を与えていただきましたことに感謝をいたします。また、傍聴者の皆様は、大変早くからおいでくださりまして、当議会に関心を持っていただいたことに大変敬意をあらわします。ありがとうございます。

今回は、4点にわたって質問をさせていただきます。

1、健康マイレージカードについて。2、空き家対策について。3、地域未来塾について。4、学校給食センターについて。それでは、質問席に移らせていただきます。

まず、健康マイレージカードについてであります。私の先輩議員でありました、江越前議員が平成25年9月議会に提案された健康マイレージカードの取り組みについて、これは改めて説明しますと、健康診断の受診やスポーツ活動への参加などでポイントをためると、特典を利用することができる。これによって健康診断の受診率を上げ、年々医療費の増加の中で、医療費や介護費の抑制を図る上からも効果が期待できるというものです。また、平成26年6月議会において再度提案された健康マイレージカード制度の導入について、町長は引き続き実現に向けて調査研究し積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますと回答をなされております。公明党は、このように一般質問を通して、継続的に質問をすることによって政策を実現させていくものであります。今回、私も三たび健康マイレージカード制度の導入を提案させていただきますが、町の取り組みについて伺いたいします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） おはようございます。平成28年第1回益城町町議会定例会も3日目を迎えております。本日は一般質問ということで、4名の議員の皆様の質問をいただいております。一生懸命答弁させていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。また、傍聴席には早朝からわざわざお越しいただきまして、本当にありがとうございます。心から感謝を申し上げます。

それでは、7番吉村議員の健康マイレージカードについての御質問をお答えさせていただきます。

7番吉村議員の健康マイレージカードについて平成25年9月議会、また平成26年6月議会で提案されました健康マイレージカードの件についてその後どうなっているかの伺いについてお答えをさせていただきます。

健康マイレージとは、議員御承知のとおり、町民の皆様の日ごろの健康づくりへの取り組みをポイント化し、そのポイントを還元する仕組みをつくることにより、健康づくりへの積極的な参加を促すものです。事業の趣旨は、健康づくりの重要性を広く普及・啓発するとともに、町民の皆様の自主的、積極的な健康づくりへの取り組みの促進を図るというもので、人づくりやまちづくりに貢献できる制度であると考えております。

この健康マイレージにつきましては、平成26年6月議会の一般質問におきまして、導入に向けての御提案をいただいております、町としましては、実現に向けて調査研究し、積極的に取り組んでまいりたいとお答えをさせていただきました。

その後、健康マイレージ・健康ポイント制度の実施に向けて、先進自治体の取り組み状況などの情報収集や既に実施されている自治体への視察などを行い、取り組みの可能性について検討しました結果、まじき版健康づくり事業の一環として、平成28年度から健康ポイント制度としてその導入を計画しております。

この健康ポイント制度につきましては、現在策定中の第5次益城町総合計画後期基本計画（案）や、まち・ひと・しごと創生総合戦略におきましても、優先プロジェクトとして位置づけをしております。また、その事業に係る経費につきましては、平成28年度の一般会計当初予算案の中に提案させていただきます。こうした取り組みを実施することにより、医療費支出の抑制につながるものと考えております。

私は、「健康づくり」がまちづくりのキーワードになるという思いから、この健康ポイント制度の取り組みを、マニフェストにも挙げております。この新たな事業により、町民の皆様一人一人が健康づくりに関心を高め、日常生活においても食生活はもとより運動の習慣づけとあわせ、健康意識を高め、生き生きとした人生を過ごしていただければ、町民の皆様が元気に笑えるまちづくりにつながっていくものと信じております。

○議長（稲田忠則君） 吉村建文議員。

○7番（吉村建文君） 町長の答弁をお聞きし、安心をいたしました。平成28年度から健康ポイント制度として導入が計画されているとのことですが、もう少し具体的に説明をしていただければと思います。国として一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策として、平成28年度予算に健康寿命延伸に向けた取り組み推進として、健康・予防のインセンティブに資するヘル

スケアポイントの好事例の横展開や、高齢者の重症化予防に資する専門家による保健指導などを行う事業に9億円の予算が組まれております。このようなことを利用して推進していくことも必要だと思いますが、町長の答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番吉村議員の2回目の御質問にお答えをさせていただきます。

平成28年度から計画しております、益城町健康ポイント制度の内容につきましてご説明いたしますと、まず、健康ポイント制度・事業の要項を定め、その要項に基づき事業を実施していくこととなります。

事業の対象者は、町民の皆様が若い時期から健診などを受診していただき、自分自身の健康づくり・健康意識を高めていただきたいという思いから、20歳以上の方を考えております。

次に、事業の進め方ですが、最初に参加を希望される方は、健康ポイント事業参加申込書に必要事項を記入し、町へ提出していただき、内容などを確認し、健康ポイントカードを発行させていただくことになります。

ポイントを付与するための取り組み内容などにつきましては、ましき健診や特定健診などの各種健診とあわせ、健康フェスタなどの町主催の健康・スポーツイベントなどへの参加、さらには参加者の方がそれぞれ目標を挙げていただき、健康への取り組みを続けていただきたいと考えております。

また、たまった健康ポイントは、町内で使用できる商品券などと交換できるようにすることで、地元消費の拡大につなげることも考えています。

なお、事業の周知方法につきましては、嘱託員さんを通して、広く町民の皆様にお知らせするほか、広報紙や町ホームページなどに掲載するよう計画しております。また、健康ポイント対象イベント開催時には、のぼりなどを立てて周知を図りたいと考えております。

事業の開始時期につきましては、町民の皆様にご広報・周知など時間がかかるかと思いますが、できるだけ早い時期に始めたいと考えております。

次に、事業に係る経費につきましては、吉村議員が言われるよう、国においても第三の矢、安心につながる社会保障「介護離職ゼロ」に直結する緊急対策の中で、健康寿命延伸に向けた取り組み推進として健康・予防のインセンティブに資するヘルスケアポイントの好事例の横展開や、高齢者の重症化予防に資する専門家による保健指導などを行う事業などがあるようですが、地方創生推進交付金、いわゆる新型交付金や、その他の補助事業につきましても、今後も引き続き国の動向を注視してまいりたいと考えております。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） ありがとうございます。健康ポイントの発行、まことに町民にとって有意義なものになると思います。できれば5月に開催されるジョギングフェアから使えるようになればいいと思っています。執行部の方々、よろしくお願いいたします。

次に、2点目、空き家対策についてであります。

私の住んでいる惣領地区においても、最近、空き家が目立ってきております。防犯の面でも、

また景観の面でも、対策が必要であると思います。

昨年 の 9 月 議会 においても同僚議員から質問をされておりましたが、その際答弁をされた、空き家対策協議会を設置する方向で、役場関係部署と連携し、計画の策定を行うよう検討しているとのことでしたが、現在の状況を伺います。

また、データベースの整備を図っていく必要があるとの見解が示されましたが、現状はどうなっているのかを伺います。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 吉村議員の 2 問目の御質問、空き家対策について答弁させていただきます。議員の御質問にあるとおり、昨年 の 9 月 議会 におきまして、空き家対策について、空き家等対策協議会を設置する方向で役場関係部署と連携し、空き家等対策計画の策定を行うよう検討しておりますと答弁させていただきました。

空き家等対策の推進に関する特別措置法第 4 条におきましては、市町村の責務として、「市町村は、空き家等対策計画の作成及びこれに基づく空き家等に関する対策の実施、その他の空き家等に関する必要な措置に適切に講ずるよう努めるものとする」と規定されています。

計画の策定に当たりましては、まず、町内の空き家などの所在及び所有者などを把握するための調査を行う必要があります。

今後の方針としましては、まず、平成 28 年度に、空き家に関するデータベースの整備を行い、その後、特定空き家につきまして実態把握を行い、計画の作成につなげていきたいと考えています。

データベースの整備につきましては、現在、本町が国に申請を行っております、地方創生加速化交付金実施計画の一つである、益城町しごと創出若者定住加速化事業の一環としまして、28 年度中の整備を予定しております。

この事業におきまして、全町規模の空き家・空き店舗調査を実施しまして、データベース化を図り、利用可能な空き家・空き店舗整理した、空き家・空き店舗バンクシステムを構築することにより、空き家・空き店舗を活用しました創業支援・移住定住促進につなげていきたいと考えております。

なお、地方創生加速化交付金事業につきましては、国の認可が必要で、認可期間は 3 月中旬ごろの予定です。また、協議会の設置につきましては、法務、不動産、建築、福祉、文化などに関する専門的な部分も出てきますので、各分野の学識経験者及び関係団体などとも連携を図りながら、組織づくりを進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7 番（吉村建文君） ただいまの答弁で、2 点説明を求めたいと思います。

一つは、特定空き家の件です。特定空き家とは、倒壊の危機や衛生上の問題がある空き家を市町村が特定空き家に認定し、持ち主に対して改善を迫るもので、修理するなどして空き家をきれいな状態に保たないと、固定資産税の優遇措置を受けられず、実質増税になってしまうものだと思いますが、現在、町で固定資産税を払っていない空き家の把握はなされているのでしょうか。

また、協議会の設置について述べられましたが、この協議会は何を目的としているのでしょうか。ただ空き家対策協議会をつくっても、目的が明確でなければ絵に描いた餅にしかありません。

先日、熊日新聞に、県の人口の国勢調査に基づく速報値が発表されました。県下46市町村で、人口が減ったのが38市町村、増えたのは熊本市と近郊の7市町村で、我が町もその7市町村の中に入っておりました。これは、歴代町長の政策の成果といっても過言ではないと思います。政治は結果が大事だと思います。定住促進住宅の成功も人口増加につながったものと評価することはできると思います。町長にも全力で町の発展に寄与していただきたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 吉村議員の2回目の御質問についてお答えをします。

固定資産税が払われていない空き家の掌握はなされているかとの御質問ですが、固定資産税が払われていない家屋につきましては、当然掌握をしております。ただ、そこに人が住んでおられるのか、または空き家なのかの掌握まではできておりません。空き家であることを確認できているものは、海外在住や納税義務者の都合により住所地に居住してないため、公示送達をとっている数件分だけで、税務課で空き家に関する現地調査までは行っておりません。

議員御指摘のとおり、今後は、特定空き家に指定されれば、当然、固定資産税の優遇措置を受けられなくなりますが、その指定は防災上の観点から判断されることとなりますので、関係各課の連携を密に図りながら進めていかなければならないと考えております。

次に、協議会の目的につきましては、空き家対策の推進に関する特別措置法により、空き家対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うこととされています。

このほか、計画の実施の一環として、特定空き家等に該当するかどうかの判断、特定空き家等に対する措置の方針などに関する協議を行う場として活用できます。

また、協議会の構成につきましては、市町村長、地域住民、議会議員、法務、不動産、建築、福祉、文化などに関する学識経験者、その他の市町村長が必要と認める者をもって構成することとしておりますので、協議会設置につきましては、目的を十分に果たせるものと思っております。

なお、協議会の設置時期につきましては、空き家等の調査や計画策定の進捗状況などを勘案しながら、平成28年度中に設置したいと考えております。

それから、議員御指摘のとおり、先日、平成27年国勢調査の速報値が発表されましたが、町の人口は前回より956人増え、人口増加率でも県内で5位となっています。今後も定住促進対策を継続していくとともに、益城町まち・ひと・しごと創生総合戦略により、安定した雇用の創設、子育て環境の整備、地域の活性化等を図り、町の発展に全力で取り組んでまいりたいと思いますので、議員各位の御協力をよろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 3点目、地域未来塾についてであります。

昨年の12月議会において教育長が答弁された、現在あるフレンドネットを発展的に整備し、地域と連携した支援事業である地域未来塾の開校を実現していきたいと述べられました。そしてこれは、公明党の推進で制定された子どもの貧困対策推進法に基づく子どもの貧困対策大綱の重点

施策である「学校」をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策の一環であり、生活困窮者自立支援法上の施策でもあります。

地域未来塾は、経済面も含めた家庭環境の問題などで勉強が遅れがちな中学生を中心に、学校の空き教室などを活用して放課後に学習の時間と場所を確保するものです。平成27年度補正予算にひとり親家庭の子どもに対し学習支援を行う場所を開設するため必要な備品の購入費用等の補助が組み込んでありましたが、町の取り組みについて伺います。

○議長（稲田忠則君） 森永教育長。

○教育長（森永好誠君） おはようございます。教育長の森永でございます。7番吉村議員の3番目の御質問にお答えをさせていただきます。

議員御質問のように、国では平成27年度の補正予算における、まち・ひと・しごとの創生事業で、学校・家庭・地域の連携推進事業、地域未来塾に係るICT機器等の整備に3億5,000万円が計上されております。当町の地域未来塾に関しましては、平成27年12月の議会で議員より、生活困窮者自立支援制度における子どもの学習支援事業について御質問があり、私のほうから、町内小中学校の不登校児童生徒を学校への登校につなぐ役割を果たすため、フレンドネットを設置しており、このフレンドネットを発展的に整備し、地域と連携した支援事業である地域未来塾を開講したいと答弁いたしました。

その答弁も踏まえまして、平成28年度から、地域未来塾を開校する予定で、平成28年度当初予算にも計上させていただいております。

しかし、今回の国の補正予算に対する町の取り組みはという議員の御質問につきましては、熊本県のほうから、平成27年度に地域未来塾事業を実施している市町村のみを事業対象とするとの回答をいただいております、今回の補正予算での取り組みは難しいと考えております。

平成28年度につきましては、平成27年度補正予算同様の、開設に対しての補助等の事業があれば積極的に活用していきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 今回、平成28年度から地域未来塾を開設する予定であるとのことと当初予算に計上されているとの御答弁をいただきましたが、本来の地域未来塾と我が町が取り組んでいるこうとしている地域未来塾とは若干の違いがあると思いますが、それはそれでいいと思います。ただ、地域未来塾をつくるのであれば、その目的を明確にして、我が町に合ったものでなければならないと思います。「子育てするなら、我が町で」というキャッチコピーが展開されて久しいのですが、その真価が問われるのはまさに今であると思います。一つ一つの政策を大事にして、予算の編成に取り組んでいくことが必要だと思います。また、平成28年度につきましては、平成27年度補正予算同様の開設に対して補助等の事業があれば、ぜひ積極的に活用していただきたいと思います。教育長の見解を伺います。

○議長（稲田忠則君） 森永教育長。

○教育長（森永好誠君） 吉村議員の2回目の御質問にお答えいたします。

議員の御指摘のとおり、本来の地球未来塾と我が町が取り組んでいこうとしております地域未来塾は若干の違いがあると思います。本来の地域未来塾の目的は、先ほども議員がおっしゃいましたように、経済的な理由や家庭の事情により家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていないなど、子どもたちを対象に幅広い地域の協力を得て地域の子どもたちの学力向上及び地域の教育力の向上を図ることではありますが、その理念は本町も同じであります。

平成27年度までは、教育委員会事務局に勤務します学校教育経験者が中心となりまして、生活相談や学習指導を行っておりましたが、28年度から実施しますこの地域未来塾、フレンドネットでは、教職経験のある専属のコーディネーターを1名配置しまして、きめ細かな支援計画を立てながら対応できること、また、今まで使っておりました公民館の一室を改装しまして、より快適で多くの子どもたちに対応できるようにしております。

このような条件整備を行った上で、各小中学校に周知徹底を図り、広く町民の方々にも地域未来塾の設置をアピールしていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 我が町において、地域未来塾に専属のコーディネーターを配置して取り組んでいかれるとのこと、大変にうれしく思います。ぜひ特色を出していかれることを切望いたします。そして、各小中学校にも地域未来塾の設置をアピールしていただき、1人でも不登校に悩む生徒、保護者の方々に寄り添って学習の支援をしていただきたいと思います。

最後に、現在、老朽化している益城町学校給食センターについてであります。

昨年9月議会の総務常任委員会で視察いたしました、益城町学校給食センターについて、今後町の計画はどうなっているのかを伺います。

給食センターは、町の小中学校の給食をつくるだけの機能だけではなく、防災の面でも今後その役割は非常に大事になっていくものと思われます。教育長の見解をお伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 森永教育長。

○教育長（森永好誠君） 4番目の御質問にお答えいたします。

現在の給食センターは、昭和54年12月に開設されまして、築後36年が経過しておりまして、老朽化が大変進んでおります。また、敷地面積が1,593平方メートル、建物面積が712平方メートル、毎日約3,300食の給食を提供しておりまして、同規模の近隣市町村の給食センターと比較しても大変狭い状況でございます。

このようなことから、平成26年3月に、益城町公の施設のあり方検討委員会から、「施設全体の建てかえ実現の可能性について早急に検討するとともに、業務運営方式や技能労務職員処遇等人事面についても検討を図ること」との答申を受けました。

そこで、建てかえの際の資料収集のため、平成26年8月から、関係職員によりますプロジェクトチームを編成し、建てかえ候補地の選定等を含めて検討を進めてきました。さらに、プロジェクトチームでの検討結果を検証するとともに、事業を推進するために、議会代表、学校代表、保護者代表等14名の皆様で組織されました、益城町学校給食センター建設検討委員会を設置し、第1回目の会合を本年3月1日に実施したところでございます。

今後は、検討委員会におきまして、建設場所の候補地選定、公設方式かPFI方式かといった建設手法、直営か委託方式かといった完成後の管理・運営方法等について検討していただくこととなっております。また、平成28年度の早い段階で、検討の結果を町に対して提言していただき、提言に沿った形で建設事業を進めていきたいと考えております。新しい給食センターの建設場所が決定し、用地交渉が必要な場合には、28年度中には用地の確保ができるよう努力するとともに、事務的に必要な諸手続を行いながら、最終的には、平成32年度までの竣工を目指していききたいと考えております。

なお、新しく建設する給食センターにつきましては、同程度の給食提供数の施設の事例等から算出しますと、施設の延べ床面積が2,400平方メートル程度となり、敷地面積についても5,000平方メートル程度が必要となるのではないかと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 益城町学校給食センター建設検討委員会の設置の話を伺い、今後の委員会の真剣な討議を期待いたします。最終的に平成32年度までの竣工を目指していききたいとの回答、ありがとうございました。

これで質問を終わります。

○議長（稲田忠則君） 吉村建文議員の質問が終わりました。ここで暫時休憩いたします。10時45分から再開します。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時45分

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、野田祐士議員の質問を許します。

8番野田祐士議員。

○8番（野田祐士君） 皆さん、おはようございます。8番野田祐士でございます。

今回も一般質問の機会を与えていただきました。まことにありがとうございます。また、傍聴席の皆様方におかれましては、議会に関心を持っていただき、心よりお礼を申し上げます。

それでは、今回通告をいたしておりました地域ケアシステムについて、それと、西村町長の政治姿勢と行政運営の問題と課題について質問をさせていただきます。それでは、質問席に移らせていただきます。

まず、1項目めの、地域包括ケアシステムについて質問をさせていただきます。

少子高齢化が進む中、総人口の減少が進む一方で、団塊の世代が65歳以上となり、高齢者人口の大幅な増加により、世代別の人口分布が大幅に偏ったものになってきております。このような状況におきまして、国は、団塊の世代が75歳以上の高齢者となる2025年に向けて、地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化を図るための取り組みを行っております。

本町でも、このように急激に進展する高齢化社会に対し、住みなれた地域で自分らしい暮らし

を送っていくことを目指した、益城町第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を作成しているところでございます。この基本理念につきましては、高齢者の尊厳の保持、高齢者の自立支援、社会参加・参画及び生きがいづくり、高齢者の介護・生活支援サービスの充実、地域包括ケアの推進等があると思います。

そこで、まず、第一の質問に移らせていただきますけれども、地域包括ケアを行うに当たり、現時点での地域づくりの状況はどのような状況であるか。また、県内における市町村の地域包括支援センターの設置状況についてお伺いいたします。

2点目でございます。

現在の社会福祉協議会の位置づけについてお伺いをいたします。地域包括支援事業の充実に向け取り組みを推進する上で考慮しなければならないものは、現在まで福祉の向上に向けてさまざまな活動を行ってきている社会福祉協議会の存在とその意義ではないでしょうか。ちなみに、社会福祉協議会とは、それぞれの都道府県市区町村で、地域に暮らす皆様のほか、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人々が住みなれたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現を目指したさまざまな活動を行っているという位置づけでございます。つまり、地域の福祉活動の拠点としての役割を果たしてきております。

そこで、2点目の質問でありますけれども、現在の社会福祉協議会の位置づけをどう考えているかという点と、また、地域支援事業における社会福祉協議会の将来に向けてのあるべき姿をどのようにお考えになっておられるか。そして、今後、役割が増加する中、社会福祉協議会を中心とした人員の補強と財政支援の機能強化を図ることが重要ではないかという点についてお尋ねしたいと思います。

以上、まず2点質問をさせていただきます。

○議長（稲田忠則君） 西和町長。

○町長（西村博則君） 8番野田議員の地域包括ケアシステムについてということで、まず1問目の、市町村地域包括支援センターの設置状況はどうかということで、それと地域づくりの状況はどうかということで、お答えをさせていただきます。

地域づくりは、本来、町全体で取り組んでいくものですが、高齢者支援関係の地域づくりの現状についてお答えします。

民生・児童委員、高齢者相談員、老人クラブのシルバーヘルパーや女性部により、ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯などを訪問して話し相手をしたり、何か困り事があった場合は地域包括支援センターにつなげてもらうなどの活動をしてもらっております。また、食の自立支援事業で、配食ボランティアがお弁当を手渡すことによる見守り、緊急通報システム事業による協力員体制などがあります。

介護予防の観点から見ますと、介護予防地域活動組織としまして、地域サロン事業があります。引きこもりがちな高齢者を地域の公民館などに外出させ、介護予防運動などを実施することにより、介護予防に努め、地域住民とのかかわりを持つことを目的としております。

今後、地域包括ケアシステムを構築していくためには、これらの支援の連携を図ることが重要だと考えております。

次に、県内における市町村の地域包括支援センターの設置状況はどうかについてお答えします。

現在、熊本県内の地域包括支援センターは、79施設でございます。そのうち24施設が直営、55施設が法人への委託となっております。複数の法人へ委託しているのは、熊本市が27施設、八代市が6施設、天草市が6施設となっております。益城町では、西部圏域、東部圏域の二つの日常生活圏域を設定しております。二つの日常生活圏域での介護基盤の整備を図るため、地域包括支援センター運営協議会で承認され、平成28年度から圏域ごとに地域包括支援センターを設置することとしました。

続きまして、2問目ですね。現在の社会福祉協議会の位置づけをどう考えているかなどについての質問ですが。社会福祉協議会とは、民間の社会福祉活動を推進することを目的としました、営利を目的としない民間団体です。社会福祉協議会は、地域のさまざまな社会資源のネットワークを有しておりまして、多くの人々との協働を通じて地域で活動をされています。益城町社会福祉協議会も同様に、地域サロン事業、配食サービス事業などの町委託事業のほか、地域のボランティアとの連携など地域の福祉活動の拠点としての役割を担っていると考えています。

地域支援事業におきましても、高齢者が増加する中、社会福祉協議会の役割もますます重要になるものと思いますので、町との協力、連携体制が必要となることが考えられます。

社会福祉協議会を中心としました人員の補強と財政支援の機能強化を図ることが重要であるとのことにつきましては、町も同様ですが、限られた人員と財政状況の中で対応している状況です。議員御質問の、人員の補強と財政支援の機能強化を図るということにつきましては、社会福祉協議会は独立しました社会福祉法人でありますので、理事会など内部で十分検討していただく必要があると考えます。町の財政支援につきましては、状況を精査し、今後検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○8番（野田祐士君） 1回目の答弁ありがとうございました。

2回目の質問でございます。

今、町長のほうからの答弁にございましたように、益城町は、当町は、平成28年度より圏域を東と西に分けるということになっているみたいでございます。私たちも議会といたしまして、先日、議案をいただいて分かった次第でございますので、何とも返答のしようはございませんけれども。そこでですね、昨日の質疑応答でもお尋ねした部分についてもですね、踏まえて質問をさせていただきたいと思います。

まず、設置箇所でございます。益城町を東と西に分けると、今、町長のほうがお答えになりました。このセンターをですね、分けているのは、熊本市、八代市、天草市の3市でございます。まず、3市については、地域包括センターをですね、分けております。益城町と同規模の市町村もしくは県内の市町村については、全て1カ所で行っていると、まだ分けているところはないというのをまずですね、町長のほうにも御理解していただきたいと、御質問の前にですけども、思

っております。

それではですね、なぜそういうことを重点的に今お話しさせていただいたかということについてですね、説明をしたいと思っております。

地域包括センターを分ける意味についてと、分けるプロセスについて伺いたいと思っております。地域包括会議もしくは運営協議会等によってですね、進められてまいったという説明をきのう受けておりますけれども、その説明もしくは資料等が十分であったのだろうかという点がまず第1でございます。

それと、分けるメリット、デメリット、そして分け方について十分な検討がなされているかという点が2点目でございます。地域包括センターを2カ所に分ける、東と西圏域に分けるという点につきまして、メリットについてはですね、確かに物事についてですので、メリットもデメリットもあるということで、私なりにメリットについて考えてみました。

メリットについては、距離的に近い場所にある。西部の方は、西部方面にあれば距離的には近くなるだろう。そして、柔軟な対応がいろいろなものに対してとりやすくなるんであろうと。また、圏域ごとの把握がしやすいのであろうと思っております。

それでは、デメリットはどういうものがあるだろうかと。これも私なりの見解ですけれども、まずですね、この地域包括ケアについて一番重要なことは、財政強化と人員強化、これが国が示した指針であります。圏域を分けるという指針ではないというのをですね、町長に理解していただきたいと思います。そこで、デメリットなんですけれども、人員強化と財政強化から行うべきであるところで、まず各種団体との連携が難しいのではないかと。また、二分化されるのではないだろうかという点。また、二つに分けることにより、統一した対応ができるかどうかというのが疑問であります。また、分けたことによる全体の把握が難しくなるのではないだろうか。また、分けたときに共通意識や対応について比較されることはないだろうか。最終的に、いろいろ考えた場合に、利用者に迷惑をかけるのではないだろうかという心配がございます。これがデメリットでございます。

もちろん全てにおいてメリット、デメリットはあるわけですので、それを運営協議会の中でですね、さまざまな御検討をしていらっしゃるということだと思いますけれども、その資料もしくは議会についての説明がございませんので、そこについてはですね、どういう会議をされたかについてはですね、町長のほうからでもまた説明していただければ結構だと思います。

そしてですね、地域包括センターの問題と課題について伺うというふうに3番目の項目をしております。地域包括支援事業の中で最も重要なこと、一番最初に書いてある部分はですね、「公正性、中立性をどのように担保していくかが最も重要であります」ということをうたっております。ここでいう公正性、中立性とはどのようなことであろうかということで、調べてまいりました。

まず、今、地域包括支援センターでですね、問題になっている点、これはもちろん町長は専門でしょうからお分かりだと思いますけれども、介護保険サービスに利用者を誘導する囲い込みというのが問題になっております。これについては、全国でですね、さまざまな問題を引き起こし

ております。まず、ここは問題点としての1点目ですね。

そして、中立性、公正性という中においてですね、きのう質疑応答の中で、答弁で、場所のほうをお尋ねしました。どこの場所でやれるんですかと。西部圏域についてはどこの場所でやれるんですかということをお尋ねしましたところ、惣領の肥後銀行、さらに天昇院の横のマンションであるというお答えをいただきました。そのマンションについてですね、マンションであるというお答えだったんで、どういうことかといいますと、マンションの名前ですけども「ルミナスマンション」ですね。ルミナスマンションということになっております。このルミナスマンション、私、きのう見てみました。これはですね、偶然、必然いろいろございますので、あんまり問題にするべきではないと思っておりますが、これはこの場所なんですけれども、町長はよく御存じだと思うんですよね。これ、人の話によりますとですね、町長が選挙事務所で使われたところの一部じゃないだろうかと聞き及んでおりますけれども。また、当町議のですね、マンションじゃないかということでございます。場所についてはですね、偶然、必然がございます。それについてはいろいろなことを言うべき問題ではないと思いますけれども、制度面の課題として特に重要なことが、公正性、中立性をいかに担保するかということでもありますので、そこについては町長のほうからですね、お答えをいただいとったほうが、後々のですね、担保するという部分についてですね、問題がないのではないだろうかというふうに思っております。

地域包括センター、地域包括事業のですね、問題と課題についてですので、まず2回目の質問になりますので、町長のほうにですね、お答えをいただきたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 8番野田議員の2回目の質問にお答えをします。

まずですね、これは、厚生省の老健局の計画のほうから地域包括センターの設置運営についてということで、これは通達が来ているんですが。これは、設置の可否やセンターの担当圏域設定などの最終的な決定は市町村が行うものであるということでやっております。ただ、その前に、地域包括センター運営協議会の議を経てやらなければならないということで通達が参っているところでございます。

まずですね、2カ所要らないんじゃないかと話が出ておりますが、少しだけ今の現状をお話をさせていただきます。

まず、益城町の高齢者人口です。65歳以上です。平成12年10月1日が、東部圏域、これは木山中学校区ですね。ということは、津森、福田、木山です。人口が1万1,449人で、高齢者が2,455人です。高齢化率が21.4%。西部圏域においては、益城中学校区ですね。これは、広安、飯野。人口が2万922人、高齢者人口が3,574人、高齢化率が17.1%になっております。全体としましては、3万2,371人、高齢者人口が6,029人、高齢化率は18.6%でした。

一方、27年の4月1日現在の東部圏域の人口が、1万744人減っています。高齢者人口は3,284人、30.6%。西部圏域、これは益城中学校区、こちらは増えています。2万3,485人、高齢者人口が5,514名となっています。高齢化率が23.5%。全体としては、人口3万4,229人、高齢者人口が8,798人、高齢化率も25.7%ということで、高齢者人口が2,700人ばかり増えております。高齢

化率も7%ばかり高くなっているということで、これは、この問題は、これからますます高齢者は増えていくということで予想をしております。

一方、近隣では、御船が5,456人、高齢者。嘉島が2,365人、甲佐が3,949人、山都が6,894人ということで、今、益城町の地域包括では、保健師、主任介護支援専門員、ケアマネ、そして社会福祉士の3職種でやっておりますが、この仕事がやはり増えたということで、要支援の1、2の方のケアプランあたりもつくられています。実際、これは、かなりこの作成にも追われております。今度は新しく国の総合事業、在宅医療、介護連携の仕組みづくり、地域ケア会議、生活支援コーディネーターということで、日常生活支援総合事業、要支援事業を一部町の事業にということで変わってきております。

そういったことで、今、老老介護、虐待、皆さん方御存じのように、孤独死、かなり多くなっています。それと交通機関あたりも、今度選定したところは、やはり交通機関あたりはいつも来られるところ、きのう30分以内とか話がありましたが、30分以内が望ましい。そして、中身的には、圏域は二つの中学校圏域ごとにするのが望ましいという通達も来ております。例えば、20分のところが今度は10分以内で行けると、そういった情報が入ったと、行けるとそういったときに、人の命が1人でも2人でも救うことができたなら、この地域包括を二つに分けるというのが、意味があったなということで思っております。虐待事例、先ほど話もしましたが、地域包括、これだけ多くなっていて、本当に時間がかかります。相談もかかります。きめ細かになかなかできないというところもありますので、職員もかなり大変な思いをされていると思います。先ほど、なかなか連携とかできないということが、お話がありましたが、逆に、地域ケア会議あたりも町が今度は設けて、一緒になって。逆に、困難事例あたりを双方の包括、社協そして町が一緒になって取り組んでいくべきであるということで。逆に、相談する人も多くなるということで、私は考えております。ただ、今度の西部圏域の事業者につきましても、これは6年ごとの更新ということになりますので、また6年後にはまた募集という形になってくるかと思います。ただ、1年、1年、やはりその業績、内容が余りふさわしくないということでしたら、運営協議会の議決を経て取り消しということもあり得ますので、これはお話ししときたいと思います。

それと、地域包括ケアシステムというのが、先ほどお話しされたように、高齢者の方ができるだけ自宅や住みなれた圏域で暮らしたいということで始められた制度です。これは、自助、互助、共助、そして公助を組み合わせた仕組みということで、何でこれができたのかというのは、やはり国の財政上の問題ということで、これをつくっていかないとまた増税したりとか、介護をボランティアとか地域で支えていこう。それで、医療費、そういった費用を減らしていこうというのが、この地域包括ケアシステムの狙いなのです。それと、私が話しましたように、益城町高齢者が8,798、すぐ1万人に届くような状況になっております。やはり一つの事業所では非常に負担があっている、無理しているということで、高齢者の方の本当の命のためにというのもありまして、今回提案させているところでございます。よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○8番（野田祐士君） 緊急時のことまで言っていただいてですね、まことにありがとうございます。

ます。消防署の話をした覚えはありませけれども。町長、私はですね、まず今回ですね、地域包括センターを分けるのが悪い、圏域で分けるのが悪いとかですね、事業所を分けるのが悪いということを行っているわけではないということは、まず御理解ください。何を言っているかということですね、我が町でですね、今、この時期、この時期というかこの状態でですね、地域センターを東と西に分けるといのがですね、時期尚早なのではないだろうかというお話をですね、させていただきますということです。

なぜかといいますと、先ほど言いましたように、熊本県内でですね、地域包括は熊本市、天草市、八代市以外は全部1カ所です。益城町というなら、社協がですね、社会福祉協議会が担ってきたとおりで今やっていると、他の市町村についてはやっているという状態であります。

まず、何事もですね、先にやるのが悪いと言っている意味でもないですよ、これは。ただですね、問題、課題についてですね、いろいろ出てくると。先ほど言いました、囲い込みについても、これはですね、民間の企業をどうのこうの言う問題ではなくて、全国的にですね、問題になっているという意味ですけれども、そういうことにですね、対応できるような要綱であったり、ガイドラインの制定であったりを、まず行くと、益城町が独自にですね。それから、分けると。そして、もっと重要なことはですね、他の市町村と連携をとり、間違いの起こらないような状態をとっていくということが重要ではないかということですね、きょうは質問をさせていただいているところでございます。圏域を分けるというのもですね、議会が、議会がというか、私が知ったのは議案をもらっておととの説明ですね。それと、質疑ですね、きのうの質疑の中であります。運営協議会でなされていたということでありますので、運営協議会の方にですね、ちょっとお尋ねをしました。確かなにされております。順を追ってしていらっしゃると思います。ただですね、その内容についてがやや乏しい。といいますのも、まず最初にですね、町長が言われたような目的についての説明はございました。もちろんそれは最も重要なことですので、それはあって当たり前と。そして、次がですね、その次回、次の会がですね、その目的に分けるというのを前提に公募するという流れになっているようであります。公募した結果についてが、今回、西のほうをされるところが、公募の結果なされたと、される状態に今なっているという状態ありますけれども。とにかく議会への説明であったり、町民への説明であったりがですね、ほとんどなされていない。運営委員会においても、結果の報告的なものが多いんじゃないだろうかということですね、今回の圏域を分けるということについて、分けること自体が問題というよりも、そのプロセスに問題があると、その過程について問題があるという意味でですね、時期尚早というお話であります。

先ほどですね、財政の強化、人員の強化とありましたけれども、財政は分けることによって1,400万上がっています、予算はですね。少なくとも財政強化という面は、別に今ある部分をですね、強化してもこれはいいわけですね。結果的、その辺をですね、どう詰められて今回の形になったのかは分かりませんが、基本的には今ある部分を財政強化、人員強化しても構わないと。だから、社協の意義は何ですかと、一番最初にお尋ねしたところだったんですけども。財政もですね、1,400万は多分上がっていると思いますし、人員強化についてもその部分で、例

えば社協の部分でできなかったのかと。その辺もうまく協議会の中ですね、説明ができているのかと。また、圏域を分けるということになっておりますけれども、実際は圏域を分けるだけではなくて、機能を分けるというお話も出てくる可能性はあると私は思っております。特に認知症対策等は今からかなり必要な部分になってまいりますので、圏域を分けること、または機能を分けること、そういう議論がですね、ちゃんとなされたのかというところが、ややこの圏域を分けるという部分についてですね、今回の議案についてなんですけれども、ちょっと問題がございますので、あえて質問をさせていただいております。

町長が先ほどお答えになりましたからですね、もうお答えのほうは多分先ほどですね、一緒のことだと思いますけれども、私は町ですね、利用者のためであるならば、まず検討、そしてガイドラインづくり、そして社協を中心とした形というのも捉えながらですね、考えられたほうがよかったのではないだろうかということでございます。それはですね、まだ今からでも遅くはございませんので、また検討事項としてですね、していただきたいと思います。

これでですね、1問目の包括ケアシステムについての質問を終わらせていただきます。

時間もございませんので、二つ目のですね、西村町長の政治姿勢と行政運営の問題と課題についてでございます。

これもですね、今、第1問のですね、質問とですね、ややかぶりますので、あえて最初に言いますけれども、協議会、議会をですね、せっかく設けているのですから、いろいろ町長、説明もしくはですね、案等を、意見等を聞かれたほうがいいと思います。

それでは、まず第1項目の質問でございます。

町民の皆様の意見や考えをどう取り込んでいるのか。また、議会に対してはどうですかということでございます。さまざまな施策について、これは今申しました部分、地域包括ケアについて、または次に出ております、木山交差点の改良に絡む問題についてもそうですけれども、町民や議会への事前説明や周知を行わないことは疑問であるとして書いてありますけれども、これは行わないことは疑問であるというのは失礼になるかもしれませんので、周知が少ない、もしくは私たちが聞いていないというのに対してですね、どう考えられているのか。開かれた町長室という言葉がございました。現在もそれはまだ生きているのですか。それについてが第1問でございます。

次の第2項目め、木山交差点に絡む問題と行政運営の問題と課題について。今、申し上げましたとおり、木山交差点の問題についても、議会に対する説明、または地元住民に対する説明が不十分であります。私も木山校区におりますので、説明をしていただければですね、もっとスムーズにですね、やれた部分が多いのではないかとというふうに残念に思っております。

木山交差点の問題といいますのが、先ほど言ったですね、どう説明をしているのかと、誰としているのかという点についてですね、ここに、私の同期議員であります甲斐議員ですかね、がこの益城民報を出されております。ここですね、「木山交差点問題で町長と協議」という題目でですね、出されている分なんですけれども、「木山交差点拡幅問題の早期解決を強く要望しました」、ありがたいことだと思っております。これがですね、1時間半にわたる協議の中で、西村町長も県との協議を急ぎ、町民の声に応える方向で、早い解決を図りたいというふうになってお

ります。また、県から改善提案がされているということでございますけれども、この改善提案とは木山交差点の提案のことになるんですか。これは、木山交差点の交差点自体のことではなくて、木山交差点の区画整理事業、今度ですね、予算にも上っておりますけれども、木山地区をですね、区画整理をするんだと、そういう手法もあるんだということを、予算でも600万ほど計上されておりますけれども、その件についての協議をされたということによろしいんですかね。いずれにいたしましても、木山交差点の渋滞解消をするに当たってはですね、いろいろ御努力をされていると。ただ、その御努力がですね、議会もしくは町民、または、もちろん地元の住民についてですね、なかなか理解がしがたい部分があるのではないかと。それが木山交差点の改良に絡む問題と行政運営の課題についてという、まず第1問目の質問でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 8番野田議員の2問目の質問にお答えします。

まず、政治姿勢です。「開かれた町長室」じゃなく「閉ざされた町長室」になっていると思うがいかがかということで、町民の皆さんの意見や考えをどう取り込んでいるのか。また、議会に対してはどうか。さまざまな施策について、町民や議会の事前説明や周知を行わないことは疑問である。現在は開かれた町長室でなく、閉ざされた町長室になっていると思うがいかがかということでございますが。

町長に就任しましてからやがて2年になりますが、日々会議や各種団体の総会、会合などに出席して、参加されている皆様の意見や考えを聞いているところでございます。今議会で特別委員会を設置されている木山交差点問題でも、住民の皆様の意見や考え、町の将来を考え決断したことです。町長として、ほとんど1年365日休みなく、さまざまな行事に出席をし、町民の皆様との交流を重ねております。今回の特別委員会の件につきましても、野田議員はじめ議員の皆様方が議会で力説しておられました「幾ら金がかかってもぜひ先行取得すべきだ」というお考えや、地元住民の皆様はじめ町民の皆様方から、町の将来を考え取得できるときに取得すべきとの皆様の方の後押しがあり、自身としても町の将来を考えたとき、木山地区ひいては益城町の発展に欠くことができないとの思いで決断をいたしました。最終的には、金銭負担はなく土地の等価交換となりました。このことについても、町民の皆様の御意見、お考えをお聞き決断し、議会の議員の皆様それぞれの意見を踏まえ、全員協議会などでも説明を尽くしたところでございます。

このように町民の皆様方の民意を酌み取り、議会議員の皆様方へも説明責任を果たしていることを「開かれた町長室」と言わず何と云えばいいのでしょうか。

また、公務がない限り、町長室に来られた皆様には、気軽に、「きょうは何ですか」「お茶でも飲んでいかんですか」とお声をおかけしているところでありますし、各課長、特に秘書課長には、きちんと挨拶し、元気に対応するよう指示をしております。私があいている時間は対応する旨を伝えております。野田議員からすれば閉ざされた町長室と見えるかもしれませんが、私自身も、役場自体としても「ガラス張りの町民の皆様が開かれた町長室」と自負をしているところで

私の考えとしましては、町民の皆様が町の主役であり、皆様の意見や考えをないがしろにする町政、町民の皆様の意見や考えを反映しない、大事にしない町政では、町民の皆様の幸福や町の発展はあり得ないと思っております。

ただ、議員も御存じのように、副町長不在という、現在、町長として多忙なことはいたし方なく、仕事の都合でわざわざ訪ねてこられた皆様との面会ができないこともあり、非常に残念に思っております。できれば早急に副町長を選任したいと思っておりますので、その折は野田議員をはじめ議員の皆様方の御協力をよろしくお願い申し上げます。

また、懸案でありました、どこでも町長室を2月24日水曜日に開催しました。今回は、津森地区の上陳、堂園、北向、下陣を対象に、上陳公民館で午後7時から実施して、囑託員さんに放送をしてもらい、地区の皆様に集まっていただきました。会の次第としましては、まず初めに、私から町政報告をし、その後、集まっていた皆様からの意見や考えを拝聴しました。さまざまな意見が出され、地区の皆様の意見や考えを聞くことができたと思っております。今後、順次、全地区を回っていくことにしております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○8番（野田祐士君） 2回目の質問にさせていただきます。

行政のプロがですね、町長をはじめですね、私の前にはいっぱいおられます。その方々もですね、引退することなくですね、町長の周りをですね、今後も手伝っていただきます。副町長人事ももちろん必要であればですね、私たちもそれについてはお聞きをするという姿勢にですね、何ら問題はございませんし、行政のプロがいっぱいおられる中でですね、それが必要かどうかはですね、また町長の判断をされたときにですね、お話を伺いたい。何も閉ざされた町長室じゃないですけども、閉ざされた議会でもありませんので、私たちはですね、いつでもお聞きはいたします。

それではですね、今、言われました部分なんですけれども、木山交差点について言われましたので、私がですね、用地取得をしろと言っていたということなんですけれども、それは間違いございません。用地は取得してくださいと、それはですね、確かに言ってまいりました。ただですね、取得の仕方、今回はですね、今、等価交換により金がかかっというお答えをいただきましたけれども、それは本当でしょうかというところで、議会からですね、百条委員会を設置したということでございます。これは、私が設置したんじゃなくて、議会が設置しておりますので、そこはですね、間違いのないように御理解していただきたいと思っております。百条委員会については、私も委員でありますので、中身についてはですね、今やっている最中でありまして、これについては控えさせていただきますけれども。

それと、町長は、今言われたですね、閉ざされていないんだよということでもありますので、先ほど来ですね、きのうからなんですけれども、説明、いろんな議案に対する、特に必要な議案、新規の議案に対する説明ですね、これについてはですね、やっぱりやるべきだろうと。部分的にやられているのかどうか分かりませんが、私は聞いていないので。私以外は聞いているよというのかもしれませんが、少なくとも私は聞いておりません。先ほど言ったですね、地域

包括支援センターの件についても聞いていない。木山交差点の用地取得についてもですね、議会は2回にわたってですね、反対をしております。私じゃないですよ、議会在反対をしております。これについてはですね、議会在反対をした後にですね、交換をされているわけですけども、これについてはですね、議会在は多分説明を、私の覚えている限りは、説明を受けておりません。そういうところですね、一般の町民の方にですね、開かれた部分を見せておられるかもしれませんが、議会对してはやっぱりですね、開かれたというよりもやや閉ざされているのではないだろうかというところでもあります。全てにおいてですね、反対をするとかですね、そういうことを思っているのかもしれませんが、我々はですね、我々はというか私はですね、全てにおいて是々非々で言っているつもりですので、いいことはいい、悪いことは悪いと。だから、今回の部分についてもですね、百条委員会でやっていると。その結論をですね、踏まえてですね、それはまた議会在が判断する、町民が判断すればいいということでございます。この百条委員会についてはですね、これは議会在の権限でありますので、これについてはですね、町長も御理解をいただきたいということでもあります。

それと、もう一つだけ、木山の交差点の部分でですね、町長、言っておきますけれども、木山の交差点の、この民報にも書いてありますけれども、西側の隅切りをすると、急いでくれと書いてありますけれども。私も毎日通りますけれども、木山交差点で重要な部分は、役場のほうから、北側からですね、交差点に行く部分であったり、あとは東のほうからですね、交差点に進む部分であると。西側のですね、隅切りについては、やれるのであればですね、するなどは言いませんけれども、渋滞緩和についてはですね、余り関係がないと。西側の隅切りですよ。西側の部分の隅切りについては余り関係がないと。やるなど言っているわけじゃないので、そこはちょっと言っておきますけれども。関係があるのはですね、役場のほうからの直進と、そして、福田・津森方面からのですね、交差点に向かう部分ということが問題になっておりますので、この部分についてはちょっとどういう協議をされたかですね、分かりませんけれども、西村町長がそうした方向で解決のために全力を挙げるので力をかしていただきたいというふうに、今言っておられるみたいなのでですね、全力を挙げていただきたいと思っておりますけれども。そのきちんとした形で力を出していただきたいというふうに思っております。

それと、今、木山交差点の空き地の部分ですけども、これは、交換をされるときですね、理由、もちろん行政財産をですね、文化会館の駐車場は行政財産でしたので、それをですね、普通財産に変えて交換をしたという経緯ですけども。そのときの交換のですね、理由書は、用途廃止の決定の理由書ですね、これは木山交差点用地取得のためという理由になっております。これですね、今ですね、どういうふうにお使いになっているかと。文化会館の駐車場というプラカードが張ってありますけれども、文化会館の駐車場で使っておられるんですか。それとも、役場の職員の方であったり、役場に来られた方がですね、とめていらっしゃるんですか。というのが、まずお尋ねですね。

それとですね、その用地取得のために今交換されたという経緯ですけども、いつまでにこの決定の理由書のようになるんでしょうかと。これが20年後になればですね、余りにも長いと。少

なくとも二、三年後だろうという期待はしておりますけれども、これが2回目の質問とさせていただきます。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 野田議員、3回目ですかね、2回ですね、お答えさせていただきます。

是々非々、私、大好きな言葉です。まあ、これまたよろしくお願ひしたいと思います。

先ほど言い損ねていましたので、閉ざされた町長室と、今やっていることだけ、少しだけお話しさせていただきます。

今ですね、マニフェストの進捗状況を広報紙や町ホームページで既に公表をしています。これから毎年度公表していこうと思っています。それから、行政改革、第4次大綱をつくっておりますが、これも進捗状況を町広報紙やホームページなどで既に公表しています。これから毎年度公表します。それから、職員にですね、地域の会議や集会等に出向いていただいて、町の業務や制度などについて説明などをする、益城町ふれあい出前講座を開始しておりますので、きょう傍聴に来られた方、ぜひ利用されてください。それから、今、町民提案制度「ましき便」の制度化も図っております。町の主な施設に投函箱を設置するとともに、ホームページから提案できる専用ページも設置しております。また、いただいた意見は、町の考え方や対応を速やかに提案者の方に回答しております。それから、いろいろ事業をやるときにパブリックコメントあたりも制度化を図っております、透明化を図っているところでございます。それから、議案に対する説明ですね、これは全員協議会のほうで担当課長のほうから議案を説明しております。それから、地域包括センターについても、議会の委員会で説明をしているということで考えております。それから、交差点は、今、野田議員がおっしゃったとおり、特別委員会で審議中ですので控えさせていただきます。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○8番（野田祐士君） 町長、3回目でございますので、よろしくお願いいたします。

いろいろですね、やられていると。また、るるですね、今言われた件についてはですね、何もやってないと言っているわけじゃなくですね、町長ですね、努力のほうは十分に分かっておるつもりでございます。

最後の質問にですね、最後に一つだけですね、質問をして終わりたいと思いますけれども。

今あそこの、そこの交差点ですけども、これは誰がとめていらっしゃるんですか。文化会館の駐車場として利用しているのかという部分ですね。

あと、これは今どちらの、一番北側から出入り口をつくっておりますけれども、東側、道路側ですね。要するに空き地の東側、道路側については、全部ガードレールでとめてあります。南側についてもそうですね。西側については、薬局さんがあるので、段差もありますしおりられないと。北側からしか入れないという状態であります。これ、東側はですね、なぜ入れられないようになっているんですか。これ、県との打ち合わせで何かされたんですか。まず、今、誰が使っているかという点と、それと、東側から入れられない理由と協議をやったのかという点をお尋ね、これは2点の質問とですね、もうちょい時間がありますので。

あと、先ほど言われた、町長の、今からがまた重要ですので、ぜひ町民への周知であったりですね、事前説明であったり、議会についてもそうですけれども、ぜひお願いをしたいと。町長も是々非々が好き、私も好きということであればですね、必ずうまくいくはずですので、ここはお願いということでですね、質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 野田議員3回目の質問にお答えをさせていただきます。

これ、議員さん皆さん方、後ろにはやはり町民の皆さんがついております。私の後ろにも町民の皆様がついております。全ては、先ほどの地域包括支援センターも、こちらの木山の交差点あたりも、やはり町民のためというのが一番前提にあります。

先ほど話が合ったんですが、今、役場の今の時期になると、本当に駐車場が満杯でした。役場の担当の課にはかなり苦情が、「何ばしょつか」ということで苦情が来ていたところあります。追突事故も現実的にありました。それで、やはりこれも安心安全を守るためにということで、今、文化会館の第2駐車場としておりますが、職員に文化会館が使わないときに利用をさせていただきます。30台ぐらい、今、利用がありますが、この間の初市でも使われたと思うんですが、非常に利用度が高い駐車場じゃないかということで。そのままほたつとつたら、やっぱり、なかなか草が生えて、いろんなことで苦情が来ておりました。町民の方からも連絡があつて、「何ばしょつか」という話もありましたので、町民の皆さん方の安心安全も含めて、それとガードレールがあったんですが、あの横を区長さん方から「ちょっと歩けるような道をつくってくれ」という申請もあっておりますので、ちょっと考えたいと思います。それから、東側からの入り口は県とか協議を重ねたんですが、県警なんですかね、やはり交通渋滞を招く、交通事故を招くということで、あちらの1カ所ということで、今、駐車場の入り口をつけさせてもらっております。以上です。

○8番（野田祐士君） ありがとうございます。草が生えるまでにですね、ぜひ交差点の改良をよろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 野田祐士議員の質問が終わりました。午前中はこれで終わります。午後は1時30分から会議を開きます。

休憩 午前11時42分

再開 午後1時30分

○議長（稲田忠則君） 午前中に引き続き、午後の会議を開きます。

次は、松本昭一議員の質問を許します。

4番松本昭一議員。

○4番（松本昭一君） こんにちは。4番松本昭一です。本日もお忙しい中、傍聴に来ていただきまして、ありがとうございます。

本日は、1、津森地域の活性化の取り組みについて、3点お伺いします。2、熊本県民体育祭

に向けての取り組みについて、1点質問させていただきます。それでは、質問席に移らせていただきます。

それでは、1、津森地域の活性化の取り組みについて、益城町の人口は毎年増加しておりますが、私の地元、津森地域は毎年少しずつ減少しております。津森地域の人口の推移を調べてみました。人口が、昭和60年3,171人。平成7年、昭和70年、3,030人。平成27年、昭和90年、2,350人と、この30年間で821人減っています。津森小学校の児童数は、昭和60年220人、平成7年、昭和70年195人、平成27年、昭和90年92人と、30年間で128人減っています。率にして、人口がこの30年間で26%、小学校の児童数が58%も減少しています。私が卒業した昭和44年は、同級生が80人いました。

この背景として、少子高齢化により、商店が減り、高齢者世帯が増え、平成27年7月末現在の高齢化率は町全体で25.8%、津森地域で35.3%となっています。また、空き家も増えることにより、居住地としての魅力が落ち、若い世代が津森から転出し、人口減少が進んでいます。津森地域は空港に一番近い集落です。あわせて、近代女性教育の先駆者であり、その中心的人物、四賢婦人の生誕地という、全国に誇れるすばらしい歴史と文化を持っています。

益城町まち・ひと・しごと創生総合戦略の優先プロジェクトとして、ウーマンドリーム事業が昨年からはまりました。これは、津森地域の活性化の拠点事業として、3年計画で行われます。位置的優位性、交通優位性、地域の連帯感等を生かし、四賢婦人記念館を鍵とし、女性目線、女性をターゲットとした各種施策を展開することで魅力ある地域づくりを図り、津森地域への若い世代の移住定住を促進させ、過疎化の解消を目指すことを目標としています。国からの交付金を受け、今年の3月までに聞き取りや調査を行い、28年度に古民家を取得して、29年度には改修を行い、将来は農産物の販売や農機具の展示、また農家レストランなども計画されていると聞いています。

1点目の質問として、このウーマンドリーム事業の現在の進捗状況を伺いたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 4番松本議員の津森地域の活性化の取り組みについての御質問のうち、一つ目の平成27年度のウーマンドリーム事業の進捗状況について、お答えをさせていただきます。

本町の人口は、平成22年の国勢調査で平成に比べて初めて減少しましたが、昨年実施されました国勢調査の速報値によりますと、増加に転じております。しかし、ウーマンドリーム事業の対象である津森地域は、空港に一番近く、歴史的な地域資源も数多くあり、交流人口拡大などの潜在能力があるにもかかわらず、本町で最も人口減少や少子高齢化が進んでいる状況にあります。

このような状況を踏まえ、御質問の、近代女子教育の発祥の地から発信するウーマンドリーム事業につきましては、近代日本において女子教育や婦人解放運動に尽力し、今日の男女共同参画社会の礎を築いた四賢婦人を輩出した津森地域において、こうした歴史的人財・資源や四賢婦人記念館に隣接する古民家を核とし、女性をターゲットとした、女子教育、子育て支援、交流人口の拡大、移住定住促進、就業支援、観光促進などの各種施策をパッケージ化し、女性にとって魅力的で暮らしやすい地域づくりを図るとともに、稼ぐ力の創出につなげることを目的として、昨

年11月に他自治体の先進事例となる地方創生先行型交付金事業としまして国から認可されました。

それを受け町としましては、昨年11月に津森在住の町議会議員の皆さん、津森校区の嘱託員の皆さん、ふるさと学芸員の皆さんなどに集まってもらい、本事業の説明と協力依頼を行うとともに、津森地域の住民の皆様に対しても、どこでも町長室や文書などで本事業の周知に努めているところでございます。

現在、女性にとって魅力的で暮らしやすい地域づくりを目指した津森地域の将来像を描く、津森地域ビジョンを策定中ですが、策定に当たっての基礎資料とするため津森地域の住民の方々と直接会っての聞き取り調査、将来の津森を担う津森小5年、6年生及び津森地域から木山中学校に通う中学1年、2年生に対するアンケート調査、津森地域に居住する子育て世代150世帯に対するアンケート調査、大都市圏などを対象としたインターネットを活用しました津森の認知度調査を実施するとともに、四賢婦人と関係が深い東京の女子学院から本事業に対するアドバイスをいただいております。

あわせて、町の推進体制につきましては、津森在住・出身者及び女性職員を中心としますプロジェクトチームを設置し、先ほど申し上げた調査などをもとに、「にぎわいと絆」をコンセプトとした、津森地域のビジョンづくりの検討に入っております。しかし、本事業に対する国の事業認可が11月と遅かったため、短い期間で地域ビジョンを策定しなければならないという事情などにより、ビジョンの完成は本年3月末になる予定です。以上です。

○議長（稲田忠則君） 松本議員。

○4番（松本昭一君） 答弁ありがとうございました。

続きまして、2点目の質問として、過疎化や高齢化が進む津森地域に対する対策としては、地域における住民福祉の充実や働く場の創出を図ること、あわせて豊かな自然環境や伝統文化などの地域資源を生かした個性ある魅力的な地域づくりを進めることだと考えております。農山村においては、森林や農地を適正に管理して、美しい郷土を守る。過疎地域が森林や田んぼを保全し、水源の涵養地となり、地球温暖化の防止など多面的機能を発揮していくことが必要だと思います。

今、津森地域では、潮井公園の整備、太陽光発電所建設事業、下水道整備事業など、いろいろな事業が行われています。これらの事業とウーマンドリーム事業を点ではなく線でつないでいくことにより、津森地域にたくさんの人々に来ていただけるのではないかと思います。また、県下でも有名になりました秋の彼岸花街道や、益城三十三ヶ所めぐりについても同じことが言えると思います。

2点目の質問として、このウーマンドリーム事業は3年計画ですが、平成28年度は地方創生加速化交付金事業を利用して取り組んでいくと聞いています。その内容について伺いたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 4番松本議員の津森地域の活性化の取り組みについての御質問のうち、二つ目の地方創生加速化交付金を活用して実施予定の平成28年度のウーマンドリーム事業の取り組み内容についてお答えをさせていただきます。

議員御質問のとおり、平成28年度のウーマンドリーム事業の実施に当たっては、本議会にも補正予算として提案しておりますが、平成27年度の国の補正予算に盛り込まれた地方創生加速化交付金の活用を予定しております。

まず、地方創生加速化交付金についてでございますが、一億総活躍社会実現に向けた緊急対策に資するものであり、各自治体が地方版総合戦略の取り組みの先駆性を高めレベルアップの加速化が図られることにより、地方における安定した雇用創出、地方への新しい人の流れ、町の活性化など、目に見える地方創生の実現に寄与するものが対象となっており、全額国負担です。

本町では、本事業を含め2事業を、平成28年2月15日に国へ申請を行っております。しかし、申請した全ての自治体に交付金が交付されるのではなく、さきの地方創生先行型交付金と同様に、国が認めた取り組みに限定され、認可時期は3月中旬ごろとなっています。

なお、全国の申請状況は、自治体の91%が申請しており、県内においては、全ての自治体が申請を行っています。また、申請額につきましては、国の予算額1,000億円に対し、全国の自治体からは、約1,235億円の申請があっている状況です。

さて、御質問の平成28年度の近代女子教育の発祥の地から発信するウーマンドリーム事業は、3年計画のうち2年目の継続事業となります。

平成28年度実施予定の主な取り組み内容は、まず、本事業の推進母体として、地域住民ふるさと学芸員、地元の農家、商工会、農協、地元企業、地元金融機関、古民家再生のアドバイザー、役場職員など多くの関係者で構成するウーマンドリーム事業推進協議会を早急に立ち上げたいと考えています。その後、協議会を中心に、平成27年度に策定しました地域ビジョンに基づき、女性目線で女性の活躍を念頭に置いた、女子教育、子育て支援、交流人口の拡大、移住定住促進、就業支援策のワンストップ化に向けた検討及び地域資源を生かした観光ルート開発などの各種施策の具体化を図る予定です。

あわせて、四賢婦人に関する学習漫画を制作し、広く近代女子教育の発祥の地である津森の知名度と四賢婦人の功績を発信することを計画しています。学習漫画につきましては、最近、女性の教育や社会進出に尽力しました女性として、新島八重、村岡花子、広岡浅子などがテレビドラマや書籍に多く取り上げられており、改めて日本の黎明期における女性のパワーが見直されている中、近代日本における女子教育や婦人解放運動に尽力し、今日の男女共同参画社会実現の礎を築いた、本町の歴史上の偉人であります四賢婦人についての知名度は、残念ながら全国的には低いものがあります。そのような状況を踏まえ、本事業名の中に「近代女子教育の発祥の地から発信する」とありますとおり、子どもはもとより大人でも親しみやすく、理解しやすい学習媒体として、四賢婦人に関連する漫画を制作し、広く四賢婦人の功績などを発信し、知名度の向上を図るとともに、益城町のイメージアップにつなげていきたいと考えています。

また、本事業の中核的施設と位置づける古民家につきましては四賢婦人記念館に隣接する古民家を平成28年度中に取得し、協議会の意見を集約した実施設計を行う予定です。なお、取得し改修を予定している古民家の利活用方法につきましては、農家レストランなどによる「稼ぐ力」を創出するなど、多角的に検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 松本議員。

○4番（松本昭一君） 3点目の質問としまして、四賢婦人記念館にアクセスする道路の整備について、お伺いします。

四賢婦人記念館に接する道路、下陣上陳線は、県道熊本高森線や下陣畑中線につながる道路で、津森地域においては生活道路としても重要な道路です。また、津森小学校や第三保育所、津森校区公民館などもあり、単に集落と集落をつなぐ道路ではなく、子どもから高齢者の方まで幅広く利用されている道路でもあります。この整備につきまして、町の考えを伺いたと思います。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 4番松本議員の3回目の御質問にお答えします。ウーマンドリーム事業にアクセスする道路整備ということでございます。

本事業の重要なメニューの一つに、古民家の再生を行い、事業の核とする計画がございます。古民家周辺の道路整備ということでお答えいたします。

古民家周辺道路は、町が管理する道路でございますが、上陣・下陣地区から津森小学校方面へ通じる生活道路でございます。今後、ウーマンドリーム事業の進捗に伴い、交通量の増加も予想されます。現状の把握を的確に行い、必要に応じ道路整備の計画を行う必要があります。議員御指摘の、平田方面へ通じる下陣上陳線の整備も視野に入れ検討する必要があると思います。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 松本議員。

○4番（松本昭一君） それでは、2番目の熊本県民体育祭に向けた取り組みについてお伺いします。

平成30年第73回県民体育祭が、上益城郡内で開催されます。各郡市選手団、役員約8,000名の参加のもと、2日間にわたり各競技会場で熱戦が繰り広げられます。県民の健康増進とスポーツ精神の高揚を図り、幅広い世代が参加できる県内最大のスポーツイベントです。応援の人もたくさん訪れると思います。益城町もこの県民体育祭に向けて、おもてなしの心で町民の皆様と一体となり準備を進めていきましょう。また、訪れる人に、益城町をアピールする絶好の機会ではないでしょうか。この県民体育祭に向けて、町の施設の整備計画についてお伺いします。前回の県民体育祭においても、益城町陸上競技場が主会場として開催されております。また、嘉島町においても、野球場をはじめ陸上競技場が整備されておりますが、益城町においてはどうなっているのか、町の考えを伺いたと思います。

○議長（稲田忠則君） 森永教育長。

○教育長（森永好誠君） 教育長の森永でございます。2番目の御質問については、私のほうからお答えをいたします。

第73回県民体育祭に向けた取り組みについての御質問でございますが、御承知のように、県民体育祭は、毎年各郡市の持ち回りで開催されております。上益城郡での直近の開催は、平成18年の第61回大会でございますが、そのときは益城町を主会場に開催されております。本町では、陸上競技、軟式野球、バドミントン、バレーボール、柔道、相撲、アーチェリー等の競技が開催さ

れております。

このたび、平成30年の第73回大会に開催地に関しまして、県体育協会から上益城郡の町村会宛てに打診がありまして、郡の町村会長回答ということで、上益城郡での開催が決定されていると伺っております。しかし、現時点での開催に向けての実行委員会がまだ結成されておりませんので、大会の事務局をどこに置くのか。それから、各種目の競技会場をどこにするのか等の詳細は決めてありません。詳細については、今後、実行委員会が結成されてからになりますが、本町が主会場で開会式や閉会式の会場になるということも十分予想されますので、今後は平成28年度に総合グラウンドの人工芝の張りかえ、そして、スタンド整備等の実施計画を行い、開催に向けての準備を進めていきたいと考えております。

また、今、御指摘のように、益城町を訪れる人に益城町をアピールする絶好の機会ですので、この県民体育祭に向けて、おもてなしの心で町民の皆様と一体となり、郡内各町とともに連携して準備を進めていき、これまでの郡市開催に恥じない大会にしたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 松本議員。

○4番（松本昭一君） どうもありがとうございました。終わります。

○議長（稲田忠則君） 松本昭一議員の質問が終わりました。

次に、榮正敏議員の質問を許します。

5番榮正敏議員。

○5番（榮 正敏君） こんにちは。5番榮です。今まで総括質疑は議員になって何回かやらせていただきましたが、二度目の一般質問であります。まだまだなれませんが、つたない表現や不適切な言葉もあろうかと思いますが、御理解いただき、よろしくお願いします。

また、本日はたくさんの方に傍聴に来ていただき、大変ありがとうございます。日ごろから町政に御理解を持っていただき、心から感謝いたします。私の今回の質問は、今議会中4人の質問の最後になりますけど、最後までよろしくおつき合いしていただきたいと思います。今回の質問内容は、通告していた3点を取り上げました。

一つ目は、津森地区の大規模ソーラー発電所工事について。二つ目は、今後予想される町の財政難について。三つ目は、今、大変政治的にちょっと問題になっています、児童福祉行政について。以上、三つの項目について質問させていただきます。まだ歯が悪くて、ちょっと滑舌に難がありますが、ちょっと聞き苦しいところがあると思いますが、よろしくお願いします。それでは、質問席に移らせていただきます。

まず、一つの質問に入らせていただきます。

1点目ですが、津森地区の大型プロジェクト、益城ソーラー発電所建設工事についてですが、このメガソーラーについては、今まで何人かの同僚議員から質疑がありました。私は自分なりの視点、観点から質問したいと思います。

この益城のメガソーラーは九州で鹿児島に次ぐ2番目に大きな発電所であるということを知りまして、まず驚きました。今現在は、長崎、佐賀、福岡、玄海、五島などに続々とメガタウン構

想などで物すごい勢いで大きなものが、78とか100超すようなものができているようでございます。益城の84万6,413平米という広大な敷地に、これはグランメッセが7万4,165平米ですから、11.4倍。東京の何倍といっても、皆さん、東京ドームがどのぐらいか分かんと思いますので、このグランメッセの約11倍と言うほうが分かると思います。発電出力が4万7,000キロワット、47メガワットです。とんでもないメガソーラー発電所ができるわけでありますが、この総出力4万7,000キロワットとはどうすごいのかといいますと、まずソーラー出力、通常は4万7,000キロワット、掛け率がありまして1,150とか1,200を掛けますけど、この場合は1,200を掛けてあるようです。これが、年間の発電総ワット数が出てきます。5,640万キロワットが益城ソーラーの1年間の総発電量になります。家庭1軒の年間使用量3,600キロワットを今のあれを直すと、1,500世帯分、約5万6,880万キロワットということで、つまり益城町は1,300世帯ですから、町全体がこのソーラー発電所1基で十分考え方では賄えるということです。ただ、一般家庭のソーラー発電と違うのは、特高送電線、特別高圧といいますけど、我々は特高と言っていますが、一旦、変電所に送り、そこで変圧して、電流を配電線により我々一般家庭の100ボルト供給の用にできるようにして使用できるといったものです。

以上が、このすばらしい益城メガソーラー発電所の概要であります。これから本題に入ります。

今回、私が注目したのは、この開発行為において万が一災害が発生した場合にはどうするかということです。このことは、12月議会において吉村議員の質問に町長は、災害防止協定を事業者との間で締結していると答えております。また、益城町土地改良区との協議については、別団体であるから控えると答弁していらっしゃいますが、このことを踏まえて質問したいと思います。

まず、開発には山林伐採、抜根しなければ何もできません。ソーラー基地はできません。通常なら、伐採の後、コンボなど土木の大型重機で木の根を掘り上げて、またならすといった整地作業をやっております。ところが、ここの場所は、そうすると山肌が削られて土砂災害を引き起こす要因になるということで、特殊な機械を用いて、今回の工法は伐採した後に残った木の根をチップにして周りに敷きならすという工法をとっております。現地視察のとき業者の方に聞きましたが、ここなんですけど、チップを10センチ以上敷きならすと草が生えないと。何年間かは草が生えない。これは、発電所にとっては相当いいことです。草が生えないということは、草刈りをせんでいいことです。しかし、これが3年、5年とチップが腐って土と一体化するまでには、相当な年数がかかります。その間に10センチのすき間に大雨のときとか大量に水が流れ込み、水を含んだチップが全体的に重量に耐えきれんようになって、地すべりなどを起こしやすいか、それが懸念されるところです。ある程度の場所にグリーン地帯といって、防災用の土砂災害防止の滑りどめみたいにしてグリーン地帯を設けてあります。近ごろは、災害が起きたら、「想定外」という言葉がはやっています。そこまで考えとらんだった、それは想定外でした。この前、吉村議員から、ソーラー発電所と下の潮井公園をリンクさせて子どもたちの自然環境の学習の場にできないかとすばらしい意見がありました。12月議会で質問されています。このような大事な方法でリンクしてやっていこうというときに、土砂災害ということを起こさせてはなりません。

万万が一、災害が起きた場合の行政としての責任の範囲、あるいは所在はどこまでなのか、そのところを伺いたい。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 5番榮議員の1問目の質問にお答えをします。

津森地区の太陽光発電所工事につきましては、議員御指摘のとおり、平成26年8月15日に、地元の区長さん立ち会いのもと、益城町と事業者との間で災害防止協定を締結しております。

本協定の主な内容としましては、事業の施工及び完成後について、地すべり、土砂の流出などの災害の防止に万全の措置を講じることとしており、太陽光発電所及び関連施設に起因して災害が発生し周辺地域に被害を与えた場合は、直ちに復旧対策・措置を講じ、町と事業者と協議の上その損害を補償するものとしています。なお、被害の状況などによりましては、国の災害救助法が適用されることもあります。また、倒木した木をチップにして敷きならすとのことですが、事業者に確認しましたところ、「現地は、緩やかな勾配の山林であり、約85ヘクタールに薄く敷きならすため、地すべりの心配はありません。なお、チップの厚さは、多いところでも5センチ程度です。また、この工事は、熊本県森林保全課の林地開発許可を受けており、開発技術基準による規制に合致させており、安全に万全を期しています」とのことでした。

最後に、万が一の場合の行政としての責任の範囲、所在につきましては、災害防止協定の範囲内におきまして、損害の賠償などについて事業者としっかり協議していくが町の責務と考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 榮議員。

○5番（榮 正敏君） ありがとうございます。万万が一の場合には業者と協議して対処をするちゅうことで。1%でも行政的に、何ですか、金の支出とか何やかんやあるということになってきますと、開発行為の許認可は県と町にあるわけですから、少しでも、1円でも、町に税収が上がるように、町の業者をちょっと使うてくれんとかって。何か使うところはなかろうかと、小さな仕事でんよかけんと、そういう何というんですか、お願いちゅうとか、そういうとを今度開発の場合には、町と県が許可せんとでけんのですけん。強い立場だけん、少しお願いしていただくなと思います。圧力ではありません。それだけ一応お願いしときます。常日ごろ土木行政にかかわっている町の業者さんたちは、災害のあるたびにばあっと走って、夜中であって来て、町のために一生懸命やっておられます。少しでも報いてあげてやりたいと思いますが。

それでは、2問目の質問に入りたいと思います。

ソーラーのことで、地域環境に関して伺いたいと思います。この広大な約85ヘクタールの山林開発において、そこにすみついていた鳥とか、けもの、イノシシとか、猿とか、シカとかいっぱいいますけど、その動線は今後どうなると考えていらっしゃるのでしょうか。自然環境が変貌していく中で、環境省の鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律で、法第26条第2項の環境省令で定める鳥獣の対象に指定されている。ようとは分かりませんが、ウグイスというのがそこにあります、の巣はなかったのだろうか。ほかのいろんなランクの、保護のランクがあると思いますが、そういう保護鳥や生物のそういったことに対する事前調査は行われていたのか。

もう一つ問題は、イノシシやシカの生態系にどう影響していくのかということです。今現在でも、我々の福田地区、家のそばまでイノシシが来ているような状況です。私のところなんか、墓石が何台も押し倒されてしもうとるです。こういうことは今までまずありませんでした。石田議員も昨日の総括質疑で、サツマイモの被害は甚大であると、津森地区の、そう言っておられましたが、まさにそのとおりです。これは、専門家に言わせると、山に餌がなくなり、里山にイノシシがおりてくる。鳥獣が、けものがおりにくるということですが、この膨大な開発により、特に津森地区や福田地区への影響はないのでしょうか。町の害虫駆除の助成金はもう少し上げられないか。この前、8,000円とちょっと安うはないかと思いましたけど。県の補助金がプラスであって、その金額なんでしょう。また、今、猟師さんたちが、益城には非常に少ないわけです。いや、益城だけじゃなく全国的に不足していると思います。猟師さんたちもやっぱ高齢化して、高齢化の歯どめはききません。なかなか新しい猟師は、猟師は特殊な職種ですので、なってくれる人はそういません、頼んで。自分が好きな方になっていくようですから。今、七滝や矢部あたりから来て、私たちの福田地区の駆除はしていらっしゃいます。土曜、日曜なんかは、軽トラック四、五台で来て、だけん1匹ぐらい持っていきよります。

このように開発が進んで、イノシシたちとか、シカたちの生態系が狂い、どんどん里山におりてくれば、とんでもないことになりはしないだろうか。津森地区はサツマイモの産地ですが、福田の我々のところは米が電気柵で対処しても追いつかないので、泣く泣く、休耕田。電気柵をやっとっても、それば押し倒してシシが田んぼに入って、走り回って、ぐるぐる回って押し倒してしもうとっです。秋口にコンバインで刈るときは腐れて、どうしようもないという状況です。今年から何反もつくりよらんという状況です。

このような現実を目の当たりにしてみると、老婆心ながら心配しているところです。しかし、この駆除したイノシシやシカの肉を専門のところで処理して冷凍保存していけば、東北や人吉の相良地方などは、これを民宿で郷土料理として提供して、シシ鍋とか、シカ鍋とあるか知らんばってんが、非常に好評を得とところですよ。そういうふう聞いています。私の友達も、人吉の何ですか、五家荘の近くに、なんか魚釣りが好きでヤマメ釣りに行って、そこで食わせてもろうて大概うまかったと、そういうふうな話も聞きます。このイノシシやシカ肉の食文化は、日本全国、今までどこにでもあったと思います。だから、今なんです。一つの地域おこし、地方創生、小谷地区の四賢婦人の今、町長言われましたあたりで、郷土料理として昼食のときに出すとか、メニューはだご汁定食、焼き魚定食、それとシシ鍋定食。焼き魚は、潮井さんのあそこで、今、公園が今開発していますので、そこに池をつくって、養殖して、それを出すとか、いろんな方法があると思います。この前行った長野のほうとうよりは、よっぽどうまかだと思いますばってんが。これをグランメッセの朝市とか、JAの物産館、またはインターネットでシシ鍋セット、益城特産シシ鍋セットなどして販売すれば、相当売るとじゃなかでしょうか、販売方法にもよりますが。そうすれば、販売利益を猟師さん達の駆除に対する補助金とか助成金、その補填になりはしないでしょうか。この害虫駆除に対する考え、あるいは対策があったら、ほかの方法がありましたら伺いたい。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 5番議員の2回目の質問に答えます。

まず、環境に対する影響は。鳥やけものたちの動線は。次に、この施設による鳥やけものたちはどうなっているのかという質問にお答えをします。

今回の林地開発では、環境アセスメントの対象外となる25ヘクタール未満の形状変更しかない計画で、計画区域の外周及び内部に幅30メートル以上の森林を残置させて、周辺の環境に極力影響を及ぼさないような計画であります。この区域内にはイノシシ等の存在が見られましたが、本計画による伐採後は周辺山林へ移動したものと思われます。鳥類に関しましては、区域内の残置森林を経由して、周辺の山林と一体化して生息しているものと思われます。

町といたしましては、昨年8月に町有林を含む約116ヘクタールについて、サントリーホールディングス株式会社と森づくりを協働で進めるため、企業、法人などとの協働の森づくり、「サントリー天然水の森阿蘇」の協定を締結しました。さらに今後は、185ヘクタールに協定を拡大し、植樹及び間伐等の森づくり活動を実施することにより、豊かな地下水を守り、生物多様性の向上を図ってまいりたいと考えております。また、近年では、この施設建設以前より鳥獣が里山においてきておりまして、議員御指摘のとおり、猟友会の高齢化や隊員の減少などにより鳥獣の数が増加している現状でございます。

町といたしましては、今回、当初予算におきまして、益城町有害鳥獣駆除隊員の増加のため、狩猟免許取得費用の助成及び有害鳥獣駆除隊への補助金の増額、また鳥獣駆除のためにくくりわな10基分を予算計上させていただいております。

次に、駆除しましたイノシシやシカの後処理について郷土料理として提供できないかということにつきましては、食肉加工施設などの諸問題などについて関係機関と十分協議してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 柴正敏議員。

○5番（柴 正敏君） ありがとうございます。少しでもシシ肉を売って、お金になって、鳥獣、何ですか、隊員を保護して、いっぱい売っていただくようにしていただきたいと思います。

それでは、今度は、二つ目の質問のまず1点目、税収についてですが。今、全国の自治体では人口減と税収減に直面しています。益城町も例外ではありません。しかし、益城町は、若者世代に対して定住促進事業を展開しているおかげで、福田地区、飯野地区に新たな若い若者夫婦が増えている状況です。広安地区は熊本市と隣接している関係で、地域の中で最も増えている地区となりますが、小さな子どもたちの笑い声を聞くと、何かほほ笑ましく、ほっとするところです。

議会広報誌に、坂田議員が、「むぞらしか、お宝さん」というコラムで、毎回保育園を取材して書いておられますが、いつも思います。子どもは宝だと。やっぱ、むぞらしかお宝さんです。痛切に感じるところです。しかし、増えているところは一部です。福田、津森、飯野、この地域の農山間部では、限界集落になっているところが多数あります。益城町の総世帯数1万3,000に対して増加しているのは、まだまだ微々たるものです。20代、30代世帯を十分に手当して、子どもを安心して、いっぱい産んで育てる環境づくり、支援が喫緊の課題と思います。昔、終戦後、

「産めや増やせや」という政府の政策で生まれたのが、今、私の後ろに控えていらっしゃる先輩議員さんたちの年代です。当時は、12人産んだら国から表彰状がもらえたということです。私のいとも、その中の12人の子どもを産んでいます。粗品は何だったかということは聞き忘れしました。町も3人以上の子どもがおる家庭に対して特別に補助をするとか、一時金じゃなくて最終子どもが中学あるいは高校卒業まで何らかの補助、援助をするなどできないものでしょうか。言うのは簡単です。しかし、現実には厳しく、何をするにも、政策を上げるにも、金がついてまわります。人口減、税収減、政策減、負のスパイラルです。負けのスパイラルに陥ってしまっているわけです。

そこで、ある自治体、福岡県の朝倉市ですが、鳥栖から日田に行く途中の三連水車で有名な筑後川沿いの、8割方の農業地帯です。現在、人口5万5,000人が、近い将来3万人に減ってしまうだろうと。やはり農山間部の限界集落に近い将来消滅するという現実には直面しているわけです。その中で、一つの地域だけが人口が増加しています。それも年寄りだけ、朝倉市の中で「シニアタウン」という構想でできた地区があります。全国に公募して、退職した人たちを呼び込もうという構想です。子どもも独立したし、これから夫婦二人でのんびりと田舎で、小さな庭つきでいいからのんびり暮らしたい、退職金も手にしたしということから、1地区をそんな老夫婦といっても、まだまだ60過ぎですから、ばりばりです。団塊の世代です。普通言っている、団塊の世代です、我々の。そういった団塊の世代を対象に全国に公募したら、今現在323世帯650人が暮らす一つの区を形成しているということです。これは去年聞いたことですので、ちいっと増えとるかもしれません。高齢者の増加により、シニアタウンの人たちに買い物してもらおうと、スーパーが独自に始めた無料送迎タクシーなどで、非常にお年寄りに便宜を図った政策をとって、自分たちで、町の人たちが。それで、非常に活気あふれていると聞きました。また、おじいちゃん、おばあちゃんたちが「こっちに」ということで、孫が、親は来ません。孫が夏休みとか正月に来てくれて、思ってもいなかった現象に驚いていると。これから、そういう子どもさんたちを対象に、小中高校生の学校留学などを視野に入れた子ども世代の確保に尽力したいと、地域の活性化につながり、ひょっとしてそこで、東京から来た孫と地元の子どものさんたちと出会って、初恋が芽生えて、十何年後には男性がこっちで女性が向こうだったら「こっちに来い」「うん、分かった」と来て、結婚して、孫が増える。子どもが生まれる。最高じゃないですか。これもまた税収アップにつながる。これは富の、負けじゃなくて、富みのほうの富のスパイラル、ぐるぐる循環型になっていくことを願っていると担当の方は言っていました。このまま何もしなければ、高齢化は進むばかりです。人口流出は避けられない。人口減の進捗を少しでも和らげる効果にはなっていると、そういうことを私どもの取材といいますか、ちょっと知り合いのあれで行って、聞いたんですが、そういうことを担当の方が言っていました。私の家内が朝倉出身ですので、その関係で知り合いで紹介してもらって聞いたわけです。今、一般家庭で、日本で一番金を持っている、余裕があるのは、この退職金をもらった団塊の世代です。この人たちは金融関係、銀行、証券は、この人たちをターゲットにいろんな商品を開発しています。金払うとは年寄り、商品は孫のため、こういうのが相当今あります。この世代の人たちが孫に弱いのも事実です。このような現実を把

握して、この世相に反映した商品、つまり政策、構想も計画実現に向けて走る。これが大事だと思います。この前、視察に行った山梨市の女性だけのプロモーションチーム、このチームは公募により、市役所で800字のレポートを書かせて、相当な公募の中で9人だけ残って、その人が今チームメンバーになっています。をモデルにした、益城だけの女性だけのプロモーションチーム、役場の女性陣に向けて公募してほしいと思います。資格、趣味でいろんな分野に多種多様な方がいらっしやいます。物すごい人材が埋もれていると思います。この人たちを発掘し、スキルの高揚につなげ、ぜひつくっていただきたい。プロモーションチーム、女性だけの。女性のやわらかい、柔軟な考え方で、政策、構想を立ち上げ、若い世代に魅力あふれるまちづくりをアピールできないかと、そう思いますけど、いかがなものでしょうか。男を入れたらいけません。男は上に立って、俺が、俺がとすぐばたくらうばかりで、何もせんといかんけん。だけん、女性で、トップも女性、誰ん口出さん。町長にオーケーもらうだけ、というプロモーションチームをつくってもらいたいと思います。今、益城には、定住促進計画がありますが、ほかにどのような人口流出、あるいは人口増加に関する政策、構想はありますか。伺いたい。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 5番榮議員、2問目の質問にお答えします。

まち・ひと・しごと創生法に基づきまして、益城町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定するための基礎資料となる、益城町人口ビジョンを現在策定しています。国勢調査をもとにした、国や社会保障、人口問題研究所などによる総人口の推計結果がありますが、いずれも人口減少となる推計値となっています。しかし、現在、定住促進や子育て支援事業などにより、平成27年度実施されました国勢調査の速報値では3万3,632人で、平成22年度の国勢調査よりも956人増加した結果となっています。このように定住促進など各種政策を展開することで、人口減少を最小限に抑えられることができるものと思います。

そこで、本年度作成しました、まち・ひと・しごと創生総合戦略において、仕事と人の好循環の取り組みを強力に推進し、町を持続可能で活力あるものにするため、四つの政策目標を掲げ、取り組んでいくこととしています。

その取り組み内容としましては、若い世代を対象とした雇用や移住定住での取り組みを推進するもので、議員お尋ねのシニアタウン構想など高齢者向けの取り組みは、まち・ひと・しごと総合戦略や総合計画において今のところ計画しておりません。

また、税収減につきましても、人口減の取り組みと同様で、まち・ひと・しごと総合戦略の四つの政策目標の実現に向けた取り組みを強力に推進し、税収の確保に取り組んでいきます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 榮正敏議員。

○5番（榮 正敏君） 人が増えんと何もできません。それからがまず始まりだと思います。頑張っていきましょう。

2点目の質問に移らせていただきます。

先ほどから何度も言っていますが、人口減、税収減、これはどの地方自治体も直面している

課題であります。しかしながら、避けて通るわけにはいきません。ここでは、町の財政難について質問していきたいと思います。

今後、政府からの助成金、つまり地方交付税が増えるとは到底考えられません。今、どこの地方自治体も人口の高齢化に伴い、老健施設、医療、介護、この分野で費用は増え続けて、歳出は増大するばかりです。町の財政を、健康保険とともに逼迫財政の2本柱になっています。今まで町の老人ホーム、憩いの家、総合体育館、文化会館、給食センターなど、全部町の職員でやっておりましたが、近ごろは民間業者に委託ということでやっています。しかしながら、今一つという状況ではないでしょうか。

この前、NHKのテレビでやっていましたが、「地方サバイバル」という番組で、25年後には20代、30代の女性が半減し、仮に出生率が上がったとしても人口は増えない。最終的に消滅する可能性のある自治体は、全国の中でその数896、実に全体の半数が消滅すると言われている。人口減少による税収減が原因だということです。

そこで、今、目をつけているのが、自治体の金を使わずインターネットを使って不特定多数の人から広く寄附を募り、新事業の開発資金にしたり、NPOの助成金の補填に充てたりと、ただ、寄附という形ですから、よほどの認知度、知名度がなければ成り立ちません。ある自治体は、地元の米を使って、町の特産品として酒づくりを計画したけど予算がない。そこで、インターネットを通じて、特産品の開発資金を提供してほしいと。お礼はでき上がった日本酒を提供すると呼びかけたら、全国から100人以上から500万の資金が集まり、そこで酒づくりを始めて、特産銘柄で、何ていう名前か知りませんが、年間1,000万以上の利益を上げられる特産品になったと。この地区は小さな島です。どこと言いませんけど、福岡のちょっと先の、海の方です。

また、佐賀県のある自治体では、難病克服の研究する支援団体、NPOを助成してきたが、5年間で2割の税収で、そのNPOを助成する資金が危なくなったと。これも全国的に資金提供を呼びかけたら、頑張っている子どもたちへ微力ながらお手伝いをしたいとか、大切な友人が同じ病気だ、何か役に立ちたいと、そういう人が、1,200人以上から3,000万円を超える資金提供があった。また、構想が悪く、何年たっても目標の1割ぐらいしか集められず計画を断念、挫折したところもあるようです。

この方法は、インターネットによる集客、集金を募る、クラウドファンディングという手法です。このやり方は計画性、認識度、社会的貢献度、一番大事なのはこの社会的貢献度です。また、寄附と購入型と投資型があります。先ほど紹介した二つは、全部寄附の分野であります。そういう特異な制度のため、なかなか思うようにはいきません。成功すれば自治体の財源を使わず、政策展開ができる。これが一番の魅力じゃないだろうか。今後、財政悪化、税収減が叫ばれる中で、何もしないで指をくわえているだけでは、生き抜いてはいきません。このクラウドファンディングという手法、一考の余地はあると思います。

もう一つのキーワードは、税収は減り歳出は増大するばかりの地方財政の中で、ソーシャルインパクトボンド、SIBという言葉です。これも何かと言うと、これが一番、何ですか、社会貢献度に対する頻度が高いと思います。貧困や失業といった社会的な課題を解決する事業を、ソー

シャルビジネスと言いますけど、そんな事業に投資することを社会貢献型投資と呼び、つまり利益は少ないが、社会に貢献しようといった目的でつくられるファンドです。このソーシャルインパクトボンドは、金融機関が発行する債券で賄われます。購入した機関投資家、個人投資家などに対し、その事業の成果に応じて配当が決算計上されて、その配当の原資は事業の収益からですが、社会的課題解決の貢献度合いに応じて支払われる国や自治体の財政支出が含まれることが特徴となっております。しかし、必ずしもそうとは限りません。つまり、この事業は、民間の事業者へ委託したら、もっと効率よく展開して、長い目で見たら社会貢献度もあるし、だけど資金がない。そこで、銀行とか金融会社が間違いなく成功すると調査した上で判断できたら、この物件に5,000万、一般投資家に一口100万とかで債権を売り出します。期限を切って、5年後とかに利息をつけて返還するわけです。この手法を用いて、先ほどの町の民間委託事業を年間予算を組み資金をファンドで調達して我々よりも専門の豊富なノウハウを持った業者に任せるならば、将来、介護を受けるであろう高齢者を減らし、医療費や介護のコスト削減、ここが一番大事、コスト削減。削減できたコストの中から投資家に配当、自治体の負担はほとんどない、うまくいけばということです。なぜこのスキームが今までなかったのか。今までは、言葉は悪いですけど、民間業者に委託する場合は、入札で業者がとれば、私ども損しとるかもしれませんが、入札した後はよくもなく、悪くもなく、損せんようにと、これが普通一般のやり方じゃないかと思います。行政等対応していくならば、赤字が出そうになれば補正を組んでもらえばよかろう、こういう悪循環に陥ってしまいます。誰も苦労しないが、財源だけが不足していつてしまいます。

この負け、負のスパイラス、これを脱却しようと、全国で初めて挑戦した自治体が福岡県のうきは市です。人口3万で、農村地帯です。植木屋さんは知っておられると思いますが、植木屋さんの苗木の産地でもあります。ここで、いずこも一緒ですが、医療費や介護費の増加に頭を悩ませてきて、医療、介護の費用を抑えようと体操教室、いろんな健康教室がありますけど、そういうところで介護予防事業に取り組んできたが、うきは市はこの事業を民間に委託して、さらなる費用削減を狙って、昨年の7月からSIB導入、ソーシャルインパクトボンドの導入を狙った実証実験を始めています。先ほどから言われています、今から大変なあれになるだろう、認知予防のため高齢者に音読や計算をしてもらう学習療法を、業者に委託してどのくらいコスト削減効果があるか。今、検証が進められており、例えば一つの分野でコストが削減されるなら、下がった分をほかの分野に回せる。どんどん、どんどんこういうことが増えていって、富のスパイラル、富むのほうのスパイラルになって、行政的に非常にいい富のスパイラルが生まれる期待が持てる。投資家もうかり、今の0金利政策では貯金しても何にもなりません。民間業者にとっても事業の創設、新しい事業の開拓、そこにメリットが得られ、非常にいいコストバランスが生まれる。そこにSIBのスキームがうまく行政の中に機能するというならば、いち早く事業展開することによって、行政サービスの質の向上につながるのではないかと思います、いかがなものかと思います。

ちなみに、このファンド、公的なもの、金融機関的なものが一番大事ですが、それ以外の個人やファンド会社、いっぱいあります。ここで、できたり、なくなったり、雨後のタケノコのように

に、先物投資と並んで人をだます、つまり詐欺グループというのが物すごくこのファンドというのには絡んで多い業種というか、何かそういう分野です。私もこれでやられた口です。800万やられました。そういうところは危ないから、法的なところでやってください。

このソーシャルインパクトボンド、SIB、クラウドファンディング、町の救世主になれるか、行政としての指針はどうか伺いたい。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 5番榮議員の2回目の質問にお答えします。

町の老人施設などを含めて、高齢者による医療や介護に係る費用は増えて、支出は増大するばかりということで、その中でクラウドファンディングやソーシャルインパクトボンドなどの考え、そしてその指針はないかということでお尋ねがっております。

まず、高齢化による医療費や介護費につきまして、国民健康保険の医療費は、平成20年度で約27億4,000万円であったものが、平成26年度で約33億7,000万円、6年間で1.23倍に増加しています。介護保険の介護給付費は、平成20年度で約16億9,000万円であったものが、平成26年度で約25億円に、6年間で1.48倍に増加しています。国民健康保険の医療費の増加に伴い、一般会計の負担が増加することはありませんが、医療費の増加は町民の方々の保険税を増額させることになりかねませんので、健康づくり事業やジェネリック医薬品の普及促進、健診の受診による早期治療など、取り組んでいかなければなりません。また、介護保険では、介護給付費の一定割合を一般会計から支出する必要がありますので、介護給付費が増加すると、一般会計からの支出も増加することになります。介護給付費などの増加により必要となる財源の確保につきまして、議員御指摘のクラウドファンディングやソーシャルインパクトボンドなどにより財源を確保する手法もあるかとは思いますが、まず本年度は策定しました、まち・ひと・しごと創生総合戦略、四つの政策目標を実現させるため施策を強力に展開し、移住定住や企業誘致の推進により税収等の確保を図っていきたいと思います。さらに施策を展開する中で、不特定多数の方々からの資金提供だったり、投資家からの資金調達など施策の内容と合致するものがあるかどうかなど検討を行い、税収以外の財政確保にも努めたいと思います。以上です。

○議長（稲田忠則君） 榮正敏議員。

○5番（榮 正敏君） ありがとうございます。

3つ目の質問に入ります。時間が大分押してきました。ちょっと早口になります。

まず、1点目、待機児童対策は進んでいると聞きますが、不登校児童対策について、昨年の12月議会において、吉村議員の質問に対して、森永教育長より詳しく丁寧な答弁がありましたとおり、中央公民館内にフレンドネットという、子どもたちの勉強、遊びの場をつくっていただいたということですが、個人情報ですので、益城全体で、小学生何人、中学生何人と大まかでいいですから、何人ぐらいおるのでしょうか。後で教えていただきたい。

この前、NHKでやっていましたが、廃校を救え、小さな離島の漁村の小中学校が廃校の危機にさらされておりました。本島から、いじめや不登校の生徒、学習の遅れている子など、何らかの事情を抱えている子ども10人ぐらいを、1年間民宿といいましても、地域全体でやるわけであ

りますが、預かり、離島留学を考えた小さな地域の話があつて。小さな村おこしですよということでした。電話もできない、携帯もできない。親と友達との連絡は全て手紙、昔の方法です。そういう方法しかしてはだめという条件のもとで、最初、親も子どもも泣いておりましたが、しばらくは子どももホームシックで「会いたい」ということで泣いておりましたが、1年後には見事、立派に成長した（精神的に）子どもに親が号泣する。たまらんから親が泣くわけですね。これまでは普通の番組です。これまではですね。この子たちが学校に帰って、不登校だった子どもが学校の教室に行って、堂々と自己主張をするわけですよ。「俺はこうしたい」「ああ、それはせん」「何でそげんすつとか」と言って。いつも隅っこにおった子どもたちが、これに驚きました。何がよかったのか。もちろん親の手助けがなかったのが一番じゃなかろうかと、担当の保健の先生はそう言うておりました。民宿では、自分のことは自分で、できないことはおばちゃんにお願いをする。ちゃんとお願ひしないと、おばちゃんはしてくれない。それもちろん自分の口で言わないと、食事も、自分の食べたい物があるなら何が食べたいとか言わんなら、決まったメニュー、それしかないわけです。ここの、ちゃんと自分の口で言わないと何もできないというところで、何も解決しない。これを見て、ああ今、自分たちが失った心のふるさとがここにあったんだなど、テレビを見とって思いましたね。つくづく考えさせられました。不登校に悩む子どもの親、いろんな事情を抱えて大変だと思います。「もう最後だから卒業式だけは出とつてくれ」、親は「もう頼むけん出てくれ」と、やっぱりみんなと一緒に卒業させたい。親は心配して言います。しかし、子どもにすればつらいと思います。友達から「何で今ごろ出てくるんだ」と、多分言うでしょうね、そういう子もおりますけん。「何で今ごろ出てくつとか」と、「今まで来んで」と。それか、今度は別に、「ああ、何々ちゃん、やっと来た」と、そういう2種類だと思います、周りの反応がですよ。それも自分で選ばなきゃいけないわけです。親は「行つてくれ」「行つてくれ」と言う。子どもは、行くか、行かんかは、自分で選ぶ。これは自分で一生引きずっていかなければならない、自分の負担だと思います。物すごく複雑な心境じゃなかろうかと思っています。

実は、私も不登校でした。学校に行きたくても、行きたくても、学校から「お前はしばらく来なくていい」と、つらかったですよ。朝から弁当持って家出て、そうめん淹で遊んで友達が帰つてくるとを待とりわけです。じっと待とりました、缶ビール飲みながら。「学校に来ていい」と言われたときは、やっぱうれしかったですね。でも、教室じゃ恥ずかしかったです。早い話が、停学。

この不登校の子どもたちは、益城の第一の廃校である袴野小中学校で夏季合宿などを計画できないでしょうか。児童生徒が少ないと課題が周りに漏れてなかなか集まらないと思いますので、不登校児童対策と呼ばれないように近隣の学校と連携して、熊大教育学部の生徒や保護者団体のNPOなどの支援をもらい、夏場の夏季合宿、昔の林間学校と山林学校か。昔、子どものときありました、小学校のころ。そういう方法で、夏場だけ1週間とか、そういう方法でやっていって、何か心のケアになりはしないかと。大きな体育館が残っていまして、水道、電気、ガス、設備は手当てすればすぐ使えると思います。こういう方法というの也有りますが、いかがなものでしょうか。不登校の児童の数とあわせて答弁お願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 森永教育長。

○教育長（森永好誠君） 教育長の森永でございます。3問目の御質問にお答えいたします。

まず、不登校の定義でございますが、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因背景によって、30日以上不登校状態が継続している状態のことをいいます。現在、本町では、小学生が4名、中学生が9名該当いたします。議員御指摘のように、夏休み等に廃校を利用して、不登校の児童生徒たちを一堂に集め集団生活を経験させる活動というのは、自然環境を満喫できるとともに、団体生活における規律などを習得し、いわゆる自立する上でも大変よい経験ではないかと思えます。ただ、いきなり集団生活は、やはり無理があると思えます。本町では4月からスタートします、地域未来塾、フレンドネットへの参加を呼びかけまして、まず、外へ一歩踏み出す勇気を持たせる。その後に、より開放的な環境づくりを計画したほうがよいのではないかと考えます。

各学校では、不登校児童生徒や保護者等、精神面のケアや学校生活適応のための努力を本当に丁寧に行っております。それらの取り組みと連携をとりながら計画を企画していきたいと考えております。本町には自然に恵まれた環境が数多くございます。それらを利用することに対しては、異論はないところであります。袴野小中学校跡地をはじめ、潮井水源、飯田山など、益城のすばらしい自然環境を生かし、宿泊を伴うものを前提とした計画に限らず、自然探訪や自然探索やデイクャンプなど、自然と触れ合い交流が生み出せるような企画を考えていくことは、多くのストレスを抱えた他の児童生徒にとっても、いい環境づくりになっていくものと考えます。地域とともにある学校づくりを取り組みとつなげていけたらいいなと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 榮議員。

○5番（榮 正敏君） ありがとうございます。子どもは何しろ宝です。みんなで育てていかなんといかんと思えます。

2番目の2点目の質問に入らせていただきます。

保育園の入所状況はということでお伺いしたいと思います。まず、益城町全体で何人の幼稚園児、保育園児がいるのか。また、今年、幼稚園児あるいは保育園児のおのおの何人ずつか。町には第一幼稚園、第二幼稚園、第一保育所から第五保育所、認可保育所がありますが、総収容人員は何人か。また、申し込み総人員との比較はどういう状況か。各校区の収容人員と申し込み人員の比較は、例えば、福田校区だけの総収容可能人員に対して、申し込みは何人あったのか。足りるのか。特に、福田地区と飯野地区においては、定住促進事業による小さい子持ちの若者夫婦が急に増えております。その若者世帯は、町の推進事業により定住するわけだから、当然優先的に、一番近くの保育園に入所できるものと疑う余地もなかったと言っています。

昨日のニュースでもありました。「保育園落ちた日本は死ね」、この切実な言葉をどう受けとめるか。保育園に入所できない。来月から決まっていた仕事もやめなければならない。こんな理不尽、不合理な政策がまかり通っています。鶏が先か、卵が先か、同じことです。親が二人とも仕事をしていないと入所できない。しかし、入所できないと仕事ができない。こんなばかな政策を国は堂々とやっています。つらいです。従わなければ補助金はない、出ないと保育所はつく

れない。この弱者、若者を救うために、何か、何か方法はないのでしょうか。「保育園落ちた日本は死ね」、今、政府は慌てています、選挙前だけ。我が益城町においては、このようなことにならないようにしていきたいものと思います。このことについて、町長の政策なり方針を、最後にお願いします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 5番榮議員の2回目の質問にお答えします。

ちょっと、かなりあと時間がありますので、熱弁がありましたので。前段の児童数とかですね、そこあたりは後ほどお知らせをします。

要点だけですね。各校区の収容人員と申し込みの比較ですね。保育所の場合、校区分けがございませんので、町全体として取り扱っております。地域性がある、その校区の子どもがその保育所に入所できるにこしたことはありません。実際、近くの保育所に入れずに、遠くの保育所に入所される子どもがたくさんおられるのが現状です。

また、町の定住促進事業は、市街化調整区域における少子化の防止と地域の活性化を図ることを目的としているということで、この定住促進事業で本町に転入された場合、小中学生は必ず校区の小中学校に通学できます。ただ、未就学児が保育所に入りたいときは、保育所の入所基準があります。保育所へ入所できる基準は、保護者が児童の保育ができず、支給認定申請により保育の必要性の認定を受けた場合で、さらに就労状況などで、その点数の高いものが優先して入所できると規定をされています。蛇足ですが、私の孫も何カ月か待機したというのもあります。ただ、今後はですね、認可保育所あたりの充実とか、それと国が保育士の修学貸付事業で保育士の育成もありますので、貸し付け期間が2年間、貸し付けが120万以内、月額5万円以内ということで出されます。そして、返還免除で県内で5年間継続したら、その120万は返還は免除ということもありますので、そういったことで取り組んでいきたいと思います。以上でございます。

○5番（榮 正敏君） ありがとうございます。

○議長（稲田忠則君） 榮正敏議員の質問が終わりました。

これで、本日予定されました一般質問を全て終了しました。これにて散会いたします。

散会 午後2時54分

平成28年 3 月 第 1 回益城町議会定例会会議録

1. 平成28年 3 月 8 日午前10時00分招集

2. 平成28年 3 月15日午前10時00分開議

3. 平成28年 3 月15日午前11時39分閉会

4. 会議の区別 定例会

5. 会議の場所 益城町議会議事堂

6. 議事日程

日程第1 常任委員長報告

日程第2 議員提出第1号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

日程第3 議員提出第2号 木山交差点の私有地開発に絡む文化会館第二駐車場との土地交
換に係わる調査特別委員会の経費に関する決議

日程第4 議員派遣の件

日程第5 閉会中の継続調査の件

7. 出席議員（18名）

1 番 上 村 幸 輝 君	2 番 下 田 利久雄 君	3 番 富 田 徳 弘 君
4 番 松 本 昭 一 君	5 番 柴 正 敏 君	6 番 中 川 公 則 君
7 番 吉 村 建 文 君	8 番 野 田 祐 士 君	9 番 宮 崎 金 次 君
10 番 坂 本 貢 君	11 番 寺 本 英 孝 君	12 番 坂 田 みはる 君
13 番 石 田 秀 敏 君	14 番 中 村 健 二 君	15 番 竹 上 公 也 君
16 番 渡 辺 誠 男 君	17 番 荒 牧 昭 博 君	18 番 稲 田 忠 則 君

8. 欠席議員（0名）

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 吉 崎 博 美

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	西 村 博 則 君	教 育 長	森 永 好 誠 君
会 計 管 理 者	福 島 幸 二 君	総 務 課 長	森 田 茂 君
総務課審議員	河 内 正 明 君	秘書広報課長	堀 部 博 之 君
企画財政課長	藤 岡 卓 雄 君	企画財政課審議員	中 桐 智 昭 君
税 務 課 長	緒 方 潔 君	住民生活課長	森 部 博 美 君
子ども課長	花 田 博 文 君	健康づくり推進課長	安 田 弘 人 君

健康づくり推進課審議員	西 口 博 文 君	いきいき長寿課長	後 藤 奈保子 君
福祉課長	坂 本 祐 二 君	農 政 課 長	森 本 光 博 君
建設課長	坂 本 忠 一 君	都市計画課長	杉 浦 信 正 君
下水道課長	富 田 正 秀 君	学校教育課長	田 中 秀 一 君
生涯学習課長	高 森 修 自 君	水道課長	西 村 秀 幸 君
代表監査委員	濱 田 義 紀 君		

開議 午前10時00分

○議長（稲田忠則君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の日程は皆さんのお手元に配付してありますとおり、常任委員長報告、採決、その他となっております。

日程第1 常任委員長報告

○議長（稲田忠則君） それでは、日程第1、常任委員長報告を議題といたします。

まず、総務常任委員会報告、坂田みはる委員長。

○総務常任委員長（坂田みはる君） 皆様、おはようございます。総務常任委員会報告をさせていただきます。

総務常任委員会報告書。平成28年第1回益城町議会定例会において付託された下記事件について、次のとおり審査結果を報告します。

1、事件名。議案第3号、平成27年度益城町一般会計補正予算（第5号）中、歳入、歳出（総務常任委員会関係）、第2表地方債補正。議案第9号、平成28年度益城町一般会計予算中、歳入、歳出（総務常任委員会関係）。議案第16号、益城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。議案第17号、益城町一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。議案第18号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。議案第19号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について。議案第20号、議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。議案第21号、益城町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について。議案第22号、益城町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について。議案第23号、益城町税条例の一部を改正する条例の制定について。議案第24号、益城町水利地益税条例を廃止する条例の制定について。議案第25号、固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について。議案第26号、益城町手数料条例の一部を改正する条例の制定について。議案第27号、益城町中小企業融資金利子補給に関する条例の一部を改正する条例の制定について。議案第32号、熊本市及び益城町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について。

2、審査経過。①付託年月日。平成28年3月9日。②審査状況。平成28年3月11日午前10時か

ら、総務常任委員会室において、全委員出席のもと当委員会に付託された議案の審査を行った。また、3月14日午前10時から、全委員出席のもと、キセキ九州 九州アグリサポートセンター（平田）及び益城町総合運動公園東側出口増設工事現場を視察した。

3、審査の内容と結果。①審査の結果。議案第3号ほか14件、当委員会に付託された議案について、執行部から説明を受け、慎重審査の結果、いずれも原案のとおり全会一致で可決することに決定した。

②審査の主な内容。議案第3号については、体育施設の指定管理料、公有財産購入費についての質問があり、担当課長からの説明を受け、指定管理料については今後このようなことがないようとの意見が出された。また、学校給食補助金については、学校給食センターの建設にあわせて見直しを行うべきではないかとの意見が出された。議案第9号については、地方特例交付金、体育施設改修設計業務委託料、町有財産整備評価支援業務委託料、教務支援システム料とリース料等の質問があり、担当課長から詳細な説明を受けた。また、地方債については増加をされないように努力をされているが、今後とも努めて子どもの世代に残さないようにしてほしいとの意見が出された。

議案第24号については、全国での課税自治体の状況や課税対象者等について質問があり、担当課長の説明を受けた。議案第25号については、固定資産税の強化方法等について質問があり、担当課長から詳細な説明を受けた。議案第27号については、利子補給の期間や申請件数等の質問があり、担当課長の説明を受けた。議案第32号については、連携協約に係る熊本連携中枢都市圏ビジョンの取り組み期間、改正の可能性等について質問があり、連携協約に係る経緯等を含む説明を担当課長から受けた。また、この連携協約が空港及び地域再生道路沿線の活性化や地区開発に対する制約にならないこと、緊急時を考慮した県道小池竜田線から広崎地区への道路の拡幅、新設について今後の連携の検討課題に入れていただきたいとの意見が出された。

議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第23号、議案第26号については、特段の意見はなかった。

③視察の結果と意見。視察した現場のうち、株式会社キセキ九州 九州アグリサポートセンター（平田）については、「夢ある農業応援九州研修所として2月17日にオープンした。今後、ICT農業のさらなる発展、夢ある農業実現の新たな一歩は熊本益城から」との意気込みもある社長の話を伺った。また、益城町総合運動公園東側出口増設工事現場については、工事の進捗状況の説明を受け、その状況の確認を行った。

以上、総務常任委員会の審査結果を報告します。平成28年3月15日、総務常任委員長坂田みはる。益城町議会議長稲田忠則殿。

以上をもって報告を終わります。

○議長（稲田忠則君） 次は、福祉常任委員会報告、松本昭一委員長。

○福祉常任委員長（松本昭一君） おはようございます。福祉常任委員会の報告をいたします。

福祉常任委員会報告書。平成28年第1回益城町議会定例会において付託された下記事件について、次のとおり審査結果を報告します。

1、事件名。議案第3号、平成27年度益城町一般会計補正予算（第5号）中、歳出（福祉常任委員会関係）。議案第4号、平成27年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）。議案第5号、平成27年度益城町介護保険特別会計補正予算（第3号）。議案第8号、平成27年度益城町水道事業会計補正予算（第3号）。議案第9号、平成28年度益城町一般会計予算中、歳出（福祉常任委員会関係）。議案第10号、平成28年度益城町国民健康保険特別会計予算。議案第11号、平成28年度益城町後期高齢者医療特別会計予算。議案第12号、平成28年度益城町介護保険特別会計予算。議案第15号、平成28年度益城町水道事業会計予算。議案第28号、益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。議案第29号、益城町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について。議案第30号、益城町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

2、審査経過。①付託年月日。平成28年3月9日。②審査状況。平成28年3月11日午前10時から、福祉常任委員会室において、全委員出席のもと当委員会に付託された議案の審査を行った。また、3月14日午前10時から、全委員出席のもと、株式会社キセキ九州 九州アグリサポートセンターと東南部地区簡易水道改修工事箇所下陣浄水場を視察した。

3、審査の内容と結果。①審査の結果。議案第3号ほか11件、当委員会に付託された議案について、関係課長から詳細な説明を受け、慎重審査の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決することに決定した。

②審査の主な内容。議案第3号については、家庭的保育質を含む地域型保育事業の受け入れ施設の状況と児童福祉施設費の給料の減額補正について質疑があり、担当課長より詳細な説明を受けた。議案第5号については、介護報酬改定による予算の減額について質疑があり、担当課長より3年に1回の制度の見直しによるもので、サービス給付金が下がったものによる減額補正との説明を受けた。議案第9号については、平成28年度において新たに始める事業や各種補助金の内容について質疑があり、各担当課長より詳細な説明を受けた。また、衛生費の健診委託料の前年に比べ減額での予算や、国民健康保険の広域化について質疑があり、予算算出の経緯や状況、国保の都道府県化に向けたこれからのスケジュール等について担当課長より詳細な説明を受けた。

議案第12号については、地域包括支援センターの運営委託料について質疑があり、西部圏域を担う地域包括支援センターの設置場所について、町として政治倫理の面でどうか。もっと慎重に対応すべきではなかったのか。との意見とあわせ、契約母体事業所による利用者の囲い込みを危惧する意見が出され、担当課長から場所の選定においては公募事業者が利用される方の利便性等を考え選定されたものである。また、囲い込みについては、包括支援センターと契約母体事業所とを切り離すことが最も望ましいことであり、母体法人名は出さないこととしているとの説明を受けた。さらに、今後は囲い込み防止のためのマニュアル等作成し、地域包括支援センターの運営に注視していくとの説明があった。議案第15号については、工事に対する補償費と実際の工事費の差異について質疑があり、担当課長より水道予算の算出方法について説明を受けた。議案第

29号については、条例改正の内容について質疑があり、担当課長より詳細な説明を受けた。

議案第4号、議案第8号、議案第10号、議案第11号、議案第28号及び議案第30号については特段の質疑はなかった。

③視察の結果と意見。視察した現場のうち、株式会社キセキ九州 九州アグリサポートセンターにおいては、会社の概要等について詳細な説明を受けた後、施設内を見学した。この会社は今年2月にオープンし、最新の技術を取り入れた農業機械の展示や実際に機械の体験や、栽培方法を検証できる圃場、ほか研究施設があり、今後の農業発展に期待が持てる施設であることを確認した。東南部地区簡易水道改修工事箇所下陣浄水場においては、工事現場を視察し、担当職員から詳細な説明を受けた。今回の工事では、非常用自家発電機、残留塩素計等の設置や老朽化した機器の更新がなされていた。水道センターでは、24時間施設の状況が監視、記録され、安全で安心な水の供給ができることを確認した。

以上、福祉常任委員会の審査結果を報告します。平成28年3月15日、福祉常任委員長松本昭一。益城町議会議長稲田忠則殿。

以上で、福祉常任委員会の報告を終わります。

○議長（稲田忠則君） 次は、建設経済常任委員会報告、荒牧昭博委員長。

○建設経済常任委員長（荒牧昭博君） おはようございます。建設経済常任委員会の報告をいたします。

建設経済常任委員会報告書。平成28年第1回益城町議会定例会において付託された下記事件について、次のとおり審査結果を報告します。

1、事件名。議案第3号、平成27年度益城町一般会計補正予算（第5号）中、歳出（建設経済常任委員会関係）。議案第6号、平成27年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第3号）。議案第7号、平成27年度益城町農業集落改修事業特別会計補正予算（第3号）。議案第9号、平成28年度益城町一般会計予算中、歳出（建設経済常任委員会関係）。議案第13号、平成28年度益城町公共下水道特別会計予算。議案第14号、平成28年度益城町農業集落改修事業特別会計予算。議案第31号、益城町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

2、審査経過。①付託年月日。平成28年3月9日。②審査状況。平成28年3月11日午前10時から、建設経済常任委員会室において、全委員中5名出席のもと当委員会に付託された審査を行った。また、14日午前10時から、全委員中5名出席のもと、株）キセキ九州 九州アグリサポートセンター（平田）、町道農免道線、益城町浄化センターの視察を行った。

3、審査の内容と結果。①審査の結果。議案第3号ほか6件、当委員会に付託された議案について、執行部から詳細な説明を受け、慎重審査の結果、いずれも原案のとおり全会一致で可決することに決定した。

②審査の主な内容。議案第3号については、南・中尾地区の圃場整備計画策定委託料の実施理由について質問があり、執行部より南地区全体の同意が取れなかったため事業ができなかったとの回答であった。農業振興促進事業協議会においては、都市計画課と協議して町の計画発展に取

り組むよう意見が出された。潮井自然公園は国の補助金配分減による整備の遅れを考慮して期限内の完成に向けて努力するとともに、アクセス道路も含め公園事業と並行して進めてほしいとの意見があり、執行部寄り並行して進めるとの回答があった。その他、担い手育成事業費の利用状況、県道小池竜田線の負担金関係の確認、農業振興費鳥獣被害関係の実施状況確認や小池地区のためのため池整備での補助事業対象の有無など説明を求め、執行部により回答を得た。

議案第6号については、津森地区の下水道測量委託料の根拠について質問があり、測量延長減による減額、区域外流入による使用料負担金について質問があり、使用料負担金については町徴収後の熊本市への未払いとの回答があった。

議案第9号については、林業関係ではサントリーによる間伐、除伐に伴う町の収益の具体化や町有林の現地管理と成木伐採管理について質問があり、緑川森林組合と連携して行っている旨の回答があった。また、農業法人による農地中間管理機構の利用促進、有害鳥獣補助金と駆除した動物の処理先の検討に取り組むことなど、意見が出された。建設関係は、国道443号線整備促進期成会の内容や町道改良箇所の説明を受けた。木山地区の区画整理調査については、今後県との調査及び関係住民へ調査内容を十分に伝えていただくよう意見があった。また、住宅使用料滞納については明け渡し訴訟等を早急にすべきとの意見があり、取り組むとの回答があった。

議案第13号については、下水道処理場長寿命化実施計画に伴う業務委託と津森地区の下水道業務委託見直しについて質問があり、長寿命化実施計画に伴う設備等の改修計画や測量計画等に係るものであると回答があった。

議案第7号、議案第14号、議案第31号については特段の意見はなかった。

③視察の結果と意見。視察した現場のうち、株)キセキ九州九州アグリサポートセンター(平田)については、将来の大規模農業経営支援に即応したICT技術を取り入れた農業機械の説明があった。町道農免線道路では、工事概要の説明と今年度3月末供用開始予定との説明を受けた。益城町浄化センターでは、担当者より下水道処理場長寿命化実施計画に伴った内容について説明を受け、平成28年度改修予定箇所を確認した。

以上、建設経済常任委員会の審査結果を報告します。平成28年3月15日、建設経済常任委員長荒牧昭博。益城町議会議長稲田忠則殿。

以上で建設経済常任委員会の報告を終わります。

○議長(稲田忠則君) 建設経済常任委員長の報告が終わりました。

以上で各常任委員長の報告を終わります。

それでは、これより各常任委員長報告に対する質疑を許します。

質疑に入ります前に議員各位に申し上げます。

常任委員長に対する質疑は益城町議会規則第50条及び益城町議会議会運営に関する申し合わせに従い、審査の結果に対する疑義に限ります。また、発言は簡明をお願いいたします。

質疑はありませんか。

1 番上村幸輝議員。

○1 番(上村幸輝君) おはようございます。1 番上村です。

それでは、福祉常任委員長にお伺いいたします。

議案第12号、平成28年度益城町介護保険特別会計予算において地域包括支援センター運営委託金として3,000万円が計上されております。中学校校区においてですね、二つの包括支援センターに分割するということであって、分けること自体ですね、特に問題はないかと思われませんが、非常に気になるところもございます。

福祉常任委員会の付託審議においてですね、新規委託事業者の事業所の設置場所、これとですね、母体となる事業への利用者が囲い込まれるのではないかという心配がつきまとうんですが、この件についてですね、先ほどの委員長報告で設置場所については倫理的に慎重に審議をする必要があったのではないかとのことでしたが、これ以上にですね、掘り下げた内容の議論はあったのかどうかということをお伺いしたいと思います。

またですね、利用者の囲い込みに発展するのではないかという不安についてはですね、執行部のほうからマニュアルを作成するというお話をお伺いしたんですけど、確かにですね、マニュアルの作成も大事かと思うんですが、多くの市町村でですね、行われている支援センターが要支援の高齢者向けに作成する予防介護プラン。これでですね、サービスが特定業者に集中してないか等ですね、調査というものを定期的実施する等の対策が必要と思われるんですが、そういった具体的な対策等については話は及んだんでしょうか。もし及んでいるのであればですね、その辺の内容もお聞かせいただきたいと思います。以上です。

○議長（稲田忠則君） 松本委員長。

○福祉常任委員長（松本昭一君） 1番上村議員の質問にお答えします。

設置場所は利用者の利便性を考えて選定されたものです。設置場所について町からの指示は出してないということです。金額の違いは人口割とか対象者数等幾つかの項目に照らし、算出したもので経費等積算は同じということです。

それと囲い込み問題については、母体事業所と包括支援センターを離すことを契約条件としています。また、母体法人名は出さないことにしています。今後は運営方針を明確にし、囲い込み防止マニュアル等を作成し、評価報告をしていくということでございます。マニュアル等はこれから作成していくということでございます。以上です。

○議長（稲田忠則君） いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

8番野田祐士議員。

○8番（野田祐士君） おはようございます。8番野田です。

福祉常任委員長と総務常任委員長にお尋ねいたします。

まず、福祉常任委員長、お尋ねですけれども、質問が今の部分と重なりますけれども、議案第12号についてですけれども、町として政治倫理の面でどうかという質問がございましたけれども、政治倫理の面という意味合いについてですね、どのような中身のですね、意見があり、またそれについての回答があったのかをお尋ねしたいと思います。

それと、包括支援センターと契約母体事業所と切り離すことが最も望ましいんだというふうな

回答がおっしゃいましたけれども、まず契約母体事業所名を分かればお願いしたいということと、どのように切り離すかについてですね、意見が出たのか、またそれについてどのように対応するというふうな執行部の回答があったのかについてお尋ねします。これが２点目です。

次は、総務常任委員長についてお尋ねいたします。

指定管理料のお話ありがとうございました。指定管理料について指定管理業務の額、または契約内容についてどのような質問があり、どのような回答があったのかについてお尋ねいたします。

○議長（稲田忠則君） 松本委員長。

○福祉常任委員長（松本昭一君） ８番野田議員の質問にお答えします。

政治倫理の面でどうだったかということですけど、その答えは別にありませんでした。それと２カ所設置ですかね。２カ所設置につきましては、これは一市町村に複数のセンターを設置することは町の判断により設置できますということです。

（「事業者」と呼ぶ者あり）

それと、メリットとか。

（「母体事業者」と呼ぶ者あり）

済いません、母体事業者。

（自席より発言する者あり）

母体事業者の公表はしないということです。以上です。

○議長（稲田忠則君） 坂田委員長。

○総務常任委員長（坂田みはる君） ８番野田議員の御質問にお答えします。

指定管理料につきましてはの額、契約内容等の質問と回答についてということでございました。指定管理料を計算する場合には経費から収入を引いて不足する分が指定管理料となるということの御説明、指定管理者の募集プレゼン時に収入の中にヴォルターズの試合20試合が入っていて、その１試合が30万、計600万が入るということ。それから総体的な指定管理料につきましては、このヴォルターズに関してではなく資料提供をいただいております。これは総務常任会の中でいただきました資料で、考え方として経費の中に指定管理料4,500万分と、収入が使用料として3,700万分の、合わせて8,200万分ということでの指定管理料の考え方の表をいただいております。ですから、今回はこの収入の中使用料の3,700万の中にヴォルターズの試合20試合分が含まれていたという計算のもとでの皆さんからの質問に対するお答え等でございます。以上です。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○８番（野田祐士君） ２回目の質問でございます。

まず福祉常任委員長ですけども、御回答ありがとうございました。もう一つですね、先ほど私の言い方が悪かったと思うんですけども、母体法人名の公表はしないという意味はですね、ここで公表しないということですかね。それともその場で公表をしないというのか、ちょっとその意味が分かりませんでしたので、どういうことかというのをちょっともう一度お答え願いたいということと、母体法人名、要するに地域包括センターをやられる、西部圏域でやられる母体法人名と母体事業所て書いてある、母体事業所ですね、と実際やられる方をどうやって切り離すと

いうことか。要するに切り離すことが望ましいという回答があったということですが、母体法人、母体、要するにこれはいろんな経過、プレゼンテーション等をおいてですね、契約されるということでしょうけれども、その母体の法人の方と実際やられる方をどうやって切り離すということかということについてですね、説明があったのかなかったのか、またそれをどう考えていらっしゃるのかについてもいいですけれども、ちょっとお尋ねしたいと思います。以上が福祉常任委員長への質問です。

総務委員長にもう一度ですね、済いません。おんなじところなんですけども、指定管理料についてですね、多分要綱についての説明を言われたのだというふうに考えておりますけども、指定管理基本協定書についてですね、指定管理料、例えば8条指定管理料、9条指定管理料の額の変更、10条指定管理料の精算また管理業務仕様書についてですね、どのような説明、どのような質問があったのか、できればその中身もですね、読んでいただければ一番ありがたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 松本委員長。

○福祉常任委員長（松本昭一君） 8番野田議員の質問にお答えします。

母体事業名と事業をどうやって切り離すかということは、それは説明はありませんでした。これからまたマニュアルを作成していくということでございます。以上です。

○議長（稲田忠則君） 坂田委員長。

○総務常任委員長（坂田みはる君） 野田議員の2回目の質問にお答えいたします。

その使用料というお話ではなく、管理協定の第10条からのお話ということでございました。「利用料金その他の料金増減があったとしても増額または減額をしないものとする」とあります。しかし、指定管理者の募集要綱の6に経費の精算というものがあります。これに、「なお、利用料金収入の減少など指定管理者の運営に起因する不足が生じた場合は補填はありません」とあり、第10条は指定管理者の運営に起因するものと判断しています。今回のヴォルターズの試合の減というのは指定管理者の運営に起因するものではなく、第9条に明確に該当するために、指定管理者との協議に入りましたという御説明がありました。この御説明をいただくときには、第9条または第10条どちらで判断すればいいかという委員の中からの御質問があつての執行部からの御答弁でございましたので、一応そこまでということになります。よろしいでしょうか。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○8番（野田祐士君） 3回目の質問をさせていただきます。

福祉委員長の今の御答弁では、これからマニュアル等を作成されるということでございます。4月からもう開所は事務所の方はだいぶでき上がっているようですけれども、行われるのは4月からの予定になっておるのでしょうか。4月からの分をですね、今からマニュアルをつくるということですかね。いろんなことについてですね、ガイドライン、マニュアル等はですね、4月からもしされるのであればですね、早急につくっていただかないとですね、利用者の方にとってですね、御迷惑をかけるといけませんので、それについてはお願いですけれども、もう一度ですね、いつから開所予定かというマニュアルができるかあたりはですね、御説明をしていただきました

いと思います。よろしくお願いします。

済みません、総務常任委員長についてですね、要綱の部分と言われたと思うんですけども、指定管理料についての中身についてなんですけれども、増減云々というお話がございました。多分要綱はですね、26年の2月、26年度にですね、作成されてあるものだという事で間違いないと思うんですけども、指定管理者基本協定書、これ、27年の2月につくられてあります。その中にですね、管理業務の実施にかかわる経費等、第2章にございます。指定管理料について第8条「甲は管理業務の実施に要する費用として毎年度甲の予算の範囲内で指定管理料を乙に支払うものとする」と。2項に「隔年ごとの指定管理料の額は乙が提出した手続等に関する条例第3条第1号に規定する事業計画書に記載した金額（消費税及び地方消費税を含む）の範囲内となるよう別途年度協定により毎年度定めるものとする」というふうになっております。

また、指定管理料の額の変更につきまして、第9条で「指定管理料の額を変更すべき特別な事情が生じたときはその都度甲、乙協議の上定めるものとする」、多分先ほどこのことを言われたのかと思っておりますが、さらに指定管理料の精算について第10条、第8条第2項に「規定する指定管理料は当該年度における管理に要した経費及び利用料金その他の収入に増減があっても増減、増額または減額しないものとする。ただし、益城町総合運動公園の電気使用料のうち益城町交流情報センター使用分についてはこの限りではない。なお、詳細については仕様書による」となっております。

先ほどですね、委員会の中で仕様書の存在というか、仕様書についてですね、いろんな協議、お話が出ていなかったということでございますので、委員長の報告の中にですね、この仕様書という部分がですね、入っておりませんでした。この仕様書についても同じく27年の2月に協定書と一緒にですね、管理業務仕様書がつくられております。その中にですね、危機管理に関する業務、その中の8番目にですね、「益城町総合体育館、益城町町民体育館は自然災害等発生時における避難所等に指定されているため、甲が設置する災害対策本部の指示があった場合、通常利用を直ちに中止し、避難所の開設、避難者の受け入れ等避難所としての機能を優先させるとともに必要な対応を行うこととする。災害、その他政策的理由により緊急に甲が使用したことに伴い、乙の収入に減収が生じた場合で町長が特に必要と認めた場合は甲が減収相当分を支払うものとする」。先ほど委員長が言われたですね、9条についての特別な理由というのは多分これに当たるんじゃないだろうかと。総務委員会の中でですね、この仕様書が提示されなかったというのは残念ですけども、これについてですね、何か執行部のほうから説明があったかなかったのかについてですね、お尋ねします。

それとですね、もう一つ、収支に関しての部分なんですけども、この6というところにですね、「収支について管理経費は利用料金、収入、委託料及びその他の収入により補うものとする。1、収入について。①利用料金収入。ア、減免措置に伴う利用料金の減収分については補填は行わない。イ、指定管理者が変更となる場合、施設の事前予約により支払われている利用料金については乙の指定管理機関のものは乙の収入とする。ウ、前項の規定にかかわらず熊本ヴォルターズが益城町総合体育館を利用する場合の利用料金については利用日の属する年度における管理者の収

入とする。②電気使用料にかかわる指定管理料について。指定管理者が負担する総合体育館の電気使用料には益城町総合運動公園内の益城町交流情報センターに使用分が含まれているため、当該使用料相当額については指定管理料に基準額として500万円を計上し、過不足額を決算後に精算することとする」というふうになっております。この部分がですね、多分総務委員会のほうで出てこなかった仕様書の分だと思えるんですけども、それを受けましてですね、この条文についてですね、いかにですね、判断をすべきかというのがですね、委員会のほうでですね、説明があったのか。

またですね、委員会の中でですね、仕様書についての説明が十分であったかについてのですね、判断をどのようにですね、お考えかについても結構ですけども、これがですね、協定、いわゆる契約協定ですね、契約みたいなもんですけれども、協定書と仕様書なので十分留意してですね、これにのっとって行うべきだと考えておりますので、それについてどうお考えかをですね、委員長のほうにお尋ねいたします。

○議長（稲田忠則君） 松本委員長。

○福祉常任委員長（松本昭一君） 8番野田議員の質問にお答えします。

いつから開所か、それとマニュアル作成についての質問はありませんでした。以上です。

○議長（稲田忠則君） 坂田委員長。

○総務常任委員長（坂田みはる君） 8番野田議員3回目の質問にお答えします。

総務常任委員会のほうでお聞きした内容というのは先ほど御説明したるのことで、協定書また仕様書ですね、そういった面につきましては議会後にお勉強するときにいただきましたので、私の個人的な意見というのは差し控えます。まずもって総務常任会のほうで今回執行部のほうから説明いただきました先ほども繰り返しになりますけれども、管理協定の第10条が「利用料金そのほかの料金に増減があっても増額または減額をしないものとする」ということがありますけれども、指定管理者の募集要綱の6に経費の精算というものがあります。「なお、利用料金収入の減少など指定管理者の運営に起因する不足が生じた場合は補填はありません」とあり、第10条は指定管理者の運営に起因するものと判断します。

今回のヴォルターズの試合数の減というのは指定管理者の運営に起因するものではなく、第9条に明確に該当するため、指定管理者との協議に入りましたということの御説明がありました。そしてまた、その説明時にですね、プロバスケットボールチームの試合数による収入の増加という話があったんですけども、プロバスケットボールチームの試合がなくなった場合の収入が減少することが予想されるんですが、その場合は町との協議によるとの認識でよろしいでしょうかというお話の中で、御理解のとおりですということを執行部のほうでお話しになっておりますので、今回の場合は第9条に該当すると認識したという御説明をいただいております、総務常任委員会、委員さん6名おりますけれども、その6名は執行部の提出されました資料、先ほどの指定管理者の金額の資料と、それからいただいた説明等々で納得をしたということで議事を終えました。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑ありませんか。

(なし)

○議長（稲田忠則君） 質疑はないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、議案に対する委員長報告に反対の方の発言を許します。

8 番野田祐士議員。

○8 番（野田祐士君） まず、委員長報告、議案に。

○議長（稲田忠則君） 委員長報告に対して反対ですから反対のほうの。

○8 番（野田祐士君） 平成27年度一般会計補正予算に対して反対でよろしいんですか。

（「総務常任委員長報告書に対して」と呼ぶ者あり）

でいいんですよね。総務常任委員長に対する反対の立場から意見を述べさせていただきます。

平成27年度益城町一般会計補正予算書（第5号）中、10款教育費 7 項保健体育費 2 目体育施設費13節委託料についてですね、反対の討論を述べさせていただきます。

これは、指定管理料の増減の補正となっておりますが、指定管理料については先ほども述べましたとおり平成27年2月指定管理者基本協定書が作成されております。また、仕様書も同じく作成されております。先ほど述べましたように、指定管理料について第8条の2、指定管理料の変更については第9条、指定管理料の精算については第10条に規定されております。したがって、今回のプロバスケケットボールチームの試合数等の増減による収入増減の委託料については協定書に反する、また仕様書に反するものとなっておりますので、委託料の削減がない場合には賛成できないものであります。よって反対意見を述べさせていただきます。以上でございます。

もう1点、福祉常任委員長について反対意見を述べさせていただきます。

平成28年度益城町介護保険特別会計予算中、5 款地域支援事業費 2 項包括的支援事業任意事業費 1 目包括的支援事業費13節委託料地域包括センター運営委託料についてでございます。

政府の取り組みは地域包括ケアの構築と費用負担の公平化を図るための取り組みを本格するために介護保険法を見直しました。その一つが地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実を図ることでございます。その目的は事業における人員強化と財政強化を図ることになっております。今回の予算は、暗に地域包括支援センターを二つの権益に分けたことにほかならないと考えております。また、質疑応答においても担当課長の答弁にもあったように、議会への説明は何もなされた状態ではございません。運営協議会において執行部での決定事項の報告が主で、重要な御議論も尽くされていない状況であります。また、利用者の使用のメリット、デメリットの検討もなされておられません。

今、委員長からおっしゃったようにガイドライン、または仕様書についての作成も行っていないと、今からということでございます。地域包括支援センターは地域の福祉活動の拠点としての役割を果たさなければならないこととなっております。福祉のまちづくりにおいて何よりも重要なことは公平性、中立性の担保であると思っております。今回の一般質問の中でも取り上げましたけれども、西部地区の地域包括センター設置場所は当議員のマンションのフロアであり、また、この場所は西村町長が町長選挙の際に事務者の一部として使用されたと聞き及んでおります。こ

れに対して西村町長からの否定の便はなされておりません。認められたという認識でございますが、このような状況の中、本当に適切、公平、中立かつ効率的に実施できるのでありましょうか。

地域包括センターの民間委託については、全国的に問題、課題が多数報告されております。まずそれに対応できるような要綱、ガイドラインの制定を行うべきであります。今は具体的にどのような対応を行うのか、取り組むべき課題を明らかにし、さまざまな経過を見きわめることが大事であり、時期尚早であると思っております。ちなみに、熊本県内で今回のような形式で圏域を分けているのは熊本市、八代市、天草市のみであります。その他の11市、31町村は圏域を分けることは行っておりません。つまり、きちんとした準備がなされてから行うのが前提で、ほかの町村と連携をとり、間違いが起こらないように努め、調査研究をしなければならないということであると思います。それが町としての責任であり、何よりも利用者のためであります。

以上が反対の理由であります。よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 次に、委員長報告に賛成の方の発言を許します。

6 番中川公則議員。

○6 番（中川公則君） 6 番中川であります。

議案第 3 号、平成27年度益城町一般会計補正予算書（第 5 号）については、委員長報告のとおり賛成であります。以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに討論はありませんか。

5 番榮正敏議員。

（「今のは、反対討論よ」と呼ぶ者あり）

いや、賛成。賛成討論。

（「反対討論が終わって賛成討論を二つしよと」と呼ぶ者あり）

はい。

（「二つたい」と呼ぶ者あり）

項目が二つありました。一人で二つやなかと。

（「別々ていうことやなかよ。反対討論の賛成。次、反対するばってん」と呼ぶ者あり）

済みません。それではですね、本来はですね、一人で二つですね、賛成討論をするということでございますので、ほかにないようですね、これで議案に対する討論を終わります。

これより議案第 3 号「平成27年度益城町一般会計補正予算（第 5 号）」から議案第32号「熊本市及び益城町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について」までの提出30議案について採決いたします。

まず、議案第 3 号「平成27年度益城町一般会計補正予算（第 5 号）」について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 可否同数であります。

よって議長が採決いたします。

議案第 3 号については、議長は可決です。

よって議案第3号については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号「平成27年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」から議案第8号「平成27年度益城町水道事業会計補正予算（第3号）」までの5議案について、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員であります。

よって議案第4号から議案第8号までの5議案については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号「平成28年度益城町一般会計予算」から議案第11号「平成28年度益城町後期高齢者医療特別会計予算」までの3議案について、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員であります。

よって議案第9号から議案第11号までの3議案については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号「平成28年度益城町介護保険特別会計予算」について、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立多数であります。

よって議案第12号については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号「平成28年度益城町公共下水道特別会計予算」から議案第15号「平成28年度益城町水道事業会計予算」までの3議案について、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員であります。

よって議案第13号から議案第15号までの3議案については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号「益城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」から議案第31号「益城町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について」までの16議案について、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員であります。

よって、議案第16号から議案第31号までの16議案については委員長報告のとおり可決されまし

た。

次に、議案第32号「熊本市及び益城町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について」、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（稲田忠則君） 起立全員であります。

よって、議案第32号「熊本市及び益城町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について」は、委員長報告のとおり可決されました。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

11時20分から再開いたします。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時20分

日程第2 議員提出第1号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き再開いたします。

日程第2、議員提出第1号「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提出者議員の説明を求めます。

9番宮崎金次議員。

○9番（宮崎金次君） おはようございます。9番宮崎です。

議員提出第1号、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を説明します。

まず、条例の改正点ですが、皆さんのお手元の資料の3枚目の条例新旧対照表をごらんください。ここの第2条、普通財産の交換の2行目の「ただし」以降ですが、「ただし価格の差額がその高価なものの価格の6分の1を超えるととき」、この次に、「またはその高価なものの価格が700万円を超えるととき」をつけ加えます。このことにより、700万円を超える場合は議会の議決が必要になります。なお、700万円としたのは、本町の条例、多分お手元のところに資料があると思いますが、条例、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の第3条「議会の議決に付さなければならない財産の取得または処分は予定価格700万円以上の不動産または動産の買い入れ、または売り払いとする」という条文から引用しております。

次に、提案理由でございますが、皆様も御承知のように今、議会では木山交差点に絡む疑義に関する調査特別委員会が開かれております。その中でも一番町民が心配しているのは、町長に財産処分の権限があるとしても、地元住民や議会の意見を十分聞かず、利用度が少ないとか優先順位が低いなどの執行部だけの判断で町の財産を交換することへの心配、つまりこの考え方から言

えば町の公園やグラウンド、さらには体育館などの行政財産でさえも執行部の考え一つで交換、また処分ができてしまうことにつながります。このことを多くの町民が心配されており、これをなくすため条例の改正を提案したわけです。さらに、今回交換により町有地になった土地について、つまりその木山交差点のあの今、駐車場になっている土地なんですが、土地の評価が適切であったかについて調査を始めようとする矢先に執行部から調査委員会に一言の連絡もなく、駐車場をつくるために大量の土砂を搬入、地形を変えてしまわれました。これは明らかに調査委員会を無視し、調査を妨害したととられても仕方のない行動であり、このように議会を軽視した行動に対して議会の役割を再確認してもらおうという必要性も生じてまいりました。

以上のような理由から、普通財産の一定額以上の交換は議会の議決を必要とすることと、あわせて議会の役割を再認識してもらい、できれば今後二度と百条委員会などが開かれない町になることを願って、今回の改正案を提出いたします。以上です。

○議長（稲田忠則君） 提出者議員の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。まず、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

3番 富田徳弘議員。

○3番（富田徳弘君） 3番富田でございます。

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例制定について反対討論を行います。

今回、議員提案された改正は、財産の交換に金額の上限を加えるという町長の裁量権にまで踏み込むものであり、議員としての権限を超越するのではないかと考えております。4年に一度の選挙を得て町民から選ばれた1人の首長には町のかじ取り役として権限、裁量を与えられるのは当然であり、その権限を行使しなければ行政運営はできません。その最たるもの、予算を編成し、議会の承認を受け、その予算を執行していくものだと思いますが、財産の取得、管理、処分についても首長に与えられた裁量権の一つだと思います。首長としてのかじ取り、判断については4年ごとに町民の審判を仰ぐ、これが地方自治の仕組みではないでしょうか。財産の交換に関する条例については、昭和38年に自治省から準則が示されています。これに基づいて全国いずれの自治体でも同様の条例がつくられており、その中に金額の上限を定めてあるところはないのではないかと聞いております。地価が最も高いであろう東京都さえ金額の上限は定めていないようです。

地方自治法第96条で議会の議決事件を規定しており、同条第1項第6号で条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、もしくは支払い手段として使用し、または適正な対価なくしてこれを譲渡し、もしくは貸し付けることを掲げています。この条例で定める場合除いたのは、条例により財産の交換等について一般的取り扱い基準を定めた場合においては改めてこの行為について個別議決を要しないという旨の趣旨であり、この法律に基づき、全国の各地方公共団体は条例で普通財産の交換等について一般的な取り扱い基準を定めております。

今回の条例改正案は、当該価格が700万円を超えるものについてはこの行為について個別議決を要することになり、地方自治法第96条第1項第6号の趣旨にそぐわないものとなります。条例に基づく交換については、あくまで等価交換が基本であり、一定の範囲内までは金銭で捕捉することになっております。等価交換ですから町に何ら損害等を与えるものではなく、また公共の用に供するために行うものであります。また、財産の等価交換を行った木山交差点の関連については現在調査特別委員会調査中であり、来年度も引き続き調査を実施していくということでその結果もまだ出ていない状況であり、この改正をわざわざこの時期に出されること、それも調査特別委員会の委員が提出者であることについても甚だ疑問に感じております。

今回の提案は、我々議員としての資質、モラルを問われるような改正であり、また執行部と議会の信頼関係を損ないかねないものではないでしょうか。他の自治体から益城町は議会との関係はどうなっているのかという声さえ聞こえてきそうな改正ではないかと思っております。

よって、到底賛同できるものではなく、断固反対するものであります。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。以上、終わります。

○議長（稲田忠則君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

2番下田利久雄議員。

○2番（下田利久雄君） 2番下田です。

議員提出第1号、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての賛成の立場から意見を述べます。

今回の条例改正は、普通財産の交換において700万円を超える場合は執行部だけではできない、つまり議会の議決が必要であるとしたことです。もちろん今回の改正により、執行部が行う普通財産の交換を拒否または否定しようとするものではありません。私も元来、町の執行部の行動を努めて制約すべきではないという考えですが、今回の調査委員会の設置されている背景を考えると、町の財産を交換する際にたとえ町長の権限で行うことができたとしても町民、特に地元や議会への説明が不十分であったがため、こんなことになったのではないかと思います。ですから、今後も木山交差点だけでもまだ3カ所の角地が残っており、さらに今回の交換を前例にしてあらゆるところから町有財産を狙ってくることも当然考えられます。

このため、町有財産の交換において700万円を超える場合は議会を含めた慎重な対応を図るため、議会の決議を必要とするものであるという趣旨で条例の改正、これにより二度と本町において百条委員会などが設置されなくて済むようなことになるのではないかと思います。

皆さんの御賛同をよろしくお願いいたします。以上で賛成討論を終わります。

○議長（稲田忠則君） ほかに討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ないようですので、これで討論を終わります。

これより、議員提出第1号「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

この採決は起立によって行います。原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（稲田忠則君） 起立多数です。よって、議員提出第1号「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決されました。

日程第3 議員提出第2号 木山交差点の私有地開発に絡む文化会館第二駐車場との土地交換に係わる調査特別委員会の経費に関する決議

○議長（稲田忠則君） 日程第3、議員提出第2号「木山交差点の私有地開発に絡む文化会館第二駐車場との土地交換に係わる調査特別委員会の経費に関する決議」を議題といたします。

提出者議員の説明を求めます。

15番竹上公也議員。

○15番（竹上公也君） おはようございます。15番竹上でございます。

議員提出第2号については、朗読によって説明をかえさせていただきます。

議員提出第2号。平成28年3月15日益城町町議会議長、稲田忠則殿。

提出者。益城町議会議員竹上公也。

賛成者。益城町議会議員中村健二。賛成者。益城町議会議員寺本英孝。賛成者。益城町議会議員中川公則。賛成者。益城町議会議員荒牧昭博。賛成者。益城町議会議員石田秀敏。賛成者。益城町議会議員野田祐士。賛成者。益城町議会議員宮崎金次。賛成者。益城町議会議員渡辺誠男。

木山交差点の私有地開発に絡む文化会館第二駐車場との土地交換に係わる調査特別委員会の経費に関する決議。上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

提案理由。木山交差点の私有地開発に絡む文化会館第二駐車場等の土地交換に係わる調査特別委員会の経費に関する決議。地方自治法第100条第1項の規定により、益城町議会に設置された木山交差点の私有地開発に絡む文化会館第二駐車場との土地交換にかかわる特別調査委員会は、平成28年度においても付託事件の審査等を継続をする必要があるため、地方自治法第100条第11項の規定に基づき、平成28年度分の事務調査費の決議を求める。

記1、調査経費。本調査に要する経費は、平成28年度においては300万円以内とする。

議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 提出議員の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

(なし)

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。まず、原案に反対の方の発言を許します。

討論はありませんか。

(なし)

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これより議員提出第2号「木山交差点の私有地開発に絡む文化会館第二駐車場との土地交換に係わる調査特別委員会の経費に関する決議」を採決いたします。

この採決は起立によって行います。原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立多数です。よって、議員提出第2号「木山交差点の私有地開発に絡む文化会館第二駐車場との土地交換に係わる調査特別委員会の経費に関する決議」は起立多数で原案のとおり可決されました。

日程第4 議員派遣の件

○議長(稲田忠則君) 日程第4、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣についてはお手元に配付しておりますとおり派遣することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(稲田忠則君) 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件につきましては、お手元に配付してありますとおり派遣することに決定いたしました。

日程第5 閉会中の継続調査の件

○議長(稲田忠則君) 日程第5、閉会中の継続調査の件を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第70条の規定によって、別紙継続調査の一覧表のとおり閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りいたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(稲田忠則君) 異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査することに決定いたしました。

以上をもちまして、今定例会に提案されました全ての案件は議了されました。

3月8日から本日まで8日間にわたりまして御協力いただきまして、まことにありがとうございました。これで平成28年第1回益城町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時39分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

益 城 町 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員